

## 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂

『電気通信事業紛争処理マニュアル（旧：IT時代の公正な紛争解決に向けて）』（第7版）における前版（平成17年11月）からの主な変更点

頁	区分	概 要
	修正	便覧のタイトルを「IT時代の公正な紛争解決に向けて～円滑な電気通信事業展開のための制度と実務～」から「電気通信事業紛争処理マニュアル～紛争処理の制度と実務～」へ改称
<b>第 部『手続解説』</b>		
-7、9、16	修正	あっせん・仲裁の対象の説明について、表現の見直し
-15	修正	あっせん手続のフローチャートについて、あっせんに適しない場合（電気通信事業法第154条第2項関連）の事例を明確化
<b>第 部『事例集成』</b>		
	修正	あっせん等の事案区分について、表現の見直し
	削除	第1章第2節（協議命令申立て等）、第1章第3節（細目裁定申請）、第3章第1節及び第2節（意見申出等に係る業務方法等の是正等）について、紛争処理委員会発足前の事案は削除
-38～41	追加	前版以降に処理したあっせん事件（16件）を掲載
-45、63、77	追加	第1章第2節（協議命令申立て等）、第1章第3節（細目裁定申請）及び第2章（他人の土地の使用に係る協議認可申請）の諮問案件について、未掲載の諮問書を掲載
-101～105	修正	総務大臣への勧告事例について、関係資料 から掲載場所を変更（第4章新設）

頁	区分	概 要
<b>付属関係資料『資料 電気通信事業紛争処理委員会関係資料』</b>		
資料-5～6	修正	「電気通信事業紛争処理相談窓口」から「電気通信事業者」相談窓口へ改称等
<b>付属関係資料『資料 電気通信事業紛争処理委員会活動状況』</b>		
資料-13～14	追加	前版以降に開催した委員会を掲載
資料-15	追加	年度別処理等件数（グラフ化）を掲載
資料-16	追加	あっせんの類別内訳（グラフ化）を掲載
資料-18～19	追加	前版以降に処理したあっせん事件を掲載
<b>付属関係資料『資料 電気通信事業法等の運用基準等』</b>		
	削除	「ファイアウォールの設定・遵守に関して個別事業者にあてて発出された文書」及び「接続条件等における公正競争条件確保に関して第一種指定電気通信設備設置事業者にあてて発出された文書」を削除
資料-20～22、 24～25	修正	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正
資料-31～32、 43、52、66	修正	「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の一部改正
資料-73～83	追加	関係ガイドライン「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を掲載
資料-84～86	追加	関係ガイドライン「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を掲載
<b>付属関係資料『資料 関係法令集成』</b>		
法令-4	追加	電気通信事業法第21条第1項を掲載（特定電気通信役務関連）
法令-39	修正	電気通信事業法施行令の一部改正（同法施行令第4条第7号）
法令-44、45	修正	電気通信事業法施行規則の一部改正（同法施行規則第9条第1項第3号、第14条第1号）
法令-47	追加	電気通信事業法施行規則第19条の3、第19条の4を掲載（特定電気通信役務関連）

**電気通信事業紛争処理マニュアル**  
**— 紛争処理の制度と実務 —**  
**【第7版】**

平成19年6月 日  
電気通信事業紛争処理委員会

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理するため、総務省の許認可部門とは独立した専門的機関として、平成13年11月30日に発足しました。

電気通信分野では、昭和60年に競争原理が導入されて以来今日まで、累次の電気通信事業法の改正により、規制緩和が進められる一方で、事業者間の公正競争確保のための環境整備が進められてきているところです。

電気通信分野における公正かつ有効な競争条件の確保は、電気通信サービスの円滑な提供と電気通信の健全な発達の基礎となるものであり、このための政策としては、電気通信事業者間の事前の競争ルール整備とともに、紛争が生じた場合にこれを円滑かつ迅速に解決する事後の紛争処理制度の整備が行われています。

これら2つの政策に係る事務は、それぞれ総合通信基盤局と当委員会とで分担管理されていますが、これらが車の両輪のように相互に補完しあってこそ、その実効性が確保されるものです。

本便覧では、紛争処理制度を有効に活用していただけるよう、電気通信事業者の視点に立って、電気通信事業者間に発生する紛争の解決に関して参考となる諸情報を総合的かつ体系的に所収しています。特に当委員会による紛争解決は、同種事案が将来発生した場合に紛争解決を予測可能とする判例的な意味合いを持つことから、企業秘密や個人情報に係る部分を除き電気通信事業者の参考に資するため、積極的な情報開示に努めることとしています。

具体的には、①紛争解決のために設けられている制度の利用手続についての解説、②実際に発生した事例とその解決についての紹介、③関係法令や指針等の関係資料を集成したものであり、政策の一覧性という観点から、総合通信基盤局の所掌する事項についても記載しています。

関係各方面において、この便覧がさらに有効に活用され、一層円滑な紛争解決が図られることを切に期待しております。

なお、今回の改訂では、前版以降のあっせん事例を追加するとともに、関係資料の現行化等を行っております。

近年、ブロードバンド化の進展、PSTN（回線交換網）からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、電気通信分野における競争環境は大きく変化してきています。当委員会としても、最新の技術やサービスの動向、競争の実態等の情報を収集し、新たな分野や新しい形態の紛争事案にも適確に対応できるよう努力してまいりたい所存です。

平成19年6月 日

電気通信事業紛争処理委員会  
委員長 森永 規彦

## 目次

~~第6版にあたって~~

はじめに

### 第 I 部 手続解説

序	…………… I - 1
1 制度の沿革	… I - 1
2 制度の俯瞰	… I - 6
<b>第 1 章 電気通信設備の接続等</b>	<b>…………… I - 7</b>
第 1 節 あっせん	…………… I - 8
1 趣旨	… I - 8
2 対象	… I - 8
3 手続	… I - 9
(1) あっせんの申請	… I - 9
(2) 答弁	… I -12
(3) 代理人及び補佐人の参加	… I -12
(4) あっせん委員の指名	… I -12
(5) 手続の分離又は併合	… I -13
(6) あっせんの開始	… I -13
(7) あっせん手続の非公開	… I -13
(8) あっせん案の提示	… I -13
(9) あっせんの終了・打ち切り	… I -13
(10) あっせん手続に関する事実の公表	… I -14
第 2 節 仲裁	…………… I -16
1 趣旨	… I -16
2 対象	… I -16
3 手続	… I -17
(1) 仲裁の申請	… I -17
(2) 答弁	… I -20
(3) 代理人及び補佐人の参加	… I -20
(4) 仲裁委員の選定・指名	… I -20
(5) 仲裁廷の長の指名	… I -22
(6) 仲裁委員の忌避	… I -22
(7) 仲裁委員解任の申立て	… I -23
(8) 手続の分離又は併合	… I -23
(9) 仲裁廷の仲裁権限についての判断	… I -23
(10) 暫定措置又は保全措置	… I -23
(11) 審理・調査	… I -23

(1 2) 和解案の提示	… I - 26
(1 3) 仲裁手続の非公開	… I - 26
(1 4) 仲裁判断	… I - 27
(1 5) 仲裁手続の終了	… I - 27
(1 6) 仲裁手続終了後の手続	… I - 28
(1 7) 仲裁手続に関する事実の公表	… I - 29
<b>第3節 協議命令</b>	…………… I - 31
1 趣旨	… I - 31
2 対象	… I - 31
3 手続	… I - 32
(1) 命令の申立て	… I - 32
(2) 聴聞	… I - 34
(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I - 37
(4) 総務大臣の協議命令	… I - 37
<b>第4節 細目裁定</b>	…………… I - 39
1 趣旨	… I - 39
2 対象	… I - 39
3 手続	… I - 39
(1) 裁定の申請	… I - 39
(2) 答弁書の提出	… I - 40
(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I - 40
(4) 総務大臣の裁定	… I - 40
<b>第2章 他人の土地・工作物の使用</b>	…………… I - 43
<b>第1節 協議認可</b>	… I - 43
1 趣旨	… I - 43
2 対象	… I - 44
3 手続	… I - 45
(1) 認可の申請	… I - 45
(2) 意見聴取	… I - 45
(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I - 45
(4) 総務大臣の認可	… I - 45
<b>第2節 裁定（土地等の使用权）</b>	…………… I - 51
1 趣旨	… I - 51
2 対象	… I - 51
3 手続	… I - 51
(1) 裁定の申請	… I - 51
(2) 意見書の提出	… I - 53
(3) 都道府県収用委員会からの意見聴取	… I - 53
(4) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I - 53
(5) 総務大臣の裁定	… I - 53

第3節 裁定（支障の除去）	…………… I -57
1 趣旨	… I -57
2 対象	… I -57
3 手続	… I -57
（1）裁定の申請	… I -57
（2）意見書の提出	… I -59
（3）電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I -59
（4）総務大臣の裁定	… I -59

第3章 役務提供条件・業務方法の是正 …………… I -61

第1節 意見申出	…………… I -61
1 趣旨	… I -61
2 対象	… I -61
3 手続	… I -61
（1）意見の申出	… I -61
（2）処理	… I -63

**第II部 事例集成**

**参考** 電気通信事業紛争処理委員会処理事例一覧

第1章 電気通信設備の接続等 …………… II - 1

第1節 あっせん・仲裁申請 …………… II - 1

1 平成13年12月27日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成13年12月27日（争）第1号）	… II - 1
2 平成14年2月1日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月1日（争）第1号）	… II - 3
3 平成14年2月12日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日（争）第2号）	… II - 5
4 平成14年2月12日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日（争）第3号）	… II - 9
5 平成14年2月13日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日（争）第4号）	… II -11
6 平成14年2月13日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日（争）第5号）	… II -13
7 平成14年2月25日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月25日（争）第6号）	… II -15
8 平成14年4月30日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年4月30日（争）第7号・同第8号）	… II -16
9 平成14年7月4日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成14年7月4日（争）第9号～第23号）	… II -18
10 平成15年2月14日申請事例 （電気通信事業紛争処理委員会平成15年2月14日（争）第1号）	… II -22

1 1	平成15年6月11日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成15年6月11日(争)第2号)	…II-23	
1 2	平成16年4月2日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成16年4月5日(争)第1号・同第2号)	…II-26	
1 3	平成16年8月31日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成16年8月31日(争)第3号・同第4号)	…II-29	
1 4	平成16年12月17日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成16年12月17日(争)第5号・同第6号)	…II-32	
1 5	平成17年4月14日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成17年4月14日(争)第1号)	…II-34	
1 6	平成17年7月8日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成17年7月8日(争)第2号・同第3号)	…II-36	
1 7	平成18年8月9日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成18年8月9日(争)第1号～第14号)	…II-38	コメント [01]: 新規事例の追加
1 8	平成19年3月23日申請事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成19年3月26日(争)第1号・同第2号)	…II-40	コメント [02]: 新規事例の追加

第2節 協定締結命令・協議命令申立て …… II-42

<del>1</del>	<del>平成6年10月18日申立て事例 (郵政省平成6年10月18日第2931号)</del>	<del>…II-38</del>	
<del>2</del>	<del>平成6年11月8日申立て事例 (郵政省平成6年11月8日第3230号等)</del>	<del>…II-40</del>	
<del>3</del>	<del>平成12年8月11日申立て事例 (郵政省平成12年8月11日第9182号)</del>	<del>…II-42</del>	コメント [03]: 紛争処理委員会発 足前の事例は削除
1	平成15年5月16日申立て事例 (基・電・料金サービス課平成15年5月16日第1340号)	…II-42	

第3節 細目裁定申請 …… II-59

<del>1</del>	<del>平成12年8月11日申請事例 (郵政省平成12年8月11日第0183号)</del>	<del>…II-61</del>	コメント [04]: 紛争処理委員会発 足前の事例は削除
1	平成14年7月18日申請事例 (基・電・料金サービス課平成14年7月18日第1089号)	…II-59	

第2章 他人の土地・工作物の使用 …… II-74

第1節 協議認可申請 …… II-74

1	平成14年3月19日申請事例 (基・電・事業政策課平成14年3月19日第210号)	…II-74	
---	--	--------	--

第3章 役務提供条件・業務方法等の是正 …… II-87

第2節 意見申出 …… II-95

<del>1</del>	<del>平成10年11月27日申出等事例 (郵政省平成10年11月27日第6542号等)</del>	<del>…II-93</del>	削除: 1
<del>2</del>	<del>平成12年9月20日申出事例 (郵政省平成12年9月20日第10246号)</del>	<del>…II-97</del>	



<del>3</del>	<del>平成13年4月2日申出事例 (基・電・利環整備室平成13年4月2日第14号)</del>	<del>…II-102</del>
<del>4</del>	<del>平成13年4月2日申出事例 (基・電・利環整備室平成13年4月2日第15号)</del>	<del>…II-104</del>
<del>5</del>	<del>平成13年4月26日申出事例 (基・電・利環整備室平成13年4月26日第17号)</del>	<del>…II-108</del>
<del>6</del>	<del>平成13年6月28日申出事例 (基・電・利環整備室平成13年6月28日第28号)</del>	<del>…II-110</del>
<del>7</del>	<del>平成13年8月31日申出事例 (基・総務課平成13年8月31日第157号)</del>	<del>…II-112</del>
<del>8</del>	<del>平成13年11月5日申出事例 (基・総務課平成13年11月5日第175号)</del>	<del>…II-116</del>

コメント [05]: 紛争処理委員会発  
足前の事例は削除

1	平成13年12月28日申出事例 (基・総務課平成13年12月28日第193号及び同第194号)	…II-95
2	平成14年8月6日申出事例 (基・総務課平成14年8月6日第81号)	…II-99

削除: 2

**第1節 総務大臣の職権による業務改善命令** ……II-87

1	平成14年4月19日命令事例 (平成14年4月19日総基料第70号の5)	…II-87
2	平成16年2月5日命令事例 (平成16年2月5日総基料第3号の6)	…II-91

**第4章 総務大臣への勧告** ……II-101

1	平成14年2月26日勧告事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月26日電委第32号)	…II-101
2	平成14年8月6日勧告事例 (電気通信事業紛争処理委員会平成14年11月5日電委第115号)	…II-102

**付属 関係資料**

**資料I 電気通信事業紛争処理委員会関係資料**

○委員・特別委員名簿	…資料-1
○事務局概要	…資料-4
○連絡窓口一覧	…資料-6

**資料II 電気通信事業紛争処理委員会活動状況**

○活動状況	…資料-8
○総務大臣への勧告事例	…資料-17

**資料Ⅲ** 電気通信事業法等の運用基準等

○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月1日）	…資料-20	
○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月30日）	…資料-28	
<del>○ファイアーウォールの設定・遵守に関して個別事業者にあてて発出された文書</del>		
<del>◇東京電力株式会社に対する第一種電気通信事業許可状（平成14年2月8日）</del>		
<del>別紙（公正競争条件確保に係る許可条件抜粋）</del>	…資料-75	
<del>◇NKK再編時のファイアーウォールの遵守について（平成14年4月8日）</del>	…資料-76	
<del>◇中部電力株式会社に対する第一種電気通信事業許可状（平成14年9月25日）</del>		
<del>別紙（公正競争条件確保に係る許可条件抜粋）</del>	…資料-81	
<del>○接続条件等における公正競争条件確保に関して第一種指定電気通信設備設置事業者にあてて発出された文書一覧</del>	…資料-82	
○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月11日）	…資料-73	コメント [06]: 関係ガイドラインの追加
○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン（平成18年12月22日）	…資料-84	コメント [07]: 関係ガイドラインの追加

**資料Ⅳ** 関係法令集成

○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄)	…法令 1
○国家公務員法(昭和22年法律第120号)(抄)	…法令 20
○仲裁法(平成15年法律第138号)(抄)	…法令 21
○民事訴訟法(平成8年法律第109号)(抄)	…法令 32
○行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)	…法令 33
○民法(明治29年法律第89号)(抄)	…法令 37
○民事執行法(昭和54年法律第4号)(抄)	…法令 37
○電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)(抄)	…法令 38
○電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)	…法令 41
○電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(抄)	…法令 44
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号)	…法令 68
○総務省聴聞手続規則(平成12年総理府/郵政省/自治省令第3号)	…法令 72
○電気通信事業紛争処理委員会運営規程(平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号)	…法令 75
○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号)	…法令 80

# 第 I 部 手続解説

# 序

## 1 制度の沿革

(1) 電気通信事業分野においては、昭和60年に競争原理が導入され、複数の電気通信事業者が参入することとなった。ところが、電気通信事業は、ネットワーク産業であり、ネットワークの経済性を享受するためには、その電気通信設備同士の接続等が必要とされるが、接続相手の電気通信事業者は、大抵の場合、競争相手でもあることから、新規参入を妨害し競争を制限する手段に用いられやすい産業構造を有している。

(2) このような電気通信事業分野において、より円滑なサービス提供を実現するためには、電気通信事業者間の競争ルールを定めるとともに、電気通信事業者間に紛争が生じた場合、これを公正かつ迅速に解決する必要がある。そこで、電気通信事業法では、事業展開に不可欠な設備の開放をはじめとする接続ルールや、紛争を円滑に処理するための制度の整備が順次進められてきた。

その概略をまとめると、次のとおりである（括弧内に記載した条項は、制定・改正後当時の電気通信事業法の条項）。

- ① 昭和60年4月1日に施行された電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）においては、第一種電気通信事業者（当時）の制度として、協議不能又は不調時のために電気通信事業者の設備の接続・共用に関する命令・裁定の制度（第39条〔現第35条及び第38条〕（以下、「序」において、現行法の条項番号を〔 〕内に付記する。））が創設され、また、業務改善命令の制度（第36条〔現第29条〕）及び他人の土地及び工作物の使用権設定等に関する制度（第73条から第88条まで〔現第128条から第143条まで〕）も設けられた。<sup>1</sup>
- ② 続いて、約款外役務の制度を導入する電気通信事業法の一部を改正する法律（昭和62年6月2日法律第57号）によって、約款外役務契約

---

<sup>1</sup> 電気通信事業法制定以前の他人の土地等の使用に関する規定としては、公衆電気通信法（昭和28年7月31日法律第97号。昭和60年4月1日廃止。）第81条から第104条まで、更にそれ以前には、旧電信線電話線建設条例（明治23年8月6日法律第58号。昭和28年8月1日廃止。）があった（事業法第128条から第143条までの規定は、認定電気通信事業者の制度として設けられている。）。

締結の命令の制度が導入され<sup>2</sup>、同時に接続・共用の制度が第二種電気通信事業者（当時）にも適用されることになった。

- ③ 接続制度の整備を行う電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）により、電気通信回線設備との接続について、第一種電気通信事業者（現行法では、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者）の接続の義務が明定された（第38条[現第32条]）。当該電気通信回線設備との接続に関して接続命令を前置とせず裁定が行い得るものとされ（第39条第3項[現第35条第3項]）、業務改善命令の発動要件に、接続について不当な業務運営を行っている場合が加えられた（第36条第5項[現第29条第1項]）。

また、接続ルールを加重的に設定する指定電気通信設備（現行法では、第一種指定電気通信設備）の制度の導入に伴い、これとの接続に関して定められる接続約款につき、接続約款変更命令（第36条第3項及び第4項[現第33条第6項及び第8項]）の制度が新設された。

- ④ 料金認可制を原則として届出制に移行させる電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年5月8日法律第58号）では、不当な競争を引き起こすことにより利用者の利益を阻害すること等を要件として料金変更命令を発動できる制度（第31条第2項[現第19条第2項及び第20条第3項]）が新設された。また、サービス提供による不利益等があった場合に、サービスの提供条件や業務方法を事後的に是正する契機とするための意見申出の制度（第96条の2[現第172条]）も併せて新設された。

(3) 更に近年、電気通信事業分野において急速な技術革新を背景として料金の低廉化とサービスの多様化がますます進展してきており、電気通信事業の展開に際しての紛争についても、次のとおり新しい動きが見られるようになってきた。

- ① 加入者回線や光ファイバ設備の細分化（アンバンドル）が行われる等により接続の形態が多様化してきたことに加え、移動体通信やIPネットワークに関して従来の固定網とは異なる様々な論点が出てくると共に、接続等の条件について、サービスの提供条件との関係で一層の公正性が求められるようになり、接続等に関する電気通信事業者間の紛争も多様かつ複雑なものとなってきた。

---

<sup>2</sup> 現在は、卸電気通信役務契約締結の命令の制度に引き継がれている。

② また、IP化により高速ネットワークへの需要が顕在化する等の中で、電気通信事業者が円滑にネットワークを構築するためには、電気通信事業者以外の公益事業者等の設備を利用する必要性も高まってきた。このため、紛争は、従来のような電気通信事業者間のみならず、電気通信事業者と他の公益事業者等との間でも発生するようになってきた。

③ さらに、競争構造の変革に対応して、公正な競争を確保するために事前の競争ルールを整備する一方、これと両輪となって競争を促進する事後の紛争処理手続を整備し、競争ルールを担保・補完する必要が出てきた。また、紛争解決を通じて得られた知見を競争ルールへ円滑にフィードバックさせるスキームも有用と考えられるようになってきた。

削除: 更

(4) このような動きに対応して、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年6月22日法律第62号)では、次の諸点について規定整備が行われた(括弧内は、同法による改正後の電気通信事業法の条項)。

① まず、電気通信事業者間の紛争処理のための手続として、卸電気通信役務の提供に関する命令・裁定(第39条の6において準用する第39条第3項、第4項及び第39条の4第1項[現第39条において準用する第35条第3項、第4項及び第38条第1項])、契約約款の変更の命令(第31条の4第2項[現第19条第2項及び第20条第3項])、市場支配力を有する事業者の禁止行為に係る停止・変更命令(第37条の2第4項[現第30条第4項]、第37条の3第4項[現第31条第3項])、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の命令(第38条の3第3項[現第34条第3項])等を創設した。

そして、接続協議の不調等の紛争事案に対する簡易で迅速な紛争処理手続として、あっせん及び仲裁の手続(第88条の12から第88条の17まで[現第154条から第159条まで])を新設した。

② また、第一種電気通信事業者(現行法では、認定電気通信事業者)による他人の土地・工作物の使用に関して、従来からの手続を整備した(第73条第1項、第4項等[現第128条第1項、第4項等])。

③ さらに、総務省の許認可部門と分離して電気通信事業紛争処理委員会を創設(第88条の2から第88条の11まで[現第144条から第153条まで])し、同委員会があっせん及び仲裁を自ら行い、また、総務大臣が命令や裁定等の行政処分を行う際に、諮問を受けて審議・答申を行うこと

削除: 更

とした（第88条の12から第88条の19まで〔現第154条から第161条まで〕）。この他、同委員会において、その権限に属せられた事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に必要な勧告をすることができることとした（第88条の20〔現第162条〕）。

- (5) 上記法改正を受けて平成13年11月30日に発足した電気通信事業紛争処理委員会では、その運営や手続について、電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）を決定した。また、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（平成14年6月25日電気通信事業紛争処理委員会決定第2号）では、委員会の情報開示に関する手続を定め、委員会運営の透明化と紛争当事者の情報の慎重な取扱いとの調和を図った。
- (6) 平成15年には、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年7月24日法律第125号）により、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止し、従来の第一種・第二種を問わずすべての電気通信事業者間において、接続及び共用に関する命令並びに接続、共用及び卸電気通信役務の提供に関する裁定の申立が可能となった〔現第35条、第38条及び第39条〕とともに、認定電気通信事業者への業務改善命令が新設された〔現第121条第2項〕。
- また、料金及び約款の届出制の原則が相対契約可能な制度に移行されたことから、接続約款の変更命令の対象が第一種指定電気通信設備関係に限定され〔現第33条第8項〕、卸電気通信役務の契約約款の変更命令が廃止されるとともに、料金変更命令及び契約約款変更命令の対象が限定され〔現第19条第2項〕、これに対応して業務改善命令の対象が一部拡大された〔現第29条〕。
- (7) なお、司法制度改革の中で仲裁法（平成15年8月1日法律第138号）が制定されたことを受けて、電気通信事業の仲裁についても手続規定の整備を図り、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第2号）で、委員等に関する事実の開示等を定めるとともに、電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則（電気通信事業紛争処理委員会決定第3号）を決定した。
- (8) 平成16年12月1日には、電気通信事業紛争処理委員会が、第1期3年目を迎えることから、これまでの活動を振り返り、その実績を検証するとともに、今後の更なる発展を目指して紛争処理の在り方について問題提起を行い、また、当委員会を利用する電気通信事業者をはじめとする外部

の意見を広く募り、ADR機能の更なる改善に向けて総括を実施し、「電気通信事業紛争処理委員会第1期3年間を総括して ―ADR機能の更なる改善に向けて― 」を取りまとめた。

また、この総括文書の提言に基づき、電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則（平成15年10月3日電気通信事業紛争処理委員会決定第3号）の一部を改正する決定を行い、当委員会の公正中立性の確保の観点から、あっせん委員・仲裁委員を指名する際の欠格事由をより具体的にするとともに、あっせん手続・仲裁手続の改善を行った。

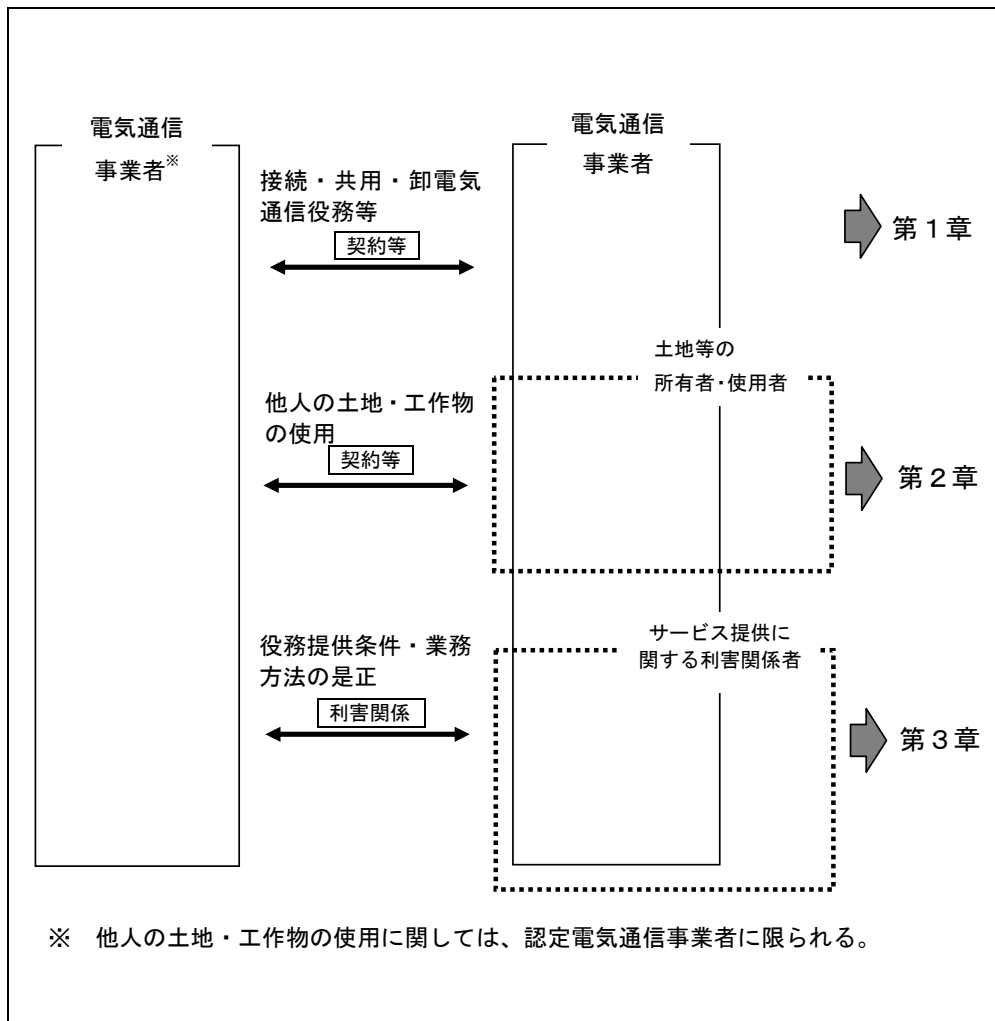


## 2 制度の俯瞰

現行の制度においては、図表1のとおり、1) 電気通信事業者間、2) 電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間、3) 電気通信事業者とそのサービスの提供に関する利害関係者との間の別に、紛争解決の手続が異なっている。

そこで、第1章から第3章までにおいては、これらの主体別の紛争の場面ごとに紛争解決制度の解説を行うこととする。

図表1 紛争の場面と紛争解決制度



## 第1章 電気通信設備の接続等

電気通信事業者間で接続等に関する紛争が生じた場合に、その解決を求める制度として、電気通信事業法では、あっせん、仲裁、協議命令、細目裁定及び意見申出の制度を設けている。このうち、意見申出については後述するが、あっせん、仲裁、協議命令及び裁定の概略は、次のとおりである。

図表2 接続等の主な紛争処理制度の概略

	あっせん	仲裁	協議命令	裁定
対 象	①電気通信設備の接続 ②電気通信設備の共用 ③卸電気通信役務の提供 ④接続用の電気通信設備の設置・保守 ⑤接続用の土地・工作物の利用 ⑥接続用の情報の提供 ⑦電気通信役務提供に関する業務の委託 ⑧電気通信役務提供のための設備の利用 ⑨電気通信役務提供のための設備の運用		①電気通信設備の接続 ②電気通信設備の共用 ③卸電気通信役務の提供	
申 請 ・ 申 立 て	協議当事者の一方又は双方	協議当事者の双方	協議当事者の一方	協議当事者の一方
主 体	電気通信事業紛争処理委員会のあっせん委員	電気通信事業紛争処理委員会の仲裁委員（3人）	総務大臣 (電気通信事業紛争処理委員会へ諮問)	総務大臣 (電気通信事業紛争処理委員会へ諮問)
当事者に 係 る 主 な 手 続	・意見聴取 ・あっせん案提示	・答弁 ・審尋 ・事実関係調査 ・和解案提示 ・仲裁判断	・聴聞 ・命令	・答弁 ・裁定
本 手 続 の 結 果 に 不 服 等 の 場 合 に 採 り 得 る 手 続	・あっせん案受諾の拒否等	—	・異議申立て(聴聞の通知を掲示により受け、聴聞に出頭しなかった当事者等) ・取消訴訟 (6月以内)	・民事訴訟(金額の増減(6月以内)) ・異議申立て(上記以外) ・取消訴訟 (6月以内)

本章第1節から第4節まででは、これらの処理を求める手続ごとにその制度を解説する。

## 第1節 あっせん

### 1 趣旨

あっせん制度は、電気通信事業者間に紛争が生じた場合において、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん委員が両当事者の間に入って相互の歩み寄りにより、紛争の迅速な解決を図ろうとするものである。

本制度は、当事者間の紛争について新たな合意点が見つかるようあっせん委員が協力し、合意点が見つかった場合には、その条件で事件の解決を図るというものであり、当事者相互の歩み寄りが期待できるような紛争において、自主的な解決に導くことを企図した手続であって、強制的な効果は有していない。

### 2 対象

電気通信事業紛争処理委員会のあっせんは、次の①～⑨に掲げる事項に関する協定及び契約の締結について、

- 1) 締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合
- 2) 協議は開始したものの協議が調わない場合
- 3) 協定等の細目について当事者間の協議が調わない場合

において、申請することができる（電気通信事業法（以下「事業法」という。）第154条第1項（第156条第1項、第2項で準用する場合を含む。）、第157条第1項）。

- ① 電気通信設備の接続（事業法第154条第1項）
- ② 電気通信設備の共用（事業法第154条第1項（第156条第1項で準用））
- ③ 卸電気通信役務の提供（事業法第154条第1項（第156条第2項で準用））
- ④ 接続に必要な電気通信設備（接続のための伝送路やコロケーション設備、その他）の設置・保守（事業法第157条第1項、電気通信事業法施行令（昭和60年4月1日政令第75号。以下「施行令」という。）第7条第1号）
- ⑤ 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物（局舎、管路、とう道、遠隔収容装置（RT）設置施設、その他）の利用（同上）
- ⑥ 接続に必要な情報（伝送路設備等の設置場所や仕様・状況、局舎の設置場所・状況、接続料・調査費用・工事費等の負担額やその算定根拠、その他）の提供（同上）
- ⑦ 電気通信役務の提供に関する業務（利用者への料金の請求や回収、各種販売や注文取次、その他）の委託（事業法第157条第1項、施行令第7条第2号）

- ⑧ **電気通信**役務の円滑な提供の確保のための設備（利用者に関するデータベース、コロケーション設備のための電源・空調設備、クロージャ、ダークファイバ、専用線等）の利用（一方が他方の設備を利用）（事業法第157条第1項、施行令第7条第3号、電気通信事業法施行規則（昭和60年4月1日郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第54条の2）
- ⑨ **電気通信**役務の円滑な提供の確保のための設備（利用者に関するデータベース、優先接続登録センタの設備等）の運用（一方が自らの設備を運用し、他方の利害に影響）（同上）

ただし、上記に該当する場合であっても、

- 1) 当事者間の対立が激しく、当事者の互譲による妥協の余地が全くないといった、性質上あっせんをするのに適当でないと認められる場合（例えば、当事者の一方があっせんに拒否するなど、あっせん手続を進めることができないことが明らかな場合）や
  - 2) あっせんの申請が紛争の解決を求める形式をとってはいるが、実質的には別の不当な目的を狙いとしていることが明白であり、あっせん制度の濫用に当たると認められる場合（例えば、申請の目的が紛争の解決を求めるのではなく、単なる嫌がらせである場合、申請により相手方の社会的信用を低下させることを目的としている場合、事件の解決についてその引き延ばしを図る目的で申請をした場合）
- には、あっせんは行われぬ（事業法第154条第2項（第156条第1項、第2項、第157条第2項で準用する場合を含む。））。

### 3 手続<sup>3</sup>

あっせんの手続の概要は図表5のとおりである。

#### (1) あっせんの申請

あっせんに申請しようとする者は、図表3の様式（接続に関するものの場合）の申請書に必要事項を記入の上、提出しなければならない（電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成13年11月29日総務省令第155号。以下「手続規則」という。）第4条、様式第1）。

（記載における留意点については、図表4を参照。）

---

<sup>3</sup> 以下の参照条文を示す括弧書では、接続協定に関するものに限っているが、あっせん対象となるその他の協定及び契約についても、同様の準用規定が設けられていることに注意（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項）

図表3 あっせん申請書（接続に関するものの場合）

あっせん申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所  
(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。） 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。）

電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不能（不調）のため、電気通信事業法  
第154条第1項の規定により、次のとおりあっせんに申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
あっせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の 経過	
その他参考となる事項	

（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。）

図表4 あっせん申請書・記載における留意点

あっせん申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所 東京都〇〇区××町△-△-△  
(ふりがな)  
氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク  
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印  
登録年月日及び登録番号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号  
連絡先 〇〇企画部  
電話番号

電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不調のため、電気通信事業法第154条第1項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載してください。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、その他の事業者は届出年月日及び届出番号を記載してください。

連絡の取れる担当部署名、電話番号等を記載してください。

両当事者の住所、氏名を記載してください。

それぞれ別紙とすることもできます。

申請書の提出は、総務大臣（総務省総合通信基盤局総務課公正競争推進室。地方においては、当該地方を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等を窓口とすることもできる。）を經由して行う（事業法第158条、手続規則第6条）。

委員会は、事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき、当事者が不当な目的でみだりにあっせんの申請をしたと認めるときであって、あっせんをしないときには、その旨を申請者に通知する（事業法第154条第2項、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年11月26日政令第362号。以下「委員会令」という。）第6条）。

## （2）答弁

あっせんの申請がなされたときは、委員会は、その写しを添えて相手方の当事者にその旨を通知し（委員会令第5条）、一方当事者があっせんを求めた事項に対する自らの答弁の提出を求める。この場合、委員会は、相当の期間を指定して適宜様式により答弁書を提出すべき旨の指示をすることができる（電気通信事業紛争処理委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第4条の2）。

## （3）代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができるが、代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、あっせん委員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる（運営規程第3条の3）。

## （4）あっせん委員の指名

委員会は、事件ごとに、予め指定された委員及び特別委員（資料-1・2頁参照）の中からあっせんを行うあっせん委員を指名する（事業法第154条第3項）。

当事者たる法人の役員等の特別の利害関係がある者に対して指名はされない<sup>4</sup>（運営規程第3条第1項）が、自己の公平性又は独立性に疑いを生じさせ

<sup>4</sup> あっせん委員指名の欠格事由（運営規程第3条第1項）

- ① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
  - ② 委員若しくは特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の子の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
  - ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- これらは、仲裁委員の指名についても同じ。

るおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

あっせん委員は、1人の場合も複数の場合もあり得る。複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する（運営規程第4条の3）。

削除: 2

(5) 手続の分離又は併合

あっせん委員は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせんの手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(6) あっせんの開始

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める（事業法第154条第4項）。

(7) あっせん手続の非公開

あっせん委員の行うあっせん手続は、非公開とする。ただし、あっせん委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（委員会令第13条）。

また、あっせん手続においてあっせん委員又は委員会事務局が作成・取得した資料も、非公開とする。

ただし、

- 1) 当事者がその公開を承諾する場合、
- 2) その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合

には、当該資料は、委員会事務局において一般の閲覧に供される（運営規程第19条第1項及び第2項）。

(8) あっせん案の提示

あっせん委員は、両当事者から意見を聴取し、報告を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる（事業法第154条第5項）。これに応じるか否かは、両当事者の任意である。

(9) あっせんの終了・打切り

両当事者に解決のための合意が成立した場合、民法上の和解が成立したこととなり（民法（明治29年4月27日法律第89号）第695条、第696条）、権利関係が確定し、あっせんは終了する。



合意が成立する見込がなくなるとあっせん委員が認める場合（事業法第154条第2項）や、当事者が協議開始命令の申立て又は裁定・仲裁の申請をした場合（事業法第154条第6項）、あっせんは打ち切られる。委員会は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知する（委員会令第6条）。

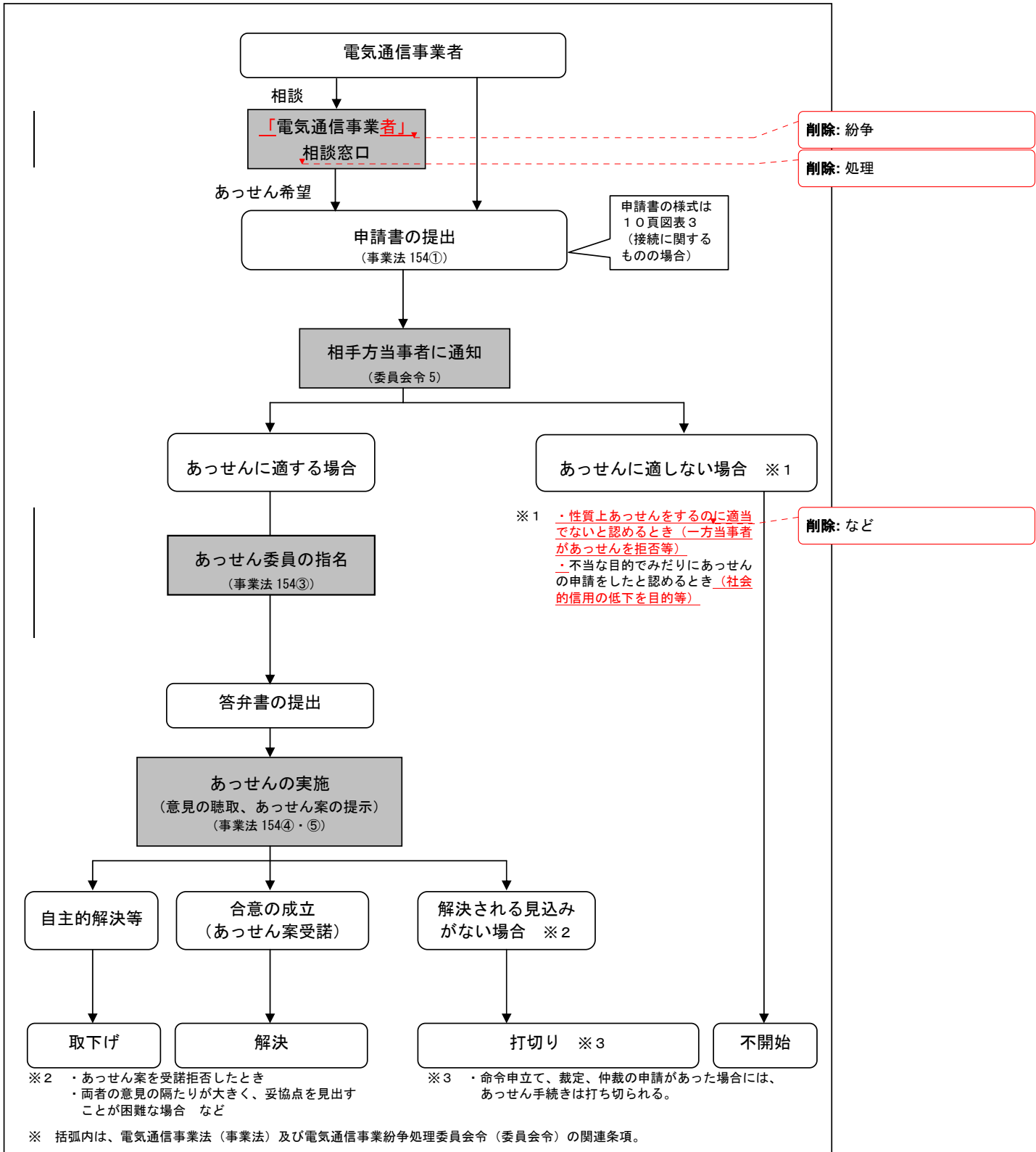
(10) あっせん手続に関する事実の公表

委員会では、あっせんの申請受理及び手続終結の年月日を公表する（運営規程第20条第1項）。

委員会では、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、次の場合にあっせん手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張、結果の概要を公表する（運営規程第20条第1項、第2項及び第3項）。

- ① あっせんの当事者がその公表を承諾する場合
- ② ①の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

図表5 あっせんの手続の概要



## 第2節 仲裁

### 1 趣旨

仲裁制度は、電気通信事業者間に紛争が生じた場合において、その解決が円滑に図られるよう、委員会の仲裁委員に仲裁判断を委ねることで紛争の解決を図ろうとするものである。

仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生し、また、仲裁判断が命ずる給付については、執行決定により強制執行の対象となるものである。このため、あっせんと異なって厳格な手続がとられることになる。

### 2 対象

委員会の仲裁は、次に掲げる事項に関する協定及び契約の細目について協議が調わない場合に申請することができる（事業法第155条第1項（第156条第1項及び第2項で準用する場合を含む。）、第157条第3項）。

- ① 電気通信設備の接続（事業法第155条第1項）
- ② 電気通信設備の共用（事業法第155条第1項（第156条第1項で準用））
- ③ 卸電気通信役務の提供（事業法第155条第1項（第156条第2項で準用））
- ④ 接続に必要な電気通信設備（接続のための伝送路やコロケーション設備、その他）の設置・保守（事業法第157条第3項、施行令第7条第1号）
- ⑤ 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物（局舎、管路、とう道、RT、その他）の利用（同上）
- ⑥ 接続に必要な情報（伝送路設備等の設置場所や仕様・状況、局舎の設置場所・状況、接続料・調査費用・工事費等の負担額やその算定根拠、その他）の提供（同上）
- ⑦ 電気通信役務の提供に関する業務（利用者への料金の請求や回収、各種販売や注文取次、その他）の委託（事業法第157条第3項、施行令第7条第2号）
- ⑧ **電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備**（利用者に関するデータベース、コロケーション設備のための電源・空調設備、クロージャ、ダークファイバ、専用線等）の利用（一方が他方の設備を利用）（事業法第157条第3項、施行令第7条第3号、施行規則第54条の2）
- ⑨ **電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備**（利用者に関するデータベース、優先接続登録センタの設備等）の運用（一方が自らの設備を運用し、他方の利害に影響）（同上）

### 3 手続<sup>5</sup>

仲裁の手続の概要は図表 8 のとおりである。

#### (1) 仲裁の申請

当事者間で協定又は契約の細目について協議不調の場合、当事者の双方は、委員会に対して仲裁を申請することができる（事業法第 155 条第 1 項）。申請に先立ってあつせん等の手続がとられている必要はない。

仲裁の申請は、

- 1) 双方の連名による場合のほか、
- 2) 予め当事者間で合意された仲裁契約条項に基づき一方から申請される場合、
- 3) 一方のみから申請はされたが後に他方が応諾する場合

がある。

2) 及び 3) の場合には、他方からの申請を待つて手続が進められることになる。

仲裁を申請する当事者は、図表 6 の様式（接続に関するものの場合）の申請書に仲裁判断を求める事項（結論として、どのような仲裁判断を求めるか。）等の必要事項を記入の上、提出しなければならない（手続規則第 5 条、様式第 2）。

（記載における留意点については、図表 7 を参照。）

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局総務課公正競争推進室。地方においては、当該地方を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等を窓口とすることもできる。）を経由して行う（事業法第 158 条、手続規則第 6 条）。

---

<sup>5</sup> 以下の参照条文を示す括弧書では、接続協定に関するものに限っているが、仲裁対象となるその他の協定及び契約についても、同様の準用規定が設けられていることに注意（事業法第 156 条第 1 項及び第 2 項、第 157 条第 4 項）。

図表 6 仲裁申請書（接続に関するものの場合）

<p>仲裁申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿</p>	
<p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入した ときは、押印を省略できる。) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号</p> <p>連 絡 先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。)</p>	
<p>電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不調のため、電気通信事業法第155条 第1項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。</p>	
<p>当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所</p>	
<p>仲裁判断を求める事項（協議の相手である当事 者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行って おり、その旨の通知が電気通信事業紛争処理委員会 からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の 仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載するもの とする。）</p>	
<p>協議の不調の理由及び協議の経過</p>	
<p>その他参考となる事項</p>	
<p>(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。)</p>	

図表7 仲裁申請書・記載における留意点

仲裁申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△  
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク  
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

登録年月日及び登録番号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号

連絡先 〇〇企画部

電話番号

電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不調のため、電気通信事業法第155条第1項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載してください。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、その他の事業者は届出年月日及び届出番号を記載してください。

連絡の取れる担当部署名、電話番号等を記載してください。

両当事者の住所、氏名を記載してください。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が委員会からあつた場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載してください。

それぞれ別紙とすることもできます。

仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始され、仲裁手続における請求は、(仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときを除き)時効中断の効力を生ずる(仲裁法第29条第2項、電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則(以下「仲裁準則」<sup>6</sup>という。)第8条)。

委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合、その相手方に対し、相当の期間を指定して、仲裁に付することについて同意するかどうか書面で回答すべきことを求めることができる(仲裁準則第8条の2)。

## (2) 答弁

当事者の一方から仲裁の申請があった場合、委員会は、他方当事者に当たる者に仲裁の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた当該他方当事者は、図表5記載の様式(接続に関するものの場合)の申請書に、一方当事者が仲裁判断を求めた事項に対する自らの答弁(結論として、どのような仲裁判断を求めるか。)等の必要事項を記入の上、提出する(手続規則第5条、様式第2)。

なお、相手方当事者が仲裁に応じない場合には、適宜の様式により、その旨の通知を委員会に対して行う。

## (3) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができるが、代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、仲裁廷の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる(運営規程第3条の3)。

## (4) 仲裁委員の選定・指名

委員会は、次の手続により、仲裁を行う3人の仲裁委員を指名する(事業法第155条第2項及び第3項)。

### ① 名簿の写しの送付

委員会は、予め指定された委員及び特別委員の「氏名及び職業」、「経歴」、「任命及び任期満了の年月日」が記載された名簿(資料-1・2頁参照)の写しを両当事者に送付する(委員会令第8条、手続規則第2条)。

---

<sup>6</sup> 仲裁準則は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する(仲裁準則第1条)。

② 公正性等に疑いを生じさせる事実の開示

両当事者の申請を受け、委員会は、予め指定された委員及び特別委員について申請事案に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実がある場合は、その事実を①の名簿の写しの送付の際等に開示する。(運営規程第4条の3第1項及び第2項)。

③ 当事者の選定による仲裁委員の指名

両当事者は、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから仲裁委員となるべき者を選定する。両当事者が共同で選定する場合は共同で選定した者について、別々に選定する場合は各々が選定した者のうち一致した者について、それぞれ合意があったと解される。ただし、3人を超える者について合意があった場合については、全体として無効となる。

両当事者は、仲裁委員となるべき者の選定をしたときは、その氏名を名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に委員会に対し通知する(委員会令第8条第2項)。

委員会は、両当事者が合意で選定した者につき、仲裁委員の指名を行う(事業法第155条第3項)。

④ 当事者の選定によらない仲裁委員の指名

上記通知が期間内になかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなされる(委員会令第8条第3項)。

当事者による仲裁委員の選定がなされない場合には、委員会は、独自に、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから、事件の性質、当事者の意思等を勘案して、仲裁委員の指名を行う(事業法第155条第3項、委員会令第9条第2項)。

各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないとする委員及び特別委員があるときは、予め、その氏名を名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に理由を付して委員会に通知することができる(委員会令第9条第1項、手続規則第1条第2項)。

仲裁委員の指名に当たっては、これを勘案することとなるが、必ずしもこれに拘束されるわけではない。また、当事者たる法人の役員である等、当事者と特別の利害関係がある者に対しては、指名はなされない(運営規程第3条第1項)が、自己の公平性又は独立性に疑いを生じさせる



おそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

⑤ 仲裁委員の指名の通知

委員会は、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、その氏名を通知する（委員会令第9条第2項）。

⑥ 仲裁委員が欠けた場合の手続

仲裁委員が死亡、罷免、辞任等の理由により欠けた場合には、委員会は、当事者に対し、遅滞なくその旨を通知し、後任の仲裁委員を上記と同様の手続で選定・指名する（委員会令第10条）。

(5) 仲裁廷の長の指名

委員会は、仲裁委員のうちから仲裁廷（3人の仲裁委員の合議体をいう。）の長を指名する（仲裁準則第17条第1項）。仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行い、仲裁手続における手続上の事項を決する（仲裁準則第17条第2項及び第4項）。

(6) 仲裁委員の忌避

当事者は、仲裁委員について仲裁の公正を妨げる事情があるときは、当該仲裁委員を忌避することができる。仲裁委員の忌避の申立ては、仲裁委員の指名があったことを知った日から15日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出することにより行わなければならない（仲裁準則第3条第2項）。

仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う（仲裁準則第3条第1項）。

仲裁廷は、仲裁委員について、

- 1) 当事者の合意により定められた仲裁委員の要件を具備しないとき、
  - 2) 仲裁委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があると認めるとき
- は、当該仲裁委員を忌避することに理由があるとする決定をする（仲裁法第18条第1項、仲裁準則第3条第2項）。

ただし、仲裁委員を選定し、又は当該仲裁委員の指名について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該仲裁委員の指名の後に知った事由を忌避の原因とする場合でなければ、当該仲裁委員を忌避することができない（仲裁法第18条第2項）。

(7) 仲裁委員解任の申立て

当事者は、仲裁委員が、

- 1) 法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき、
  - 2) その任務の遂行を不当に遅滞させたときは、
- 裁判所に対し、仲裁委員の解任の申立てをすることができる（仲裁法第20条）。

(8) 手続の分離又は併合

仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、仲裁の手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(9) 仲裁廷の仲裁権限についての判断

仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が生じた後速やかにしなければならない（当該事由が仲裁手続の進行前に生じた場合には、最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までにこれをしなければならない。）（仲裁法第23条第2項及び第3項）。

仲裁廷は、上記の主張があったときは、仲裁廷に仲裁権限があると判断する場合には、仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断によりその判断を示す。仲裁権限がないと判断する場合には、仲裁手続の終了決定を行う（仲裁法第23条第1項及び第4項）。

仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定により仲裁権限がある旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる（仲裁法第23条第5項）。

(10) 暫定措置又は保全措置

仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。この際、仲裁廷は、相当な担保を提供することを命ずることができる（仲裁準則第4条第1項及び第2項）。

(11) 審理・調査

① 審理

仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われ、事案について説明する十分な機会が与えられる（仲裁法第25条第1項及び第2項）。

仲裁廷は、仲裁準則に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる（仲裁準則第5条）。

当事者は、委員会の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなされる（仲裁準則第6条）。

仲裁地は、東京都とするが、1）仲裁廷の評議、2）当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取、3）物又は文書の見分、4）このほか事実関係につき行う調査は、仲裁廷が適当と認めるいかなる場所においても行うことができる（仲裁準則第7条第1項及び第2項）。

1）口頭による手続、2）当事者が行う書面による陳述又は通知、3）仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知では、日本語を使用する（仲裁廷は、すべての証拠書類について、日本語による翻訳文を添付することを命ずることができる。）（仲裁準則第9条、仲裁法第30条第4項）。

仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる（仲裁準則第10条第1項）。また、代理人がいる場合には、代理人に審尋することがある（大判明治38年6月19日民録11輯987頁）。

すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、これが時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる（仲裁準則第10条第2項）。

仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、口頭審理を実施する（仲裁準則第11条）。意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、仲裁廷は、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知

する（仲裁法第32条第3項）。

## ② 証拠の扱い

仲裁廷は、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をすることができる（仲裁準則第5条）。

当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるように措置しなければならない（仲裁法第32条第4項）。

仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようにする（運営規程第8条の2）。

当事者は、この閲覧により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない（仲裁準則第12条）。

仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる（仲裁準則第13条第1項）。

## ③ 事実関係の調査

仲裁委員は、必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる（委員会令第11条）。

仲裁廷は、文書又は物件の提出の申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく上記文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる（仲裁準則第13条第2項）。

また、仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる（仲裁準則第14条第1項）。

この場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次の行為を求めることができる（仲裁準則第14条第2項）。

- ・鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。
- ・鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、上記報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。当事者は、この口頭審理の期日において、次の行為をすることができる（仲裁準則第14条第3項及び第4項）。

- ・鑑定人に質問をすること。
- ・自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

上記に加え、仲裁廷又は当事者は、裁判所に対し、調査の囑託、証人尋問、鑑定等の実施を求める申立てをすることができる（仲裁準則第15条）。

当事者がこの申立てをするには、仲裁廷の同意を要する（仲裁法第35条第2項）。

この申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる（仲裁法第35条第4項）。

申立てにより裁判所が証拠調べを実施するに当たり、仲裁委員は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人に対して質問をすることができる（仲裁法第35条第5項）。

#### (12) 和解案の提示

仲裁廷（又は仲裁廷が選任した1人又は2人の仲裁委員）は、当事者双方の書面による承諾がある場合には、仲裁を求める事項の全部又は一部について、両当事者に和解案を提示することができる（運営規程第7条、仲裁準則第18条）。

仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、仲裁廷はその和解の内容を仲裁判断とすることができる（運営規程第8条第2項）。

#### (13) 仲裁手続の非公開

仲裁委員の行う仲裁手続は、原則として非公開とする。ただし、仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（委員会令第13条）。

仲裁手続において仲裁委員又は委員会事務局が作成・取得した資料は、非公開とする。

ただし、

- 1) 当事者がその公開を承諾する場合、
- 2) その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委

員会が公開を適当と認める場合には、当該資料は、委員会事務局において一般の閲覧に供される（運営規程第19条第1項及び第2項）。

#### (14) 仲裁判断

仲裁廷は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をする（委員会令第12条）。

仲裁判断には次の事項が記載される。ただし、④及び⑤については、当事者がこの記載を要しない旨を特に合意している場合及び当事者間で仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立した場合には、記載されない（運営規程第8条第1項ただし書及び第2項）。

- ① 当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- ② 代理人があるときは、その氏名及び住所
- ③ 主文
- ④ 事実
- ⑤ 理由
- ⑥ 仲裁判断の年月日及び仲裁地

仲裁判断の通知は、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しの送達によってなされ（仲裁法第39条第5項）、その成立後は、当該仲裁手続内では取り消されることはなくなる（不服申立て等の手続はない）。

仲裁判断には、公の秩序又は善良の風俗に反する等の場合でない限り、確定判決と同一の効力が発生し、後の訴訟においても判断の基準となる（仲裁法第45条第1項及び第2項）。

仲裁判断が命じる給付については、執行決定を得ることにより強制執行の対象となる（仲裁法第46条第1項、民事執行法（昭和54年3月30日法律第4号）第22条第6号の2）。

#### (15) 仲裁手続の終了

仲裁廷が仲裁判断又は仲裁手続の終了決定を行ったときに、仲裁手続は終了する（仲裁法第40条第1項）。

仲裁廷は、次の事由がある場合には、仲裁判断を行うことなく仲裁手続の終了決定をする（仲裁法第40条第2項）。

- ① 仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の判断を示すとき。
- ② 当事者のうち先に仲裁申請を行った者が、仲裁廷に、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じられたにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わなかったとき。
- ③ 当事者のうち先に仲裁申請を行った者が申請を取り下げたとき（相手方当事者が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について相手方当事者が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときを除く。）。
- ④ 当事者の双方が申請を取り下げたとき。
- ⑤ 当事者間に和解が成立したとき（和解の内容を仲裁判断とするときを除く。）
- ⑥ その他、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

(16) 仲裁手続終了後の手続

仲裁手続の終了後も、仲裁廷は、仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、追加仲裁判断をすることができる（仲裁法第40条第3項）。

① 仲裁判断の訂正

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる（仲裁法第41条第1項、仲裁準則第19条）。

当事者は、仲裁判断の訂正の申立てをするときは、予め、又は同時に、他の当事者に対して、申立て内容の通知を発信しなければならない（仲裁法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の訂正の決定又は申立てを却下する決定をする（仲裁法第41条第4項及び第5項）。

② 仲裁判断の解釈

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、仲裁判断の特定部分の解釈をする（仲裁準則第20条第1項及び第2項）。

当事者は、仲裁判断の解釈の申立てをするときは、予め、又は同時に、他の事業者に対して、申立て内容の通知を発信しなければならない（仲裁法第41条第3項（第42条第3項で準用））。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の解釈の決定又は申立てを却下する決定をする（仲裁法第41条第4項及び第5項（第42条第3項で準用））。

### ③ 追加仲裁判断

仲裁廷は、仲裁手続における申立てのうち仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、追加仲裁判断をする（仲裁準則第21条）。

当事者は、追加仲裁判断の申立てをするときは、予め、又は同時に、他の事業者に対して、申立て内容の通知を発信しなければならない（仲裁法第41条第3項（第43条第1項で準用））。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、60日以内（必要に応じて延長する。）に、追加仲裁判断の決定又は申立てを却下する決定をする（仲裁法第43条第2項、第41条第5項（第43条第2項で準用））。

## (17) 仲裁手続に関する事実の公表

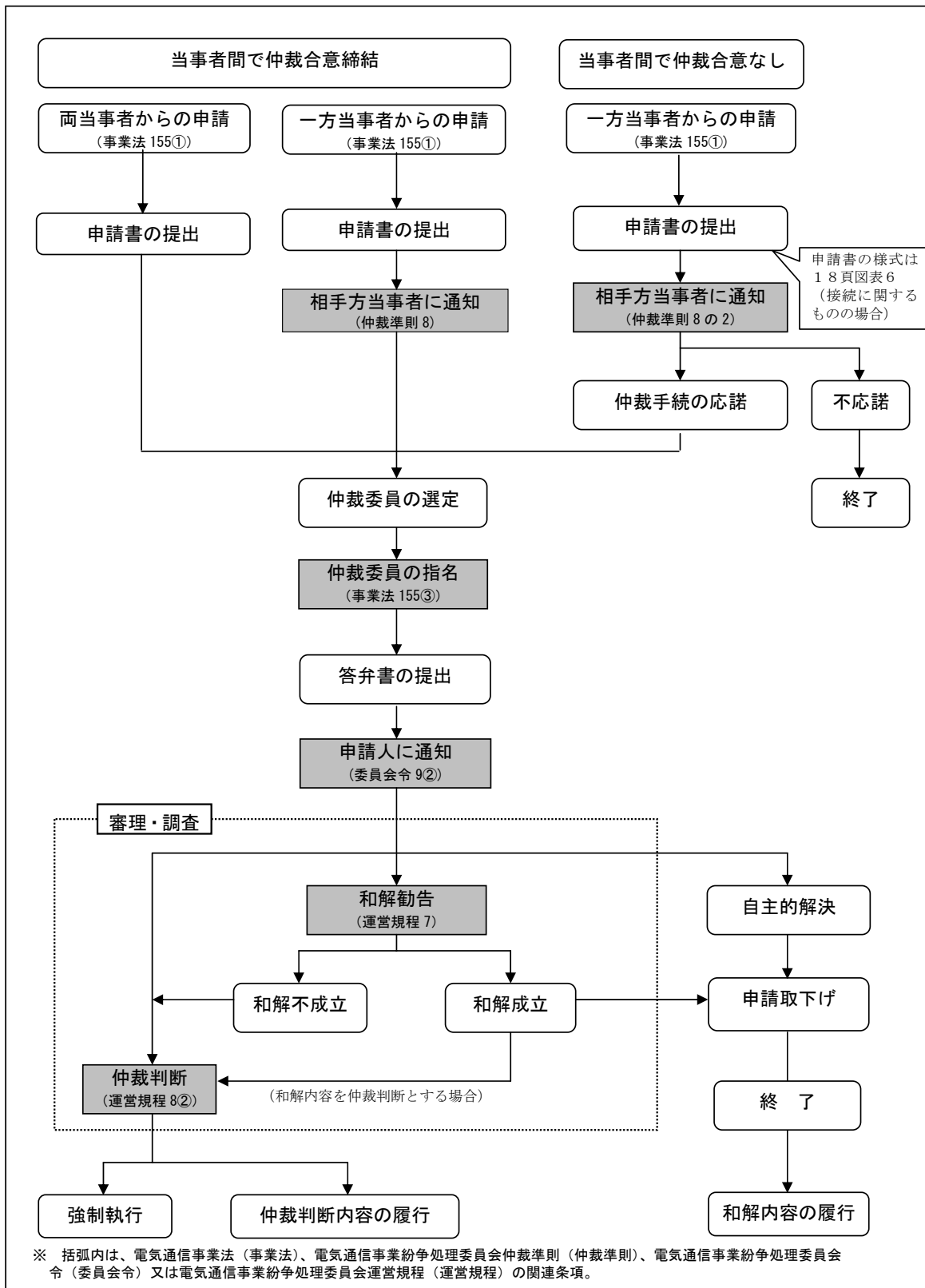
委員会では、仲裁の申請受理及び手続終結の年月日を公表する（運営規程第20条第1項）。

委員会では、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、次の場合に仲裁手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張、結果の概要を公表する（運営規程第20条第1項、第2項及び第3項）。

- ① 仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
- ② ①の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合



図表 8 仲裁の手続



### 第3節 協議命令

#### 1 趣旨

協議命令制度は、電気通信事業者間において一方からの接続等に関する協定等の締結の申入れに対して他方が協議に応じない、又は協議が調わないが、当該接続等が行われるべきものである場合に、総務大臣が協議の開始・再開を命じる制度である。

#### 2 対象

総務大臣の協議命令は、電気通信設備の接続、電気通信設備の共用、卸電気通信役務の提供に関する協定及び契約の締結について、

- 1) 締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合
- 2) 協議は開始したものの協議が調わない場合

において、申し立てることができる（事業法第35条第1項、第2項、第38条第1項（第39条で準用する場合を含む。））。

この場合において申立てができるのは、次の場合である。

- ① 接続に関する協定の締結の申入れが電気通信回線設備を設置する事業者に対してあった場合（事業法第35条第1項）。
- ② ①以外の場合で、接続に関する協定の締結の申入れがあった場合（事業法第35条第2項）。

図表9-1 協議命令の対象（接続に関する協定の締結の場合）

		名あて人	
		電気通信回線設備を設置する事業者	その他の事業者
申立人	すべての電気通信事業者	○ (第35条第1項)	○ (第35条第2項)

- ③ 共用・卸電気通信役務に関する協定又は契約の締結の申入れがあった場合（事業法第38条第1項（第39条で準用する場合を含む。））。

図表9-2 協議命令の対象

（共用に関する協定・卸電気通信役務を提供する契約の締結の場合）

		名あて人
		すべての電気通信事業者
申立人	すべての電気通信事業者	○ (第38条第1項（第39条で準用する場合を含む。）)

### 3 手続

#### (1) 命令の申立て

当事者間で協議が不能・不調の場合、当事者の一方は、総務大臣に対して協議命令を申し立てることができる（事業法第35条第1項、第2項、第38条第1項（第39条で準用する場合を含む。））。

命令を申し立てようとする者は、図表10の様式（接続に関する協定の締結の場合）の申立書に必要事項を記入の上、提出しなければならない（施行規則第23条の14、第25条の3、第25条の9、様式第17の5、様式第17の6、様式第19の2）。

申立書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課。地方においては、当該地方を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等において申し立てることもできる。）に対して行う（施行規則第69条第1項）。

図表 10 命令申立書（接続に関する協定の締結の場合）

接続協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所  
(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。） 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。）

電気通信設備の接続に関する協議が不能（不調）のため、電気通信事業法第35条第1項（第2項）の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続が公共の利益を増進するために必要であり、かつ適切であると認められる理由	
その他参考となる事由	

（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。）

## (2) 聴聞

総務大臣は、協議命令をしようとするときは、その名あて人たるべき当事者から聴聞を行う（事業法第161条第1項）。

### ① 主宰者の指名

総務大臣は、委員会がその委員のうちから推薦をした者を聴聞の主宰者として指名する（事業法第161条第2項、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号。以下「行手法」という。）第19条第1項、総務省聴聞手続規則（平成12年12月22日総理府/郵政省/自治省令第3号。以下「聴聞規則」という。）第7条第1項）。

### ② 当事者への通知

総務大臣は、聴聞の主宰者を指名した後に、聴聞の名あて人となるべき当事者に対し、次の事項を書面で通知する（行手法第15条第1項）。

- ア 予定される命令の内容及び根拠となる法令の条項
- イ 命令の原因となる事実
- ウ 聴聞の期日及び場所
- エ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

上記の書面では、次の事項が教示される（行手法第15条第2項）。

- ア 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができること。
- イ 聴聞が終結する時までの間、当該命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

### ③ 関係人の参加

当該命令につき利害関係を有するものと認められる関係人は、主宰者の許可を受けた上で聴聞に参加することができる（行手法第17条第1項）。関係人は、その氏名、住所、及び当該命令について利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出する（聴聞規則第4条第1項）。主宰者は、利害関係人が聴聞への参加を求めたときは、これを許可する（事業法第161条第3項）。

### ④ 代理人の選任

当事者及び参加人（主宰者の許可を受けて聴聞に参加する関係人）は、聴聞手続に当たって代理人を選任し、聴聞に関する一切の行為をさせることができる。代理人の資格は、書面により証明される必要がある（行手

法第16条第1項、第2項（同法第17条第3項で準用する場合を含む。）、第3項（同法第17条第3項で準用する場合を含む。）、第17条第2項）。

⑤ 補佐人の同行の許可

当事者及び参加人は、聴聞の期日に出頭する際に補佐人を同行させることについて、主宰者の許可を得ることを要する。許可の申請は、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して行う（行手法第20条第3項、聴聞規則第8条第1項）。

⑥ 参考人の参加

主宰者は、必要に応じて、学識経験者等を参考人として、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる（聴聞規則第5条）。

⑦ 資料の閲覧

当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人は、処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を事前又は聴聞当日に求めることができる（行手法第18条、聴聞規則第6条第1項）。

⑧ 聴聞の開催

主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日に審理を行うことができる（行手法第20条第5項）。

最初の聴聞の期日においては、審理の冒頭に、総務省の職員は、協議命令の内容、原因となる事実等を説明する（行手法第20条第1項）。

当事者及び参加人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出し、主宰者の許可を得て総務省の職員に質問することができる（行手法第20条第2項）。

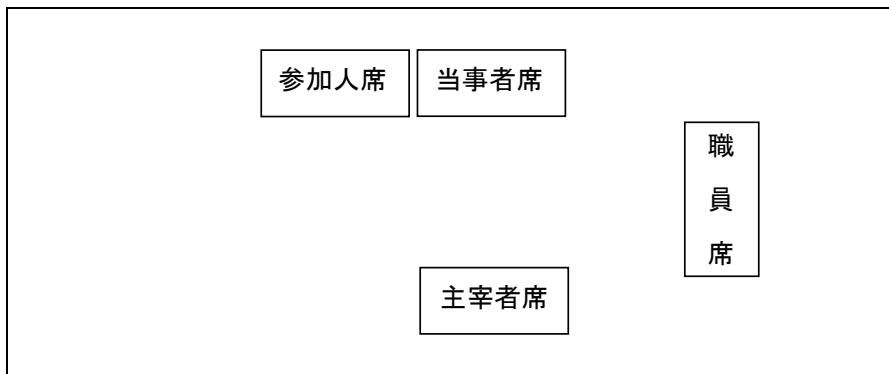
主宰者は、必要に応じて当事者又は参加人に質問を行い、意見の陳述や証拠書類又は証拠物の提出を促し、総務省の職員に対して説明を求める（行手法第20条第4項）。

当事者及び参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を主宰者に対し提出することができる（行手法第21条第1項）。この場合、主宰者は、聴聞の期日の出頭者が求めた場合、これら提出されたものを当該出頭者に示すことができる（行手法第21条第2項）。

⑨ 聴聞審理の非公開

聴聞の期日における審理は、総務大臣が公開することを相当と認めるときを除き、非公開となる（行手法第20条第6項）。公開の場合には、総務大臣は、その期日と場所を公示し、当事者、参加人、参考人にその旨を通知する（聴聞規則第10条）。

図表 1 1 聴聞の際の座席配置例



⑩ 聴聞の終結

主宰者は、聴聞期日の審理の後、必要に応じて新たな期日を定めて聴聞を続行することができる（行手法第22条第1項）。

当事者が聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物も提出しないときは、主宰者は、次の場合には、改めて当事者に意見陳述等の機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

ア 聴聞の期日に出頭しないことに正当な理由がない場合（行手法第23条第1項）

イ 主宰者の定めた期限までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出しない場合（行手法第23条第2項）

参加人が聴聞の期日に出頭しないときは、主宰者は、改めて参加人に意見陳述等の機会を与えることなく、聴聞を終結することができる（行手法第23条第1項）。

主宰者は、聴聞終了後、調書（各期日ごとに審理の経過を記載し、当事者及び参加人の陳述の要旨を説明。）及び報告書（協議命令の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載。）を総務大臣に対して提出する（行手法第24条第1項及び第3項、聴聞

規則第12条)。当事者及び参加人は、この調書及び報告書の閲覧を求めることができる(行手法第24条第4項)。

(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、協議命令について委員会に諮問する(事業法第160条第1号)。委員会は、審議(必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う(運営規程第11条。))の上、協議命令について総務大臣に答申を行う。

(4) 総務大臣の協議命令

総務大臣は、委員会の答申を受け、聴聞の調書の内容及び報告書に記載された聴聞主宰者の意見を十分に参酌し、次の要件を充たす場合に命令を行う。ただし、当事者から仲裁の申請がされているときは、命令は行われない(事業法第35条第1項、第2項、第38条第1項(第39条で準用する場合を含む。))、行手法第26条)。

① 他の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続に関する協定締結の申入れが当該他の電気通信事業者に対してあった場合(事業法第35条第1項)にあつては、次の場合に該当しないと認められること。

ア 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき(事業法第32条第1号)。

イ 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき(事業法第32条第2号)。

ウ 接続を請求した電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき(事業法第32条第3号、施行規則第23条第1号)。

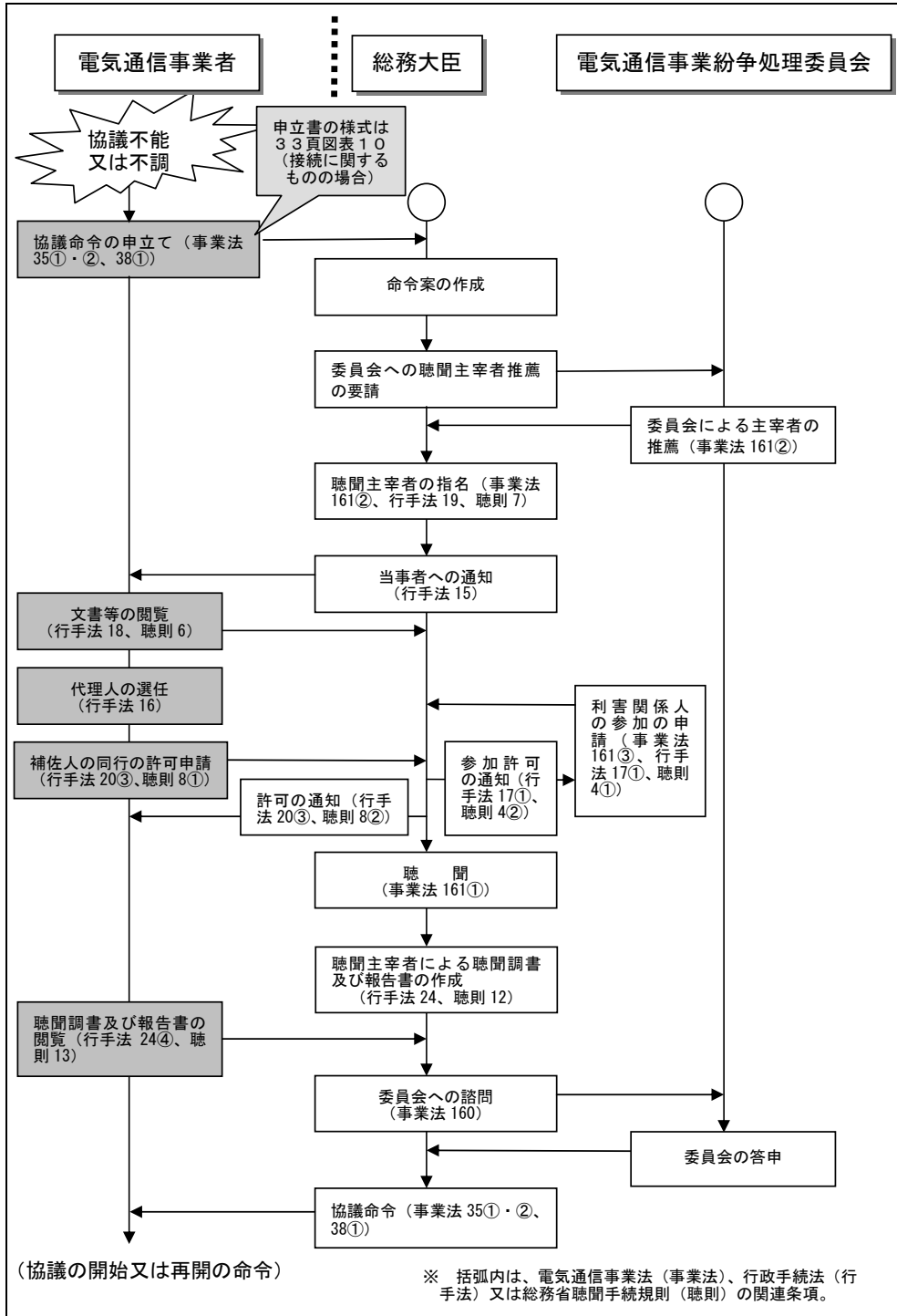
エ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき(事業法第32条第3号、施行規則第23条第2号)。

② ①以外の接続、電気通信設備の共用又は卸電気通信役務の提供が、公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められること(事業法第35条第2項、第38条第1項(第39条で準用する場合を含む。))。

当事者及び参加人は、協議命令に対して異議申立てをすることができない。ただし、聴聞の通知が、当事者の所在が不明であるために掲示によりなされ、かつ、当事者が聴聞の期日に全く出頭しなかった場合には、当該当事者は、異議申立てをすることができる(行手法第27条第2項)。



図表 1 2 協議命令の手続



## 第4節 細目裁定

### 1 趣旨

細目裁定制度は、電気通信事業者間において接続等に関する協定等の細目についての協議が調わない場合において、当事者の一方から申請があったときに、総務大臣においてこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

### 2 対象

総務大臣の細目裁定は、電気通信事業者間において、電気通信設備の接続、電気通信設備の共用、卸電気通信役務の提供に関する協定及び契約の細目について協議が調わない場合において、申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項（第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む。））。

ただし、この場合において申請ができるのは、次の場合である。

- ① 接続に関する協定・共用に関する協定・卸電気通信役務を提供する契約の締結の申入れが電気通信事業者に対してあった場合（事業法第35条第3項（第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む。））。
- ② ①の場合のほか、接続に関する協定・共用に関する協定・卸電気通信役務を提供する契約の締結の申入れがあり、かつ、総務大臣から協議の開始又は再開の命令があった場合（事業法第35条第4項（第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む。））。

図表13 細目裁定申請の対象

		相手方当事者
		すべての電気通信事業者
申請者	すべての電気通信事業者	○ (第35条第3項及び第4項 (第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む))

### 3 手続

#### (1) 裁定の申請

当事者間で協議が不調の場合、当事者の一方は、協議命令を経ることなく、又は、協議命令を経て、総務大臣に対して裁定を申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項（第38条第2項及び第39条で準用する場合

を含む。))。

裁定を申請しようとする者は、図表14の様式（接続に関するものの場合）の申請書に必要事項を記入の上、提出しなければならない（施行規則第23条の15、第25条の4、第25条の8、様式第17の7、様式第19）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課。地方においては、当該地方を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等を窓口とすることもできる。）に対して行う（施行規則第69条第1項）。

#### (2) 答弁書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた当事者は、総務大臣の指定した期間内に、一方当事者が裁定を求めた事項に関する自らの答弁を記載した答弁書（様式適宜）を提出することができる（事業法第35条第5項）。

#### (3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問する（事業法第160条第1号）。委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

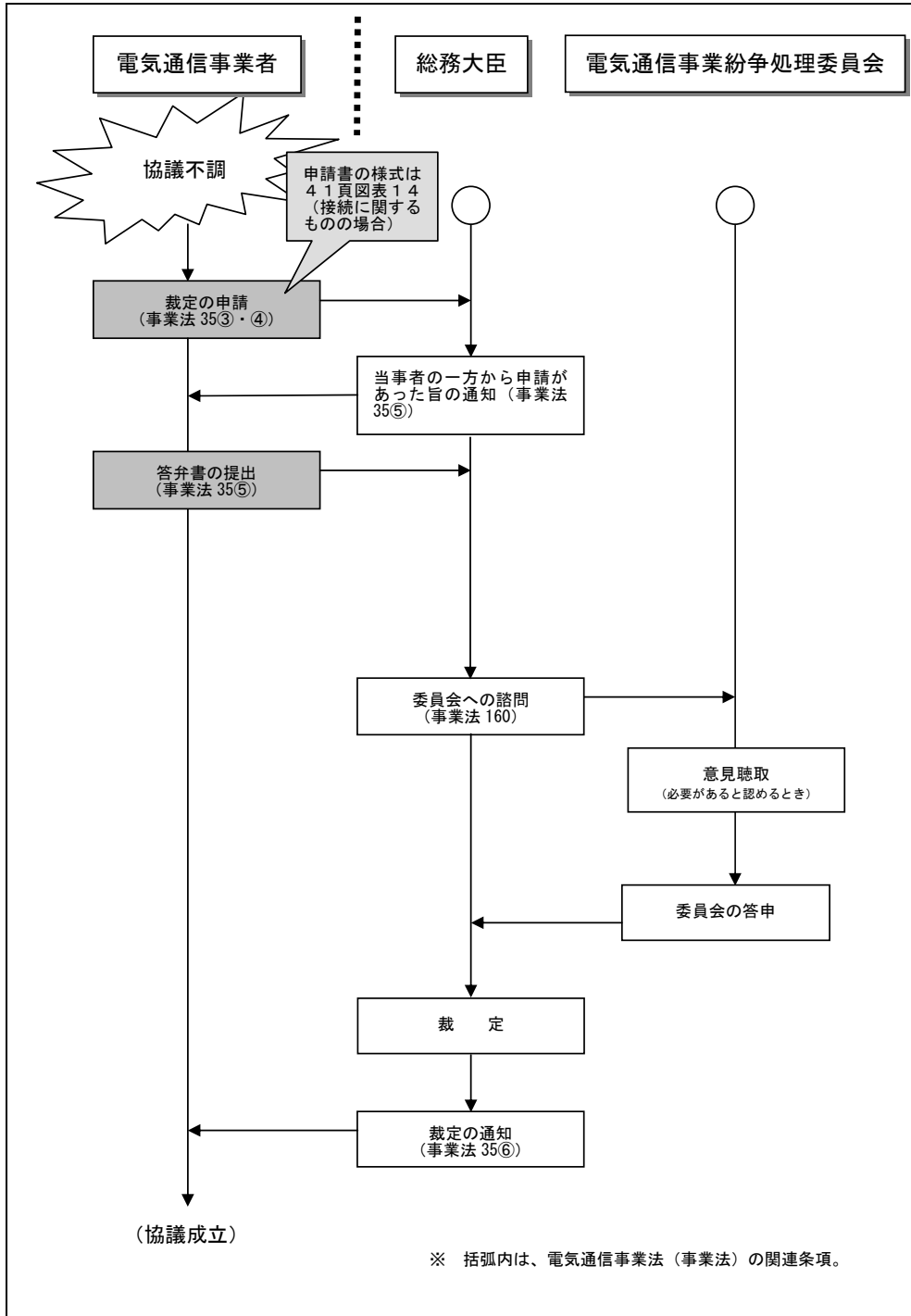
#### (4) 総務大臣の裁定

総務大臣は、委員会の答申を受け裁定を行う。総務大臣は、裁定をしたときは、その旨を当事者に通知する（事業法第35条第6項）。

図表 1 4 裁定申請書（接続に関するものの場合）

接続協定裁定申請書	
	年 月 日
総務大臣 殿	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入した ときは、押印を省略できる。) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。)
電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法第 3 5 条第 3 項 (第 4 項) の規定により、次のとおり裁定を申請します。	
当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名	
接続しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	
(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)	

図表 15 細目裁定の手続



## 第2章 他人の土地・工作物の使用

電気通信事業法には、事業用の線路設置を円滑に実現するために、他人の土地や工作物の使用に関する規定（第128条から第143条まで）が設けられている。電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、これらの規定の適用を受けるため、申請により、総務大臣から認定電気通信事業の認定<sup>7</sup>を受け、認定電気通信事業者となることができる（事業法第117条第1項及び第2項、第120条第1項）。他人の土地や工作物の使用に関する規定の運用に当たっては、土地・工作物の所有者・使用者の私権を制限することになり、認定電気通信事業者と土地・工作物の所有者・使用者との間で紛争が想定されることから、その解決のために協議認可申請及び裁定申請の制度が設けられている。本章第1節から第3節まででは、これら制度の各々について解説する。

### 第1節 協議認可

#### 1 趣旨

他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）の使用に係る協議認可制度は、認定電気通信事業者がその事業に用いる線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）の設置を円滑に実現するため、土地等の使用権の設定に関する協議又はその期間を延長するための協議を求める手続を定めるものである。なお、空中線のうち、主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限り、この手続の対象に含めることとされた（事業法第128条第1項）。

土地等の使用権の内容は、土地等の所有者・使用者との協議又は総務大臣の裁定において確定することになる。

---

<sup>7</sup> 認定の基準は、①認定申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること、②申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること、③申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる事業法第9条の登録若しくは同第13条第1項の変更登録を受け、又は同16条第1項若しくは第3項の届出をしていること、のいずれにも適合していることとされている（事業法第119条）。

本来、土地等の使用は、私法上の契約により賃借権等を設定することにより行うべきものであるが、認定電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致すること、線路の設置に当たり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、また、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法（昭和28年法律第97号）の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、他方、土地等の使用を認めても、電柱等の占有面積が小さいことから、生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されて、簡便な制度が設けられているものである。

したがって、私法上の契約により賃借権等を設定することにより土地等を使用することができない場合に限って、この手続が採られることになる。

## 2 対象

総務大臣の協議認可は、認定電気通信事業者が、隔地者間の通信のための線路を設置するために土地等（次の①～⑧を除く。）を利用することについて申請することができる（事業法第128条第1項、施行令第3条）。

- ① 行政財産（国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）第3条第2項、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条第3項）
- ② 公共空地（港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）第37条第1項第1号）
- ③ 道路及び道路予定区域（道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第2条第1項及び第91条第2項）
- ④ 都市公園、公園予定地及び予定公園施設（都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第2条第1項及び第23条第3項）
- ⑤ 河川区域及び河川予定地内の土地（河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第6条第1項及び第56条第1項）
- ⑥ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日条約第7号）第2条第1項の施設及び区域
- ⑦ 国有財産法第3条第3項に規定する普通財産であって、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）
- ⑧ 地方自治法第238条第3項に規定する普通財産であって、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）

### 3 手続

#### (1) 認可の申請

認可を申請しようとする者は、図表 1 6 の様式の申請書に必要事項を記入の上、提出しなければならない(事業法第 1 2 8 条第 1 項、施行規則第 4 1 条、様式第 3 9)。

申請書の提出は、総務大臣(総合通信基盤局事業政策課)に対して行う。

#### (2) 意見聴取

総務大臣は、認可の申請があった場合で必要があると認めるときには、土地等の所有者・使用者、行政財産等の管理者等(行政財産等に定着する工作物について認可申請があった場合)から意見を聴取する(事業法第 1 2 8 条第 4 項)。

#### (3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、協議認可について、委員会に諮問する(事業法第 1 6 0 条第 1 号)。委員会は、審議(必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う(運営規程第 1 1 条。))の上、協議認可について総務大臣に答申を行う。

#### (4) 総務大臣の認可

総務大臣は、委員会の答申を受け、認定電気通信事業者がその土地等を利用することが必要かつ適当であり(事業法第 1 2 8 条第 1 項)、認定電気通信事業者が土地等の所有者・使用者による利用を著しく妨げない限度においてその土地等を使用する場合に、公益性と土地等の所有者・使用者の受忍限度とを比較衡量して認可を行う(事業法第 1 2 8 条第 2 項)。

特に、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者(以下「設備保有者」という。)の所有する電柱、管路、とう道、ずい道等の使用に関しては、設備保有者による当該設備の利用を著しく妨げ得ることを理由に貸与を拒否できる場合が、次のとおり列挙されている(公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン(平成 1 3 年 4 月 1 日)(以下「使用指針」という。)第 3 条)。

- ① 申請者が使用を希望する区間に現に空きがない場合
- ② 設備保有者が 5 年以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が 5 年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合



## 図表 16 認可申請書

土地等 使用 認可申請書  
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第128条第1項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 3 使用開始の時期
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 土地等の 使用 の認可を申請する理由  
継続使用
- 6 その他参考となる事項

(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。)

- ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- ⑤ 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- ⑥ 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- ⑦ 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合
- ⑧ ⑥のほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合

協議認可によって設定される使用权は、次のようなものになる。

- ① 他の法律によって土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等では当該事業のための利用が優先される（事業法第128条第2項）。
- ② 工作物については、線路の支持のための利用の場合に限られる（同上）。
- ③ 存続期間は15年（地下工作物（地下ケーブル、管路、とう道、マンホール、ハンドホール等）又は鉄鋼若しくはコンクリート造りの地上工作物の設置のためのもの場合は50年）。ただし、協議又は裁定によってこれより短い期間とすることもできる（事業法第128条第3項）。

総務大臣は、認可を行ったときは、土地等の所有者・使用者にその旨を通知し、公告する（事業法第128条第5項）。

認可の後、協議が成立したときは、当事者である認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、図表17の様式により、協議において定めた事項を総務大臣（総合通信基盤局事業政策課）に届け出る（事業法第12

8条第6項、施行規則第42条、様式第40)。

届出があったときは、その届出の内容に従い、認定電気通信事業者は、土地等の使用権を取得し、又は使用権の存続期間が延長される（事業法第128条第7項）。

## 図表 17 協議成立届出書

土地等 使用の協議成立届出書  
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

認定電気通信事業者

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が氏名を自筆で  
記入したときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を  
使用する者があるときは、その者及び所有者)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が氏名を自筆で  
記入したときは、押印を省略できる。) 印

年 月 日認可があつた土地等の 使用について、下記のとおり、協議が  
継続使用

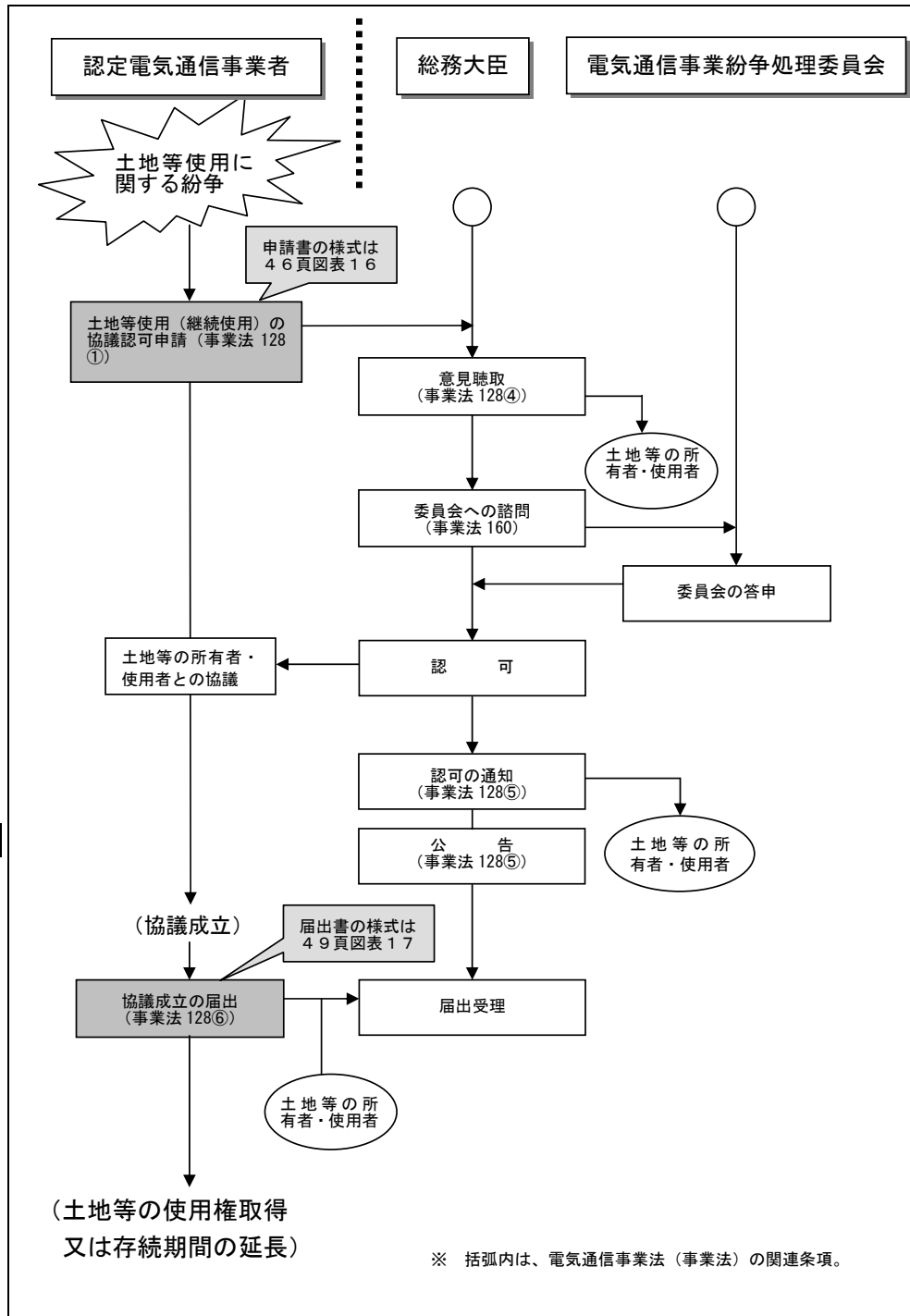
成立したので、電気通信事業法第128条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。)

図表 18 土地等使用（継続使用）の協議認可の手続



## 第2節 裁定（土地等の使用権）

### 1 趣旨

土地等の使用に係る裁定制度は、協議認可を受けて協議を行っても、協議が不調・不能の場合に、使用権の内容を総務大臣において裁定することにより、迅速に確定させる制度である。

### 2 対象

総務大臣への裁定申請は、協議認可を受けて協議を行っても、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間で使用権についての協議が調わない、又は協議をすることができない場合において、認定電気通信事業者から行うことができる（事業法第129条第1項）。

### 3 手続

#### （1）裁定の申請

協議認可を受けて行う協議が不調・不能の場合、認定電気通信事業者は、総務大臣に対して、協議認可から3月以内に裁定を申請することができる（事業法第129条第1項）。

裁定を申請しようとする者は、図表19の様式の申請書の正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）に跨る場合には、その数と同数通）に必要事項を記入の上、工事計画書及び工事計画を表示する図面をそれぞれに添えて（使用権存続期間延長の場合には、添付不要。）提出しなければならない（施行規則第43条、第47条の2、様式第41）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局事業政策課）に対して行う。

認定電気通信事業者が使用権の存続期間の延長について裁定を申請したときは、その認定電気通信事業者は、裁定があるまでの間、その土地等を引き続き使用することができる（事業法第129条第2項）。

## 図表 19 裁定申請書

土地等 使用  
継続使用 裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が氏名を自筆で  
記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が不調のため、電気通信  
不能

事業法第129条第1項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。

### 記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。)

(2) 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に土地等の所有者・使用者に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第130条第1項）。

市町村長等は、総務大臣から申請受理後3日以内に申請書の写しの送付を受け、それから3日以内に送付を受けた旨を公告し、送付された写しを1週間、公衆の縦覧に供する（事業法第130条第2項）。

土地等の所有者・使用者その他利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第131条）。

(3) 都道府県収用委員会からの意見聴取

総務大臣は、土地等の使用権の対価の額、対価の支払い時期及び方法について、都道府県収用委員会から意見聴取を行う（事業法第132条第4項）。

(4) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問する（事業法第160条第1号）。委員会は、審議（必要と認めるときは利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

(5) 総務大臣の裁定

総務大臣は、委員会の答申を受け、次の事項について裁定を行い、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第132条第1項、第2項及び第5項）。

- ① 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲
- ② 線路の種類及び数
- ③ 使用開始の時期
- ④ 使用権の存続期間を定めたときは、その期間（設備保有者の設備については原則として5年間とする（使用指針第4条。））
- ⑤ 対価の額並びにその支払いの時期及び方法

対価の額については、次の基準により決定する（事業法第132条第4項、施行令第5条、別表第1）。



① 山林については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）
裸線又は被覆線	本柱1本ごとに	1,210円
ケーブル	本柱1本ごとに	870円

② 山林以外の土地については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）				
		田	畑	塩田	宅地	その他
本柱	本柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	H柱又は人形柱1本ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
支線又は支柱	1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	ハンドホール又はマンホール1個ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
その他の設備	使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円

③ 土地に定着する工作物については、次のとおり。

ア 建物等

線路を支持する場所1箇所ごとに 年額1,500円

イ 電柱・管路等

設備保有者の設備については、設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとなっている。なお、上記設備保有者が当該設備使用料の実際の算定に当たって次式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により設備使用料を算定している場合には当該方法によるものとなっている(使用指針第6条第1項、第2項、別表)。

- 1  $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2  $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3  $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4  $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5  $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6  $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$
- 7  $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 8  $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 9  $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

A 設備使用料

B<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額

B<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額

B<sub>z</sub> 提供する設備に係る減価償却費

C 保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額

D<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備の総量

D<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備の総量

D<sub>z</sub> 提供する設備の量

E<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備の価額の総額

E<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額

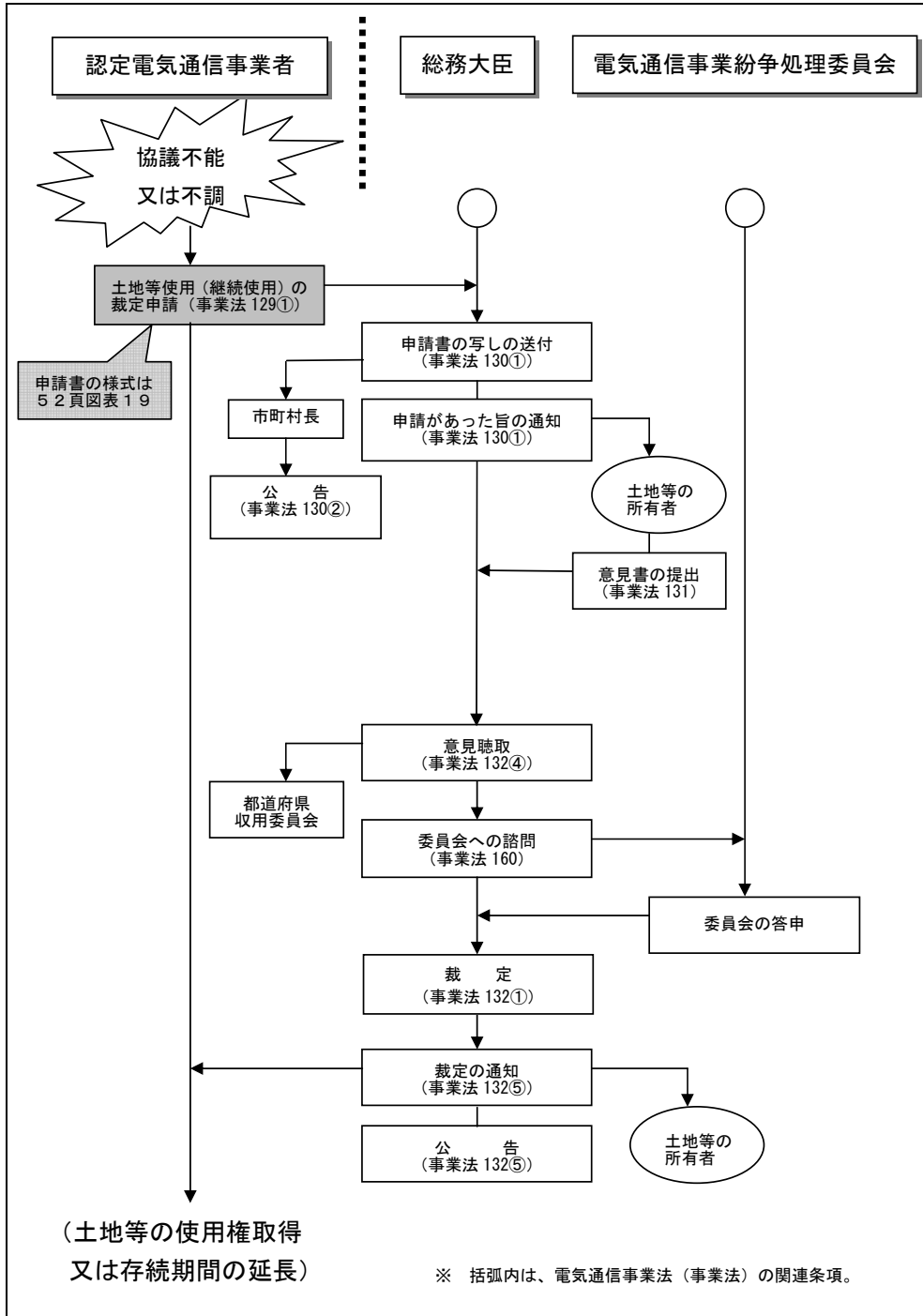
E<sub>z</sub> 提供する設備の価額

F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2 設備の価額については、再調達価額(設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額)、取得価額又は正味価額(取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額)のいずれかを採用することができる。

注3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。(例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づき当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。)

図表 20 土地等使用・継続使用裁定の手続



## 第3節 裁定（支障の除去）

### 1 趣旨

支障の除去に係る裁定制度は、協議認可を受けて設定された使用権に基づいて設置されている線路が当該使用権の設定された土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときに、その支障の除去のための措置について当事者間で協議が不調・不能の場合に、支障除去に必要な措置を総務大臣が裁定し、それに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間に協議が調ったものとみなすことによって、迅速に解決する制度である。

### 2 対象

総務大臣の裁定は、協議認可を受けて使用権の設定された土地等又はその近接する土地等の利用目的や方法が変更され、そのために当該使用権に基づいて設置されている線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときに、その支障の除去に必要な措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間の協議が調わない場合、又は協議をすることができない場合において、申請することができる（事業法第138条第3項）。

### 3 手続

#### （1）裁定の申請

協議が不調・不能の場合、認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者は、総務大臣に対して、裁定を申請することができる（事業法第138条第3項）。

裁定を申請しようとする者は、図表21の様式の申請書正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）に跨る場合には、その数と同数通）に必要事項を記入の上、提出しなければならない（施行規則第47条、第47条の2、様式第45）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局事業政策課）に対して行う。

図表 2 1 線路移転等裁定申請書

線路移転等裁定申請書	
	年 月 日
総務大臣 殿	
(ふりがな)	
住 所	
(ふりがな)	
氏 名	(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が氏名を自筆で記入した ときは、押印を省略できる。)
	印
	(申請者が 2 人以上の場合は、連名で申請する ことができる。この場合、そのうちの 1 人を 代表者とし、その旨を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	
連絡先	(連絡の取れる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を 記載すること。)
線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が不調のため、電気通信事業法	
不能	
第 1 3 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
1	土地等の種類及び所在地
2	相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3	線路の位置、種類及び数
4	支障の除去を必要とする理由
5	支障の除去に必要な措置の概要及び時期
6	支障の除去に要する費用及びその内訳
7	費用の分担区分に関する意見及びその理由
8	協議の不調又は不能の理由（「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。）
9	その他参考となる事項
（用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。）	

## (2) 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に協議の相手方となる認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第138条第4項で準用する第130条第1項）。

市町村長等は、総務大臣から申請受理後3日以内に申請書の写しの送付を受け、それから3日以内に送付を受けた旨を公告し、送付された写しを1週間公衆の縦覧に供する（事業法第138条第4項で準用する第130条第2項）。

利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第138条第4項で準用する第131条）。

## (3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問する（事業法第160条第1号）。委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

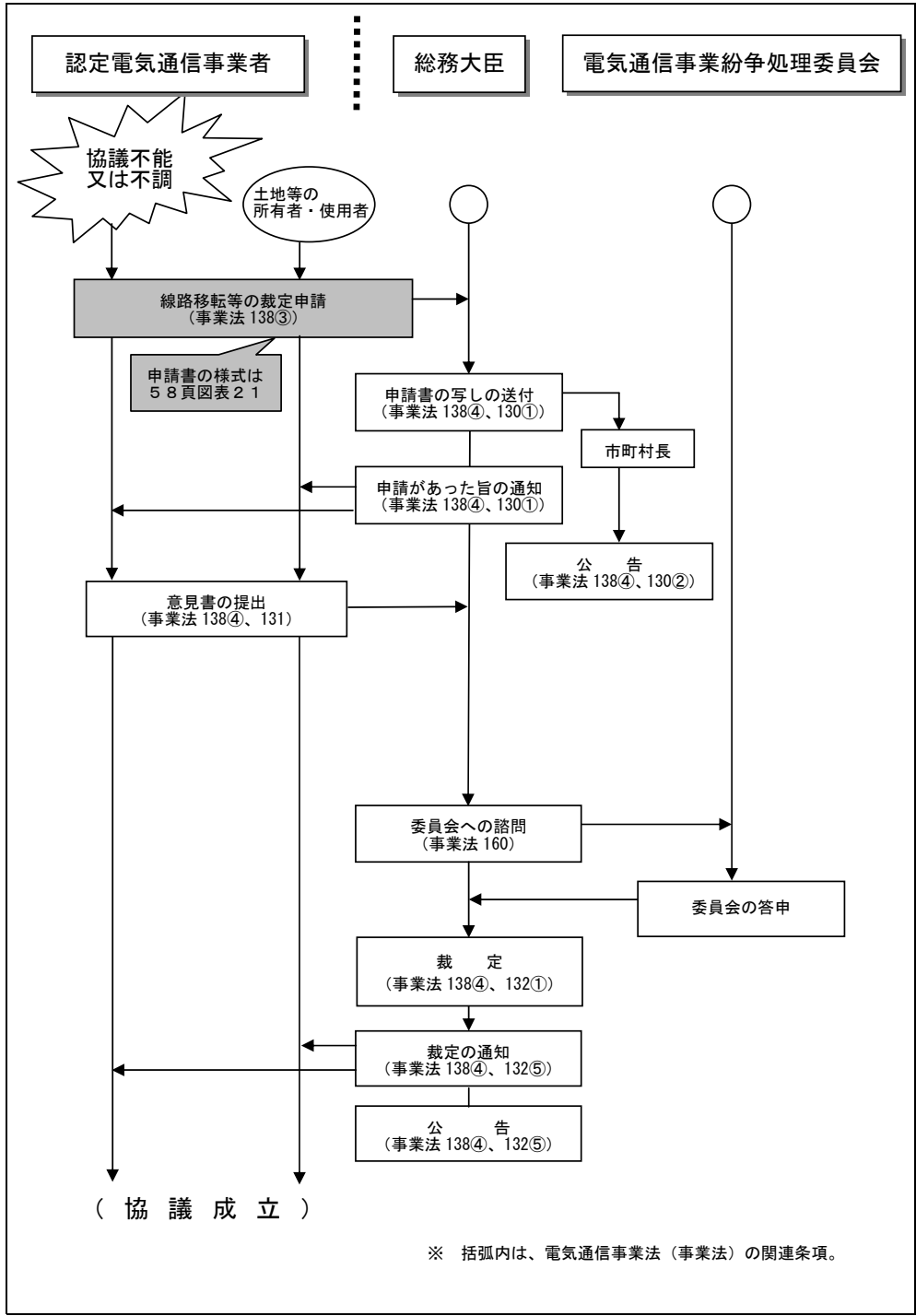
## (4) 総務大臣の裁定

総務大臣は、委員会の答申を受け、認定電気通信事業者が線路の移転その他支障の除去に必要なもので、土地等の所有者・使用者が請求した措置をすべきか否かについて裁定を行う（事業法第138条第4項で準用する第132条第1項）。

この場合、認定電気通信事業者において、請求された措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同措置を行うべきとする裁定が行われる（事業法第138条第2項）。このときの裁定においては、措置の時期を決定する。また、措置に要する費用の全部又は一部を、土地等の所有者・使用者が負担すべき旨を決定することがある（その場合には、負担額、支払いの時期・方法を決定する。）（事業法第138条第5項及び第6項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第138条第4項で準用する第132条第5項）。

図表 2 2 線路移転等裁定の手続



## 第3章 役務提供条件・業務方法の是正

電気通信事業法には、電気通信事業者の役務提供条件や電気通信事業者及び電気通信事業者の役務提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）の業務方法の是正を求めるための制度として意見申出の制度が設けられている。この意見申出人には、電気通信事業者以外の利用者も含まれるが、電気通信事業者も他の電気通信事業者の役務提供条件等に関して意見申出をすることができるため、電気通信事業者間で紛争が生じた場合の紛争解決手段として、この制度を活用することが有用と考えられる。本章では、これについて解説する。

なお、電気通信事業者のサービスに関してとられる是正措置は、意見申出によらず、総務大臣の職権により行われる場合もある。

### 第1節 意見申出

#### 1 趣旨

意見申出制度は、電気通信事業者等のサービス等に関して苦情その他の意見がある者が、これを総務大臣に申し出て処理を求めることで、問題解決を目指す制度である。

#### 2 対象

苦情その他の意見のある者は、次の事項に関して意見申出をすることができる。

- ① 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件
- ② 電気通信事業者等の業務の方法

#### 3 手続

##### (1) 意見の申出

電気通信役務の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

意見申出をしようとする者は、図表23の様式の意見申出書に必要事項を記入の上、提出しなければならない（施行規則第64条の2、様式第52）。



図表 2 3 意見申出書

意見申出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入  
したときは、押印を省略できる。) 印

連 絡 先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名  
等を記載すること。)

電気通信事業法第 1 7 2 条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者等の氏名又は名称及び住所	
申出の内容	
申出の理由	
その他参考となるべき事項	

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)

意見申出書の提出は、総務大臣（申出をする者が電気通信事業者である場合には総合通信基盤局総務課公正競争推進室、申出をする者が電気通信事業者でない場合には総合通信基盤局消費者行政課（電気通信消費者相談センター））に対して行う。

## （２）処理

総務大臣は、意見申出があった場合には、これを誠実に処理する（事業法第172条第2項）。

処理に当たっては、必要に応じ、次のような電気通信事業法に基づく措置を行ったり、また、行政指導を行うなどの手続をとる。不利益処分を行う場合には、第1章第3節3（2）で述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続がとられる（事業法第161条）。

- ① 電気通信事業登録取消（事業法第14条第1項）
- ② 契約約款変更命令（事業法第19条第2項、第20条第3項）
- ③ 業務改善命令（事業法第29条第1項、第2項、第33条第6項、第8項）
- ④ 禁止行為停止・変更命令（事業法第30条第4項、第31条第3項）
- ⑤ 接続約款変更命令（事業法第34条第3項）
- ⑥ 網機能計画変更勧告（事業法第36条第3項）
- ⑦ 認定電気通信事業の業務改善命令（事業法第121条第2項）

上記②～⑦の措置については、総務大臣は、委員会に諮問する（事業法第160条第2号）（事業法第29条第2項の業務改善命令を除く）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条））の上、諮問された措置について総務大臣に答申を行う。

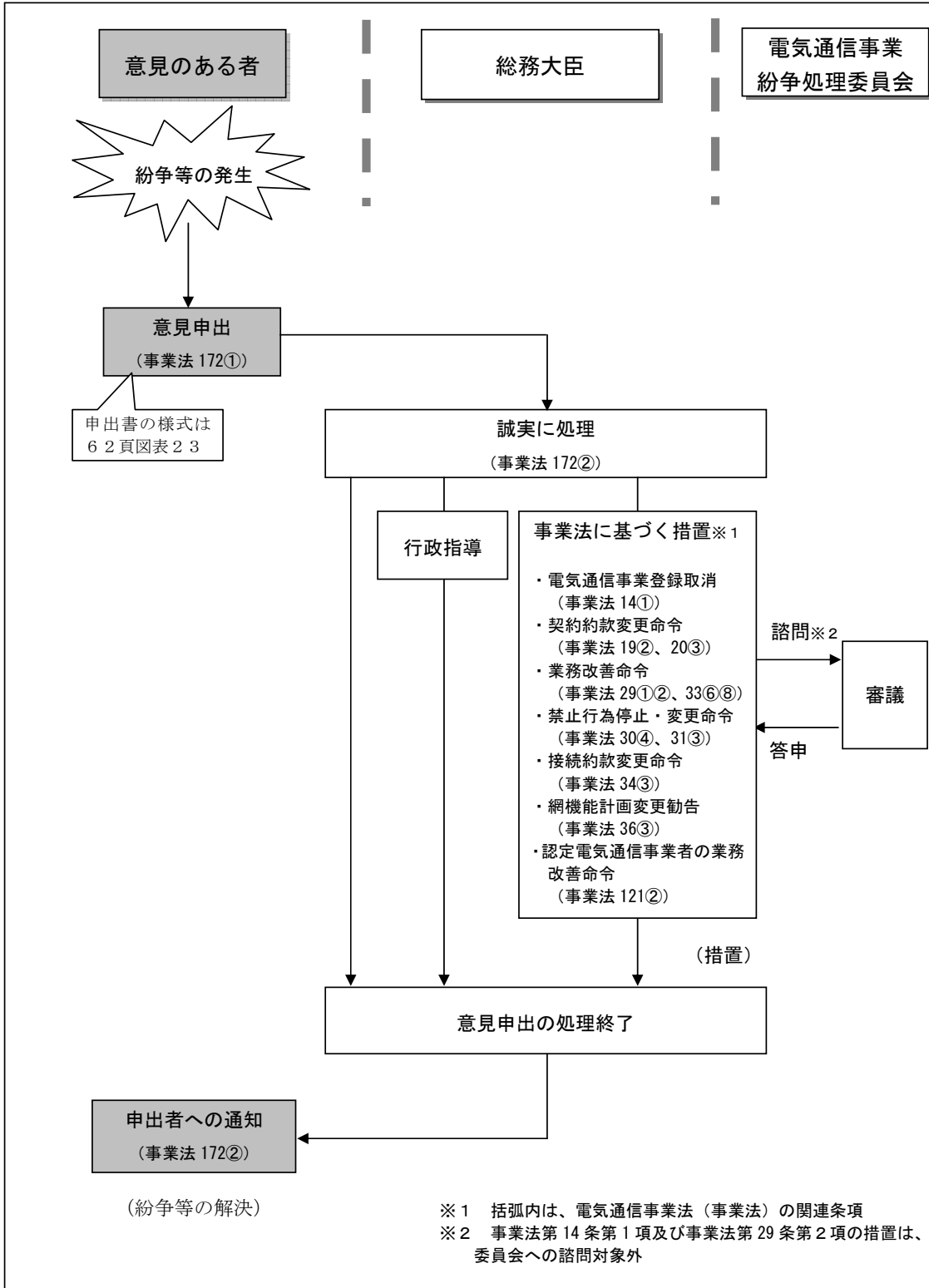
上記のうち①～⑤が行われる場合として想定される行為については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月30日）において例示が行われている。

以上の他、意見申出に係る事案に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）上問題となる可能性があると判断した場合には、総務省は、申出者の希望を踏まえ、公正取引委員会に連絡する（「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」IV）。

総務大臣は、意見申出に係る事項について、意見申出のあった日から、速やかに処理を終了するよう努める。

総務大臣は、意見申出の処理を終了したときは、その結果を、申出をした者に通知する(事業法第172条第2項)。総務省では、事例として意義があるもの等について、企業秘密や個人情報等への配慮を行った上で公表する。

図表 2 4 意見申出の手續



## 第Ⅱ部 事例集成

電気通信事業紛争処理委員会処理事例一覧

1 あっせん

事 件	申 請 内 容	該 当 頁	
平成13年(争)第1号	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	II-1	削除: の 削除: に係るコロケーションスペースの利用 ( ) 削除: B社の局舎における接続) 削除: (東日本電信電話株の局舎における接続)
平成14年(争)第1号	イー・アクセス株による東日本電信電話株のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	II-3	削除: (西日本電信電話株の局舎における接続に係る工事)
平成14年(争)第2号	ビー・ビー・テクノロジー株による西日本電信電話株の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事	II-5	削除: (西日本電信電話株の局舎における接続)
平成14年(争)第3号	イー・アクセス株による西日本電信電話株のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	II-9	削除: (西日本電信電話株の局舎における接続)
平成14年(争)第4号	イー・アクセス株による西日本電信電話株のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	II-11	削除: に対する接続料(他の機能に係る)支払義務の有無に係る争いによる接続の諾否 ( )
平成14年(争)第5号	彩ネット株による東日本電信電話株のダークファイバとの接続	II-13	削除: 提供) 削除: 接続
平成14年(争)第6号	彩ネット株による東日本電信電話株に対する網改造料の支払義務の有無	II-15	削除: (東日本電信電話株への接続に係る費用負担)
平成14年(争)第7号	A社によるB社設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)期間の短縮	II-16	削除: の上位プロバイダ変更に伴う 削除: 他社
平成14年(争)第8号	A社によるC社設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)期間の短縮	II-16	削除: (B社の設備の運用)
平成14年(争)第9号~23号	A社によるV o I Pサービスに係るB社との接続についての事業者間精算の方法	II-18	削除: の上位プロバイダ変更に伴う他 削除: (C社の設備の運用)
平成15年(争)第2号	平成電電株による東日本電信電話株の設備(MDF)の利用	II-23	削除: の予定する 削除: に係る接続 削除: の 削除: について 削除: (東日本電信電話株の局舎における接続)

事 件	申 請 内 容	該 当 頁	
平成16年(争)第3号	ソフトバンクBB(株)による東日本電信電話(株)の中継ダークファイバとの接続	II-29	書式変更: 中央揃え, インデント: 左 -0.02 字, 最初の行: 0 字 削除: の諾否 (東日本電信電話(株)の局舎間を結ぶ中継ダークファイバとの接続)
平成16年(争)第4号	ソフトバンクBB(株)による西日本電信電話(株)の中継ダークファイバとの接続	II-29	削除: の諾否 (西日本電信電話(株)の局舎間を結ぶ中継ダークファイバとの接続)
平成16年(争)第5号	東日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件 (接続料等)	II-32	削除: (平成電電(株)の電話網との接続)
平成16年(争)第6号	西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件 (接続料等)	II-32	削除: (平成電電(株)の電話網との接続)
平成17年(争)第1号	イー・アクセス(株)による西日本電信電話(株)とのフレッツサービス受付業務の再開	II-34	削除: (平成電電(株)の電話網との接続)
平成17年(争)第2号	A社によるB社との接続に関する網改造の費用負担 (ソフトウェア開発費用全額の預託金)	II-36	削除: 係る 削除: の申入れ
平成17年(争)第3号	A社によるC社との接続に関する網改造の費用負担 (ソフトウェア開発費用全額の預託金)	II-36	削除: 係る 削除: の申入れ
平成18年(争)第1号 ~14号	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	II-38	書式変更: 間隔 段落前: 0 pt, 段落後: 0 pt
平成19年(争)第1号	A社によるB社との回線切替工事等に関する接続協定の細目等	II-40	
平成19年(争)第2号	A社によるC社との回線切替工事等に関する接続協定の細目等	II-40	

## 2 仲裁

事 件	申 請 内 容	該 当 頁	
平成15年(争)第1号	ソフトバンクBB(株)による西日本電信電話(株)の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事	II-22	削除: 端末回線との接続に係る工事方法 (西日本電信電話(株)の端末回線との接続)
平成16年(争)第1号	東日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件 (接続料等)	II-26	削除: (平成電電(株)の電話網との接続)
平成16年(争)第2号	西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件 (接続料等)	II-26	削除: (平成電電(株)の電話網との接続)

### 3 答申

事 案	概 要 等	該当頁
平成14年3月19日 協議認可申請 (諮問： 6月17日、 答申： 7月30日)	モバイルインターネットサービス(株)による無線LANの役 務提供のための電気通信設備の設置に係る使用権の設定に関 する協議(東日本旅客鉄道(株)の土地等の使用に関する協議認可 申請)	II-74
平成14年4月19日 業務改善命令 (諮問： 4月18日、 答申： 4月19日)	KDDI(株)が子会社である第二種電気通信事業者を通じ、地 方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通 信役務の提供(KDDI(株)に対する業務改善命令)	II-87
平成14年7月18日 裁定申請 (諮問： 9月20日、 答申： 11月 5日)	平成電電(株)による直収発携帯着の利用者料金の設定に関す る裁定(NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の 設定に関する細目に係る裁定)	II-59
平成15年5月16日 申立て (諮問： 7月16日、 答申： 8月20日)	ソフトバンクBB(株)によるDSLサービスに係る西日本電 信電話(株)の局社内におけるMDFの端子盤の新たな接続点に 関する協議再開命令の申立て(西日本電信電話(株)に対する協議 再開命令)	II-42
平成16年2月 5日 業務改善命令 (諮問： 1月29日、 答申： 2月 4日)	KDDI(株)が子会社であるKCOMを通じ、地方公共団体等 に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務の提供 (KDDI(株)に対する業務改善命令)	II-91

### 4 勧告

発 出	概 要 等	該当頁
平成14年 2月26日 (平成14年(争)第1号 関連)	コロケーションのルール改善に向けた勧告(イー・アクセ ス(株)による東日本電信電話(株)のコロケーションスペース、電 源及びMDFの利用に係るあっせん申請)	II-101 (II-3)
平成14年11月 5日 (平成14年7月18日 裁定申請関連)	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の 勧告(平成電電(株)によるNTTドコモ等携帯電話事業者に対 する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定申請)	II-102 (II-59)



# 第1章 電気通信設備の接続等

## 第1節 あっせん・仲裁申請

- 1 平成13年12月27日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成13年12月27日(争)第1号)(接続に必要な工作物の利用についてのあっせん申請)

削除: 関する

削除: の

### (1) 経過

- 平成13年12月27日 A社、あっせんの申請(⇒(2))  
12月28日 B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知  
平成14年1月7日 B社、答弁書(暫定版)提出(15日に確定版提出)(⇒(3))  
1月10日 あっせん委員(香城委員長、森永委員長代理、田中委員、富沢委員及び吉岡委員)指名  
1月23日 両当事者より意見の聴取  
1月25日 両当事者に解決のための合意が成立(⇒(4))  
あっせん終了

### (2) 申請における主な主張

#### ① 申請の内容

B社の局舎において、A社の伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(いわゆる「横つなぎ」)の実現を図るべく、B社との間のあっせんを求める。

#### ② 協議不調の理由

A社は、B社局舎内での伝送路の接続とスペース確保についてB社と協議を開始した。B社の提示したスペースはコロケーションルーム1室単位が必須で賃貸料が高額となるため、A社はスペース確保をあきらめ、伝送路の接続のみを行うことにした。「横つなぎ」の協議は、平成12年9月から行っているが、実現していない。B社は、コロケーションを実施している事業者以外には「横つなぎ」を認めないと説明しており、ケーブル運用協定の規定に反している疑いがある。

### (3) 答弁書における主な主張

A社が申請したあっせんを求める事項は適当でないものとして、あっせんをしないか、又はA社の求めの文面に拘泥することなく合理的な内容のあっせんをなす旨の判断をすることを求める。

ケーブル運用協定では、契約当事者間の紛争処理手続が定められており、今回のあっせん申請は、この条項に反している。

A社には、その主張する方式での「横つなぎ」を求める必要性がない。

セキュリティの確保のため、局舎の利用事業者には、専用のコロケルールの割当てを受け、公平かつ適正な費用負担を行うことを求めており、これを行うことなく「横つなぎ」をすることは、A社のみ特別に有利な取扱いを行うことになり許されない。

### (4) 主な合意事項

新たにコロケーション契約（仮称）（コロケーションルームを2分し、一方のスペースを双方合意の対価で貸与）を締結し、「横つなぎ」を可能とする。

2 平成14年2月1日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月1日（争）第1号）（接続に必要な工作物の利用についでのあっせん申請）

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成14年 2月 1日 イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（⇒（2））  
東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知

2月 4日 あっせん委員（香城委員長、森永委員長代理、東海特別委員、長谷部特別委員及び藤本特別委員）指名

2月 6日 NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））

2月14日 両当事者より意見の聴取  
両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））  
あっせん終了

2月26日 総務大臣に対して勧告（電委第32号）（Ⅱ-101参照）

(2) 申請における主な主張

① 申請の内容

NTT東日本の12のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

② 協議不調の理由

NTT東日本は当該12のビルにおける調査結果として相互接続点の設置を不可としているが、その調査の内容に疑義がある。

(3) 答弁書における主な主張

あっせん対象の12のビルのうち8のビルについて、万一の場合には移設することを前提にすること等により、コロケーションスペース、電源及びMDF利用のための割当てを行う。

8のビルと同様の対応を行ったとしてもなお対応が不可となる残り4のビルについては、他用途のスペースの暫定利用、電源の増設工事の計画、M

DFの連結による端子盤設置場所の確保を検討していく。  
(4) 主な合意事項

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にイー・アクセスによる自前工事着工ができるよう双方協力を行う。

3 平成14年2月12日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日（争）第2号）（接続に必要な設備の設置（工事）についてのあっせん申請）

削除: 係る

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成14年	2月12日	ビー・ビー・テクノロジー株式会社（以下「BBT」という。）、あっせんの申請（⇒（2））
	2月13日	西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知
	2月15日	あっせん委員（吉岡委員、瀬崎特別委員、東海特別委員及び土佐特別委員）指名
	2月28日	NTT西日本、答弁書（暫定版）提出（3月20日に確定版提出）（⇒（3））
	3月22日	両当事者より意見の聴取
	4月4日	両当事者より意見の聴取 あっせん案の提示（⇒（4）） BBTがあっせん案を受諾
	4月9日	NTT西日本があっせん案受諾を拒否（⇒（5）） あっせん打ち切り（両当事者への通知）

(2) 申請における主な主張

① 申請の内容

NTT西日本の局舎におけるMDFジャンパ工事について、BBT自身による工事が実施できるようあっせんを求める。

② 協議不調の理由

NTT西日本に対して自前工事の実施について要望したが、MDFでの作業スペースが十分確保できない局舎が多いこと、大量にMDFにおける工事があること等を理由として拒絶されており、その後の協議は進展していない。

(3) 答弁書における主な主張

① MDFジャンパ工事は、電話サービスにおける生命線でもある電話通信

線の切断を伴う工事であり、NTT西日本がコントロールすることのない第三者に工事をさせることは、NTT西日本として認められない。

- ② MDFジャンパ工事については、現在時点においては、NTT西日本は問題なく工事を実施しており、BBTによるMDFジャンパ工事の自前工事を認めるほどの必要性は認められない。

#### (4) あっせん案

「1 NTT西日本は、接続事業者によるMDFジャンパ自前工事にあつての問題点発掘のために、場所と期間を限定して以下の条件により自前工事をBBTが行うことを認める。

- (1) 各個の工事にあつては、個々の電話加入者の承認を要するものとする。
- (2) 選定される施工業者、遵守されるべき施工基準・安全管理規程及び工事数量・工事日程の決定については、BBT及びNTT西日本において協議を行う。
- (3) BBTによる自前工事に起因する事故等においては、同社がNTT西日本に対して責任を負うこととし、NTT西日本は電話加入者から損害賠償を請求された場合にはこれをBBTに対して求償する。NTT西日本による工事と同時刻・同一場所において行われる場合のBBTにおいて負うべき責任の範囲の決定についてはBBT及びNTT西日本において協議を行う。

2 上記期間終了後の自前工事の継続・拡大の是非及び継続・拡大する場合の工事の条件については、上記期間中の実態を踏まえ、BBT及びNTT西日本において協議を行う。

3 接続事業者による自前工事が行われない場所又は期間において、NTT西日本がMDFジャンパ工事を行う際には、利用者から申込があつてからMDFにおける接続によりDSLサービスが開始されるまでの標準的な開通工事期間を4営業日以内とするよう、NTT西日本において早急に措置を講じる。 」

(5) あっせん案受諾の拒否に際しての主な主張

委員会提示のあっせん案については受諾できない。

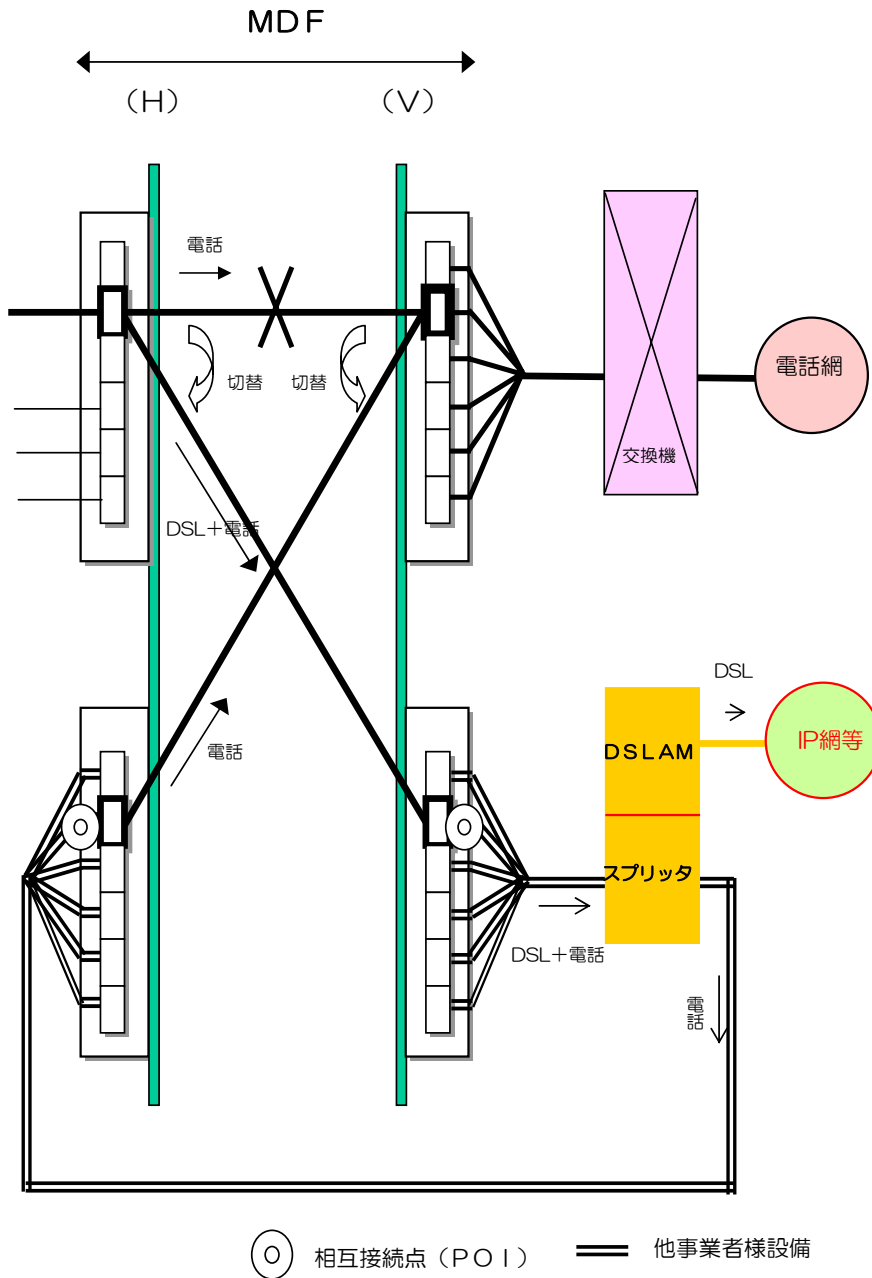
(理由)

D S L サービス利用予定者への工事期間短縮という限られた利便と電話サービス利用者全体への適切なサービスレベルの維持を比較衡量した上で、あっせん案では電話サービス利用者全体への良好なサービス提供への障害という懸念が解消されない。

【参 考】

(西日本電信電話株式会社作成資料より)

MDFジャンパ工事の施工区分





4 平成14年2月12日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日（争）第3号）（接続に必要な工作物の利用についてのあっせん申請）

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成14年 2月12日 イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（⇒（2））

2月13日 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知

2月15日 あっせん委員（森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員）指名

NTT西日本より答弁書（暫定版）提出（2月19日に確定版提出）（⇒（3））

2月26日 両当事者より意見の聴取

両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））

あっせん終了

(2) 申請における主な主張

NTT西日本の1ビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

NTT西日本B支店からは、その管轄のすべてのビルにおいて、工事申込みの3ヶ月以降でないと工事を行うことができないとしているが、明確な根拠に基づくものではないと考えるので、即時に自前工事の着工ができる措置を要望する。

(3) 答弁書における主な主張

当該ビルについて、コロケーションスペース、電源及びMDF利用のための割当てを行う。B支店管轄のビルにおいては、自前工事の着工時期について打合せの上、可能な限り前倒しを図るよう努力する。

#### (4) 主な合意事項

当該ビルについて、平成14年3月中旬にイー・アクセスによる自前工事による着工が行えるよう双方協力を行う。

また、イー・アクセスによる自前工事については、自前工事申込みから1ヶ月以内に着工できること及びビルの具体的な状況・着工スケジュール等についてNTT西日本より明示する。

5 平成14年2月13日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日（争）第4号）（接続に必要な工作物の利用についてのあっせん申請）

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成14年	2月13日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（コロケーションスペース（26ビル）・電源（26ビル）・MDF（26ビル）の利用）（⇒（2））
	2月14日	西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知
	2月15日	あっせん委員（森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員）指名
	2月26日	NTT西日本、答弁書（暫定版）提出（2月28日に確定版提出）（⇒（3）） 両当事者より意見の聴取
3月	1日	両当事者に解決のための部分合意が成立（コロケーションスペース（26ビル）・電源（23ビル）・MDF（26ビル）の利用）（⇒（4）①）
	3月19日	両当事者より意見の聴取
	3月29日	両当事者より意見の聴取 あっせん案の提示（電源（3ビル）の利用）（⇒（4）②） イー・アクセスがあっせん案を受諾 NTT西日本があっせん案中「2」を受諾
4月	2日	NTT西日本があっせん案全部を受諾 あっせん終了

(2) 申請における主な主張

NTT西日本の26のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、16のビルについて割当てを行い、7のビルについて6月末日処に増設後対応を行う。

(4) 主な合意事項

① (部分合意)

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、23のビルにおいて早期割当てをする。

② (部分合意で未解決の事案について両当事者が受諾したあっせん案の概要)

1 NTT西日本は、3のビルの各々において、平成14年6月までにX以上の、同年8月末迄にY以上の電力割当をイー・アクセスに対して行う。

2 NTT西日本は、今後イー・アクセスからの請求に応じ、その保有する通信用建物において、①装備されている最大電力容量、②その内の未使用の電力容量、③既に接続事業者から使用を請求されながら未割当である電力容量について情報開示を行う。 \_\_\_\_\_

6 平成14年2月13日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日（争）第5号）（接続の諾否についてのあっせん申請）

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成14年 2月13日 彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）よりあっせんの申請が到達（⇒（2））

2月14日 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知

2月15日 あっせん委員（田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）指名

2月18日 NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））

2月26日 あっせん委員（香城委員長）追加指名

3月 6日 両当事者より意見の聴取  
両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））  
あっせん終了

(2) 申請における主な主張

（他の機能に係る）接続料の支払義務の有無について争いがあることを理由に光ファイバ開通申込みをNTT東日本に受理してもらえないが、これを受理し、提供をしてもらいたい。

理由：

- 1 接続料の支払いについてNTT東日本との間で争いがあるが、そのことと本件とは関係のない事項である。
- 2 ダークファイバの提供は、電気通信事業法第38条及びNTT東日本接続約款の規定上、NTT東日本には義務があると理解している。

(3) 答弁書における主な主張

当該接続料の支払い義務は接続事業者側においても了知されているものと認識している。

彩ネットのNTT東日本への債務不履行の状況を踏まえ、ダークファイバに係る接続手続において、「光回線設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠る恐れがあること」に該当するとして「提供不可」の回答をせざるを得ない状況となることから、その旨を事前に通知した。

(4) 合意事項

▼ NTT東日本は、彩ネットからのいわゆるダークファイバとの接続に関する請求を受理する。当該請求に対する回答においては、電気通信事業法施行規則第23条第1号に掲げる事由を理由とする接続の拒否は行わない。 ▼

削除：「

削除：」

7 平成14年2月25日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月25日（争）第6号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

削除: 係る

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成14年 2月25日 彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）よりあっせんの申請が到達（⇒（2））  
2月26日 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知  
あっせん委員（香城委員長、田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）指名  
3月 5日 NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））  
3月 6日 両当事者より意見の聴取  
あっせん案の提示（⇒（4））  
彩ネットがあっせん案を受諾  
3月12日 NTT東日本があっせん案を受諾  
あっせん終了

(2) 申請における主な主張

NTT東日本への、A機能の接続料の支払いの義務はないと考えるが、その支払いについてあっせんを求める。

理由：

- 1 A機能の利用は終了している。
- 2 接続約款及び接続協定にもその旨の規定がない。
- 3 利用申込時にもその旨の説明がなかった。

(3) 答弁書における主な主張

当該接続料は、接続約款の規定に従い、支払い義務があるものと考えており、引き続き彩ネットに対して債務の履行を求める。

(4) 両当事者が受諾したあっせん案の概要

NTT東日本は、彩ネットに対し、本件に係る費用の支払いを請求しない。

8 平成14年4月30日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年4月30日（争）第7号・同第8号）（役務提供のための設備の運用についてのあっせん申請）

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成14年 4月30日 A社よりあっせんの申請が到達（平成14年（争）第7号（以下「第7号」という。）及び同第8号（以下「第8号」という。））（⇒（2））  
B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第7号）  
C社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第8号）

5月 2日 あっせん委員（富沢委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）指名（第7号及び第8号）

5月10日 B社より答弁書提出（第7号）（⇒（3）①）  
C社より答弁書提出（第8号）（⇒（3）②）  
両事件3当事者より意見の聴取（第7号及び第8号併合）  
両当事者に解決のための合意が成立（第7号）（⇒（4）①）  
両当事者に解決のための合意が成立（第8号）（⇒（4）②）  
あっせん終了

(2) 申請における主な主張（第7号及び第8号）

① 申請の内容

A社の上位プロバイダ変更に伴い、その変更後もA社の利用者がB社及びC社のネットワークサービスを經由してA社のサービスを継続利用できるようにするためにB社及びC社の設備においてIPアドレスの設定を変更する工事が必要であるので、B社（第7号関係）及びC社（第8号関係）においてこれを早急に行ってもらいたい（5月18日を要望）。

② 協議不調の理由及び協議の経過

上記設備の工事を4月22日に先方に打診したところ、4月23日に回答があり、工事には20営業日を要するため早期実施はできないとのこと



であった。本件についての申込は4月25日に行い、再度早期化を依頼したが、6月3日までできないとの回答であった。

### (3) 答弁書における主な主張

#### ① (第7号)

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは、通常は実施困難だが、労働力の集約等の措置により、6月3日を5月24日に前倒しして実施する。

#### ② (第8号)

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは困難だが、作業実施時間帯等を含めてこの時期の工事スケジュールを再度調整し、6月3日を前倒しして5月24日に実施する。

### (4) 合意事項

#### ① (第7号)

1. B社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びB社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びB社は別途協議する。

#### ② (第8号)

1. C社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びC社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びC社は別途協議する。

9 平成14年7月4日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年7月4日（争）第9号～第23号）（接続に**関する費用負担についてのあっせん申請**）

削除: 係る

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

- 平成14年 7月 4日 A社、あっせんの申請（平成14年（争）第9号～第23号（以下「第9号～第23号」という。））  
⇒（2）
- 7月 5日 B社等各社に対し、あっせんの申請があった旨の通知を発送
- 7月 9日 あっせん委員（田中委員、浅井特別委員、東海特別委員及び長谷部特別委員）指名（第9号～第23号）
- 7月12日 B社等、答弁書提出（第9号～第23号）  
⇒（3）
- 7月15日 申請者及びB社等各社代理より意見の聴取（第9号～第23号併合）
- 7月23日 申請者及びB社等各社代理より意見の聴取（第9号～第23号併合）  
あっせん案の提示（第9号～第23号）⇒（4）  
A社があっせん案を受諾  
B社等各社があっせん案を受諾  
あっせん終了

(2) 申請における主な主張（第9号に係るもの。第10号～第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。）

① 申請の内容

A社の予定するV o I Pサービスにおいて、発信事業者であるA社が料金設定することを予定している。この場合のB社との間の事業者間精算については、既に合意している他の事業者と同様にC社への料金請求とするよう、あっせんに申請する。

② 協議不調の理由

平成14年4月23日にC社が接続協定を締結している全事業者と協議を開始し、A社呼は、A社の事業者識別番号が送出されないため、C社への料金請求を依頼した。C社にも了解してもらっているが、B社では、今回は発信のみであるので直接精算したいとしている。

(3) 答弁書における主な主張 (第9号～第23号)

発事業者識別情報の送出は、事業者間精算における重要性から「必須」であり、発事業者が設定しエンド・エンドで転送すべき情報とされている。A社は、発事業者識別情報を送出しない方式での接続を求めてきたが、相互接続協定の締結を求める以上は、この事業者間で定めたルールに従い、発事業者識別情報を送出すべきである。

(4) あっせん案 (第9号に係るもの。第10号～第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。)

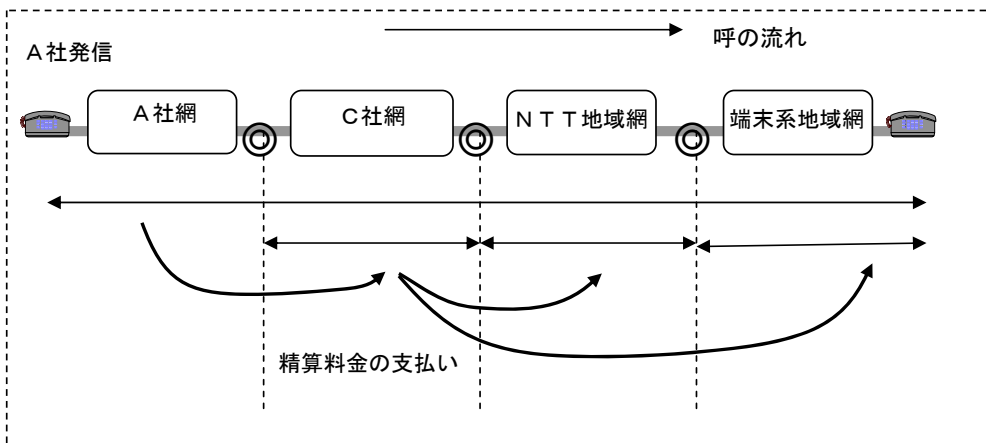
- ① A社の設備とC社の加入者回線との接続 (A社利用者端末発信呼について行うV o I Pサービスに係るものに限る。以下「本件線端接続」という。) に関し、本件線端接続が行われること及び両者間で取り決めるその条件について、B社は、これにより同社が新たな接続協定 (本あっせん案の受諾による合意を除く。) を締結するものではない限りにおいて、関知しない。
- ② A社及びB社は、本件線端接続に関しては、今後相互間で協定を締結せず、精算等を行う関係にも立たない。
- ③ B社は、本件線端接続により生じるトラフィック流通量その他一切の変動に伴い解決すべき事項が生じた場合には、これをC社との間で解決する。

【参考 1】

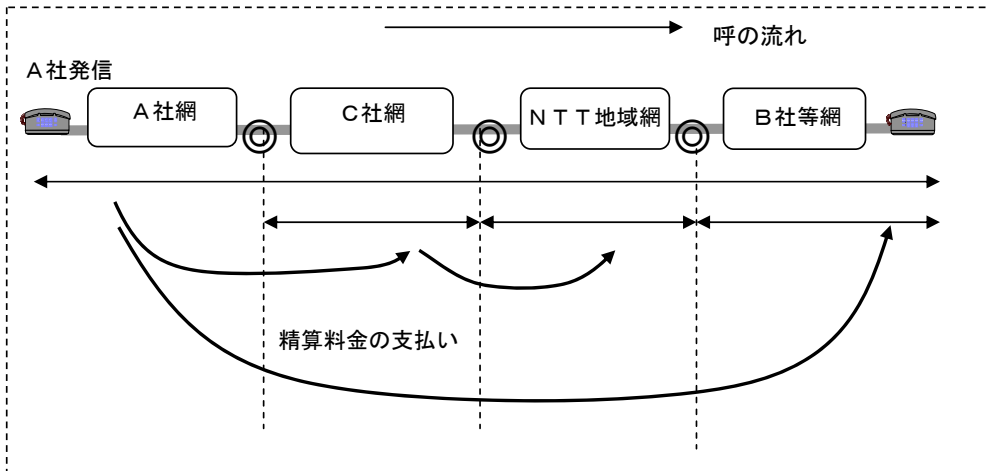
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

事業者間精算方式について

【A社が求める事業者間精算方式】



【B社等が求める事業者間精算方式】

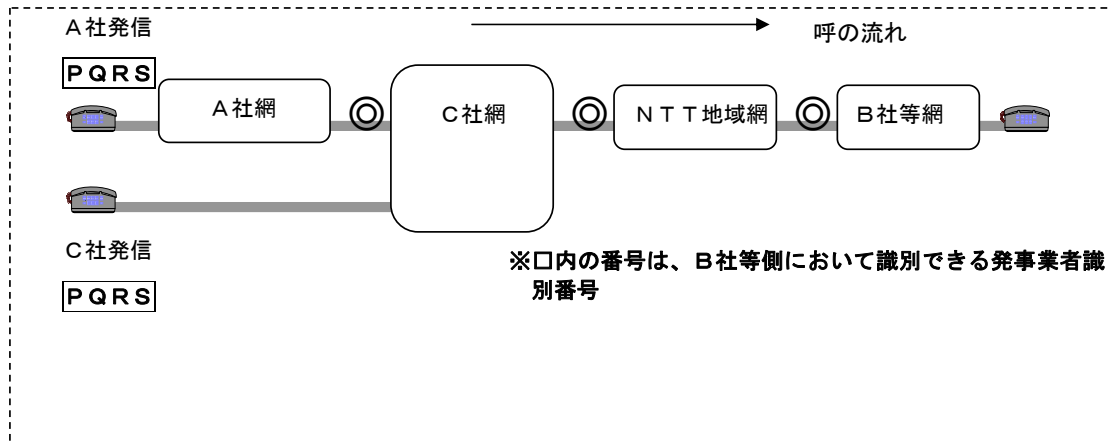


## 【参考 2】

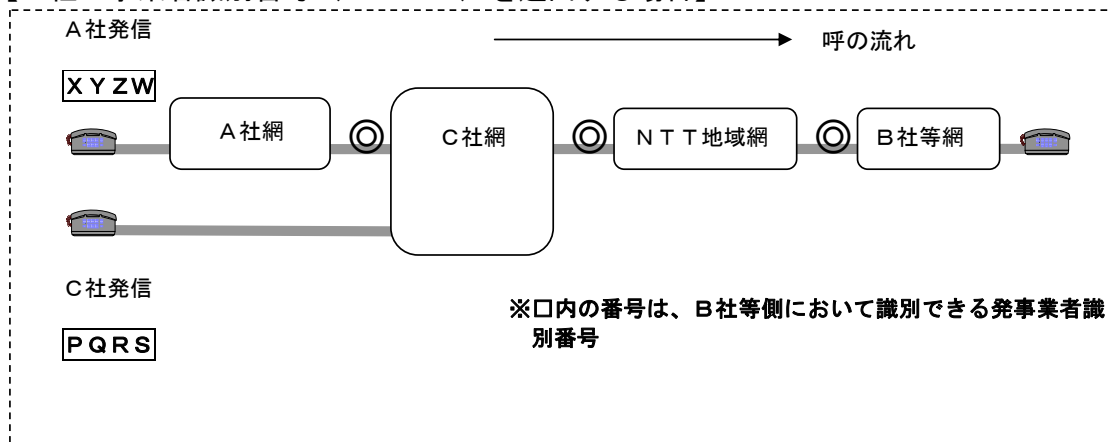
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

### 事業者識別番号について

#### 【A社が事業者識別番号を送出しない場合】



#### 【A社が事業者識別番号（XYZW）を送出する場合】



10 平成15年2月14日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成15年2月14日（争）第1号）（接続に必要な設備の設置（工事）についての仲裁申請）

削除: 係る工事に関する

削除: の

(1) 経過

平成14年 4月 9日 あっせん打ち切り（平成14年2月12日（争）第2号）（II-5参照）

平成15年 2月14日 ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）、仲裁の申請（⇒（2））  
西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、仲裁の申請があった旨の通知

2月21日 NTT西日本、仲裁の申請を行わない旨の報告（⇒（3））  
ソフトバンクBBに対し、仲裁の受付に入らない旨の通知

(2) 申請において仲裁判断を求める事項

NTT西日本の端末回線との接続に係る工事の方法

(3) 申請を行わない旨の報告

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、ソフトバンクBBを申請人とする仲裁の申請については、NTT西日本は仲裁申請を行わないので、その旨報告する。

11 平成15年6月11日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成15年6月11日（争）第2号）（役務提供のための設備の利用についてのあっせん申請）

削除: 接続に必要な工作物

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成15年	6月11日	平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）、あっせんの申請（⇒（2））
	6月12日	東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知
	6月17日	あっせん委員（吉岡委員、尾畑特別委員及び藤原特別委員）指名
	6月18日	NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））
	6月25日	平成電電、申請の取下げ（⇒（4）） あっせん手続の取りやめ（当事者への通知）

(2) 申請における主な主張

本年3月7日、同月10日、4月23日付けで、MDF（主配線盤）の利用の可否についてNTT東日本に対し、同社の接続約款に基づいて調査を申し込んだところ、同接続約款の規定では1ヶ月以内に回答をすることとされているにもかかわらず、現在に至るまで414の局について、同社から完全な回答が得られていない（H側のMDFの利用の可否の回答がない等）。これらMDFを利用するサービスを6月20日に開始する予定であるところ、その開始に支障を生じかねない状況になっており、早急に回答を求めたく、あっせんに申請した。

(3) 答弁書における主な主張

① NTT東日本では、一連の手続の過程において、「要望されているMDF端子はV側の1端子のみ」であるとして、手続を進めてきた。このような中、平成15年5月22日の協議において、平成電電よりMDF端子のH側を含む2端子を確保するよう要望する旨の申出がなされ、当事者間で継続して協議を実施し、平成15年6月12日の協議において、今回のあっせん申請の対象とされた事項について、次項のとおり、当事者間で手続

を進めることで合意が図られた。

② NTT東日本は、「V側MDF端子と同数のH側MDF端子の設置の可否」について追加調査を行い、平成電電に回答を行うこととした。

なお、上記追加調査の回答は、次のスケジュールで実施することとしている。

ア 既に自前工事申込書が提出されている46のビルについて、平成15年6月20日までに追加回答

イ ア以外の調査対象ビルについて、平成15年6月末日までに追加回答

#### (4) あっせん申請取下げについての事情説明

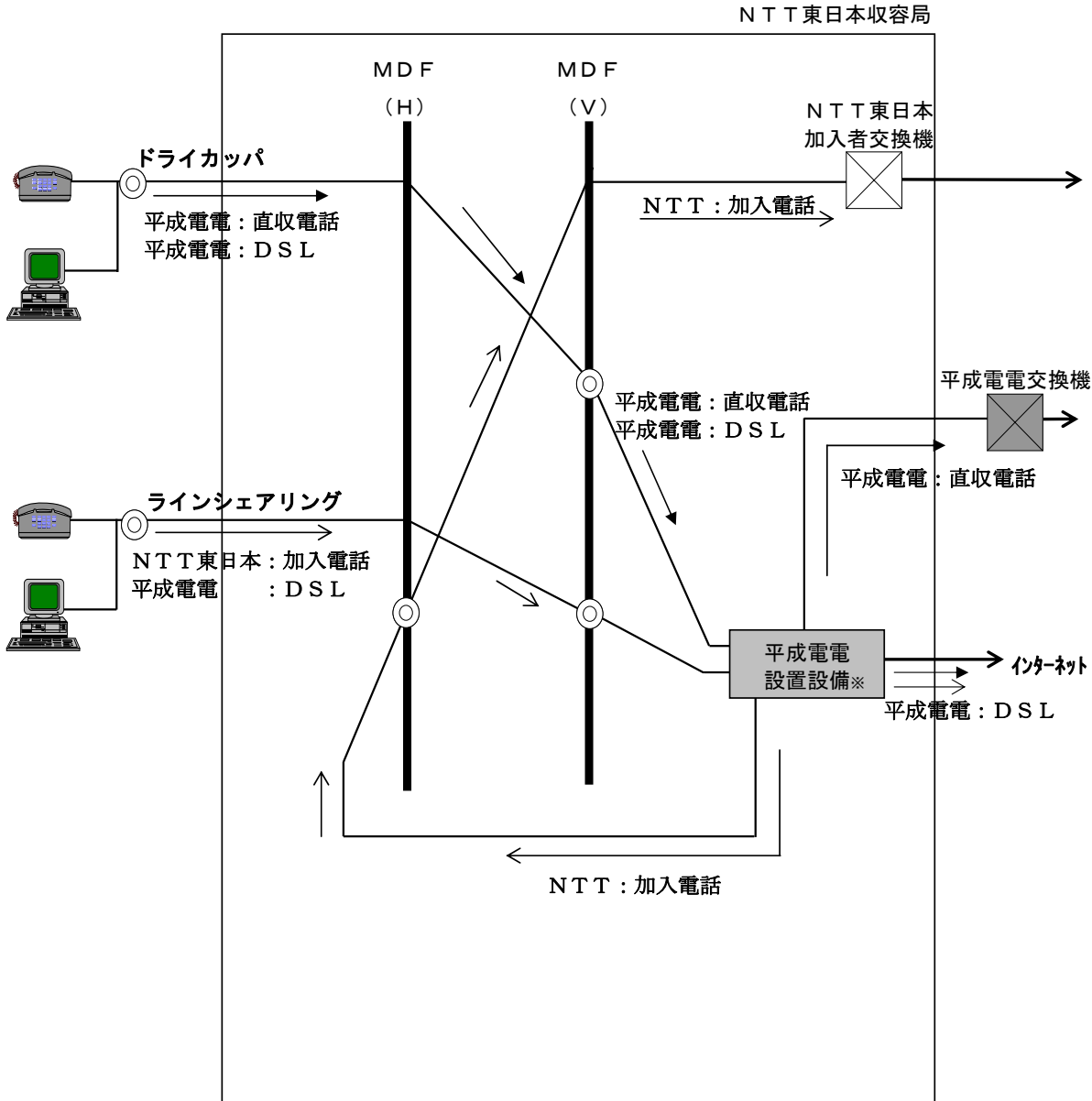
平成電電がNTT東日本に対し、平成15年3月7日、同月10日及び4月23日付けで調査を求めた件について、平成電電は、6月30日までにNTT東日本から回答を得ることとして、この度、合意した。ついで、6月11日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について、取り下げる。



【参 考】

(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

平成電電株式会社の要望する接続形態



※1台でRT、DSLAM及びスプリッタの機能を有する設備。

12 平成16年4月2日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成16年4月5日(争)第1号・同第2号)(接続に**関する費用負担についての**仲裁申請)

削除: 係る

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成16年 4月 2日 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)、仲裁の申請(平成16年(争)第1号(以下「第1号」という。)及び同第2号(以下「第2号」という。)) ⇒ (2)

4月 5日 平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)に対し、仲裁の申請があった旨の通知(第1号及び第2号)

4月27日 平成電電、仲裁の申請を行わない旨の報告(第1号及び第2号) ⇒ (3)

NTT東日本及びNTT西日本に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知(第1号及び第2号)

(2) 申請において仲裁判断を求める事項(第1号及び第2号)

NTT東日本(NTT西日本)の接続約款等に基づき同社が提示した接続条件による、平成電電の電話網とNTT東日本(NTT西日本)の法人向けIP電話網との接続を可能とするよう仲裁判断を求める。

(3) 申請を行わない旨の報告(第1号及び第2号)

平成16年4月5日付けで通知のあった、NTT東日本(NTT西日本)を申請人とする仲裁の申請があった件について、平成電電は仲裁申請を行わないので、その旨通知する。

(4) あっせんの申請

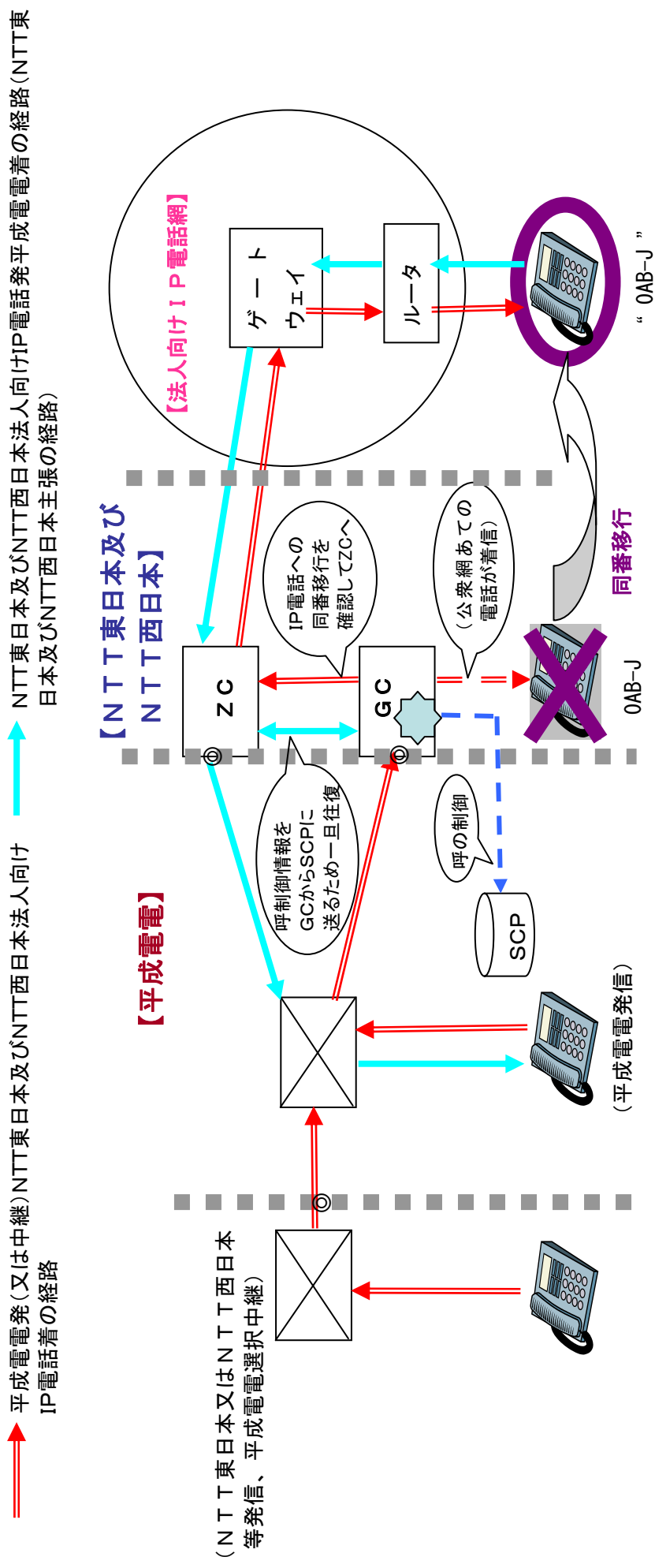
仲裁手続終了後、NTT東日本及びNTT西日本と平成電電の間で、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続に係る協議がされたが、協議の進展が見込まれないことから、NTT東日本及び

NTT西日本は、平成16年12月17日に、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続を可能とするようあつせんを求める申請を行った（事例14 [\(II - 32\)](#)参照）。

【参考】

(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

NTT東日本及びNTT西日本の法人向けIP電話網と平成電の電話網との接続経路



13 平成16年8月31日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成16年  
8月31日（争）第3号・同第4号）（接続の諾否についてのあっせん申請）

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

- 平成16年 8月31日 ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）、あっせんの申請（平成16年（争）第3号（以下「第3号」という。）及び同4号（以下「第4号」という。））（⇒（2））
- 9月 1日 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知（第3号）  
西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知（第4号）
- 9月 3日 あっせん委員（森永委員長代理、尾畑特別委員及び藤本特別委員）指名（第3号及び第4号）
- 9月29日 NTT東日本、答弁書提出（第3号）（⇒（3））  
NTT西日本、答弁書提出（第4号）（⇒（3））
- 10月 6日 ソフトバンクBB、NTT東日本からの答弁書に対する意見書提出（第3号）  
ソフトバンクBB、NTT西日本からの答弁書に対する意見書提出（第4号）
- 10月 7日 両当事者より意見等の聴取（第3号及び第4号併合）
- 10月15日 NTT東日本、ソフトバンクBBからの意見書（10月6日付け）に対する答弁書提出（第3号）  
NTT西日本、ソフトバンクBBからの意見書（10月6日付け）に対する答弁書提出（第4号）
- 10月19日 ソフトバンクBB、NTT東日本からの答弁書（10月15日付け）に対する意見書提出（第3号）  
ソフトバンクBB、NTT西日本からの答弁書（10月15日付け）に対する意見書提出（第4号）

- 号)
- 10月20日 両当事者より意見等の聴取(第3号及び第4号併合)
- 10月22日 NTT東日本、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書提出(第3号)
- NTT西日本、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書提出(第4号)
- 11月 1日 両当事者があっせん案を受諾(第3号及び第4号)(⇒(4))
- (また、別の事項についても合意(⇒(5)))
- あっせん終了

## (2) 申請における主な主張

### ① NTT東日本(第3号関係)に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT東日本局と他のNTT東日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT東日本に申請しているが、171の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT東日本がADSLサービスを提供しているこれら171局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

### ② NTT西日本(第4号関係)に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT西日本局と他のNTT西日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT西日本に申請しているが、141の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT西日本がADSLサービスを提供しているこれら141局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

(3) 答弁書における主な主張（第3号及び第4号）

- i) 中継光ファイバについては、既存設備に空きがある場合には内外無差別の手続きによる提供を行うとともに、中継光ファイバの利用に係る他事業者の予見性・利便性を高めるために情報開示の充実を行っている。
- ii) ADSLサービス提供のために用いられる中継回線については、中継光ファイバの他にも既存の専用線等の利用も可能であり、調査要望のある区間の空き伝送帯域の有無については、相互接続上の所定の手続きを行えば、調査の上回答し、提供にあたっての詳細な条件についても別途協議に応じる用意がある。

(4) あっせん案（第3号及び第4号）

「ソフトバンクBBが中継光ファイバの接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本（NTT西日本）及びソフトバンクBBにおいて協議を行う際、以下の点に配慮することとする。

- i) ソフトバンクBBの質疑に対し、NTT東日本（NTT西日本）は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。
- ii) NTT東日本（NTT西日本）は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配慮すること。」

(5) 合意事項（第3号及び第4号）

NTT東日本（NTT西日本）の光信号中継回線の両端に波長多重（WDM）装置を設置してソフトバンクBBに接続を提供することを含め、ソフトバンクBBが接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本（NTT西日本）及びソフトバンクBBにおいて協議を行う。その際、ソフトバンクBBが波長多重（WDM）装置の設置費用を負担する用意があることも踏まえ、NTT東日本（NTT西日本）は、波長多重装置の設置の可否について判断し、ソフトバンクBBと協議を行う。

14 平成16年12月17日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成16年12月17日(争)第5号・同第6号)(接続に関する費用負担についてのあっせん申請)

削除: 係る

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

- 平成16年 4月27日 仲裁手続終了(平成16年4月5日(争)第1号及び同第2号) (II-26 参照)
- 12月17日 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)、あっせんの申請(平成16年(争)第5号(以下「第5号」という。)及び同第6号(以下「第6号」という。)) (⇒(2))
- 12月20日 平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)に対し、あっせんの申請があった旨通知(第5号及び第6号)
- 12月22日 あっせん委員(吉岡委員、浅井特別委員及び土佐特別委員)指名(第5号及び第6号)
- 平成17年 2月 9日 NTT東日本と平成電電が変更接続協定締結
- 2月18日 NTT西日本と平成電電が変更接続協定締結
- 2月21日 NTT東日本、あっせん申請取下げ(第5号) (⇒(3))
- NTT西日本、あっせん申請取下げ(第6号) (⇒(3))
- 2月22日 あっせん手続の取りやめ(当事者への通知)

削除: 止

(2) 申請における主な主張(第5号及び第6号)

平成電電は、NTT東日本(NTT西日本)の接続約款等に基づき提示する接続条件により平成電電の電話網とNTT東日本(NTT西日本)のIP電話網の接続に応ずるべき。

本件に係る接続条件は、現行の接続ルールに従っており、現に他の電気通信事業者にも適用されている。



電気通信回線設備を設置する電気通信事業者である平成電電は、同社の電話網とNTT東日本（NTT西日本）のIP電話網との接続に関して、電気通信事業法第32条に基づき、他事業者からの接続の請求に応じるべき義務を負うことから、接続請求を拒む正当な理由はない。

(3) あっせん申請取下げについての事情説明（第5号及び第6号）

平成16年12月17日付けのあっせん申請については、あっせん申請後、当事者間で電気通信設備の接続について合意し、接続協定を締結したため、取り下げる。

(参考)

接続協定の締結を受けて、平成17年3月1日から、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続が開始された。

15 平成17年4月14日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成17年4月14日（争）第1号）（役務提供に関する契約の取次ぎについてのあっせん申請）

削除: 電気通信

削除: の

削除: 係る

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成17年 4月14日 イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（⇒（2））  
4月15日 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知  
4月18日 あっせん委員（富沢委員、長谷部特別委員及び藤原特別委員）指名  
5月 9日 NTT西日本、答弁書提出（⇒（3））  
5月13日 両当事者より意見等の聴取  
両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））  
あっせん終了

(2) 申請における主な主張

平成16年7月、イー・アクセスは、AOLジャパン株式会社のプロバイダ事業の営業譲渡を受けた後、NTT西日本からフレッツサービスの注文取次業務契約の解除を通告されたが、平成17年3月末までの間は、受付業務の覚書を締結して受付業務を継続してきた。

しかし、平成17年3月末で受付業務は解除となり、このため、インターネットのアクセス回線としてフレッツサービスを希望するAOLユーザーは別々に申込みを行わなければならない、利便性が損なわれている。

このため、NTT西日本とのフレッツサービスの受付業務の再開についてあっせんを希望する。

(3) 答弁書における主な主張

① 代理店契約は、事業者間の自由な意志に基づく任意の契約であり、解消できる自由は当然有している。代理店契約を締結しないことが、NTT西日本の支配的地位を前提として接続の可否といったISP事業の継続を危うくするものではなく、利用者にとっても特段のデメリットを生じさせ

るものではない。

- ② フレッツサービスの受付については、I S P事業者経由だけでなく、116やウェブ等で簡単に申し込める仕組みが整っている。
- ③ 契約を締結することで競合するイー・アクセスに対して、N T T西日本の営業戦略や営業手法等の経営に直結する重要な情報の流出が懸念される。

#### (4) 合意の内容

- ① N T T西日本とイー・アクセスは、本年3月31日まで締結していた「受付業務に関する覚書」に以下の点を追記した覚書を平成17年度においても締結する。
  - a) 代行申込に関する手数料は設定しない。
  - b) N T T西日本とイー・アクセスは、覚書に基づく代行申込の遂行上知り得た相手方の営業上の情報、技術上の情報、顧客情報及びその他一切の情報（N T T西日本又はイー・アクセスが知る前に公知の情報である情報を除く。）をイー・アクセスのアクセスラインの販売勧奨等、代行申込業務の遂行以外の目的で、自ら使用し、若しくは第三者に開示又は漏洩しない。
  - c) 前項の目的のため、イー・アクセスは、代行申込を実施するに当たって、I S P事業であるA O Lサービスとアクセス事業について、物理的、組織的に遮断を行う。
  - d) 覚書の更新に当たっては、当該期間におけるイー・アクセスによる代行申込実績、ファイアウォールの実施状況及びF T T Hへの参入状況を踏まえ、N T T西日本及びイー・アクセス双方で誠実に協議を行う。
- ② 取次いだ利用者の開通情報については、N T T西日本が開示を行う。

16 平成17年7月8日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成17年7月8日（争）第2号・同第3号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

削除: 係る

削除: 関する

削除: の

(1) 経過

平成17年 7月 8日 A社、あっせんの申請（平成17年（争）第2号（以下「第2号」という。）及び同第3号（以下「第3号」という。））（⇒（2））

7月11日 B社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第2号）

C社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第3号）

あっせん委員（田中委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）指名（第2号及び第3号）

削除:

削除: 7月12日

8月26日 B社、答弁書提出（第2号）（⇒（3））

C社、答弁書提出（第3号）（⇒（3））

8月26日 A社、B社及びC社からの答弁書に対する意見書提出（第2号及び第3号）

8月31日 B社、A社からの意見書に対する答弁書提出（第2号）

C社、A社からの意見書に対する答弁書提出（第3号）

9月 1日 両当事者より意見等の聴取（第2号及び第3号併合）

あっせん案の提示（第2号及び第3号）

9月29日 両当事者より意見等の聴取（第2号及び第3号併合）

あっせん案の提示（第2号及び第3号）

10月 4日 A社、申請の取下げ（第2号及び第3号）（⇒（4））

あっせん手続の取りやめ（当事者への通知）

(2) 申請における主な主張 (第2号及び第3号)

平成17年2月、A社が提供しているサービスの料金回収方式変更のため、B社及びC社に網改造(ソフトウェア開発)の申込みを行ったところ、当該開発に係る契約期限直前に、当該開発費用全額の預託金の申入れがあり、預託金をめぐる協議が不調となったことから、ソフトウェア開発の希望日である7月に着手されない状況に陥った。

したがって、預託金に関する協議は継続して応じることを条件に、B社及びC社が7月以降速やかに当該開発に着手するようあっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張 (第2号及び第3号)

B社及びC社は、A社に対し開発着手の6ヶ月前から、投資額を回収するための接続料の担保措置について、別途協議する旨通知している。

また、B社及びC社は、預託金の預け入れ等による担保措置が講じられ、当該ソフトウェア開発に必要な投資額を確実に回収できることが担保されることを前提に当該ソフトウェアの開発着手に応じる。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明 (第2号及び第3号)

A社が提供しているサービスについて、サービス展開の見直しを行うことから、7月8日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。

17 平成18年8月9日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成18年8月9日（争）第1号～第14号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

（1）経過

平成18年 8月 9日 A社等各社、あっせんの申請（平成18年（争）第1号～第14号⇒（2））  
8月10日 B社に対し、あっせんの申請があった旨通知  
8月11日 あっせん委員（森永委員長代理、尾畑特別委員及び樋口特別委員）指名  
9月 4日 B社、答弁書提出（⇒（3））  
9月11日 両当事者より意見等の聴取  
10月16日 A社等各社、B社からの答弁書（9月4日付け）に対する意見書提出  
11月 7日 B社、A社等各社からの意見書（10月16日付け）に対する答弁書提出  
11月30日 両当事者より意見等の聴取  
委員会の途中見解の提示  
12月14日 B社、網使用料算定に関する考え方提出  
平成19年 1月12日 A社等各社、B社の考え方（12月14日付け）に対する考え方提出  
1月25日 B社、A社等各社の考え方（1月12日付け）に対する考え方提出  
3月 6日 A社等各社、B社の考え方（1月25日付け）に対する考え方提出  
3月23日 A社等各社、申請の取下げ（⇒（4））  
3月27日 あっせん手続の取りやめ

（2）申請における主な主張（第1号～第14号）

① 協議不調の理由及び経緯

A社等各社の網使用料については、従来、業界の標準的水準である、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の接続料（IC接続）と同じ水準（以下「LRIC水準<sup>\*</sup>」という。）により相互接続事業者と合意がなされてきた。

平成17年3月、A社等各社は、平成16年度及び平成17年度に適用する網使用料について、LRIC水準で協定事業者に対して提案したところ、B社は、3分5.36円（平成16年度当初認可NTT東西IC接続料）以上の水準は認められないとして協議が不調となった。

② 申請の内容

A社等各社は、

- ・ 自社網の網使用料水準について、通常、相互接続事業者とは業界の標準的な水準であるLRIC水準にて合意している
- ・ 平成17年度に関し、(実際のコストに基づき) 網使用料水準を算出したところ、LRIC水準を上回る水準となっている

ことから、LRIC水準とは別の水準とすることについて合理的根拠が提示されないのであれば、合意形成の可能な上限値としての業界の標準的水準であるLRIC水準にて合意するようあっせんを求める。

※平成16年度接続料は6.12円/3分(精算後)、平成17年度接続料は7.09円/3分。

(3) 答弁書における主な主張（第1号～第14号）

電気通信役務の提供においては、各相互接続事業者が開発・営業・効率化といった企業努力を継続して行うことにより、相互のネットワークの付加価値を高め、利用者料金設定権の有無にかかわらず、利用者利便の向上と利用者料金の低廉化を実現すべきである。

また、通信量が減少しているNTT東西網とは異なりA社等各社の利用者数及び通信量は増加しており、平成16年度及び平成17年度については、平成15年度当初の合意水準（5.36円/3分）から、値上げする合理的な根拠がなく、双方が合意に至らない場合には、事業者間の合意が成立している水準での接続が継続されるべきである。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明（第1号～第14号）

A社等各社は、本件対応の見直しを行った結果、平成18年8月9日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。

18 平成19年3月23日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成19年3月26日（争）第1号・同第2号）（接続協定の細目等についてのあっせん申請）

（1）経過

平成19年 3月23日 A社、あっせんの申請（平成19年（争）第1号（以下「第1号」という。）及び同第2号（以下「第2号」という。））（⇒（2））

3月26日 B社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第1号）

C社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第2号）

3月30日 B社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号）

C社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第2号）（⇒（3））

4月 5日 各当事者に対し、あっせんをしない旨通知

（2）申請における主な主張（第1号及び第2号）

A社は、アナログ電話サービスの提供に当たり、B社及びC社との間で、通常の回線切替工事等とは異なる、一定の処理件数を保証した特別な受付・工事体制整備を求める契約を締結する一方、次の事項を求め協議を行った。

① 同契約で定めた費用負担（額）に関し、実費精算、実費の明細開示等

② 通常の受付・工事体制下におけるB社及びC社の各工事等ごとの処理可能件数の開示

しかし、B社及びC社は、これらに応じないとして協議が不調となったことから、上記事項を義務付ける契約の締結についてあっせんを申請する。

（3）あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号及び第2号）

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、A社を申請人とするあっせんの申請については、B社及びC社は、以下の理由から応じる考えはないので、その旨報告する。



- ① B社及びC社はA社との間で双方合意の上締結した契約に従い対応したものであり、A社が主張するような新たな契約締結に応じる考えはない。
- ② A社は、「申込受付処理及び工事等処理に要する人員の確保等に係る費用」について、「本契約書は実費精算を前提として締結された」と主張しているが、そのような合意の事実は一切ない。

## 第2節 協定締結命令・協議命令申立て

1 平成15年5月16日申立て事例（基・電・料金サービス課平成15年5月16日第1340号）（DSLサービスに係る接続協議再開命令の申立て）

削除: 4

### (1) 経過

平成15年	5月16日	ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）、命令の申立て（⇒（2））
	6月4日	総務大臣、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、聴聞の開催についての通知、掲示
	6月18日	総務大臣、NTT西日本より聴聞（⇒（3））
	7月3日	聴聞報告書の作成（⇒（4））
	7月16日	総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第4号）（⇒（5））
	8月20日	電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申（⇒（6））
	8月28日	総務大臣、NTT西日本に対して接続協議の再開を命令（⇒（7））

削除: 5

削除: 6

### (2) 申立てにおける主な主張

#### ① 申立ての内容

DSLサービスに関し、NTT西日本がその局舎内に設置する主配線盤（MDF）の端末回線側端子盤（H）及び加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子を新たな接続点とする、NTT西日本の電気通信回線設備とソフトバンクBBの電気通信設備との接続について、NTT西日本との協議が不調のため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

#### ② 協議不調の理由

ソフトバンクBBは、平成15年3月6日にNTT西日本に対し協議を申し入れたが、同月26日、NTT西日本から接続請求には応じられないと拒否された。

### (3) NTT西日本の主な主張

ソフトバンクBBの主張に従い協議再開命令を発することは、以下の理由により、電気通信事業法第38条及び第39条第1項に反し、違法である。

- ① ソフトバンクBBによる申立ての实质は、NTT西日本のMDF内部のジャンパ線に係る工事を自社において行うことを求めるものである。MDFジャンパ自前工事の是非に関する紛争は電気通信設備の設置・保守に関する契約の締結に関する紛争としてあっせん手続の対象ではあるが、接続に関する協定の締結に関する紛争ではなく、協議再開命令の手続の対象たり得ない。
- ② ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、次の理由から、電気通信事業法第38条本文にいう電気通信回線設備との接続ではない。
  - ア NTT西日本とソフトバンクBBとの間では、既に相互のネットワークの接続を行っており、ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、ネットワーク間を結ぶという電気通信事業法第38条本文による接続の概念に反する。
  - イ NTT西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律により、加入者回線と交換機端子との1対1の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を維持する加入者電話網を成立させる義務を有しており、ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、「加入者電話網の完全性」を侵害する。
  - ウ ソフトバンクBBの要望する新たな接続点は、接続点に求められる責任分界点としての機能を果たすことができない。
- ③ ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、接続約款の変更を必然的に伴うものであり、その内容は、他の電気通信事業者や利用者に重大な影響を与えるものであるから、二社間の協議で解決することを求める協議再開命令の発令は適切ではなく、広く利用者や他事業者の意見を反映した上で約款の改訂の是非を含む問題として慎重に審議されるべき事項である。
- ④ ソフトバンクBBの要求が電気通信事業法上の接続に該当すると仮定しても、ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、次のとおり、電気通信事業法第38条各号に該当するため、NTT西日本がこれに応じる義務はない。

- ア 故障、移転、DSL接続事業者変更等の際に、他事業者によるジャンパ線切り替え等が迅速に行われないうことにより、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、結果として、利用者からの苦情対応等の実務面への影響やNTT西日本の信用の失墜が生じ、NTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。
- イ 狭いスペースに複数の作業員が集中することにより、ジャンパ線切り替え等の際の誤接続などの事故の増加が懸念されることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。
- ウ 断線事故等の発生は不可避であり、その際の責任分担が不明確になることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがあるとともに、事業用電気通信設備の技術基準を遵守することが技術的又は経済的に著しく困難である。
- エ NTT西日本は、利用者に対するプライバシー保護の責任を果たすことができなくなり、また、社会の安全に対する脅威の可能性、安全保障や外交への悪影響の発生の可能性も生じることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- オ MDFジャンパ線の工事は、NTT西日本が行う部分と他事業者が行う部分とに分割されることとなり、作業工程の増加が生じ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- カ 複数の事業者による工事が統一的な指揮命令系統なく同時並行的に実施され得ることになりかねず、ジャンパ工事作業中の人身事故発生の可能性が高まることとなるが、これを防止することは技術的に著しく困難であり、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じ、かつNTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- ⑤ ソフトバンクBBの要求は、NTT西日本の財産権及び営業の自由を侵害するものであり、工期短縮・工事費低減を根拠とする主張には理由がなく、加入者電話網の準公共財性やライフラインとしての電話サービスの安定的提供に支障を及ぼすおそれがあることに鑑みても、協議命令を発する合理的理由はない。

(4) 聴聞報告書（要旨）

NTT西日本等の主張は、総務省の考え方を覆すに足るものではなく、したがって、協議再開命令を出すことについて、電気通信事業紛争処理委員会に諮問することが適当であるとされた。

(5) 諮問

平成15年7月16日諮問第4号（次のとおり）

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続が同法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないことから、NTT西日本に対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第88条の18の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

(6) 答申

削除: 5

平成15年8月20日電委第57号（次のとおり）

答 申 書

平成15年7月16日付け諮問第4号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

## 記

西日本電信電話株式会社に対し、電気通信事業法第39条第1項の規定に基づき、接続に関する協定の締結のため協議の再開を命ずることは、相当である。

ただし、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBB株式会社が当然に行い得るものではなく、西日本電信電話株式会社に接続義務を履行する責務があることを前提とした上で、その主体や方法について当事者間で調整を行うべき事項であることを付言する。

別紙

### 第1 本件の経過

総務大臣は、平成15年（以下、特に断らない限り同様）7月16日、当委員会に対し、電気通信事業法（以下「法」という。）第88条の18の規定に基づき、法第39条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する命令につき諮問をした。その経過は次のとおりである。

#### 1 ソフトバンクBBからの申立て

ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）は、3月6日、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、法第38条に基づき、電気通信設備の接続を請求し、接続についての協定の締結を申し入れた。請求の要点は、NTT西日本がその局舎内に設置するMDFの端末回線側端子盤（H）及び加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子を新たな接続点として追加することであったが、同月26日、NTT西日本からその請求には応じられないと拒否された。

そこで、ソフトバンクBBは、4月4日、NTT西日本に対して、協議を終了する旨を通知し、5月16日、総務大臣に対し、法第39条第1項に基づき、接続のための協議再開の命令を行うよう申し立てた。

ソフトバンクBBによると、①新たに接続点を追加することは、法第38条各号に規定する請求の除外事由には該当せず、かつ、そうしても責任の分界は明確であり、②自社の要望が実現することにより、MDFのジャンパ線工事を自ら実施すること、つまりはMDFジャンパ線の自前工事が可能となり、DSLサービス申込者に対する工事期間の短縮及

び工事費用の低減というサービスの向上がもたらされるというのである。

## 2 NTT西日本の主張

NTT西日本は、ソフトバンクBBの申立てを入れて協議再開命令を発することは法第38条及び第39条第1項の規定に違反すると主張する。その理由の骨子は、以下のとおりである。

- (1) NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSLサービスとの間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はない。
- (2) ソフトバンクBBの接続請求は、その実質においてMDFのジャンパ線に係る工事を同社が自ら行うことを求めるものであるが、MDFジャンパ線の自前工事は、接続協定の対象ではなく、個別契約に定められるべき事項であって、協議再開命令の対象とはされていない。
- (3) ソフトバンクBBの請求を入れると、接続約款の変更をもたらす、他の電気通信事業者や利用者などに重大な利害関係を及ぼすことになるから、協議再開命令により二社間で個別的に解決することは許されない。
- (4) ソフトバンクBBの請求する箇所に接続点を設定することは、加入者回線と交換機端子との一対一の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を絶ち、日本電信電話株式会社等に関する法律によりNTT西日本が維持を義務づけられている「加入者電話網の完全性」を侵害することになる。
- (5) ソフトバンクBBが請求する接続箇所は、法が要求する責任分界点の要件を充たしていない。
- (6) ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、故障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になる。さらに、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想される。こうした事態は、現在、NTT西日本がその責任で工事を行うことにより、最小限に抑えているのであって、ソフトバンクBBに自前工事を認めれば、現在のような円滑な役務の提供は困難になるから、法第38条第1号及び第2号に掲げる接続義務の除外事由に当たる。

### 3 総務大臣の諮問

総務大臣は、6月18日、NTT西日本を当事者とする聴聞を開催した上で、7月16日、当委員会に対し、諮問を行った。諮問の要点は、ソフトバンクBBがジャンパ線設置工事を行う場合には、当事者間において、その実施方法を検討・協議する必要があるが、法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないので、NTT西日本に対して協議の再開を命ずることが相当と考えるというものである。

### 4 委員会の審議

当委員会は、7月16日、総務大臣からの諮問を受け、即日、委員会を開催して諮問内容について説明を受けた。

当委員会は、その後7月29日、8月6日、同月12日、同月13日及び同月20日に委員会を開いて審議し、本答申を取りまとめた。

## 第2 検討

### 1 第38条本文による接続の義務の存否

(1) 法第38条は、「第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない」と規定し、同条各号に列挙する除外事由に該当する場合を除いて第一種電気通信事業者に対し接続の請求に応じる義務を課している。

この各号に列挙する事由の存否については2で検討することとし、まず本文による接続の義務の存否について検討すると、この規定は、NTT西日本が、ソフトバンクBBから、NTT西日本の「電気通信回線設備」にソフトバンクBBの「電気通信設備」を接続すべき旨の請求を受けたときは、NTT西日本はその請求に応じなければならない旨を明確に定めている。

そして、ソフトバンクBBの請求によると、NTT西日本の「電気通信回線設備」は、局舎内に設置してあるMDFの端末回線側端子盤(H)のジャンパ線接続端子と加入者交換機側端子盤(V)のジャンパ線接続端子とを接続点とする設備であり、ソフトバンクBBの「電気通信設備」は、新たにNTT西日本の局舎内に用意するMDFの端子盤及びそのジャンパ線接続端子とNTT西日本の接続端子とを結ぶジャンパ線であ



るというのであるから、その請求は法第38条本文の規定に該当しているものということができる。

これに対し、NTT西日本は、種々の理由を挙げて、ソフトバンクBBの請求はその規定に該当しないと主張している。そこで、以下、主要な主張について付言しておくこととする。

- (2) NTT西日本は、第一に、NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSL設備との間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はないと主張している。すなわち、ソフトバンクBBの設備であるスプリッタ等のDSL設備とNTT西日本がDSL設備との接続のために追加的に設定したMDFの端子盤(H)及び(V)のスプリッタ側端子の箇所(以下「既存接続箇所」という。)で接続を行っている。しかるに、ソフトバンクBBは、今回新たに既存接続箇所とは異なる箇所、具体的にはMDFの端子盤(H)及び(V)のジャンパ線接続端子の両箇所(以下「新接続箇所」という。)での接続を請求している。しかし、法第38条は、NTT西日本に対し、そのネットワークとソフトバンクBBのDSLサービスという2つのネットワークを結ぶ接続を義務づけているにとどまるから、NTT西日本は、既存接続箇所を設けていることによりその義務を果たしているというのである。

しかしながら、法第38条にいう「電気通信設備の接続」とは、規定上、接続箇所を限定していないばかりか、その沿革に照らすと、技術的に接続が可能なすべての箇所における接続を意味することが明らかである。

すなわち、法第38条及びこれに対応する第39条第1項は、平成9年に改正され、はじめて接続の一般的義務が規定されたのであるが、改正の契機となったのは、本件と同様に既存の接続箇所とは別の接続箇所を請求する事案が発生したことであった。この事案の申立て事業者は、新しい接続箇所でも相手方事業者の設備と接続することを求めたが、相手方事業者はこれを認めず、紛争が長びいた。そのため、郵政大臣は、接続の基本的ルールの在り方について電気通信審議会に対し諮問し、同審議会は、平成8年12月19日の答申において、「第一種電気通信事業者のネットワークについては、(中略)正当な理由がある場合を除き、他事業者に対する接続協定の締結を義務付けること」、「技術的に接続が可能なすべての不可欠設備上のポイントにおける接続が提供されること」を提言した。郵政省は、この審議会の答申を受けて法の改正作業に

着手し、翌年成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」（平成9年6月20日法律第97号）により、答申内容が法第38条及び第39条第1項として盛り込まれたのである。

また、平成9年の法改正作業と並行して、「サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書」（平成10年条約第1号）の合意・批准作業が進められていたが、その附属文書中に「主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する」とする規定があったところから、国内においてこれを担保する法令として平成9年改正後の法第39条第1項を設けたものと理解されている。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (3) NTT西日本は、第二に、ソフトバンクBBは本件接続請求によって同社が発注するジャンパ線の自前工事が実現されるものと期待して本件請求をしているが、これは自前工事を前提とする請求であるから、法第38条に規定する「接続すべき旨の請求」には該当しないと主張する。

確かに、ソフトバンクBBが本件接続の実現によって自前工事が可能となるものと期待していることは同社の命令申立書の記載から認められるが、本件申立ては、あくまで法第38条に依拠して協議の再開を求めるものであり、申立人がそのような主観的な期待を有しているからといって当該接続請求を同条の適用対象外のものとすることはできない。また、およそあらゆる接続請求は、その接続を通じて得られる利点を電気通信役務の向上に活かすことを期待して行われるものであるから、ソフトバンクBBによる本件接続請求も、法第38条の「接続すべき旨の請求」に当たるとすることに問題はない。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (4) NTT西日本は、第三に、本件命令によってNTT西日本がソフトバンクBBの請求に応じる場合には、現行の接続約款の規定によらない条件で接続を行うことになり、接続約款の変更又は法第38条の2第7項に基づく接続協定の締結についての総務大臣の認可を経なければならないので、第一種指定電気通信設備との接続に関しては個別的紛争解決手段である接続命令の規定は適用されないものと解すべきであると主張する。

しかしながら、接続協議を行うことと、協議の結果締結される接続協定の内容がいかなるものとなるかは、別個の問題である。また、法第38条の2第2項は、接続約款の作成を義務づけているが、同時に、当

事業者間の協議結果に基づいて接続約款を変更することを予定しており、さらに、同条第7項は、認可接続約款により難い特別な事情があるときは総務大臣の認可を受けて認可接続約款の内容と異なる接続協定を締結することができる旨を規定している。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (5) NTT西日本は、第四に、日本電信電話株式会社等に関する法律は、同社に対し、他の電気通信事業者の電気通信回線設備を介することなく、「各加入者回線と各利用者に割当てられた交換機端子が一对一で対応していること」及び「各利用者端末（電話機）から交換機端子まで引かれる加入者回線が遮断されることなく連続していること」を満足する加入者電話網を維持し、あまねく電話サービスを適切、公平かつ安定的に提供することを要求しているのに、ソフトバンクBBが請求する新たな接続箇所を認めると、加入者側終端装置から交換機端子に至るまでの加入者回線が他事業者設備に遮断されて加入者電話網の完全性が侵されることになるから、そのような接続形態は、法第38条の「接続」には含まれていないと解すべきであると主張する。

確かに、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項は、地域電気通信業務の定義として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」と定めているが、これは、接続を義務づけている法を前提として理解すべきものであり、法の義務を制約する根拠になるものではない。現に、NTT西日本とソフトバンクBBとの間の既存の接続においても、ソフトバンクBBの設備を利用してNTT西日本の電話役務を提供しているのである。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (6) NTT西日本は、第五に、本件の接続請求におけるジャンパ線の管理は法の要求する責任分界点の要件を充たしていないので、NTT西日本はこれに応じる義務はないと主張する。

法第41条第2項第5号は、第一種電気通信事業者が維持すべき技術基準として、「他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること」を規定している。この規定は、事業用電気通信設備規則が、「事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない」こと（第23条第2項）、及び「分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていなければなら

ない」こと（第24条）を要請していることと併せ考えると、設備における責任の切分けが物理的に明確であることを求める趣旨であることが明白である。これを本件の接続請求についてみると、個別のジャンパ線をどの事業者が設置したものが明らかになれば、物理的な責任分界は明確である。

したがって、この点の主張は理由がない。

(7) 以上のとおり、ソフトバンクBBがNTT西日本に対してした本件接続請求は、法第38条本文に適合した請求である。

## 2 法第38条各号の該当性

(1) 次に、法第38条本文の除外事由を定めている各号の該当性について検討する。

同条各号は、接続の請求を受ける第一種電気通信事業者の利益と接続を求める電気通信事業者の利益を調和するため、接続除外事由として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（第1号）、「当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（第3号）と定め、電気通信事業法施行規則第23条は、上記の法第38条第3号に基づき、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（第1号）と「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（第2号）という二つを除外事由として定めている。

(2) NTT西日本は、この点につき、ソフトバンクBBがジャンパ線の設置工事を自ら発注して行うことにより、同社の電気通信役務の円滑な提供に様々な支障が生じるので、法第38条第1号及び第2号の事由に当たると主張している。

平成9年に法第38条が改正されて接続義務が定められた当時の理解としては、同条第1号の事由は、電気通信回線設備の損傷や機能障害、役務の品質維持の困難といった事由、具体的には接続の請求を受けた第一種電気通信事業者の電気通信役務を提供するための電気通信回線設備に損傷や障害等をもたらすような場合であると想定されており、本件接続工事を実施する際にも、その態様のいかんによっては、程度の差はあっても同じような危険が生じる可能性もないとは言い切れない。

しかしながら、3において述べるとおり、新接続箇所における接続の

是非とその工事を誰がどのように行い、こうした危険を防止するかは、別の問題である。

したがって、この点の主張は理由がなく、他に除外事由があると認めるべき事情はない。

- (3) 以上のとおり、本件接続が法第38条各号に掲げる接続の除外事由に該当するとは認められない。

### 3 ジャンパ線自前工事の是非

- (1) ソフトバンクBBは、その申立書にあるとおり、本件接続請求が入れられれば、MDFジャンパ線の自前工事を行うことが可能となり、それによりサービスの向上がもたらされると考え、その請求を行ったものである。

他方、NTT西日本は、ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事が行われると、故障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になるばかりか、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想されると主張している。

この争点は、本件接続に関する協定を締結するため協議の再開を命じるべきか否かとは別個の問題ではあるが、両社間では不可分一体の問題として捉えられており、実質上本件の最大の対立点となっている。したがって、当委員会が協議の再開を命じるべきであるとの答申をするについては、その命令と自前工事の問題とがいかなる関係に立つのかについての当委員会の理解を示しておくことが必要であり、妥当でもあると考えられる。

そこで、以下、この観点から当委員会の理解を若干示しておくことにしたい。

- (2) まず、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線を所有し、これを法第38条にいう「電気通信設備」の一部とすることについて、その意味と効果を検討する。

ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点の追加を請求し、併せてその接続点に至るジャンパ線を自社で用意するというのであるから、ジャンパ線の所有権がソフトバンクBBに帰属し、責任分界点がジャンパ線のNTT西日本側の接続点となることは明らかである。

また、ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点での接続を請求したためこのジャンパ線が必要になるのであるから、これを敷設する

ための費用は、接続を請求したために生じる費用として原則としてソフトバンクBBが負担すべきことも明らかである。

さらに、ジャンパ線を敷設してNTT西日本の端子と接続する工事は、ソフトバンクBBのための工事であることも明らかである。

しかしながら、それらのことは、ソフトバンクBBが当然にジャンパ線の敷設や接続の工事をNTT西日本の意思に優越して自由に行い得ることを意味するものではない。なぜなら、その工事は、必然的にNTT西日本の設備を利用し、これに影響を与えるものであるから、NTT西日本による自社の設備の利用と抵触することが避けられず、NTT西日本との間で調整することが必要となるからである。

(3) そこで、両事業者の設備が競合する場合における工事の主体と方法についての法制をみると、次のような経過がある。

郵政大臣は、平成8年12月19日の電気通信審議会の答申「接続の基本的ルール の在り方について」を受け、指定電気通信設備との接続に関する制度を導入する等の電気通信事業法改正案を国会に提出した。コロケーション設備の工事について、同答申は、「セキュリティの確保等の観点から、特定事業者による保守受託の形態で行うことも認められるべきである」と提言し、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」(平成9年11月17日郵政省令第81号)により、「他事業者が接続に必要な装置を指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物並びに管路、とう道及び電柱等に設置する場合において負担すべき金額及び条件」を接続約款に定めるべきことが規定された。他方、コロケーション設備の工事主体については、接続約款を作成する事業者が任意に定めることができることとされたので、当時の日本電信電話株式会社は、コロケーション設備の設置及び保守を原則として同社自身で行うことを接続約款に規定し、郵政大臣の認可を受けた。すなわち、この時点では、接続事業者の所有する設備であっても、日本電信電話株式会社はその工事を実施するとされていたのである。

ところが、このような接続約款の下では接続の円滑化というコロケーションの目的が十分に達成されないおそれがあることが次第に認識されるようになったため、平成12年2月18日の電気通信審議会の答申において、郵政大臣に対して、「コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること」が要望された。これを受け、郵政大臣は、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」(平成12年9月13日郵政省令第

55号)により、「他事業者が工事又は保守を行う場合の手続」を接続約款に規定すべき事項として追加し、それに基づく接続約款の規定が設けられたことにより、接続事業者がコロケーション設備の自前工事を選択して指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に請求することも可能となった。

現行のNTT西日本の接続約款第95条第1項第3号は、そのための規定であるが、この規定は、同項本文の「接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合」という文言からも明らかとなり、コロケーションを認められたスペース内で接続事業者が保有する設備を設置する際の手続を規定したものであって、これと他の事業者が自己の設備を管理する権利との競合関係を調整するものと解することはできない。つまりは、接続請求事業者が自前工事を行うこととしてもNTT西日本その他の事業者のための設備に支障を及ぼすおそれのない場合についての規定であって、この規定を根拠として、ソフトバンクBBが本件接続のためのジャンパ線の敷設や接続を当然に自前工事として実施することができることにはならないのである。

以上の経緯と接続約款の規定を前提とすると、コロケーション設備の設置工事の主体に関しては、法は、基本的には事業者間の協議に委ねており、いずれか一方が当然にその主体になるものとは定めていないと解される。

そのことは、前述したとおり接続が相互に設備を利用するという関係にあり、工事の実施によって必然的に相互に影響を及ぼすことになるというこの工事の本質を反映した結果であると考えられる。

- (4) 本件接続のための工事についてみると、①既存のNTT西日本所有のジャンパ線を切断する作業、②ソフトバンクBBのジャンパ線を敷設して接続する作業が必要となるが、①については、NTT西日本の了解なしにソフトバンクBBがその工事を行うことができないのはもちろんであり、②についても、NTT西日本の多数のジャンパ線が混在する狭隘な場所で、他の競合する工事と並行して行うことになり、他のジャンパ線との接触や他の工事人との接触が予想されるため、その工事の主体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日本が緊密に協議をして行うべきものというべきである。本件接続工事の主体については、ソフトバンクBB及びNTT西日本の主張並びに総務大臣から示された命令案において、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線の自前工事を行うことを前提とするかのような記述があるが、当委員会は、上述したとおり、工事は、その主体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日

本とが協議して行うべきものと解する。

(5) このように、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBBが当然に行い得るものではなく、当事者間で調整すべき事項である。したがって、新接続箇所での接続義務を負うNTT西日本は、迅速、安価、安全かつ公平な接続を目指して接続義務を誠実に履行する責務があるとともに、他方、ソフトバンクBBも、NTT西日本の役務提供に支障を及ぼさない具体的な提案を行うことが求められる。当委員会としては、今後、当事者間において、誠意のある協議を行い、早期に妥当な結論が得られることを切に期待する。

### 第3 結 論

当委員会は、以上の理由により、本件接続協議の再開命令を発することが正当であると判断する。

#### (7) 命令

削除: 6

西日本電信電話株式会社あて平成15年8月28日総基料第137号  
(次のとおり)

#### 電気通信設備の接続について (命令)

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、ソフトバンクBB株式会社(以下「SBB」という。)の申立てに係る貴社の電気通信設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFのジャンパ線側端子とSBBの電気通信設備との接続に関して、接続に関する協定の締結の協議再開を命ずる。

#### (理由)

SBBは、かねてから実現を要望しているMDFのジャンパ工事を自ら実施することが可能となるよう、貴社に対し、平成15年3月6日付け文書により、SBBの電気通信設備と、貴社の電気通信回線設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFの



ジャンパ線側端子との相互接続を要望したが、貴社は同月26日付け文書により、この要望に応えられないと回答した。このため、SBBは、同年4月4日付け文書により、貴社との協議を終了させ、同年5月16日付けで法第39条第1項の規定に基づき、別紙（略）のとおり、前述の相互接続に関する協議の再開の命令の申立てを行った。

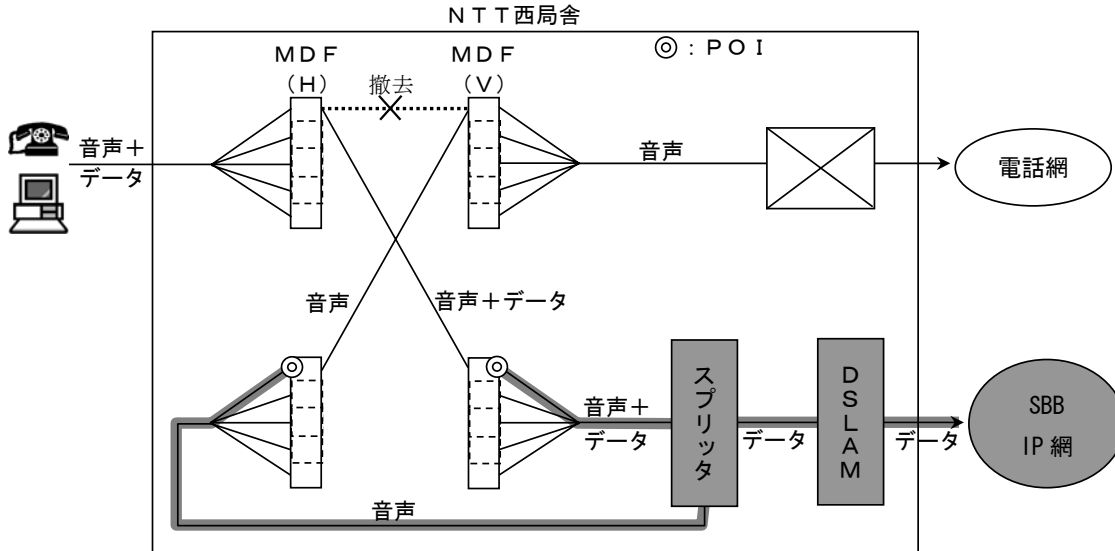
SBBの申立てに係る接続は、貴社の電気通信回線設備との新たな接続の請求であることから、法第38条各号に掲げる場合に該当すると認めるときを除き、これに応じなければならない。当該接続については、当事者間において、貴社の役務提供に支障を及ぼすことのないよう、ジャンパ工事の主体や方法を含めその実施方法を検討・協議する必要があるが、法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められず、貴社が本件に係る電気通信回線設備の接続の請求に応じないことには理由が認められない。

【参 考】

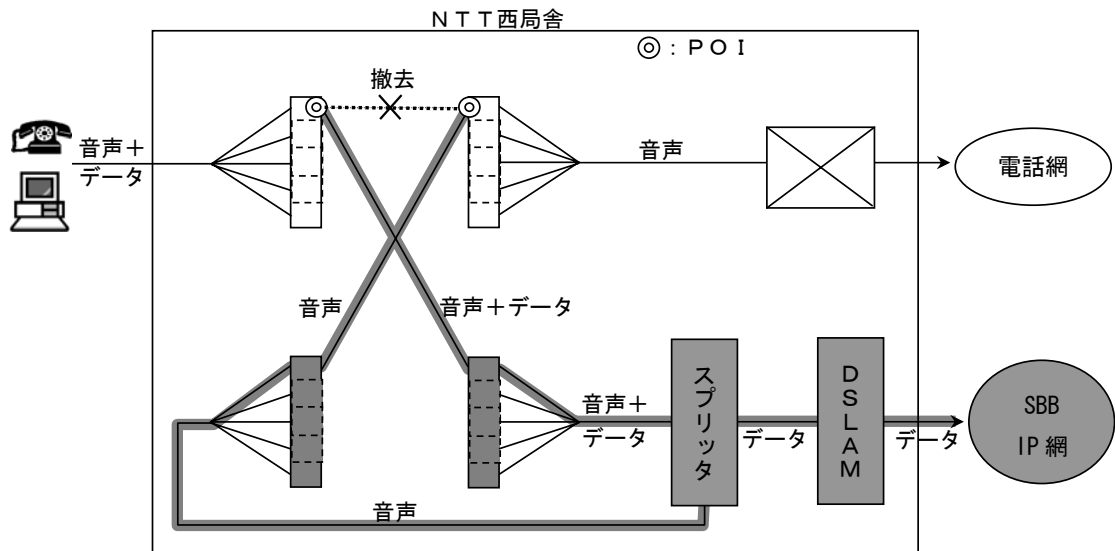
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

西日本電信電話株式会社 (NTT 西) とソフトバンク B B 株式会社 (SBB) の間の接続

現在の接続形態



答申で協議再開命令を相当と認めた接続形態



### 第3節 細目裁定申請

1、平成14年7月18日申請事例（基・電・料金サービス課平成14年7月18日第1089号）（利用者料金の設定に関する細目についての裁定の申請）

削除: 2

#### (1) 経過

平成14年 7月18日 平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）、裁定の申請（9月19日及び同月24日に補正申請書提出）（⇒（2））

7月19日 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社（以下「携帯電話事業者15社」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知

8月 9日 携帯電話事業者15社、答弁書提出（⇒（3））

9月20日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第3号）（⇒（4））

10月 2日 平成電電及び携帯電話事業者15社、総務大臣諮問書についての意見の提出

10月24日 沖縄セルラー電話株式会社を除く携帯電話事業者14社、再意見の提出

11月 5日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申（⇒（5））

削除: 4

11月22日 総務大臣、平成電電及び携帯電話事業者15社に対し、裁定について通知（⇒（6））

削除: 5

## (2) 申請における主な主張

### ① 裁定を求める事項

次の接続形態についての利用者料金設定権の帰属

- ・ N T T 地域～中継事業者（平成電電）～携帯事業者（N T T ドコモ<sup>8</sup>）
- ・ 平成電電直収～N T T 地域～携帯事業者（N T T ドコモ）
- ・ N T T 地域～中継事業者（平成電電）～携帯事業者（K D D I<sup>9</sup>・沖縄セルラー<sup>10</sup>・ツーカーセルラー<sup>11</sup>・ジェイフォン<sup>12</sup>）

### ② 協議不調の理由

携帯電話事業者は、携帯電話事業者が利用者料金を設定すべきであるとして、平成電電が利用者料金を設定したいとの考えを受け入れなかったため、協議が不調に至った。

### ③ 平成電電に料金設定権が必要である理由

ア 平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである。

イ 携帯電話事業者各社が現在設定している料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準より高い。

---

<sup>8</sup> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

<sup>9</sup> ケイディーディーアイ株式会社

<sup>10</sup> 沖縄セルラー電話株式会社

<sup>11</sup> 株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海

<sup>12</sup> ジェイフォン株式会社

### (3) 答弁書における主な主張

#### ① NTTドコモ

ア 平成電電の裁定申請は、双方の協議の積重ねに全く反し、次に示す理由で、唐突な内容を申請の対象としたものであって、電気通信事業法第39条第3項の要件を欠くものである。

1) 本件裁定申請のうち平成電電直取接続に係る部分について、平成電電が料金設定権についての協議が調わなかったとする主張は、実際には合意に至っていることから、当該裁定申請は、却下されるべきである。

2) 本裁定申請のうち平成電電中継接続に係る部分は、電気通信事業法第39条第3項の裁定申請の要件を満たしておらず、当該裁定申請は、却下されるべきである。

3) そもそも電気通信事業法第39条第3項の裁定制度は、謙抑的・自制的に運用される必要がある。

イ コスト・機能の大半を占める事業者が料金設定を保有することにより、競争に伴うコスト削減努力の結果を料金値下げに反映することが可能となるものであり、現に料金低減化努力を行ってきたところであることも踏まえると、携帯事業者が料金設定するのが妥当かつ適切である。

ウ そもそも中継接続を許容し、かつ、当該接続に係る料金設定権を申請人とするについては、当社の利益を不当に害するおそれがある。

#### ② KDDI及び沖縄セルラー

ア 平成電電との協議は、まだ緒に就いたばかりであり、具体的条件を協議する段階に至っていないことから、電気通信事業法第39条第3項の要件に該当しない。

イ このような協議不十分な状況において、具体的かつ確定的な条件について協議に代わるべき裁定がなされた場合には、行政権により協定内容のほとんどすべてが形成されることとなり、今後、裁定制度の濫用を招くなど、事業者間の信義に則った協議が覚束なくなるおそれがある。

ウ 電気通信事業法第39条第3項の細目裁定制度は、協定の細目について協議が調わない場合の措置を定めたものと理解されるが、平成電電が主張する料金設定権の所在は、事業者間合意の要諦として経営上極めて重要な事項であり、本来的に電気通信事業法第39条第3項の

細目裁定になじまないものと考えられることから、その発動はより慎重になされるべきである。

③ ツーカーセルラー

ア 平成電電からの接続の要望に対して第一次回答を行ったばかりの状況であり、ほとんど協議も行われていない状況で裁定申請が行われたことについて、極めて異例の裁定申請として誠に遺憾に感じている。

イ このような裁定申請を容認してしまうと、平成電電との接続に限らず、今後のすべての相互接続の実施において、事業者間の誠意篤実に基づいた協議を尊重する接続ルールが遵守されないこととなり、円滑な相互接続の実現の土台となる事業者間の信頼関係を大きく損なう先例となる。

④ ジェイフォン

ア 選択中継サービスとの接続における主要機能（位置登録やハンドオーバー等）を提供する携帯電話事業者が利用者料金を設定することには合理性があり、料金水準とは別の議論である。

イ 料金設定の在り方に限らず、そもそも選択中継サービスの実現に当たっては「電気通信設備への影響と技術的課題」、「ネットワークの効率性とコストの問題」、「電気通信業界及び市場に与える影響」等、多岐に渡る検討事項が存在する。これらについての問題解決、各種整理がなされない限り、料金設定権のみについて論じることは意義がない。

ウ 選択中継サービスの波及に伴い、仮に固定発携帯着の料金設定権が固定系事業者に移行することとなった場合には、既に市場支配力を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者の独占を更に強めることとなり、公正競争の促進という今般の競争政策の方向性と相反する結果が生ずることも大いに危惧される。

エ 平成電電との選択中継サービスに係る協議については、未だ協議開始から1ヶ月程しか経過しておらず、検討事項の抽出を実施している等、現在も協議中との認識であり、当事者間の議論が不十分な状況にある。

(4) 諮問

平成14年9月20日電委第3号(次のとおり)

諮 問 書

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社の電気通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第88条の18の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

(5) 答申

削除: 4

平成14年11月5日電委第115号(次のとおり)

答 申 書

平成14年9月20日付け諮問第3号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

- 1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・

ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ・グループ」という。）は、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する設備からNTTドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（下記3の接続形態に係る通話を除く。）に関し、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がNTTドコモ・グループに対し電気通信事業法第38条の3第2項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならない。また、NTTドコモ・グループは、その接続について「取得すべき金額」その他の条件を接続約款に定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

## 2 接続通話に係る適正な料金設定について

本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどまらず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

## 3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT地域会社」という。）の設置する設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、携帯電話事業者の設置する設備に着信する形態（以下「中継系接続形態」という。）のものについては、接続に関する協定の細目についての協議が行われるまでには至っておらず、平成電電と携帯電話事業者各社との間には電気通信事業法第39条第3項に規定する裁定申請要件を具備しているとは認められない。よって、総務大臣は、中継系接続形態に係る接続請求に関しては、同項に基づく裁定を行うべきではない。

別紙



## 第1 本件の経緯

### 1 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成14年9月20日、当委員会に対し、電気通信事業法第88条の18の規定に基づき、同法第39条第3項の電気通信設備の接続に関する裁定につき諮問をした。この裁定は、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話に関しその利用者料金設定権の帰属についての裁定を求めて、平成電電から申請されたものである。

### 2 平成電電からの申請

平成電電は、平成14年7月18日、総務大臣に対し、電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話の利用者料金設定権の帰属について裁定を申請した（なお、同年9月19日及び同月24日に補正がなされている。）。

平成電電が自社に利用者料金設定権があると主張する主な論拠は、（1）平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである、しかるに、（2）携帯電話事業者各社が現在、設定している利用者料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準よりも高いというものである。

### 3 携帯電話事業者各社の答弁

携帯電話事業者各社は、総務大臣から、平成14年7月19日、上記の裁定申請があった旨の通知を受けて、この申請に対する答弁書を同年8月9日に提出した。

利用者料金設定権に関するNTTドコモ・グループの答弁は、平成電電に利用者料金設定権を認めるべきではないというものであり、その主な論拠は、（1）ネットワークのコスト、機能の大半を占める携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有する現在の仕組みは維持されるべきである、（2）企業努力により利用者を獲得していることを根拠に利用者料金設定権を主張する論理には飛躍があるというものである。

中継系接続形態に関するNTTドコモ・グループを含む携帯電話事業者各社の答弁の主な論拠は、中継系接続形態の通話に関しては、平成電電との間ではほとんど協議が行われておらず、接続形態の内容についても不明確な段階なので、裁定を行う前提を欠いているというものである。

### 4 当委員会の審議

平成14年9月20日に総務大臣から諮問を受けた当委員会は、同

日、委員会を開催して、担当部局である総合通信基盤局から諮問内容についての説明を受けた。また、当委員会は、本件事案の当事者である平成電電及び携帯電話事業者各社からも事情を聴取することが必要と思料し、当事者に意見書の提出を求めた。これに対し、当事者のすべてから意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成14年9月20日、10月4日、同月11日、同月17日及び同月31日と5回にわたり委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

## 第2 検討

### 1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について

#### (1) 利用者料金の設定原則一般について

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して電気通信役務を提供する場合、各電気通信事業者は、それぞれの電気通信設備に係る部分についての電気通信役務を利用者に対して提供している。この関係を本件事案に当てはめると、①平成電電が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、②携帯電話事業者が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、③平成電電と携帯電話事業者との間の接続協定という三つの法律関係が存在しており、各電気通信事業者は、法令等に別段の定めがある場合を除き、それぞれの提供する電気通信役務の料金を設定してこれを請求する権限を有することになる。

もっとも、個別の利用者料金の設定と請求は、利用者にとって必ずしも便利なものではなく、事業者にとっても営業戦略の観点から望ましいものではないため、実務上、合意で定められた一の電気通信事業者が複数の電気通信役務を通算した利用者料金（いわゆる「エンド・ツー・エンド料金」）を設定し、他の電気通信事業者に対してはその電気通信役務の料金相当分を支払うこととしているのが通常である。そして、この通算した利用者料金を設定する事業者は、電気通信業界では「利用者料金設定権者」と呼ばれている。

しかし、このエンド・ツー・エンド料金方式が採られている場合でも、各電気通信事業者がその提供する電気通信役務の料金を設定する権限は、根源的には当該電気通信事業者に留保されているのであって、利用者料金設定権者といえどもこの権限を侵害することはできない。その意味において、「利用者料金設定権」という概念は、接続に関与する複数の電気通信事業者の間の合意に基づき、便宜上、利用者料金の設定が一の

事業者に委ねられている事実を指すにすぎないものであって、利用者料金設定権者である電気通信事業者が一方的に他の電気通信事業者が取得すべき金額を決定する権限まで持つことを含意するものではない。

(2) NTTドコモ・グループに対する接続請求について

ところで、本件において接続請求を受けているNTTドコモ・グループに関しては、その支配的地位を考慮し、電気通信事業法上、上述した利用者料金設定の原則が修正されている。すなわち、同グループが請求された接続については、これにより「取得すべき金額」を接続約款で定め（電気通信事業法第38条の3第2項）、これに基づいて接続協定を締結することが求められているのであって（同条第4項）、独自に利用者料金を設定して利用者に請求するという原則が修正されているのである。このことを同グループと接続する電気通信事業者の側から見れば、自ら通算した利用者料金を設定した上で、NTTドコモ・グループに対してはその電気通信役務の料金相当分を「取得すべき金額」（同条第2項）として支払い、その残余の額を自社の収入とすることを予定していることを意味する。

そうすると、NTTドコモ・グループは、平成電電の設置する設備からNTTドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（中継系接続形態に係る通話を除く。）に関して、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がNTTドコモ・グループに対し電気通信事業法第38条の3第2項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならないことになる。また、NTTドコモ・グループは、その場合の「取得すべき金額」を含む条件を接続約款に定めて、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないことになる。

2 接続通話に係る適正な料金設定について

利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に関与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額(負担すべき額)」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害関係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であ

るという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあつては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、NTTドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、NTT地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が3分80円であり、このうちNTT地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約5円が支払われ、その残余の額の約75円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約40円と設定され、この額が収入となっている。この約75円と約40円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。これに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）から電気通信事業法第96条の2の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

### 3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、中継系接続形態のものについては、平成電電から申し入れを行っている事実は認められるものの、この申し入れが同社の過去の言動と必ずしも首尾一貫しない点があるほか、同社の申し入れに対する携帯電話事業

者側の内容照会にも審らかに回答されないまま、電気通信事業法第39条第3項に基づく裁定が申請されている。確かに、一般論としては、総務省諮問案のとおり、「一度さりの協議であっても、さらに協議を行ったとしても平成電電自身が望む条件により接続を行うことが困難であるとの予測から、協議が調わないと平成電電が認識したのであれば、同社において裁定申請を行うことができないとの解釈を行うことは適当ではない」場合もあり得ることは否定しないものの、本件事案の場合、平成電電と携帯電話事業者各社の間にはいまだ実務的に十分な協議が尽くされているとは認められない。

むしろ、当委員会が当事者間の主張を整理する過程において、携帯電話事業者の側から、電気通信事業法第38条各号の接続拒否事由に該当する旨の意見も示されており、今後、平成電電及び携帯電話事業者の間において、こうした接続形態が携帯電話特有の機能や網設備の特徴に照らして、接続の是非自体に関する実務的な協議が行われる必要がある。

したがって、本件事案における中継系接続形態に関する限りでは、平成電電及び携帯電話事業者各社の間に利用者料金設定権の帰属という協定細目についての協議が行われるに至っているとは認められない。

そこで、電気通信事業法第39条第3項に規定する裁定申請要件を具備しているとは言えないので、まずは当事者間において接続協議を進めることが適当であると思料する。

(6) 裁定についての通知

削除: 5

平成14年11月22日総基料第446号（次のとおり）

ア) 平成電電株式会社あて

平成14年7月18日付けで総務大臣に提出された裁定申請書について、別添のとおり裁定いたしましたので通知します。

なお、当該申請のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の設置する電気通信設備から発信し、貴社が中継接続のみの機能を提供し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ド

コモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ」という。）、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海、又はジェイフォン株式会社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、貴社と携帯電話事業者各社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

別添

平成電電の設置する電気通信設備からNTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話（NTT東西の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、NTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。）について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

（理由）

- 1 通話のための利用者料金を負担する側に直結する立場にある事業者は、当該利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、当該事業者が、利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲が拡大し、その結果、競争の進展を通じて、料金の低廉化及びサービスの多様化が促進されるものと考えられる。本件については、料金の請求を受けるのは発信利用者であり、発信利用者に直接接する電気通信事業者は平成電電のみであるから、同社が利用者料金を設定することが適切である。
- 2 さらに、本通話に係る接続形態（以下「直収接続」という。）においては、発信利用者の加入者宅から、平成電電が自ら設置する伝送路設備又は他の電気通信事業者が設置する伝送路設備を、NTT東西の加入者交換設備を経ることなく、直接自社の交換設備に収容している。このような接続形態の場合、平成電電においては、加入者個々への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。さらに、平成電電が自ら伝送路設備を設置する場合には、このために相応の費用を投下することが必要となる。直収接続に関して、平成電電が利用者料金を設定できないとすると、

このような顧客獲得及び維持のための努力が報われず、事業活動の意欲を削ぐこととなる。したがって、地域通信分野における競争を促進するという観点からは、平成電電が利用者料金を設定することが適切である。

- 3 また、携帯電話は、その特性上、利用者の移動が常に発生する。このため、利用者の契約先事業者を識別する番号から判断して、当該利用者が契約した地域へ接続しても、そこに当該利用者が所在していなかった場合、現在位置に関する情報を把握した上で再度通話路を設定する必要が生じる。ネットワークの効率性の観点から、このような通話路の再設定を回避するためには、発信側の近くで携帯電話事業者と接続することが考えられる。しかし、この場合、固定電話事業者の役務提供区間は短くなり、当該区間において、発側の事業者に加えて中継事業者が存在する意義について、検討が必要となる。一方、直取接続については、2に述べたとおり、発信利用者の加入者宅から、伝送路設備を直接自社の交換設備に収容している。したがって、発信側の近くで携帯電話事業者と接続したとしても、このような問題は生じないものである。
- 4 したがって、直取接続については、平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

- イ) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州あて

平成14年7月18日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定しましたので通知します。

なお、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社が中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定

の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

別添

#### 電気通信設備の接続の条件について（裁定）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する電気通信設備と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ」という。）の設置する電気通信設備との接続に関して、平成電電からその接続の条件について裁定を求める旨の申請がなされた。そこで、下記のとおり裁定する。

#### 記

平成電電の設置する電気通信設備からNTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、NTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。）について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

（理由）

（平成電電株式会社あて通知と同じ。略。）

ウ) KDDI株式会社<sup>13</sup>、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東

<sup>13</sup> 平成14年11月1日付けで、商号の登記上の表記を「ケイディーディーアイ株式会社」から「KDDI株式会社」に変更。



海及びジェイフォン株式会社あて

平成14年7月18日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、下記のとおり処理しましたので通知します。

記

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社が中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

## 第2章 他人の土地・工作物の使用

### 第1節 協議認可申請

#### 1 平成14年3月19日申請事例（基・電・事業政策課平成14年3月19日第210号）（無線LANサービス事業の用に供する土地等の使用に関する協議認可の申請）

##### （1）経過

平成14年	3月19日	モバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）、認可の申請（⇒（2））	
	3月22日	総務大臣、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に対し、認可申請があった旨の通知	
	4月11日	JR東日本、意見書の提出（⇒（3））	
	6月17日	総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第2号）（⇒（4））	
	7月1日	MIS及びJR東日本、総務大臣諮問書についての意見等の提出	
	7月30日	電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申（⇒（5））	削除：4
	8月8日	総務大臣、MISに対して認可拒否処分（⇒（6））	削除：5
平成15年	3月17日	政府、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（第156回国会閣法第111号）を国会に提出（⇒（7））	削除：6
	7月17日	同法律案成立	

##### （2）申請における主な主張

###### ① 土地等の種類及び所在地

JR東日本所有の新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の6駅のホーム、コンコース及びそこに至る上流回線提供者との責任分界点まで

## の有線線路設置場所

### ② 線路の種類

有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無線ルータ（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、S W H U B）

### ③ 土地の使用の認可を申請する理由

M I S のサービスは、既に第一種電気通信事業者として、総務省より事業許可を得ているが、その公益性、公共性が確認されていると考えている。

M I S が広く公益に帰すサービスを行う上では、利用者が多く集まる場所でのサービスは不可欠である。この観点において、J R 東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入りする場所であり、公益事業に不可欠なものである。また、この点については、J R 東日本自らが駅におけるインターネットアクセス需要を認知しており、かつ、同様のアクセスサービス実験をしていることから、その必要性が極めて高いといえる。

J R 東日本との交渉においていくつかの提案を行ったが、許諾されず、また、必要な情報が公開されなかったため、当事者間での調整は困難であるとの判断に至った。

J R 東日本からの貸与禁止理由は、J R 東日本自らが無線LANの利用を計画しており、その電波利用に対する干渉が懸念されることになっている。これに対して、当該無線LANの利用する周波数は、小電力データ通信システムであり、各無線局に免許割当てを行っているものではなく、共用バンドであり、本周波数帯域を利用するものは、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものとなっている。今回の貸与禁止理由は、事実上この周波数帯域に対する占有権若しくは所有権を主張するものであり、到底納得できるものではない。

J R 東日本の構内には豊富なスペースがある。しかも、無線基地局設置希望箇所は、駅ホーム上の店舗上部又は側面や構造物上部、駅構内での天井部分であり、施工場所、施工方法が選択可能なことから、J R 東日本の鉄道事業等に影響を与えないものとする。さらには、現在J R 東日本自らが駅構内において、同様の無線LAN装置を設置運用していることから、これらの設置運用が鉄道事業等に影響を与えないことは自明である。

### (3) 意見書における主な主張

- ① 本件申請の対象とされる無線ルータ、メディアコンバータ、DSLモデム等の機器については、たとえ、第一種電気通信事業の用に必要なものではあっても、必ずしもアンテナに接着して設置する必要はないし、また、アンテナとは異なり、特段、設置場所が限定されるなどの事情は存しないことから、総務大臣の認可の対象外である。
- ② 本件申請は、次の理由から、電気通信事業法（以下「法」という。）第73条第1項に規定される「必要かつ適当であるとき」には該当しない。
  - 1) 6 駅構内に対する JR 東日本の管理権に優先してプラットホーム又はコンコース上に無線 LAN 基地又は M I S タワーを設置すべき特段の必要性を見出し難いのみならず、その設置を認めることは不適當である。
  - 2) 法第73条第1項に基づく総務大臣の認可制度は、土地等の所有者等に対して、土地等の物件に対する使用権設定に係る受忍を求めるにすぎず、それ以上に、土地等の所有者等に対して、当該使用権設定に伴う積極的行為又は対応を強いるものではないから、事故発生防止のために乗降客の整理等の積極的対応を JR 東日本に余儀なくさせる M I S の本件申請は、明らかに法73条第1項の限界を逸脱している。
  - 3) JR 東日本は、現に、6 駅を含む駅構内において、多くの POS レジ等の機器を稼働させており、これらの機器の正常な作動が M I S による無線 LAN 基地又は M I S タワーの設置によって妨げられ得る状況を甘受すべき筋合いにないのみならず、駅構内における無線 LAN によるインターネット接続サービスの事業化、無線 LAN 経由の P D A による旅客情報サービスなども、実際に実験が進行中であるか、又は近日中には実験が開始されるという状況にある以上、JR 東日本によるこれら施策の円滑な実施が M I S による無線 LAN 基地又は M I S タワーの設置によって阻害され得る状況になることは、当該施策実施に係る JR 東日本の基本的権限を否定するものである。
  - 4) M I S による本件申請は、誠意ある JR 東日本の対応を一方的に無視し、JR 東日本駅構内における無線 LAN の方式を、汎用性に全く欠ける M I S 方式によって独占しようという意図に基づくものであるから、相当性に欠ける。

- ③ 以上のとおり、MISによる本件申請は、法73条第1項に規定される「必要かつ適当であるとき」の要件の具備に欠けることが明白であるから、速やかに排斥させるべきである。

(4) 諮問

平成14年6月17日諮問第2号（次のとおり）

諮 問 書

モバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）から、平成14年3月19日付けで、電気通信事業法（以下「法」という。）第73条第1項の規定に基づき、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に対する土地等を使用する権利の設定に関する協議を求める認可申請があった。

これについて審査した結果、法第73条第1項及び第2項の認可用件に該当し、又は適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

よって、法第88条の18の規定に基づき、上記について諮問する。

なお、上記の判断を行うに至った理由を別紙（省略）に示す。

書式変更：本文インデント

(5) 答申

削除：4

平成14年7月30日電委第95号（次のとおり）

答 申 書

平成14年6月17日付け諮問第2号に対し、当委員会は、下記のとおり答申する。

## 記

モバイルインターネットサービス株式会社に対し電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき認可をすることは、相当ではない。

その理由は、別紙記載のとおりである。

別紙

### 第1 本件の経過

#### 1 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成14年6月17日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第88条の2の規定に基づき、第73条第1項の規定による土地等の使用に関する認可につき、諮問をした。この認可は、第一種電気通信事業者であるモバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）から、その事業用の線路を設置するため、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が所有する6駅を使用するための協議を求めため申請されたものである。

#### 2 MISからの申請

MISは、JR東日本が所有する新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の6駅の駅ホーム、コンコース等において、いわゆる無線LANの役務を提供するため、これら6駅の駅ホーム、コンコース等を利用して電気通信設備を設置する必要があるとし、その利用をJR東日本に申し入れたが、拒否された。

そこで、MISは、平成14年3月19日、総務大臣に対し、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき、JR東日本との間で使用権の設定を協議するための認可を申請した。

MISの主張の主要な点は、（1）MISは、第一種電気通信事業者として無線LANにつき事業許可を得ており、その公益性、公共性が確認されていること、（2）JR東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入

りする場所であり、公益事業にとって不可欠なものであること、(3) 本件無線LANが利用する周波数は、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものであり、その悪影響はないこと、(4) 駅構内には豊富なスペースがあり、JR東日本の鉄道事業等に影響を与えないものであるというものである。

### 3 JR東日本の意見

JR東日本は、平成14年3月22日、総務大臣から、上記の認可申請があった旨の通知を受けて、申請についての意見書の提出を求められ、同年4月11日これを提出した。

JR東日本の主張の主な点は、(1) 電気通信事業法第73条第1項の規定は、他人の土地等を利用して電柱、電線等を設置しなければ電気通信の線路が断たれて事業の目的が達成できない場合に限って適用されるものであるのに、本件無線LANの設備は、それぞれの駅を利用する旅客に対してのみ役務を提供するためのものであって、格別駅に設置しなければ線路が断たれるものではないから、同条項の規定の適用を受ける線路とはいえない、(2) MISは、JR東日本の駅を利用して駅構内で無線LANの事業を展開するため本件申請に及んだものであって、JR東日本の管理権、利用権に優先してこれを使用する必要性及び適当性が認められないばかりか、これが認められるとJR東日本では事故発生防止のための積極的対応を余儀なくされたり、鉄道の安全運行のための機器の作動が阻害されたりする危険を蒙ることになり、さらに、JR東日本が計画している駅構内の無線LANインターネット接続サービスの事業化や無線LANによる旅客情報サービスが阻害される危険があるので、MISの本件無線LANのための駅の使用については電気通信事業法第73条第1項に規定する「必要かつ適当であるとき」の要件を充たしていないというものである。

### 4 当委員会の審議

当委員会は、本年6月17日、総務大臣から諮問を受け、即日委員会を開催して諮問内容について説明を受けるとともに、MIS及びJR東日本に対し諮問内容に関して意見を求めることを決定し、7月1日双方から意見書の提出を受けた。

当委員会は、その後本年6月21日、7月5日、同月19日、同月26日及び同月30日に委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

## 第2 電気通信事業法第73条第1項の規定の趣旨

### 1 規定の沿革と特質

電気通信事業法第73条第1項は、第一種電気通信事業者が事業の用に供する線路の設置のために総務大臣の認可を受けて他人の土地等を使用する権利の設定に関して他人と協議を求めることができる旨を定め、併せて、認可につき、その土地等を利用することが必要かつ適当であるときという要件を定めている。

この規定は、基本的に、旧日本電信電話公社の土地等の使用権について定めた旧公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第81条の規定を継承したものであって、公共の利益となる事業（道路、河川、鉄道等）に必要な土地等の収用又は使用について定めている土地収用法（昭和26年法律第219号）の要件を軽減した補充法であると理解されている。すなわち、第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。

### 2 規定が適用される線路の範囲

このような規定の沿革と趣旨に照らすと、電気通信事業法第73条第1項が適用対象としている線路は、第一種電気通信事業者が設置を希望するすべての場所における線路を意味するものではなく、その設置が当然に公共の利益と合致し、土地等の権利者の意思に反してでも使用権を



主張することが認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

すなわち、もともと土地収用法や本条項を含む公用使用权の規定は、国民の側に個々の権利者の使用权を上回る利用についての公共の利益ないしは潜在的権利があると観念するところに成り立つものであって、憲法第29条第3項が「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と規定しているのも、その趣旨を示すものである。そして、もし土地等の利用について認可が求められている場合において、このような公共の利益が認められないときは、電気通信事業法第73条第1項という線路に該当しないばかりか、土地等を利用することが適当とは認められないことになる。

いかなる場合に土地等を利用することに公共の利益が認められるかを判断するにあたっては、特に、その土地等を利用することにより設置する線路が、その土地等に現在する人を専ら又は主として対象としているのか、それを超える公衆を広く対象としているのかを区別することが重要と考えられる。後者である場合には、電話線を繋ぐための電柱を想起すれば明らかなように、土地等を利用することに公共の利益を肯定することが容易であるのに対し、前者の場合には、その土地等に現在する人に対し通信の役務を提供するか否かは、原則として、土地等の権利者の判断に委ねるのが当然であって、その意思を無視して第一種電気通信事業者に他人の土地等の利用を認めるには、それを肯認するに足る特別の根拠を必要とするものというべきである。

このことは、これまでの行政解釈において、電気通信事業法第73条第1項の規定について、所有者等の権利者が異なる場所の間の通信、つまりは隔地者間の通信について適用されるものと説明されていたことと符合するばかりか、同一の構内や同一の建物内の通信に関する電気通信事業法の規定をみても明らかである。すなわち、例えば、同法第49条第1項では、通信の端末設備につき、「電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。」と定義し、利用者が端末設備を電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を行った場合には、第一種電気通信事業者は技術基準に適合しない場合等を除きその請求を拒むことができない旨規

定している。これは、電気通信事業法では、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置については、土地等の権利者の意思に委ね、電気通信事業者がその構内や建物を使用するには、その施設の権利者との間に私的契約を取り決めることを建前としている証左である。

そればかりか、仮に、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき、原則として、第一種電気通信事業者が端末設備と同様の設備を、希望するままに私的な場所に設置することが許されるものとするれば、土地等の権利者や利用者の意思に反してでも、際限なく私的な施設を利用して営業活動を展開することが許されることになる。これは、土地収用法より遥かに簡易な手続で同法以上の強大な使用权を肯定することであり、到底電気通信事業法が予定するところとは考えられない。

もし、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置について、土地等の権利者の意思に反してでも第一種電気通信事業者による設備の設置を認めるのが適当とすれば、その旨を明示した立法によるべきである（電気通信事業法第38条が、第一種電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者から電気通信回線設備との接続を求められたときは、これに応じる義務がある旨を規定しているのは、その種の立法例である）。

### 第3 電気通信事業法第73条第1項の本案への適否

#### 1 M I Sが設置する無線LAN設備の性質

M I Sは、平成14年3月19日付け「土地等使用認可申請書」において、「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無線ルーター（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、SWHUB）」の設置に関して、「J R 6 駅 新宿、池袋、渋谷、東京、上野、品川の駅ホーム、コンコース、及びそこに至る上流回線提供業者との責任分界点までの有線線路設置場所」の利用について公用使用权の設定を求めている。

J R 東日本の新宿駅、池袋駅、渋谷駅、東京駅、上野駅及び品川駅は、同社が所有管理する一つの建物或いは区域であると認められる。また、M I Sが設置を予定している「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）」

と、アンテナ（屋外型）、無線ルーター（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、SWHUB）」の全ての設備は、この各々の建物内に設置される設備である。

MISが設置を予定している本件無線LAN設備のアンテナ（屋外型）の送信距離は、同社の平成14年5月8日付け「反論書」に100メートル程度とされているように、概ね100メートル程度を超えないものと想定されており、その射程は主としてJR東日本が所有管理する駅の内部に止まるものと認められる。

## 2 本件無線LAN設備の設置と電気通信事業法第73条第1項

以上の点に照らすと、本件無線LAN設備は、隔地者間の通信を行うものではないので、電気通信事業法第73条第1項にいう線路には該当せず、また、その設置に関してその規定により使用权を認めることは、適当でもない。

本件の土地等の権利者がJR東日本であること及びその6駅を利用する者がJR東日本の旅客であることから、JR東日本に特別の土地等についての利用受忍義務が認められないか、また、旅客に無線LAN設備についての特別の利用請求権が認められないかが一応問題となるが、現行規定を精査しても、これを認めるべき根拠を見出すことはできない。

本来、本件無線LAN設備を駅に設置することについては、当事者間の話し合いによるべきである。また、そのような設置を促すことが適当であるとすれば、然るべき法令上の根拠を整備する必要がある。

## 第4 結論

以上の理由により、MISに対し認可をすることは、相当ではないと考える。

モバイルインターネットサービス株式会社あて平成14年8月8日総基  
事第232号(次のとおり)

平成14年3月19日付けで申請のあった、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づく土地等の使用権設定に係る協議の件は、別紙の理由により、認可しない。

(理由)

- 1 電気通信事業法第73条以下の土地等の使用に関する協議認可・裁定制度(以下「本件制度」という。)は、私有財産たる土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」という。)について、当該土地等の所有者(所有権以外の権限に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)の意思にかかわらず、強制的に、これを第一種電気通信事業のために用いることを可能とする制度である。
- 2 このような本件制度の私権制限的な性格にかんがみ、電気通信事業法第73条第1項に規定する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下「法第73条第1項の線路」という。)については、有線電気通信設備令第1条第5号等に規定される「線路」及び「空中線」(以下「電気通信関係法令一般における線路」という。)であることのみならず、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものであることをも要するものである。
- 3 そして、本件制度は、電気通信関係法令一般における線路を、複数の土地等を横断して設置することが、第一種電気通信事業を遂行するために必要不可欠であることを踏まえ、電気通信関係法令一般における線路であってこのような態様のものを円滑に設置することを可能ならしめることを、その立法趣旨とするものであり、一の土地等の内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するために当該土地等の内部に設置されるような態様のものを想定していない。

(なお、本件制度の立法趣旨については、電気通信事業紛争処理委員会答申(平成14年7月30日)においても、「第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。」とされている。)

4 この点において、本件申請に係る「有線線路」、「アンテナ」、「無線ルーター」及び「その他」並びにこれらを一体化した「MISタワー」は、空中波の部分を含め、いずれも、東日本旅客鉄道株式会社の所有する駅の一ごとに、その内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するため、駅の内部に設置されるものであり、複数の土地等を横断して設置されるものでないため、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものとは認められない。

5 したがって、これらは、法第73条第1項の線路に該当しないため、認可することは適当でないと認められる。

(7) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(第156回国会閣法第111号)第2条の規定による電気通信事業法第73条第1項の改正

削除: 6

委員会の答申を受け、電気通信事業法第73条第1項の規定の改正を盛り込んだ法律案が国会に提出された。

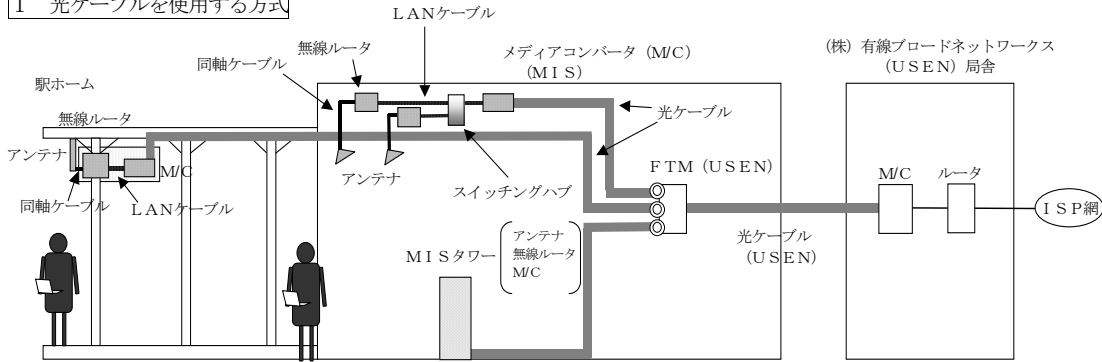
同法律案は、平成15年7月17日成立、同年7月24日公布された。  
(平成16年4月1日から施行。)

【参 考】

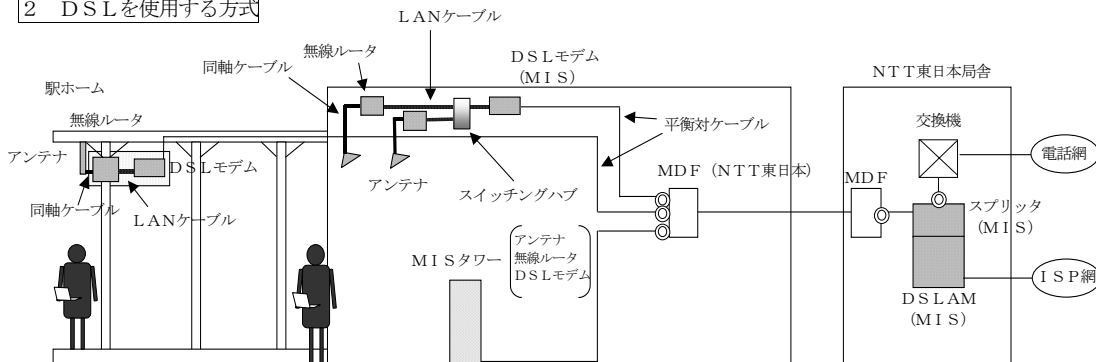
(総務省作成資料)

モバイルインターネットサービス株式会社 (M I S) の設備構成図

1 光ケーブルを使用する方式



2 DSLを使用する方式



### 第3章 役務提供条件・業務方法等の是正

削除: 2

#### 第1節 総務大臣の職権による業務改善命令

##### 1 平成14年4月19日命令事例（平成14年4月19日総基料第70号の5）

###### (1) 経過

平成14年 4月18日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問  
(諮問第1号) (⇒(2))  
4月19日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申  
(⇒(3))  
総務大臣、ケイディーディーアイ株式会社に対して業務の改善を命令 (⇒(4))

###### (2) 諮問

平成14年4月18日 諮問第1号（次のとおり）

#### 諮 問 書

ケイディーディーアイ株式会社（以下「KDDI」という。）は、子会社である第二種電気通信事業者（以下「子会社」という。）を通じ、別紙（略）記載の18の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採用しており、また、KDDIが子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、KDDIによると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。このような業務の方法は、電気通信役務の利用の公平性等の観点から不適切であり、利用者の利益を阻害するものと考えられる。

以上のことから、利用者の利益又は公共の利益を確保するために改善が

必要であると認められることから、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第36条第4項に基づき、

- ① 子会社がKDDIの「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逦増型選択料金制サービスI利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来たしていることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと
- ② 高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと
- ③ ①及び②について講じた措置について、1か月以内に総務省に報告すること
- ④ 本件の対象となった18の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて1か月以内に報告すること

を内容とする業務の改善を命ずることとしたい。

上記について、法第88条の18の規定に基づき諮問する。

### (3) 答申

平成14年4月19日電委第60号（次のとおり）

#### 答申書

平成14年4月18日付け諮問第1号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

#### 記

ケイディーディーアイ株式会社に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは適当と認められる。

ただし、命令にあたっては、以下の点を明示することを考慮されたい。



- 1 同社が、届け出ていない料金により役務を提供することは、電気通信事業法第31条第9項に違反し、かつ、特定の利用者によりのみこのような行為を行うことは、同法第7条に違反するものであること
- 2 このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合に当たると認められ、改善の措置を採るべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められること

#### (4) 命令

ケイディーディーアイ株式会社あて平成14年4月19日総基料第70号の5（次のとおり）

##### 業務の改善について（命令）

貴社は、子会社である第二種電気通信事業者（以下「子会社」という。）を通じ、別紙（略）記載の18の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採用しており、また、貴社が子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、貴社によると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。

貴社が、届け出ていない料金により役務を提供することは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第9項に違反し、かつ、特定の利用者によりのみこのような行為を行うことは、法第7条に違反するものである。このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合に当たると認められ、改善の措置をとるべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められる。

よって、法第36条第4項に基づき、以下の改善の措置をとるべきことを命ずる。

- ① 子会社が貴社「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来たしていることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと
- ② 高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと
- ③ ①及び②について講じた措置について、1か月以内に総務省に報告すること
- ④ 本件の対象となった18の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて1か月以内に報告すること

## 2 平成16年2月5日命令事例（平成16年2月5日総基料第3号の6）

### （1）経過

平成16年 1月29日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問  
（諮問第5号）（⇒（2））  
2月 4日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申  
（⇒（3））  
2月 5日 総務大臣、KDDI株式会社に対して業務の改善を命令（⇒（4））

### （2）諮問

平成16年1月29日諮問第5号（次のとおり）

#### 諮 問 書

KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）はかつて、子会社であるKCOMを通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第7条及び第31条第9項に違反し、法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、当省はKDDIに対し業務改善命令（総基料第70号の5）を行った。

このたび、KDDIが、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、KDDIに事実関係の報告を求めたところ、市外通話が45%から67%割引、国際通話が31%から80%割引等、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例12件が明らかとなった。

今回明らかとなった12件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、KDDIは本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに3件は是正されているが、9件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、以下を内容とする業務改善命令を行うことといたしたい。

- ① 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた12件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている9件について、速やかに是正すること。
  - ② 今回明らかとなった12件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、①と同様、速やかに是正すること。
  - ③ 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。
  - ④ ①、②及び③により講じた措置について、1か月以内に当省に報告すること。
- 上記について、法第88条の18の規定に基づき諮問する。

### (3) 答申

平成16年2月4日電委第8号(次のとおり)

#### 答申書

平成16年1月29日付け諮問第5号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

#### 記

KDDI株式会社に対し、諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

なお、命令を発するに当たっては、KDDI株式会社はその命令を迅速にかつ完全に履行するよう、履行に期限を定める等の配意をされたい。

(4) 命令

KDDI株式会社あて平成16年2月5日総基料第3号の6（次のとおり）

業務の改善について（命令）

貴社はかつて、子会社であるKCOMを通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第7条及び第31条第9項に違反し、法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、当省は貴社に対し業務改善命令（総基料第70号の5）を行った。

このたび、貴社が、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、貴社に事実関係の報告を求めたところ、市外通話が45%から67%割引、国際通話が31%から80%割引等、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例12件が明らかとなった。

今回明らかとなった12件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、貴社は、本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに3件は是正されているが、9件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、利用者の利益を確保するために、以下のとおり業務の改善を命ずる。

- 1 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた12件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている9件について、1か月以内に是正すること。

- 2 今回明らかとなった12件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、1と同様、1か月以内に是正すること。
- 3 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。
- 4 1、2及び3により講じた措置について、1か月以内に当省に報告すること。

## 第2節 意見申出

削除: 1

### 1. 平成13年12月28日申出事例（基・総務課平成13年12月28日第193号及び同第194号）（DSLサービス受付について業務の改善等を求める意見申出）

削除: 9

#### (1) 経過

- 平成13年12月28日 ビー・ビー・テクノロジー株式会社（以下「BBT」という。）、意見の申出（⇒（2））
- 平成14年 2月 8日 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に対して行政指導文書発出（⇒（3））  
BBTに対して処理結果を通知（⇒（4））

#### (2) 申出における主な主張

NTT東日本・西日本のDSLサービス受付業務等に関して、次のとおり、業務改善等を求め、意見の申出を行った。

- ・ NTT東日本・西日本がDSL回線申込時の適合性確認作業及びジャンパー工事について、「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）に示された標準的な工事期間（7営業日）を遵守するよう業務改善命令を発動すること
- ・ NTT東日本・西日本が、他のDSL事業者申込みの工事と比較し、自社サービスの工事を優先していないかどうか調査すること
- ・ DSLサービス申込時の本人性確認について、名義人のほか電話利用料支払者名による申込みも可能とすること

#### (3) 行政指導

平成14年2月8日総基料第27号（次のとおり）

ア) 東日本電信電話株式会社あて

DSLサービス開始までの標準的な工事期間の遵守について

標記について、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から電気通信事業法第96条の2に基づき、貴社あて「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）において示したDSLサービス開始までの標準的な工事期間である7営業日以内を遵守していないため、貴社に対し、業務改善命令を要請すること等を内容とする意見申出がなされた。

これにつき調査した結果、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から11月中になされた回線開通申込みのうち、おおむね同社の希望日内に工事は完了しているものの、同社の希望に反し、標準的な工事期間以内に工事が完了されていない場合が約2割見受けられた。その要因として、工事希望日が特定の局舎・特定の日に集中していること、同社の開通工事申込みに一部不備があることも挙げられるが、貴社においても標準的な工事期間である7営業日を遵守できるよう、下記のとおり取組を行い、その内容について、1か月以内に報告されたい。

記

- 1 貴社内及び工事施工業者との間の連絡をより効率的に行うことにより、工事日調整の期間を短縮すること
- 2 他のDSL事業者から回線開通申込みを受け付けるシステムと社内の業務支援システムを接続することにより工事完了報告までの期間を短縮すること
- 3 標準的工事期間内に工事が行われているか否かの実績及び仮に遅延が生じた場合についてはその理由について、貴社及び他のDSL事業者の別に、3か月に1度を目途に公表すること



イ) 西日本電信電話株式会社あて

DSLサービス開始までの標準的な工事期間の遵守について

標記について、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から電気通信事業法第96条の2に基づき、貴社あて「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）において示したDSLサービス開始までの標準的な工事期間である7営業日以内を遵守していないため、貴社に対し、業務改善命令を要請すること等を内容とする意見申出がなされた。

これにつき調査した結果、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から11月中になされた回線開通申込みのうち、標準的な工事期間以内に工事が完了されていない場合が77%見受けられた。その後、改善の傾向はみられ、また、遅延の要因として、工事希望日が特定の局舎・特定の日に集中していること、同社の一部の開通工事申込みに不備があることも挙げられるが、貴社においても標準的な工事期間である7営業日を遵守できるよう、下記のとおりのお取組を行い、その内容について、1か月以内に報告されたい。

また、貴社の代理店で申し込んだ場合には、他のDSL事業者よりも開通までの期間が短い旨宣伝を行っていた例が認められたことから、代理店に対してこのような行為を行わないよう周知徹底し、その内容についても、併せて報告されたい。

記

- 1 貴社内及び工事施工業者との間の連絡をより効率的に行うことにより、工事日調整の期間を短縮すること
- 2 他のDSL事業者から回線開通申込みを受け付けるシステムと社内の業務支援システムを接続することにより工事完了報告までの期間を短縮すること
- 3 標準的工事期間内に工事が行われているか否かの実績及び仮に遅延が生じた場合についてはその理由について、貴社及び他のDSL事業者の別に、3か月に1度を目途に公表すること

#### (4) 処理結果通知

平成14年2月8日総基料第27号（本人性確認については、次のとおり。）

本人性確認の方法については、個人情報保護等の問題があることから、今後、研究会において検討していく。

#### 【参考】研究会における検討結果

「IT時代の接続ルールに関する研究会」（平成14年2月21日～7月23日）報告書（本人性確認については次のとおり。）

「名義人確認を省略することは、NTT東日本・西日本がDSL等接続専用サービスを受ける人（契約者）の確認を行わないこととなることから、名義人確認を省略すべきとまでは考えることはできない。また、電話加入名義人以外の名義による申込みを可能とするには、NTT東日本・西日本は別途本人性の確認が必要となるということであるが、同様の理由から、これを否定することは困難である。」

2. 平成14年8月6日申出事例(基・総務課平成14年8月6日第81号)(利用者料金設定事業者に関して接続約款の変更を求める意見申出)

削除: 10

(1) 経過

平成14年 8月 6日 ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社(以下「C&WIDC」という。)、意見の申出(⇒(2))

11月22日 C&WIDCに対して処理結果を通知(⇒(3))

(2) 申出における主な主張

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州(以下「NTTドコモ」という。)の接続約款に関し、固定発・移動体着のサービスについて固定系事業者が料金設定権を持つことができるよう当該接続約款が変更されるよう、総務大臣よりNTTドコモ各社に対し命じるよう要請する。

次のとおり、電気通信事業法の規定に照らして、この要請は根拠があるものと考えている。

- ・ 現在の固定発・移動体着の料金設定権の在り方は、固定系事業者に不必要な支出を課し、この支出は顧客に転嫁せざるを得ず、サービスの料金は高止まりすることとなる。その結果、より低廉な料金を顧客に提供することができないことから、公共の利益を損なうものであり、電気通信事業法第36条第4項に規定する業務改善命令及び電気通信事業法第36条第3項に規定する接続約款の変更命令の対象となるものである。
- ・ 移動体事業者からの接続に係る条件提示は、1)固定発・移動体着の料金について移動体事業者が料金設定権を持つ、2)これに付随する料金システムの改変のため相当程度の支出を要するというものであり、当社の事業活動を不当に拘束することになる。これは、電気通信事業法第37条の2第4項に規定する禁止行為停止・変更命令の対象となるものである。

- NTTドコモ各社の接続約款の規定（第73条第2項、別表2）によれば、固定系事業者のみNTTドコモ各社に対して料金設定権を譲り渡さなければならないこととなっており、他の事業者については自社網発の料金について料金設定権を持つことができる。このように、接続約款の規定においては、固定系事業者は不当に差別されており、電気通信事業法第38条の3第3項に規定する接続約款の変更命令の対象となるものである。
- 情報通信審議会IT競争政策特別部会の最終答申案に記述されている利用者料金のデタリフ化は、事業者利用者料金設定においてより大きな自由を享受させようとの規制緩和策であると思うが、料金設定権の問題が解決されないままであれば、固定系事業者については料金設定の自由が享受できないことになってしまう。

### (3) 処理結果通知

平成14年11月22日総基料第447号（次のとおり）

平成14年8月6日付け（基・総 第81号）で総務大臣に提出された意見申出については、平成14年7月18日付けで平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）から電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき申請のあった内容と同様のものであるため、これについての裁定内容を別添（略（第1章第3節2（5）ア参照））のとおり通知いたします。

（以下略）

## 第4章 総務大臣への勧告

### 1 「コロケーションのルール改善に向けた勧告」(平成14年2月26日電委第32号)

#### (1) 経過

平成14年 2月14日 平成14年(争)第1号事件解決 [\(II-3参照\)](#)  
2月26日 総務大臣に対して勧告(⇒(2))  
3月25日 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、  
接続約款の変更認可を申請(⇒(3))  
5月23日 総務大臣、接続約款の変更を認可

削除: (第II部第1章第1節2参照)

#### (2) 勧告

総務大臣あて平成14年2月26日電委第32号

#### 勧告書

電気通信事業法第88条の20第1項に基づき、平成14年2月1日(争)第1号事件の解決に関連し下記の措置が講じられるよう総務省において配慮されることを勧告する。

#### 記

第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な通信用建物の利用(所謂コロケーション)について、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、サービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加え、電気通信事業法の予定する公益性に一層即した方法により希少資源の配分が行われるよう、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置を講じること。

#### (3) 申請の概要

- ① スペース、MDF及び電力について、管理基準値を設定。
- ② 当該基準値を下回ったビルにおいて、これら希少資源の配分の上限を設定した上で、当該ビルにおける申込みに対し、利用率等を考慮して割当て。

## 2 「接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告」(平成14年11月5日電委第115号)

### (1) 経過

- 平成14年11月5日 諮問第3号事案について、総務大臣に答申 (II-59 参照)、  
総務大臣に対して勧告 (⇒ (2))
- 11月22日 総務大臣、平成電電及び携帯電話事業者15社に対し、  
裁定について通知 (第II部第1章第3節2参照)
- 12月19日 総合通信基盤局、委員会勧告を踏まえ、「料金設定の在り  
方に関する研究会」を開催
- 平成15年 6月17日 同研究会報告書公表 (⇒ (3))
- 6月25日 総合通信基盤局、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関  
する方針」の策定・公表 (⇒ (4))

削除: (第II部第1章第3節2参  
照)

### (2) 勧告

総務大臣あて平成14年11月5日電委第115号(勧告に関する部分のみ抜粋)

#### 答 申 書

平成14年9月20日付け諮問第3号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

#### 記

1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について  
(略)

2 接続通話に係る適正な料金設定について

本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどまらず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について  
(略)

別紙

第1 本件の経緯  
(略)

第2 検討

1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について  
(略)

2 接続通話に係る適正な料金設定について

利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に関与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額（負担すべき額）」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害関係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であるという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあっては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、NTTドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、NTT地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が3分80円であり、このうちNTT地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約5円が支払われ、その残余の額の約75円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約40円と設定され、この額が収入となっている。この約75円と約40円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。これに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料

金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）から電気通信事業法第96条の2の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

### 3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について (略)

## (3) 「料金設定の在り方に関する研究会」報告書（抜粋）

### 第5章 まとめ

- ・ 本研究会の結論は、以下のとおりである。
  - ① 固定電話発携帯電話着における中継接続については、まず選択中継を導入し、発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付すことにより、中継事業者を選択した場合には、当該呼については中継事業者が料金設定をすること
  - ② 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合には、これまでどおり携帯電話事業者の料金設定とすること
  - ③ 現状においては、優先接続まで導入する必要性はないこと
  - ④ (略)
- ・ 固定電話発携帯電話着の料金設定に関しては、今後、電気通信事業者から総務大臣に裁定等の申請がなされた場合、この結論に従って裁定等を行うことが適当であり、総務省は、速やかに裁定等の方針を示すことが適当であると考えられる。
- ・ 今後、中継事業者（中略）のうち、携帯電話着信のサービスを実施したいと考える事業者と携帯電話事業者との間で、ルーチングの方法、課金方式、接続料等について、接続協議が行われると想定されるが、本研究会においては、当該接続協議において決定される事項のうち、料金設定の帰属についての考え方を示した



ものである。関係事業者においては、必要な協議、システム改修等を行い、早期に接続が実現されることが望まれる。

(4) 「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」(抜粋)

総務省は、昨年12月以降、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催し、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続(中略)の通話について、どの事業者が利用者料金を設定すべきかについて、検討を行ってきた。

総務省は、当該研究会からの報告書を踏まえ、以下のとおり、固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針を示すこととした。どの事業者が利用者料金を設定するかについては、事業者間の協議によるものであるが、第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合、電気通信事業者は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項に基づき総務大臣の裁定を申請することができる。総務省においては、中継接続(中略)の通話について、当該申請がなされた場合には、以下の考え方により、裁定を行う。

1 中継接続について

中継接続に係る利用者料金の設定については、以下のとおりとする。

- (1) 発側利用者が、事業者識別番号「00XY」を現行のダイヤリングである「090-XXXX-XXXX」の前に呼ごとに付す(選択中継)ことにより、中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定する。
- (2) 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合の呼については、携帯電話事業者が利用者料金を設定する。
- (3) 関係事業者においては、速やかに事業者間協議を行い、中継接続を開始できるようにする。
- (4) ただし、平成16年度中に限り、経過措置として、例えば、携帯電話事業者が、自己の役務提供区間について、利用者料金を設定することを認める。その場合の携帯電話事業者の利用者料金は、当該経過措置期間終了後に接続料化されることを前提とした水準とする。
- (5) 現状においては、まず選択中継を導入することとし、優先接続までは導入しない。

(以下 略)

# 付属 関係資料

電気通信事業紛争処理委員会関係資料

	(頁)
○委員・特別委員名簿	… 資料－ 1
○事務局概要	… 資料－ 4
○連絡窓口一覧	… 資料－ 6

# ○委員・特別委員名簿

電気通信事業紛争処理委員会の委員及び特別委員は、下表のとおり。

なお、これらの委員及び特別委員は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第154条第1項（第156条第1項及び第2項で準用する場合を含む。）及び第157条第1項のあつせん並びに第155条第1項（第156条第1項及び第2項で準用する場合を含む。）及び第157条第3項の仲裁を行うために、このうちから事件ごとに、あつせん委員及び仲裁委員として指名されることとなる。

## 1. 委員

(50音順 敬称略)

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
たつおか <b>龍岡 資晃</b>	昭和16年	男	昭和39年3月 41年4月 平成11年8月 15年1月 17年5月 19年4月	東京大学法学部卒業 東京地方裁判所判事補 東京高等裁判所判事部総括 広島高等裁判所長官 福岡高等裁判所長官 学習院大学法科大学院教授（現職）	平成19年 6月20日	平成19年 11月29日
たなか <b>田中 建二</b>  (委員長代理)	昭和22年	男	昭和46年3月 51年3月  57年4月 平成3年4月 16年4月  19年4月	早稲田大学商学部卒業 早稲田大学大学院商学研究科 博士課程修了 日本大学経済学部助教授 日本大学経済学部教授 早稲田大学大学院ファイナンス 研究科教授 明治大学大学院 会計専門職研究科教授（現職）	平成16年 11月30日	平成19年 11月29日
とみさわ <b>富沢 このみ 木実</b>	昭和22年	女	昭和43年3月 43年4月 平成2年5月  11年3月 13年4月 17年8月  18年4月	図書館短期大学図書館学科卒業 日本長期信用銀行入行 長銀総合研究所産業調査部 主任研究員 社会基盤研究所調査部主任部員 道都大学経営学部教授 （財）北海道科学技術総合振興センター 知的クラスター本部 科学技術コー ディネーター 法政大学大学院政策科学研究科客員 教授（現職）	同上	同上
もりなが <b>森永 のりひこ 規彦</b>  (委員長)	昭和14年	男	昭和38年3月 43年3月  59年1月 62年4月 平成10年4月 15年4月	静岡大学工学部電気工学科卒業 大阪大学大学院工学研究科通信 工学専攻博士課程修了 大阪大学工学部助教授 大阪大学工学部教授 大阪大学大学院工学研究科教授 広島国際大学社会環境科学部教授 （現職）	同上	同上

書式変更：英単語の途中で改行しない

削除：同上

削除：同上

書式変更：右 -0.51 字

削除：道都大学経営学部非常勤講師

削除：代理

よしおか 吉岡 睦子	昭和28年	女	昭和52年3月 54年4月	京都大学法学部卒業 弁護士登録（現職）	同上	同上
---------------	-------	---	------------------	------------------------	----	----

## 2. 特別委員

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
あさい すみこ 浅井 澄子	昭和33年	女	昭和56年3月 56年4月 平成元年3月 11年3月 11年4月 14年4月	明治大学政治経済学部経済学科卒業 郵政省入省 埼玉大学大学院政策研究科修了 大阪大学国際公共政策研究科博士号取得 岐阜経済大学経済学部専任講師 大妻女子大学社会情報学部助教授（現職）	平成17年 11月30日	平成19年 11月29日
おぼた ひろし 尾畑 裕	昭和33年	男	昭和57年3月 59年3月 62年3月 平成3年4月 11年5月 12年4月 12年11月	一橋大学商学部卒業 一橋大学大学院商学研究科修士課程修了 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位修得退学 一橋大学商学部助教授 一橋大学商学部教授 一橋大学大学院商学研究科教授（現職） 一橋大学商学研究科博士号取得	平成19年 2月16日	平成21年 2月15日
せさき かおる 瀬崎 薫	昭和36年	男	昭和59年3月 平成元年3月 4年7月 13年5月	東京大学工学部電気工学科卒業 東京大学大学院博士課程修了 東京大学生産技術研究所助教授 東京大学空間情報科学研究センター助教授（現職）	平成17年 11月30日	平成19年 11月29日
はせべ ゆきこ 長谷部 由起子	昭和32年	女	昭和55年3月 60年4月 平成6年4月 10年4月 16年4月	東京大学法学部私法コース卒業 成蹊大学法学部助教授 成蹊大学法学部教授 学習院大学法学部教授 学習院大学大学院法務研究科教授（現職）	同上	同上
ひぐち かずお 樋口 一夫	昭和23年	男	昭和49年3月 昭和53年4月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録（現職）	同上	同上
ふじわら ひろたか 藤原 宏高	昭和29年	男	昭和53年3月 60年4月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業 弁護士登録（現職）	同上	同上
わくい まさこ 和久井 理子	昭和44年	女	平成5年3月 5年4月 10年3月 12年3月 12年4月	京都大学法学部卒業 シャープ株式会社法務本部 京都大学大学院法学研究科修士課程修了 京都大学大学院法学研究科後期博士課程退学 大阪市立大学大学院法学研究科助教授（現職）	同上	同上

- 削除: 17
- 削除: 19
- 削除: 1
- 削除: 8
- 削除: 1
- 削除: 7

(参考) 過去の委員・特別委員 (敬称略)

氏名等	職業	在任期間
委員 香城 敏磨 <small>こうじょう としまる</small>	獨協大学法科大学院教授	平成13年11月30日～平成19年2月14日
特別委員 東海 幹夫 <small>とうかい みきお</small>	青山学院大学経営学部教授	平成13年11月30日～平成14年12月25日
特別委員 藤本 博史 <small>ふじもと ひろふみ</small>	裁判官登録	平成13年11月30日～平成17年10月7日
特別委員 濱谷 和生 と(土佐) <small>はまたに かずお</small> (注)「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成13年11月30日～平成17年11月29日

削除: 現職

※ 職業については、在任期間中のものである。

## ○事務局概要

電気通信事業紛争処理委員会には、電気通信事業法第152条の規定によりその事務をするための事務局が設置されており、次のとおり事務局長その他の職員が置かれている。これらの職員は、委員長の命を受けて職務を遂行し、事務局長は、その中で局務を掌理する。

		任 命 日
事 務 局 長：	<small>むらき ひろたか</small> 村木 裕隆	平成18年 9月15日
参 事 官：	<small>みなみ としゆき</small> <del>南 俊行</del>	平成19年 3月 1日
紛争処理調査官：	<small>そえじま かずのり</small> 副島 一則	平成18年 8月 1日
上席調査専門官：	<small>こはら ひろつぐ</small> 小原 弘嗣	平成17年10月 1日
(同上)：	<small>こばやし まさあき</small> 小林 正明	平成17年 1月11日

削除: 7

削除: 8

削除: 15

よしだ  
削除: 吉田

書式変更: 両端揃え, インデント: 左 1字

まびと  
削除: 真人

(参考) 過去の事務局役職者

役 職	氏 名	在任期間
事 務 局 長	森 清	平成13年11月30日～平成14年 8月 1日
	武智 健二	平成14年 8月 2日～平成16年 1月 5日
	笹本 健	平成16年 1月 6日～平成17年 1月10日
	川崎 茂	平成17年 1月11日～平成17年 8月14日
	阪本 和道	平成17年 8月15日～平成18年 9月14日
参 事 官	上條 昇	平成15年 4月 1日～平成16年 1月 5日
	木村 順吾	平成16年 1月 6日～平成17年 8月14日
	<u>吉田 真人</u>	<u>平成17年 8月15日～平成19年 2月28日</u>
紛争処理調査官	吉田 真人	平成13年11月30日～平成14年 8月 1日
	木村 順吾	平成14年 8月 2日～平成16年 1月 5日
	長瀬 洋英	平成16年 1月 6日～平成16年 6月15日
	椿 泰文	平成16年 8月30日～平成18年 7月31日

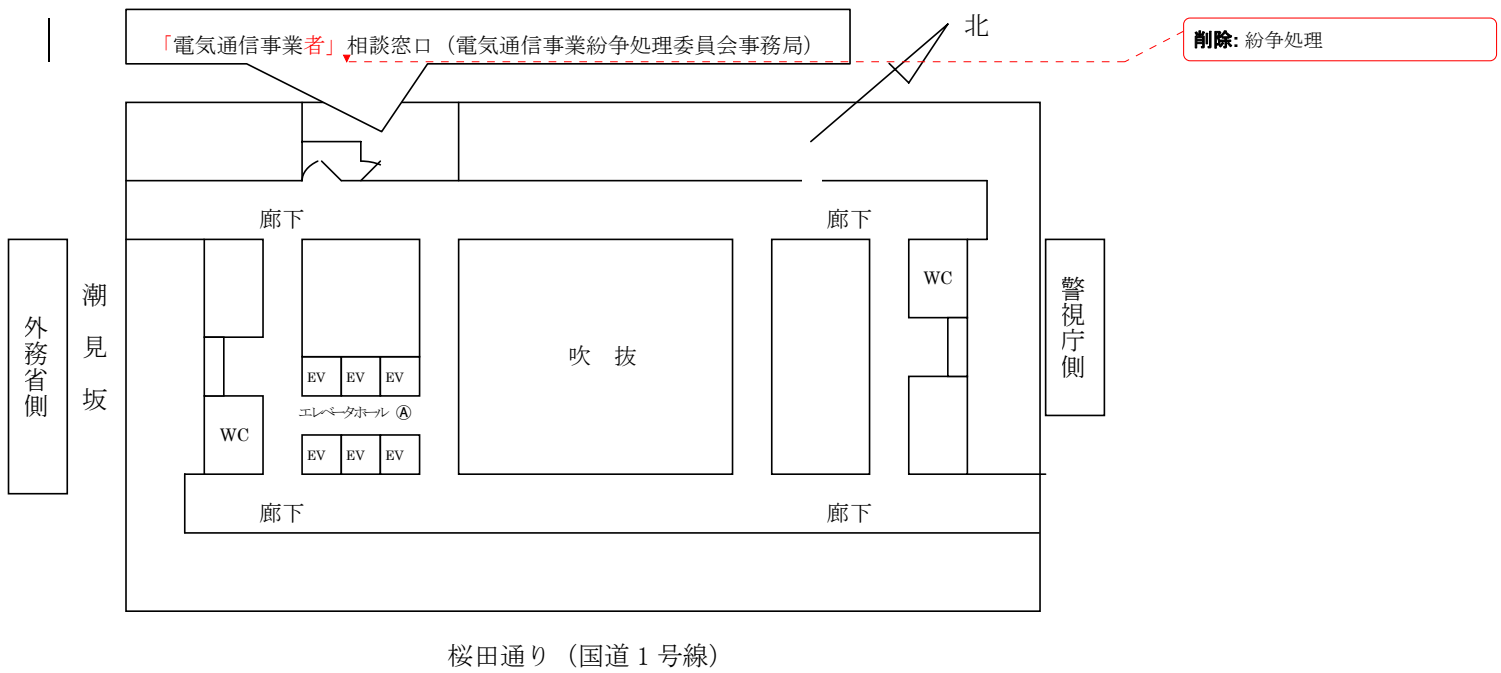
所在地

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 4階  
交通(地下鉄) 丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅下車(地下A2出口)  
有楽町線「桜田門」駅下車

【電気通信事業紛争処理委員会事務局の位置】



【中央合同庁舎第2号館4階フロア図】



※ 地下1階又は1階のエレベータホールAからエレベータにて連絡



## ○連絡窓口一覧

対 象	担 当	連絡先
○ 電気通信事業者間の紛争に関する一般的な相談 (紛争処理に関する法令・先例等の情報提供、適切な紛争解決方策の助言などあつせん・仲裁の申請や協議命令申立て、裁定申請に関する情報も提供しています。)	「 <u>電気通信事業者</u> 」相談窓口 (電気通信事業紛争処理委員会事務局)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電 話：03-5253-5500 ファクシミリ：03-5253-5197 e-mail： <a href="mailto:soudan@ml.soumu.go.jp">soudan@ml.soumu.go.jp</a>
○ あつせん・仲裁の申請	総合通信基盤局 総務課公正競争推進室	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電 話：03-5253-5827 ファクシミリ：03-5253-5830
○ 協議命令申立て・細目裁定申請	総合通信基盤局 料金サービス課 又は データ通信課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 【料金サービス課】 電 話：03-5253-5842 ファクシミリ：03-5253-5848 【データ通信課】 電 話：03-5253-5852 ファクシミリ：03-5253-5855
○ 土地等の使用協議 認可申請、裁定申請 (土地等の使用及び支障除去に係るもの)	総合通信基盤局 事業政策課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電 話：03-5253-5835 ファクシミリ：03-5253-5838
○ 意見の申出	【申出人が電気通信事業者の場合】 総合通信基盤局 総務課公正競争推進室	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電 話：03-5253-5827 ファクシミリ：03-5253-5830
	【申出人が電気通信事業者でない場合】 総合通信基盤局 消費者行政課 (電気通信消費者相談センター)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電 話：03-5253-5900 ファクシミリ：03-5253-5948

削除: 紛争処理

削除: 5686

削除: hunso-shori

※申請・申立て經由窓口（土地等の使用に関するものは除く。）

総合通信局等	窓口課等	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：011-709-2311(内線4705) ファクシミリ：011-709-2482	北海道
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：022-221-0630 ファクシミリ：022-221-0613	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：03-6238-1675 ファクシミリ：03-6238-1698	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：026-234-9948 ファクシミリ：026-234-9999	新潟県、長野県
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：076-233-4422 ファクシミリ：076-233-4499	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	情報通信部電気通信事業課 電話：052-971-9403 ファクシミリ：052-971-3581	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	情報通信部電気通信事業課 電話：06-6942-8519 ファクシミリ：06-6920-0609	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	情報通信部電気通信事業課 電話：082-222-3378 ファクシミリ：082-502-8152	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5	情報通信部電気通信事業課 電話：089-936-5042 ファクシミリ：089-936-5014	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4	情報通信部電気通信事業課 電話：096-326-7824 ファクシミリ：096-326-7829	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8797 那覇市東町26-29	情報通信課電気通信事業担当 電話：098-865-2302 ファクシミリ：098-865-2311	沖縄県

- 削除: 0
- 削除: 5220
- 削除: 5397
- 削除: 丸の内
- 削除: 6
- 削除: 5220
- 削除: 5974
- 削除: 丸の内センタービル5F

電気通信事業紛争処理委員会活動状況

削除: 等

(頁)

○活動状況

…資料一 8

削除: ○総務大臣への勧告事例

…資料一 19

# ○活動状況（平成13年11月30日～19年6月1日）

削除: 7

削除: 10

削除: 31

## 1 委員会開催状況

会 合	日 付	議 事 等
第1回	平成13年11月30日	① 片山総務大臣 <u>あいさつ</u> ② 委員長及び委員長代理の選出 ③ 電気通信事業紛争処理委員会関係法令等についての事務局説明 ④ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成13年委員会決定第1号）の決定 ⑤ あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定 ⑥ 紛争処理のための手続等に関する便覧の承認 ⑦ その他
第2回	平成13年12月25日	① 小坂総務副大臣 <u>あいさつ</u> ② 接続に関する論点の検討 ③ その他
第3回	平成14年 1月10日	① あっせん委員の指名（平成13年（争）第1号） ② その他
第4回	平成14年 1月22日	① 佐田総務副大臣 <u>あいさつ</u> ② 公正競争市場の在り方等についての事業者等からのヒアリング ③ その他
第5回	平成14年 2月1-4日	あっせん委員の指名（平成14年（争）第1号）
第6回	平成14年 2月15日	あっせん委員の指名（平成14年（争）第2号-第5号）
第7回	平成14年 2月18日	① 施設見学 ② その他
第8回	平成14年 2月26日	① あっせん委員の指名（平成14年（争）第5号（追加）、第6号） ② 終了案件の報告 ③ 総務大臣への勧告 ④ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正（平成14年委員会決定第1号） ⑤ その他
第9回	平成14年 3月22日	① 終了案件の報告 ② 年次報告（案）審議 ③ 電気通信事業における競争政策の取り組み（総合通信基盤局からのヒアリング） ④ 欧州調査結果報告 ⑤ その他
第10回	平成14年 4月18日	① ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての諮問、審議 ② 終了・打切り案件の報告 ③ 平成14年（争）第2号事件におけるあっせん案の公開について ④ 平成13年度年次報告（案）の審議 ⑤ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について

削除: 挨拶

削除: 挨拶

削除: 挨拶

書式変更：中央揃え

削除：、

会 合	日 付	議 事 等
第11回	平成14年 4月19日	① 平成13年度年次報告（総務大臣への報告） ② ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての審議 ③ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ④ 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集 ⑤ 勧告への対応について（総合通信基盤局からの説明） ⑥ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインについて（総合通信基盤局からの説明） ⑦ 米国調査結果報告 ⑧ その他
第12回	平成14年 5月1-2日	あっせん委員の指名（平成14年（争）第7号・第8号）
第13回	平成14年 5月17日	① 終了案件の報告 ② 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての事業者からのヒアリング ③ その他
第14回	平成14年 6月17日	① 勧告への対応について ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他
第15回	平成14年 6月21日	① 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ② その他
第16回	平成14年 6月25日	① 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集結果に対する当委員会の考え方について ② 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正（平成14年委員会決定第2号）
第17回	平成14年 7月 5日	① 平成14年（争）第9号他のあっせん申請受理の報告 ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他
第18回	平成14年 7月 9日	あっせん委員の指名（平成14年（争）第9号-第23号）
第19回	平成14年 7月19日	① 平成電電株式会社から総務大臣への裁定申請についての報告 ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他
第20回	平成14年 7月26日	① 終了案件の報告 ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他

会 合	日 付	議 事 等
第21回	平成14年 7月30日	① 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ② その他
第22回	平成14年 8月 9日	① 情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」について（総合通信基盤局からの説明） ② 情報通信審議会電気通信事業部会「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料の算定の在り方について」の答申草案について（総合通信基盤局からの説明） ③ その他
第23回	平成14年 9月13日	① 施設見学 ② その他
第24回	平成14年 9月20日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第25回	平成14年10月 4日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第26回	平成14年10月11日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第27回	平成14年10月17日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第28回	平成14年10月31日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第29回	平成14年11月 5日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定について ② 米国連邦通信委員会との情報交換についての報告 ③ その他
第30回	平成14年12月 6日	① 加藤総務副大臣 <u>あいさつ</u> ② 平成電電株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等9社への裁定等についての報告 ③ 発足後1年間の実績について ④ 紛争処理のための手続等に関する便覧の再訂について ⑤ その他
第31回	平成15年 1月 8日	あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定
第32回	平成15年 1月31日	① 有富総合通信基盤局長 <u>あいさつ</u> ② 勧告（平成14年電委第115号）への対応について ③ 事務局の機構・定員要求結果（平成15年度）についての報告 ④ その他
第33回	平成15年 2月10日	電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正（平成15年委員会決定第1号）

削除: 挨拶

削除: 挨拶

会 合	日 付	議 事 等
第34回	平成15年 3月 7日	① 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案について（総合通信基盤局からの説明） ② 仲裁法案の概要についての報告 ③ 平成15年（争）第1号事件の主な経過の報告 ④ インド電気通信紛争処理・上訴裁判所のワドワ委員長他の来訪についての報告 ⑤ その他
第35回	平成15年 4月11日	① 平成14年度年次報告（案）の審議 ② 総務大臣の裁定（平成14年総基料第446号）を受けた株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等9社の接続約款の変更についての報告 ③ 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について ④ その他
第36回	平成15年 4月25日	① 平成14年度年次報告（総務大臣への報告） ② 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの第2次改正について（総合通信基盤局からの説明） ③ 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について ④ その他
第37回	平成15年 5月16日	① 施設見学 ② その他
第38回	平成15年 6月 6日	① 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について ② ソフトバンクBB株式会社から総務大臣への接続命令申立てについての報告 ③ 新しい仲裁手続について ④ その他
第39回	平成15年 6月17日	あっせん委員の指名（平成15年（争）第2号）
第40回	平成15年 6月20日	① 『競争環境の変化と電気通信事業者間紛争』の公表について ② 料金設定の在り方に関する研究会報告書について（総合通信基盤局からの説明） ① 情報通信審議会におけるDSLスペクトル管理に関する検討状況について（総合通信基盤局からの説明） ② 平成15年（争）第2号事件の現在までの主な経過の報告 ③ その他
第41回	平成15年 7月16日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について（総合通信基盤局からの説明） ② 英国情報通信事情の報告 ③ 選択中継接続による携帯電話着信通話に関して株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが公表した提供条件等についての報告 ④ 終了案件（平成15年（争）第2号事件）の報告 ⑤ 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ⑥ その他
第42回	平成15年 7月29日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他

会 合	日 付	議 事 等
第43回	平成15年 8月 6日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他
第44回	平成15年 8月12日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他
第45回	平成15年 8月13日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他
第46回	平成15年 8月20日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について ② その他
第47回	平成15年10月 3日	① 麻生総務大臣あいさつ ② 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の制定について ③ 「新しい電気通信事業仲裁手続－仲裁法の制定に伴う電気通信事業仲裁手続の改正について－」の作成について ④ 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった件に関し総務大臣が行った接続命令についての報告 ⑤ その他
第48回	平成15年11月21日	① 田端総務副大臣あいさつ ② 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ③ 競争評価の実施について（総合通信基盤局からの説明） ④ その他
第49回	平成16年 1月29日	① KDDI株式会社への業務改善命令についての総務大臣からの諮問（総合通信基盤局からの説明） ② KDDI株式会社への業務改善命令についての審議 ③ その他
第50回	平成16年 2月 4日	① KDDI株式会社への業務改善命令について ② その他
第51回	平成16年 3月15日	① KDDI株式会社への業務改善命令についての報告（総合通信基盤局からの説明） ② 改正電気通信事業法施行に伴う省令改正等について（総合通信基盤局からの説明） ③ 改正電気通信事業法施行に伴う審議事項の変更について ④ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正について ⑤ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ⑥ あっせん・仲裁手続のオンライン化について ⑦ その他
第52回	平成16年 4月21日	① 固定電話発携帯電話着の料金について（総合通信基盤局からの説明） ② 平成15年度年次報告について ③ その他
第53回	平成16年 6月25日	① 仲裁案件についての報告 ② 電気通信事業紛争処理委員会のADR機能について（業績評価と課題） ③ その他

書式変更：中央揃え

削除：挨拶

削除：挨拶



会 合	日 付	議 事 等
第54回	平成16年 7月28日	① 施設見学 ② その他
第55回	平成16年 9月 3日	あっせん委員の指名(平成16年(争)第3号・第4号)
第56回	平成16年 9月17日	① 「電気通信事業紛争処理委員会第1期3年間を総括して---ADR機能の更なる改善に向けて---」について ② テレビ会議の利用について ③ 韓国電気通信事情について ④ その他
第57回	平成16年10月21～23日	韓国電気通信事情調査
第58回	平成16年11月30日	① 麻生総務大臣あいさつ ② 山本総務副大臣あいさつ ③ 終了案件についての報告 ④ 意見公募の結果と規則改正 ⑤ 韓国視察結果の取りまとめ ⑥ その他
第59回	平成16年12月22日	あっせん委員の指名(平成16年(争)第5号・第6号)
第60回	平成17年 2月24日	① 終了案件についての報告 ② その他
第61回	平成17年 3月31日	① 平成16年度年次報告(案)について ② 諸外国の紛争処理制度の比較について ③ その他
第62回	平成17年 4月18日	あっせん委員の指名(平成17年(争)第1号)
第63回	平成17年 4月25日	① 平成16年度年次報告について ② 接続料等に関する最近の動向について(総合通信基盤局からの説明) ③ 報告書「諸外国の紛争処理制度の比較」について ④ 我が国における紛争処理制度の近状について ⑤ その他
第64回	平成17年 6月 6日	議事録等の開示について
第65回	平成17年 7月11日	あっせん委員の指名(平成17年(争)第2号・第3号)
第66回	平成17年10月26日	① 終了案件についての報告について ② 一般番号ポータビリティの見直しに係る検討状況について ③ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ④ その他 ⑤ 終了案件についての報告
第67回	平成17年12月 5日	① 竹中総務大臣あいさつ ② 管総務副大臣あいさつ ③ NTTグループ中期経営戦略について(総合通信基盤局からの説明) ④ IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について(総合通信基盤局からの説明) ⑤ その他
第68回	平成18年 3月29日	① 平成17年度年次報告(案)について ② その他
第69回	平成18年 4月19日	平成17年度年次報告(案)について

書式変更: 中央揃え

削除: 挨拶

削除: 挨拶

会 合	日 付	議 事 等
第70回	平成18年 5月31日	① 電気通信事業分野における競争状況の評価結果(案)について ② 今後の紛争処理の在り方について ③ その他
第71回	平成18年 7月12日	① 次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について ② MVNOをめぐる検討状況について ③ 今後の紛争処理の在り方について ④ その他
第72回	平成18年 8月11日	あっせん委員の指名(平成18年(争)第1号-第14号)
第73回	平成18年 9月26日	① 新競争促進プログラム2010について(総合通信基盤局からの説明) ② 電気通信事業における紛争処理等の将来像等について ③ 委員会の当面の活動について ④ その他 ⑤ 相談窓口に寄せられた相談等について
第74回	平成19年 2月14日	委員長及び委員長代理の選出について
第75回	平成19年 2月19日	あっせん委員の指名(平成18年(争)第1号-第14号)
第76回	平成19年 3月19日	① 平成18年度年次報告(案)について ② 電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しについて(総合通信基盤局からの説明) ③ その他 ④ 現在取扱い中のあっせん事件について
第77回	平成19年 4月 4日	あっせん申請のあった事件の取扱い(平成19年(争)第1号・第2号)
第78回	平成19年 4月20日	① 平成18年度年次報告(案)について ② 電気通信事業の最近の動向についての意見交換 ③ その他 ④ 終了事件の報告について

書式変更: 中央揃え

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

## 2 処理等件数

### (1) 概要

書式変更：フォント：12 pt

あつせん申請	処理終了	処 理 中
48	48 (あつせん不実行 2) (あつせん打切り 1) (申請取下げ 19) (解決 26)	0

削除：32

削除：32

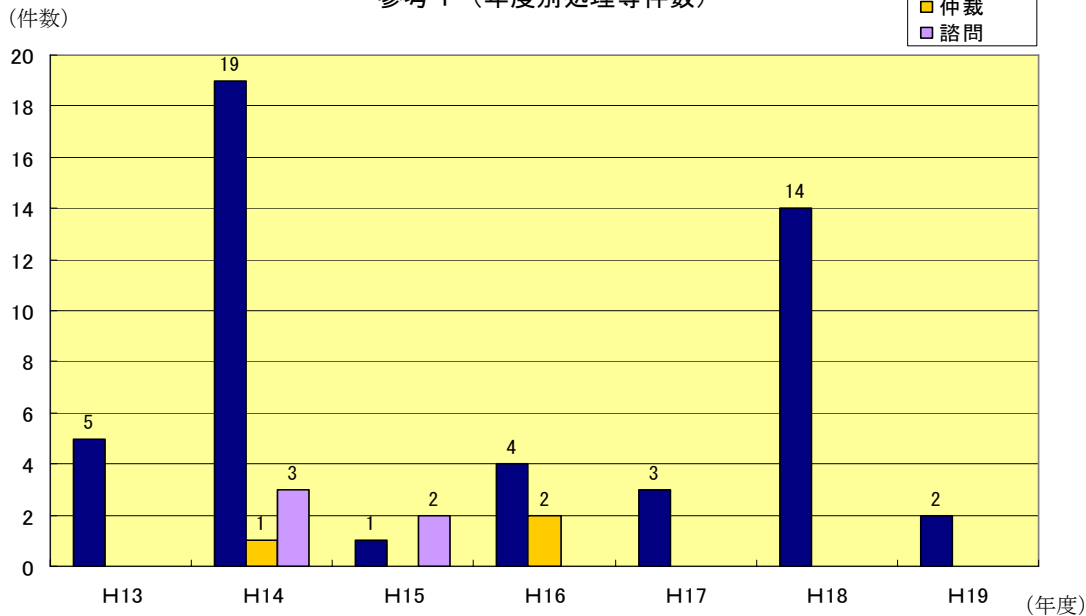
削除：0

削除：5

仲裁申請	処理終了	処 理 中
3	3 (仲裁不実行 3) (仲裁判断 0)	0

諮 問	答 申	審 議 中
5	5	0

参考 1 (年度別処理等件数)



※ 平成19年度については、平成19年6月末現在の数値である。

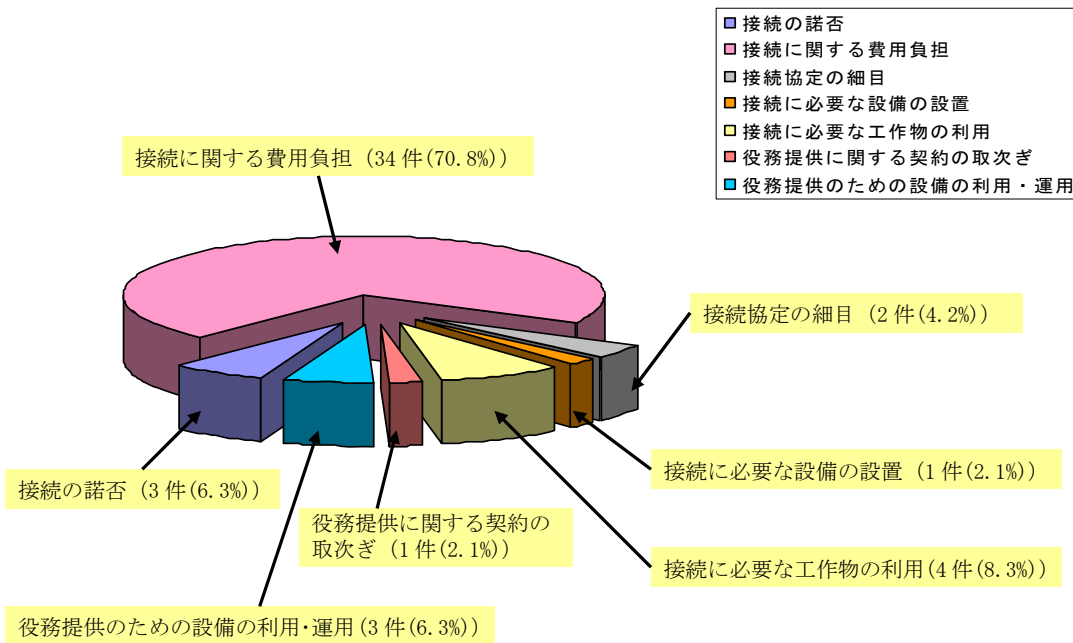
総務大臣への勧告
2

(2) 類別内訳

	あっせん	仲裁	諮問	計
① 接続の諾否	3		1	4
② 接続に関する費用負担	34	2		36
③ 接続協定の細目	2		1	3
④ 接続に必要な設備の設置	1	1		2
⑤ 接続に必要な工作物の利用 (コロケーション)	4			4
⑥ 役務提供に関する契約の取次ぎ	1			1
⑦ 役務提供のための設備の利用・運用	3			3
⑧ 業務の方法			2	2
⑨ 土地等の使用			1	1
計	48	3	5	56

書式変更：中央揃え

参考2 (類別内訳 (あっせん))



3 処理状況

① あっせん

事 件 (申請日)	事案 (申請者)	処理終了	終了事由
平成 13 年(争)第 1 号 (13. 12. 27)	接続に必要な <u>工作物</u> の利用について (A社)	平成14年-1月25日	解決 ----- <b>削除:</b> 局舎等
平成 14 年(争)第 1 号 (14. 2. 1)	接続に必要な <u>工作物</u> の利用について (イー・アクセス㈱)	平成14年-2月14日	解決 ----- <b>削除:</b> 局舎等
平成 14 年(争)第 2 号 (14. 2. 12)	接続に必要な <u>設備の設置(工事)</u> について (ビー・ビー・テクノロジー㈱)	平成14年-4月-9日	打切り ----- <b>削除:</b> 係るMDFジャンパ工事 <b>書式変更:</b> 右 -0.47 字
平成 14 年(争)第 3 号 (14. 2. 12)	接続に必要な <u>工作物</u> の利用について (イー・アクセス㈱)	平成14年-2月26日	解決 ----- <b>削除:</b> コロケーションスペース
平成 14 年(争)第 4 号 (14. 2. 13)	接続に必要な <u>工作物</u> の利用について (イー・アクセス㈱)	平成14年-4月-2日	解決 ----- <b>削除:</b> コロケーションスペース
平成 14 年(争)第 5 号 (14. 2. 13)	接続の諾否について (彩ネット㈱)	平成 14 年 3 月 6 日	解決
平成 14 年(争)第 6 号 (14. 2. 25)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (彩ネット㈱)	平成14年-3月12日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 7 号 (14. 4. 30)	<u>役務提供のための</u> 設備の運用について (A社)	平成 14 年 5 月 10 日	解決
平成 14 年(争)第 8 号 (14. 4. 30)	<u>役務提供のための</u> 設備の運用について (A社)	平成 14 年 5 月 10 日	解決
平成 14 年(争)第 9 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 10 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 11 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 12 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 13 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 14 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 15 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 16 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 17 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 18 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 19 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 20 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る
平成 14 年(争)第 21 号 (14. 7. 4)	接続に <u>関する</u> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 ----- <b>削除:</b> 係る

事 件 (申請日)	事案 (申請者)	処理終了	終了事由
平成 14 年(争)第 22 号 (14. 7. 4)	接続に <del>関する</del> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 <del>削除: 係る</del>
平成 14 年(争)第 23 号 (14. 7. 4)	接続に <del>関する</del> 費用負担について (A社)	平成14年-7月23日	解決 <del>削除: 係る</del>
平成 15 年(争)第 2 号 (15. 6. 11)	<del>役務提供のための設備</del> の利用について (平成電通株)	平成15年-6月25日	取下げ <sup>*1</sup> <del>削除: 接続に必要なMDF(主配線盤)</del>
平成 16 年(争)第 3 号 (16. 8. 31)	接続の諾否について (ソフトバンクBB株)	平成16年11月1日	解決
平成 16 年(争)第 4 号 (16. 8. 31)	接続の諾否について (ソフトバンクBB株)	平成16年11月1日	解決
平成 16 年(争)第 5 号 (16. 12. 17)	接続に <del>関する</del> 費用負担について (東日本電信電話株)	平成17年-2月22日	取下げ <sup>*1</sup> <del>削除: 係る</del>
平成 16 年(争)第 6 号 (16. 12. 17)	接続に <del>関する</del> 費用負担について (西日本電信電話株)	平成17年-2月22日	取下げ <sup>*1</sup> <del>削除: 係る</del>
平成 17 年(争)第 1 号 (17. 4. 14)	<del>役務提供に関する</del> 契約の取次ぎについて (イー・アクセス株)	平成17年-5月13日	解決 <del>削除: 電気通信</del>
平成 17 年(争)第 2 号 (17. 7. 8)	接続に <del>関する</del> 費用負担について (A社)	平成17年-10月-4日	取下げ <sup>*2</sup> <del>削除: の</del>
平成 17 年(争)第 3 号 (17. 7. 8)	接続に <del>関する</del> 費用負担について (A社)	平成17年10月4日	取下げ <sup>*2</sup> <del>削除: 係る</del>
平成 18 年(争)第 1 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup> <del>削除: 係る</del>
平成 18 年(争)第 2 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 3 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 4 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 5 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 6 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 7 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 8 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 9 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 10 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 11 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 12 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>
平成 18 年(争)第 13 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成19年3月27日	取下げ <sup>*2</sup>

事 件 (申請日)	事案 (申請者)	処理終了	終了事由	書式変更: フォント: 12 pt
平成 18 年(争)第 14 号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (A社等)	平成 19 年 3 月 27 日	取下げ *2	書式変更: 中央揃え
平成 19 年(争)第 1 号 (19. 3. 23)	接続協定の細目等について (A社)	平成 19 年 4 月 5 日	不実行 *3	
平成 19 年(争)第 2 号 (19. 3. 23)	接続協定の細目等について (A社)	平成 19 年 4 月 5 日	不実行 *3	

- \* 1 申請の内容に関して、当事者間の合意が成立したため。  
 \* 2 事業者より申請を取り下げる旨の連絡があったため。  
 \* 3 他方事業者よりあっせんに応じる考えはない旨の連絡があったため。

## ② 仲裁

事 件 (申請日)	事案 (申請者)	処理終了	終了事由	
平成 15 年(争)第 1 号 (15. 2. 14)	接続に必要な設備の設置(工事)について (ソフトバンク B B 株)	平成 15 年 2 月 21 日	不実行 *3	削除: 係る工事方法
平成 16 年(争)第 1 号 (16. 4. 2)	接続に関する費用負担について (東日本電信電話株)	平成 16 年 4 月 27 日	不実行 *3	削除: 係る
平成 16 年(争)第 2 号 (16. 4. 2)	接続に関する費用負担について (西日本電信電話株)	平成 16 年 4 月 27 日	不実行 *3	削除: 係る

- \* 3 他方事業者より申請を行わない旨の連絡があったため。

## ③ 答申

事 案	諮 問	答 申
諮問第 1 号 (ケイディーデーアイ株式会社への業務改善命令について)	平成 1 4 年 4 月 1 8 日	平成 1 4 年 4 月 1 9 日 (平成 1 4 年電委第 6 0 号)
諮問第 2 号 (モバイルインターネットサービスへの土地等の使用の協議認可について)	平成 1 4 年 6 月 1 7 日	平成 1 4 年 7 月 3 0 日 (平成 1 4 年電委第 9 5 号)
諮問第 3 号 (平成電電株式会社からの申請に係る裁定について)	平成 1 4 年 9 月 2 0 日	平成 1 4 年 1 1 月 5 日 (平成 1 4 年電委第 1 1 5 号)
諮問第 4 号 (ソフトバンク B B 株式会社から申立てのあった接続命令について)	平成 1 5 年 7 月 1 6 日	平成 1 5 年 8 月 2 0 日 (平成 1 5 年電委第 5 7 号)
諮問第 5 号 (KDD I 株式会社への業務改善命令について)	平成 1 6 年 1 月 2 9 日	平成 1 6 年 2 月 4 日 (平成 1 6 年電委第 8 号)

## ④ 総務大臣への勧告状況

勧 告	発 出
コロケーションのルール改善に向けた勧告	平成 1 4 年 2 月 2 6 日 (平成 1 4 年電委第 3 2 号)
接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告	平成 1 4 年 1 1 月 5 日 (平成 1 4 年電委第 1 1 5 号)

## 電気通信事業法等の運用基準等

(頁)

## ○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

(平成13年4月1日 [総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課](#))… [資料-20](#)

削除: 22

## ○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

(平成13年11月30日 [総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課](#))… [資料-28](#)

削除: 30

削除: 【参考】ファイアウォールの設定・遵守に関して個別事業者にあてて発出された文書

○東京電力株式会社に対する第一種電気通信事業許可状(平成14年2月8日)別紙

(公正競争条件確保に係る許可条件抜粋)

… [資料-75](#)

○NTT再編時のファイアウォールの遵守について(平成14年4月8日)

… [資料-76](#)

○中部電力株式会社に対する第一種電気通信事業許可状(平成14年9月25日)別紙

(公正競争条件確保に係る許可条件抜粋)

… [資料-81](#)[○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン](#)(平成14年6月1日 [総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課](#))… [資料-73](#)[○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン](#)(平成18年12月22日 [総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課](#))… [資料-84](#)※ [その他電気通信事業法等の運用に係る各種の競争ルールについては、「テレコム競争政策ポータルサイト \(<http://eidssystem.go.jp/>\)」を参照。](#)

○接続条件等における公正競争条件確保に関して第一種指定電気通信設備設置

事業者にあてて発出された文書一覧

… [資料-82](#)



## ○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月1日）

（平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成19年4月20日改正）

削除：改正

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」の通り、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるものである。

（基本的な考え方）

第1条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道その他の認定電気通信事業の用に供する線路を設置するために使用することができる設備（行政財産であるものを除く。以下「設備」という。）の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。

2 設備保有者（第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が該当するものとする。

3 設備の提供に当たっては、原則として、次によるものとする。

一 設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第百三十一号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する。（公正性の原則）

二 設備保有者は、事業者に設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により、差別的な取扱いをしない。（無差別性の原則）

三 設備保有者は、設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する。なお、公表すべき条件等は、このガイドラインで規定する。（透明性の原則）

四 設備保有者は、設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。（効率性の原則）

（調査回答期間等）

第2条 設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとし、申込みの数が通常想定される申込みの数の範囲内である場合は、原則として二箇月以内（必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、二箇月に当該指摘から事業者が当該指摘を踏まえ申込みを行うまでの期間を加えた期間内。次項において同じ。）に提供の可否を回答するものとする。

2 設備保有者は、二箇月以内に提供の可否の回答ができない場合は、その理由を明記した書面又は電子メール等の電磁的方法により、申込みを行った事業者へ通知するものとする。

3 調査に要する費用は、コストに基づき適正なものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、交通費、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。

（貸与拒否事由等）

第3条 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる場合を除き拒否しないものとする。

一 使用を希望する区間に現に空きが無い場合

二 設備保有者が五年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下この条において同じ。）を作成し

ている場合は当該期間。以下この条において同じ。)以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合

三 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合

四 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合

五 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合

六 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合

七 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可(変更の許可を含む。)の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合

八 第六号に定めるもののほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合

九 その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合

2 設備保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの設備の使用の申込みを承諾しない場合は、その事業者に対し、承諾しない理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知する。

3 設備保有者は、第一項第二号から第四号までに掲げる貸与拒否事由に該当することのみを理由として設備の使用の申込みを承諾しない場合であつて、事業者による使用開始の予定の日から設備計画に明示された使用、改修、移転又は地中化の予定の事業年度の開始の日(以下「使用等予定日」という。)までの間が一年を超える場合(事業者からの使用申込みの理由が地中化に伴う仮設工事等による一時使用(道路の掘削又はマンホールの恒久的な改造が不要なものに限る。)のときには一年を超えない場合を含む。)は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、前項の規定に基づく通知において、事業者に対し、使用等予定日までの間に限定して、設備の提供を行うことが可能である旨を示すものとする。

4 設備保有者は、事業者から**設備の使用**の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする。

5 設備保有者は、**設備の使用**の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があつた場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。なお、事業者は、設備保有者の事務負担に配慮し、通常想定されるスケジュールに従い作業が進捗していると認められる場合には、できる限り照会を行わないように努めるものとする。

(定型的かつ反復して行われる設備使用の申込み)

第3条の2 設備保有者は、事業者から定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合又は受けると見込まれる場合には、事業者が設備の提供を受けるための手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。

2 前項の場合においては、設備保有者は事業者と当該申込みに通ずる設備の仕様、工法その他の事項について協議するものとする。

3 設備保有者は、前項の協議の対象となる事項について、第十三条第一項第九号に掲げる定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項に規定するよう努めるものとする。

削除: 現に

(貸与期間)

第4条 貸与期間は、原則として五年間とする。

- 2 使用等予定日までの間に限定した設備の使用の申込みであって、使用等予定日以降の事業者の伝送路設備の移転に関する計画が確実かつ合理的でないものは、**第三条第一項第六号に掲げる貸与拒否事由に該当するものとみなす。**
- 3 設備保有者が使用等予定日までの間に限定して設備の提供を行う場合であって、前項に規定する計画が確実に実施されない場合は、**第十一条第一項の契約解除事由に該当するものとみなす。**
- 4 設備保有者は、設備の使用が公物管理関係法令等の適用を受けるときは、当該公物の占用等の期間についての規定を十分に勘案するものとする。

削除: 前

(工事及び保守ルール)

第5条 設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設する工事の設計及び施工又は当該伝送路設備の保守は、セキュリティの確保及び事故防止のため、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行う。なお、設備保有者が示す、セキュリティの確保及び事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するための措置を講じる場合には、事業者の希望に応じ事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めるものとする。

- 2 設備保有者は、セキュリティの確保及び事故防止のための保証手段及び責任が明確でないと判断し、事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めない場合は、事業者に対し、その判断理由を書面又は電子メール等の電磁的方法で通知するものとする。
- 3 設備保有者から提供を受けた設備に設置された伝送路設備の保守については、設備の提供に係る契約においてその運用ルールを明示するものとする。
- 4 設備保有者は、設備の提供に伴い、当該設備の改修工事を行う必要が生じる場合は、事業者に対し当該工事の設計及び施工に係る費用負担を求めることができる。この場合において、事業者から当該工事が必要となる理由及び当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、経営上の秘密の保持に支障がない範囲で、これに応じるものとする。

(貸与の対価)

第6条 設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとし、設備保有者は、事業者に対し、当該原価に基づく適正な設備使用料を求めることができる。

- 2 前項の設備使用料の実際の算定に当たっては、別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定を行うものとする。
- 3 設備保有者は、事業者に対し、使用の申込みを受けた設備の使用料及びその算出根拠を、第十三条第一項に規定する標準実施要領において記述する時期に通知するものとする。

(移転費用負担等)

第7条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。

- 2 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。

(事故、災害時の取扱い)

第8条 事故、災害の発生により現に提供している設備が破損した場合の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示したときは、当該契約内容によるものとする。

(更新ルール)

第9条 設備保有者が、事業者から設備提供の継続の申込みを受けたときについては、第二条から前条までの規定を準用する。

- 2 設備の提供に係る契約において自動更新条項（契約期間中に、当事者のいずれかが更新を拒否する旨の申入れを行わない限り、当該契約が一定期間更新される旨の条項をいう。）を規定する場合においては、設備保有者は、契約期間中に、第三条第一項各号に掲げる事由が生じたことにより当該契約の更新が困難になった場合は、事業者に対し、原則として契約期間終了の六箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。

（設備の使用に当たっての遵守事項）

- 第10条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を敷設するものとする。
- 2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとする。
  - 3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。
  - 4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

（契約解除事由等）

- 第11条 設備保有者は、事業者が自己の責に帰すべき事由により、このガイドライン又は設備の提供に係る契約に違反した場合は、当該契約を解除することができる。
- 2 前項に定めるほか、設備保有者は、契約締結時に予期できなかった事情等により、自己の公益事業を遂行する上で現に事業者に提供している設備を使用することが必要であって、他の設備をもって代えることができなくなった場合に限り、当該契約を解除することができるものとする。この場合において、設備保有者は、原則として六箇月以上の期間（貸与契約期間が1年以内の場合には標準実施要領等で定める適切な期間）においてその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかに相当な期間を置いて解除する旨の予告を行う等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。
  - 3 前二項の規定により契約の解除があった場合、事業者は速やかに当該設備を原状に回復し、返還するものとする。ただし、設備の提供に係る契約において、強制撤去条項（設備保有者が相当の期間を定めて解除の予告を行ったにもかかわらず、事業者が原状回復をしないときは、当該設備保有者は、自ら原状回復をすることができる旨の条項をいう。）を規定する場合においては、当該設備保有者は、当該条項の定めるところにより、自ら原状回復をすることができる。
  - 4 前項の場合において、原状回復に要する費用等の取扱いについては、第一項の規定に基づく解除の場合においては原則として事業者が負担するものとし、第二項の規定に基づく解除の場合においては設備の提供に係る契約において明示するものとする。

（情報開示）

- 第12条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会（第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。）があったときは、当該区間の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を事業者に示すものとする。

(貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表)

第13条 設備保有者は、このガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。なお、公表は原則としてインターネット上のホームページへの掲載によるものとする。

- 一 提供を受けるための申込窓口及びその連絡先
- 二 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（第六条第三項に定める設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。）
- 三 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類
- 四 提供が拒否できる事由
- 五 標準的な設備使用料及びその算出根拠
- 六 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）
- 七 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法
- 八 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間

九 定型のかつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項

十 前号に掲げるもののほか、設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化に関して必要な事項

- 2 前項第五号に規定する標準的な設備使用料、同項第六号に規定する標準的期間又は同項第八号に規定する標準的期間を設定することが困難であるときは、過去の実績等に基づく例示等をもって代えることができる。
- 3 設備保有者は、二以上の申込窓口を設ける場合は、原則として、申込窓口相互間における申込手続の統一を図るものとする。
- 4 申込窓口ごとに第一項各号に掲げる事項の内容が異なる場合は、申込窓口ごとに、第一項の規定に基づき標準実施要領を作成し、公表するものとする。

(一東化)

第14条 メッセージャーワイヤーその他一東化（事業者がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。以下同じ。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。以下同じ。）を行うために使用することができる設備（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一東化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一東化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一東化設備保有者」という。）が、事業者に一東化設備を提供する場合において、一東化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法についても、第一条第三項第一号及び第二号の規定の適用があるものとする。

- 2 事業者は、一東化を行うに当たっては、あらかじめ、一東化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）の承諾を得るものとする。
- 3 一東化設備保有者は、電柱保有者から、第九項ただし書に規定する承諾を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
- 4 一東化設備保有者は、事業者から一東化設備の提供の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとする。
- 5 一東化設備保有者は、事業者から一東化設備の提供の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、一東化設備の提供を拒否しないものとする。
  - 一 電柱保有者が、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において、一東化を要する旨を示していない場合
  - 二 一東化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
  - 三 一東化を行うことにより、一東化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
  - 四 事業者の責に帰すべき理由により過去に第七項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合

削除: 現に



- 6 一東化設備保有者は、事業者に対し一東化設備を提供する場合は、コストに基づく適正な使用料を求めることができる。この場合において、事業者から、当該使用料の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
- 7 一東化設備保有者及び事業者は、一東化を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他一東化に当たって必要な事項を取り決めるものとする。
  - 一 貸与期間
  - 二 工事及び保守ルール
  - 三 貸与の対価
  - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
  - 五 事故、災害時の取扱い
  - 六 更新ルール
  - 七 設備の使用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
  - 八 契約解除事由等
  - 九 共用設備の所有権の帰属
  - 十 他事業者との一東化への対応
- 8 電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、一東化設備保有者及び事業者が一東化を行うことにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。
- 9 電柱保有者は、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において一東化を要する旨を示した場合であって、当該事業者から、一東化設備保有者の伝送路設備等に当該一東化設備保有者の氏名又は名称が取り付けられていないことを理由として、当該氏名又は名称について照会があったときは、これを事業者に通知するものとする。ただし、当該通知について一東化設備保有者の承諾を得られない場合は、この限りでない。
- 10 電柱保有者は、複数の者が一東化を行っている部分に係る電柱の使用料を算出するに当たっては、その旨を十分に考慮して電柱の占有率を設定するものとする。

（支線の共用）

- 第15条 支線（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下同じ。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）は、事業者から支線の共用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、当該共用を拒否しないものとする。
- 一 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
  - 二 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合
  - 三 事業者の責に帰すべき理由により過去に第三項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合
  - 四 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更が困難がある場合、又はそのおそれが強い場合
- 2 支線保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの支線の共用の申込みを拒否する場合には、その事業者に対し、拒否する理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知するものとする。
  - 3 支線保有者は、支線の共用を行う場合には、事業者に対し、当該支線に係る道路占用料その他の費用（当該共用に伴い当該支線の改修工事を行う必要が生じる場合における当該工事の設計及び施工に係る費用を含む。）について応分の負担を求めることができる。この場合において、事業者から、当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
  - 4 支線保有者及び事業者は、支線の共用を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他支線の共用に当たって必要な事項を取り決めるものとする。

削除：現に

- 一 共用期間
  - 二 工事及び保守ルール
  - 三 共用に係る費用負担
  - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
  - 五 事故、災害時の取扱い
  - 六 更新ルール
  - 七 支線の共用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
  - 八 契約解除事由等
  - 九 共用する支線の所有権の帰属
  - 十 他事業者との共用への対応
- 5 事業者は、共用する支線のうち事業者に属する部分については、必要な安全対策を施すものとする。
- 6 第十条第三項及び第四項の規定は、事業者が支線を共用する場合について準用する。

（腕金類の設置）

- 第16条 電柱保有者が、事業者から、伝送路設備を設置するための腕金類を設置することを目的とする電柱の提供の申込みを受けた場合における、当該電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該腕金類が設置されることにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。ただし、当該電柱保有者が、事業者による伝送路設備の設置を可能とするため、あらかじめ腕金類を自ら設置する場合又は第五条第四項の規定による改修工事の一環として腕金類を自ら設置する場合は、この限りでない。
- 2 電柱保有者は、前項の申込みを受けた場合において、事業者による一束化の円滑な実施が可能であること等の事情があると認めるときは、事業者に対し、協議を求めることができる。
  - 3 事業者が自ら腕金類を設置し、又は事業者の伝送路設備を設置するために電柱保有者が腕金類を設置することにより、先行敷設者が既に電柱に設置している有線電気通信設備の設置場所を変更する工事を行う必要が生じる場合においては、当該工事の設計及び施工に係る費用は、当該事業者が負担するものとする。この場合において、当該費用の負担を求めようとする者は、事業者から当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
  - 4 電柱保有者は、前項の場合において、先行敷設者から、事業者の氏名又は名称について照会があったときは、これを先行敷設者に通知するものとする。

附 則

（適用対象に関する経過措置）

- 第1条 このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者は、当分の間、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者とする。

（見直し）

- 第2条 このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。なお、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うべきものとする。

別 表

- 1  $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2  $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3  $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4  $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5  $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6  $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$

- 7  $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$   
 8  $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$   
 9  $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- A 設備使用料
- B<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B<sub>z</sub> 提供する設備に係る減価償却費
- C 保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
- D<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備の総量
- D<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備の総量
- D<sub>z</sub> 提供する設備の量
- E<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備の価額の総額
- E<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額
- E<sub>z</sub> 提供する設備の価額
- F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2 設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額）、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。（例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。）



○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月30日）  
（平成14年12月25日、平成16年6月18日、平成18年6月18日改正）

（目次）

I	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成	資料 30
第1	指針の必要性	資料 30
第2	指針の構成と基本的考え方	資料 31
II	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 34
第1	電気通信設備の接続及び共用に関連する分野	資料 34
1	独占禁止法における考え方	資料 34
2	電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要	資料 35
(1)	電気通信設備の接続制度	資料 35
ア	電気通信事業者の接続義務等	
イ	指定電気通信設備制度	
ウ	接続の協定	
(2)	電気通信設備の共用制度	資料 36
(3)	接続等に関する命令	資料 36
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 36
(1)	独占禁止法上問題となる行為	資料 36
ア	加入者回線網との接続に係る行為	
イ	コロケーションに係る行為	
ウ	接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	資料 38
ア	業務改善命令の対象となる行為	
イ	接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合	
ウ	接続約款変更命令の対象となる場合	
エ	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為	
第2	電柱・管路等の貸与に関連する分野	資料 44
1	独占禁止法における考え方	資料 44
2	電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要	資料 44
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為	資料 45
(1)	独占禁止法上問題となる行為	資料 45
ア	電柱・管路等の貸与に係る行為	
イ	電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為	
ウ	電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
エ	一束化及び支線の共用に係る行為	
(2)	電気通信事業法上問題となり得る行為	資料 47
ア	正当な理由なく貸与を拒否する行為	
イ	適正でない提供条件により貸与する行為	
第3	電気通信役務の提供に関連する分野	資料 50
1	独占禁止法における考え方	資料 50
2	電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要	資料 50
(1)	基礎的電気通信役務に関する制度	資料 50

(2)	指定電気通信役務に関する制度	資料 51
(3)	基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度	資料 51
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 52
(1)	電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為	資料 52
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(2)	セット提供に係る行為	資料 57
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(3)	顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為	資料 58
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(4)	自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為	資料 59
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(5)	卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為	資料 60
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
<b>第4</b>	<b>コンテンツの提供に関連する分野</b>	資料 62
1	独占禁止法における考え方	資料 62
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	資料 62
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 63
<b>第5</b>	<b>電気通信設備の製造・販売に関連する分野</b>	資料 64
1	独占禁止法における考え方	資料 64
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	資料 64
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 64
<b>【再掲】</b>	<b>市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）</b>	資料 66
1	制度の趣旨及び概要	資料 66
2	電気通信事業法上問題となる行為	資料 67
<b>Ⅲ</b>	<b>競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</b>	資料 69
1	接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	資料 69
2	ファイアウォール措置及びその実施状況の公表	資料 69
3	加入者回線網の開放の徹底	資料 69
4	電柱・管路等の貸与関係	資料 69
(1)	電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	資料 69
(2)	電柱・管路等の貸与申込手続の公表等	資料 69
(3)	電柱・管路等の貸与状況の公表	資料 70
5	卸電気通信役務市場の活性化	資料 70
6	違反防止マニュアルの作成	資料 70
<b>Ⅳ</b>	<b>報告・相談、意見申出等への対応体制</b>	資料 71
<b>第1</b>	<b>違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等</b>	資料 71
<b>第2</b>	<b>公正取引委員会と総務省の連携</b>	資料 72

# I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

## 第1 指針の必要性

現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。

このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。平成13年1月6日施行。いわゆる「IT基本法」。）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第17条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進にあわせて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

- ① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、
- ② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、
- ③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあることを前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

## 第2 指針の構成と基本的考え方

### 1 構成

この指針は、

- I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成
- II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為
- III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為
- IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

から構成されている。

IIについては、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。

IIIについては、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

IVにおいては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。

### 2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。

(2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくためには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。

- ① 事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。
- ② 事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。
- ③ 独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。

(注1) 公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、**事業の一部の譲渡**その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、**事業の一部の譲渡**その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。

削除: 営業

削除: 営業

(3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務（注2）を中心に電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている。

(注2) 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう（電気通信事業法第2条第

3号)。独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。市場は、例えば、地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、国際通信サービス市場、衛星通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等が考えられるが、その実態に即して、画定される。

本指針Ⅱに記述している行為が具体的に行われた場合、当該行為を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる（注3）。

（注3） 独占禁止法は、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。

(4) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は事業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）参照。）。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる。

また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。

削除：営業

### 3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきている。

近年では、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

さらに、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じたところである。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

(注4) 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

(2) 総務省は、次章において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対して禁止される行為や、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

(3) 本指針においては、電気通信事業法上問題となる行為を列挙しているが、電気通信事業者の個別具体的な行為が同法に基づく変更・停止命令等の各種命令の対象となるか否かについては、同法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断される。また、本指針に記載されていない行為であっても、同法上の規定に照らし、禁止行為等に該当する場合には、各種命令等の対象となる。

また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を適宜機動的に見直すこととする。

## Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

### 第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

#### 1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備（以下「不可欠設備」という。）（注1）がある。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にしかな行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

（注1） 例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機（以下「端末系交換等設備」という。）、加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）、端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機（以下「中継系交換等設備」という。）、端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。

（注2） 加入者回線網への接続に係る行為のほかに、加入者回線網の共用に係る行為があるが、これらについては接続に係る行為の考え方が準用される。

- (2) このような状況の下、例えば、不可欠設備を有する電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続（注3）やコロケーション（注4）の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者（注5）に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの（注6）であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7）。

また、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと一緒に認められるものではない。しかしながら、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者との接続が不可欠と認められる場合があること、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者が、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。

（注3） 加入者回線網の接続には、その機能を細分化し、接続を受ける者にとって必要なもの（例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等）のみを利用させる形態を含むものとする。

（注4） コロケーションとは、加入者回線網の接続を受ける者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。

- (注5) 自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。
- (注6) 不可欠設備を有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。
- (注7) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2(3)を参照。

## 2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要

### (1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続の制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着眼して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

#### ア 電気通信事業者の接続義務等

電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき等一定の場合(注8)を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務がある(電気通信事業法第32条)。

- (注8) ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき  
② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき  
③ 接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき  
④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

#### イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドル(ネットワーク機能の細分化)した形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのLRIC(長期増分費用)方式による算定等が義務付けられている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であることから、それを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表等が義務付けられている。



ウ 接続の協定

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、認可を受けた接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第33条第9項）。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第34条第4項）。

(2) 電気通信設備の共用制度

電気通信設備の共用に関する協定については、当事者間の協議により締結することとしている。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う当該第一種指定電気通信設備の共用に関する協定については、不当な差別的取扱いを防止するなど、第一種指定電気通信設備の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、あらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。（電気通信事業法第37条第1項）。

(3) 接続等に関する命令

電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第1項）。

また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定又は契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続、共用又は卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第2項、第38条第1項及び第39条第1項において準用する第38条第1項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 加入者回線網との接続に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の電気通信事業者（以下「競争事業者」という。）に対して、その保有する加入者回線網との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注9）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注10）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注11）。

- (注9) 接続に当たって必要となる情報は、加入者回線網の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であっても接続可能となる時期が明らかかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。
- (注10) 接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。
- (注11) 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。
- ② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。
- イ コロケーションに係る行為
- 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。
- ① 競争事業者に対して、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注12）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注13）を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注14）。
- (注12) コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかかな場合はその時期を含む。）等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。
- (注13) コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。
- (注14) 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。
- ② 競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。
- ③ 競争事業者に対して、コロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（優越的地位の濫用等）（注15）。
- (注15) 設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。

- ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為
- 接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。
- 競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注16）。
- （注16） 競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。
- (2) 電気通信事業法上問題となる行為
- ア 業務改善命令の対象となる行為
- 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される（電気通信事業法第29条第1項第1号）。
- (7) 接続又は共用に関する不当な差別的取扱い
- (例)
- ① 自己の関係事業者のみを優遇した接続又は共用に関する協定を締結するなど、接続又は共用に関して特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。
- ② 他の電気通信事業者との接続・共用に係る工事を行う際に、自己の関係事業者に対して同種の接続・共用に係る工事を行う場合に比べ、工事を遅延させること。
- (4) 接続又は共用の業務における不当な運営
- a 情報開示手続に関する事項
- (例)
- ① 他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求に際して必要な情報に関する情報開示の請求（注17）に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。
- （注17） 具体的には、端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報開示請求、伝送路設備の敷設状況・線路条件等に関する情報開示請求、通信用建物の概況・詳細状況に関する情報開示請求、接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報開示請求等があげられる。
- ② 管理部門が有する情報のうち接続事業者が利用可能な情報と同一でないものを活用して、利用部門が営業を行うこと。

b 接続請求手続に関する事項

(例)

- ① 接続の請求に対して、当該請求に即応ができない旨の回答を、当該請求に係る非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難であること、その他の合理的な理由を付すことなく行うこと。
- ② 接続請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該請求に即応できない旨の回答に関する確認のための施設への立入りを認めないこと。
- ③ 第一種指定電気通信設備との接続により他の電気通信事業者がどのようなサービスを提供するかについて制限を加えること。
- ④ その他、接続の請求に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

c コロケーションの手続に関する事項

・コロケーションの拒否及び差別的取扱い

- ① 他の電気通信事業者において接続に必要と考える設備について、当該他事業者の判断を基本としてコロケーション対象設備として受け入れることを拒むこと。
- ② コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

・コロケーションに関する工事

- ① 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について、これを認めず、工事業者の選択に制限を加え、又は自らの工事や保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すこと。
- ② 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について有償で立会いを行う場合を必要最小限の場合に限定せずに行うこと。
- ③ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該他事業者との合意なしに行うこと。
- ④ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該競合関係業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行わずに行うこと。
- ⑤ 他の電気通信事業者のコロケーション設備について工事や保守を請け負う場合に他の電気通信事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法によらずこれを設定し、他の電気通信事業者との協議において十分な情報の開示を行わず、又は適正な按分等を行わないことで他の電気通信事業者の間で不公平を生ぜしめること。
- ⑥ 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守に対して、立会いの費用負担を当該他事業者に求める場合に、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とした費用算定をせず、作業内容に比べて不相応に高額な額の負担を求め、又は費用の具体的な内容と個別の料金金額の明示を行わずに費用負担を求めること。
- ⑦ コロケーションが可能と回答し、その後工事を行う場合に、早急に工事費用の概算を提示しないこと。

- ・理由付記、立入り等
    - 他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守を受託する場合に、当該他事業者の立会いを認めず、立会いの時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が立ち会った際の工事業者に対する工事や保守の円滑な実施に必要な助言等を行うことを禁止すること。
  - ・その他
    - その他コロケーションの請求、コロケーションに係る通信建物への立入りの請求、他事業者自らがコロケーションに関して行う工事や保守、他の電気通信事業者から受託して行うコロケーションに係る工事や保守に関する業務等について、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。
- d その他の事項  
(例)
- ① 実際の接続に当たり、認可を受け、又は届け出た接続約款等に従った技術的条件、接続料を適用しないこと。
  - ② 第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備の接続を行うこと。
  - ③ 新たな網機能について、電気通信事業法に定める手続に従って技術的条件を決定したなどの合理的な理由なく、著しく接続が困難であり、又は接続するために著しい費用を要するような技術的条件を採用すること。
  - ④ 他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当ではないものとする事、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとする事。
  - ⑤ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行うISDNから電話への移行の手続や、回線名義人の問い合わせの対応に際し、自社の営業等を行うこと、また当該対応の中で得られた情報を自社の営業等に利用すること。
  - ⑥ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でない（注18）にもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。  
（注18）優先接続（マイライン）及びDSLサービスについては、回線名義人の住所の記載は不可欠とは考えられない。
  - ⑦ 優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること。
  - ⑧ 共用に関して入手した情報を、他サービスの営業等本来の目的以外の目的のために自社内の他部門や自己の関連会社等に提供すること。
  - ⑨ ブラウザフォンサービスの提供のために設置するアクセスポイントの番号取得のためのダウンロードセンタにおいて、自己のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設

置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置しないこと。

⑩ 自己のブラウザフォンサービスにおいて用いられる端末からアクセスできるアクセスポイントを競争事業者が設置し、その端末を用いて、当該ブラウザフォンサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示しないこと。

⑪ 回線切替工事及び支障移設等（回線障害発生時を含む。）の際に、重要通信の確保の場合を除き、自己又は自己の関係事業者の作業を優先すること。

その他、電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第29条第1項第11号）。

#### イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、例えば以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更認可申請命令が発動される（電気通信事業法第33条第6項）。

（例）

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。
- ② 標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われない場合。
- ③ 保守区分ごとに接続料を設定する等他の電気通信事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行わない場合。
- ④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、利用者毎に料金を設定する場合を含め、当該サービスの利用者料金から営業に係る費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。

#### ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出とされているもの又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第33条第8項、第34条第3項）。

（例）

- ① 接続約款において、能率的経営の下での適正原価に適正利潤を加えたもの（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算定するもの）を超える接続料を設定している場合。
- ② 接続約款において、一般に接続が見込まれない箇所や形態のみでの接続しか認めない、接続に必要な装置等の通信用建物内への設置及び保守（設置場所、保守内容、設置及び保守のための他の電気通信事業者の通信用建物内への立入り等）について必要な範囲を超える制限を課す等、他の電気通信事業者に対し不当な条件を付している場合。
- ③ 接続約款において、特定の電気通信事業者に対して、それ以外の電気通信事業者の条件と比較して不利な取扱いをしている場合。

- ④ 接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合。
- ⑤ 接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていない場合。

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- ① 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（注19）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（注20）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第30条第3項第1号）。

（注19）「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- (i) 他の電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- (ii) 他の電気通信事業者のサービスの利用者の分布状況、変動状況
- (iii) 他の電気通信事業者の接続相手である市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、当該他事業者のサービス又は利用者に係る通信量（通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関するすべての情報）及びその変化動向
- (iv) 接続で用いる技術的基準（インタフェース、電気信号の処理方式等）
- (v) 優先接続における他の電気通信事業者の利用者の登録内容（市内、県内市外、県外、国際の各市場ごとに事業者を選択）

（注20）「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- (i) 他の電気通信事業者の経営状況の把握
- (ii) 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
- (iii) 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動
- (iv) 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用すること

- ② 優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
- ③ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例、交換機等を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能

であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注21）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第31条第2項第1号）。

（注21）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする親~~法人~~、当該親~~法人~~の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第31条第1項）。

削除: 会社

削除: 会社

- ④ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等の設置や保守の工事、接続に必要なコロケーション、電柱・管路等の貸与等について、特定関係事業者と比較して、他の電気通信事業者を不利に取り扱うこと（電気通信事業法第31条第2項第1号）。



## 第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

### 1 独占禁止法における考え方

(1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設することは、経済的でないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注22）から、その貸与を受けないと新規参入又は電気通信回線の拡充が困難な場合がある。（注22）例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。

(2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注23）。

（注23） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

### 2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要

(1) 認定電気通信事業者（電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）に対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議を求めることができる（電気通信事業法第128条第1項）。

(2) この協議認可は、電柱・管路等の使用について当事者間の合意が得られないときに、電気通信事業の円滑な遂行という公益上の必要性和使用権の設定を求められる者の受忍限度とを比較衡量し、使用権の設定を予定した上で具体的な使用条件についての当事者間の協議を開始させるものである。

(3) さらに、この協議が不調又は不能の場合は、電気通信事業の公益性にかんがみ、電柱・管路等の使用の実効性を担保するために、裁定制度が設けられており、認定電気通信事業者は、当該電柱・管路等の使用について総務大臣の裁定を申請することができる（同法第129条第1項）。

- (4) そもそも電気通信事業者は、基本的には私法上の契約によって電柱・管路等の使用権を確保すべきであるが、設備保有者の拒否にあつて線路の設置の迂回を余儀なくされるような事態になれば、公益的性格を有する認定電気通信事業の遂行に著しい支障を来すこととなるため、最終的手段としてこのような使用権が付与され、また、その実効性を担保するために認可・裁定の制度が設けられているものである。
- (5) 総務省は、この認可・裁定の運用基準として機能するものとして、平成13年4月に、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。（なお、以下には、ガイドラインのうち主要な規定を掲げるが、このほか、設備保有者において電気通信事業法上問題となる行為と公正な競争の促進又は利用者保護の観点から望ましい行為の詳細等については、ガイドラインを参照のこと。）

### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

#### (1) 独占禁止法上問題となる行為

##### ア 電柱・管路等の貸与に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① インフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること（注24）、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注25）、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注26）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注27）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注28）。

（注24） 自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。

（注25） 必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設定する行為を含む。

（注26） 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況（現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。

（注27） 電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注28） ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

- ② インフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをする（注29）ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はそ

の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（注30）。

（注29） 自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。

（注30） 電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合には問題とならない。

イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与と併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、インフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注31）。
- （注31） 当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注32）。

（注32） インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

エ 一束化及び支線の共用に係る行為

電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- インフラベースの事業者から一束化（注33）又は支線の共用（以下「一束化等」という。）のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）（注34）。

（注33） 一束化とは、電気通信事業者等がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。

（注34） ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、以下のような行為は、不適當である。

ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障がない限り、設備を提供することが求められる。

このため、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合（ガイドライン第3条「貸与拒否事由」）を除いては、認可するものとしている。

- ① 使用を希望する区間に現に空きが無い場合。
- ② 設備保有者が5年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合。
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ⑤ 電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合。
- ⑥ 電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑦ 電気通信事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、電気通信事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合。
- ⑧ ⑥に定めるもののほか、電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合。

ただし、以上の規定にかかわらず、一束化（注35）又は支線の共用（注36）の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。

なお、一束化又は腕金類の設置（注37）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断にあつては、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第3条第1項第5号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第1号の「現に

空きがない場合」に該当しないものと解されている。

(注35) メッセンジャーワイヤーその他一束化を行うために使用することができる設備（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者に一束化設備を提供する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以上の規定にかかわらず、次に掲げる場合（ガイドライン第14条「一束化」）を除いては、原則として認可するものとしている。

- ① 一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）が、認定電気通信事業者に対するガイドライン第2条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合
- ② 一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ③ 一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- ④ 認定電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去にガイドライン第14条第7項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合

(注36) 支線（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）が、認定電気通信事業者と当該支線を共用する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合を除き、原則として認可するものとしている。

- ① 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ② 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- ③ 事業者の責に帰すべき理由により過去に第3項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ④ 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合

(注37) 腕金類の設置とは、伝送路設備を設置するために電柱に突き出し金物などの腕金類を設置することであり、事業者が設置する場合と設備保有者が設置する場合がある。

イ 適正でない提供条件により貸与する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、認定電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ（公正性の原則）、また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる（無差別性の原則）。

このため、総務省は、電気通信事業法第132条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が次に掲げる基準（ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」）を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。

① 使用期間

原則として5年間（設備保有者が、自己による使用等の予定があることを理由として、認定電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用等の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。）。

② 貸与の対価

原価（原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定。）に基づく適正な設備使用料（注38）。

（注38） 実際の算定に当たっては、ガイドライン別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定。

### 第3 電気通信役務の提供に関連する分野

#### 1 独占禁止法における考え方

(1) 電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されている。

また、顧客が加入先の電気通信事業者を変更する際に、これまでと同じ電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できない場合には、顧客が加入先を変更することをためらうことも生じ得る。

このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等、取引の相手方により差別的な取引条件を設定することは、顧客を囲い込む効果を生じさせるものである。

(2) このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注39）。

（注39） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

#### 2 電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要

##### (1) 基礎的電気通信役務に関する制度

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国に提供が確保されるべき基礎的電気通信役務については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を義務づけているところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、

(ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、

(イ) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、

(ウ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、

(エ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、

(オ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、

(カ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、契約約款変更命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第19条第2項）

(2) 指定電気通信役務に関する制度

次に、指定電気通信役務については、これに代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障する観点から、当該役務の料金その他の提供条件に関して保障契約約款の作成・届出を義務づけるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該保障契約約款に定める料金その他の提供条件による役務の提供を拒んではならないこととされている。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた保障契約約款が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (ウ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (エ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (オ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されていないとき、
- (カ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている。(電気通信事業法第20条第3項)

また、指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、プライスカップ制(上限価格制)が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる。(同法第21条第2項)

(3) 基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度

基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と提供条件について取決めを行い、契約を締結した上で、電気通信役務を提供することが可能である。

ただし、当該契約については、

- (ア) 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき、
- (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき、
- (ウ) 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき、
- (エ) 料金の額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (オ) 提供条件が、電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (カ) 提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (キ) 提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (ク) 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、
- (ケ) (ア)から(ク)までに掲げたもののほか、業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき、

は、業務改善命令を発動できることとされている。(電気通信事業法第29条第1項)



### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

#### (1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

##### ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注40）。

（注40） 期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される（(1)ア及び(2)アにおいて同じ）。

- ② 自己の提供する電気通信役務の料金について、競争事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注41）。

（注41） 競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない。

- ③ その提供に要する費用（注42）を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注42） 例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

- ④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注43）。

（注43） 競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

- ⑤ 競争事業者との接続の協定、**事業**の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注44）。

（注44） 競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

削除：営業

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(7) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第19条第2項及び第20条第3項）。

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 基礎的電気通信役務において、料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定し、又は指定電気通信役務において、料金を相対のみで決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約約款。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約約款。
- ③ 消費者契約法（平成12年法律第61号）に反するような、電気通信事業者著しく有利で利用者に不利な規定のある契約約款。

c 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務契約約款において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約約款。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約約款。

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めるにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めないもの。
- ② 取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。
- ③ 割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約約款によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。
- ④ 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしている契約約款。
- ⑤ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

- e 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき  
(例)  
○ 重要通信の確保の規定やそのため一般通話の規制を行うことがある旨の規定を設けていない契約約款。
- f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき  
(例)  
① 競争事業者が存在する業務区域について、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金、割引料金その他有利な提供条件を設けている契約約款。  
② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなどの合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービスの対象としないこと。  
③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。  
④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。  
⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。  
⑥ 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めているにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めていないため、他の電気通信事業者による再販が禁じられているもの。  
⑦ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。  
⑧ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続（マイラインプラス）の登録者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。  
⑨ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。  
⑩ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約約款。  
⑪ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。  
⑫ 優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」（注４５）ではなく、「固定優先接続」（注４６）の登録をしたものとみなすこととしている契約約款。  
(注４５) 〇〇XYを回せば他の電気通信事業者に接続する方式。通称「マイライン」。  
(注４６) 〇〇XYを回しても他の電気通信事業者に接続せず、登録した電気通信事業者のみに接続する方式。通称「マイラインプラス」。
- ⑬ 契約約款において、その電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事

業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。

- ⑭ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約約款。
- ⑮ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約約款。

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- ① 自己の関係事業者とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
  - ② 他の電気通信事業者（注47）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第30条第3項第3号）。
- (注47) 電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

- ③ ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己の関係事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件に比べて、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不公平なものとする（電気通信事業法第30条第3項第2号）。

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで）

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 「時価」や「当社が毎月末に請求する額」など社会通念上利用者にとって料金額が予見可能でないと認められるような料金を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

なお、例えば、「月額料金は、毎月最終日17時の東京外国為替市場の円相場（1米ドルを日本円に換算した額）に当該月の通信時間を乗じた額」と定める場合や「月額料金は、昨年度A社に対して支払った月額料金の〇割引の額（昨年度A社のサービスを利用した場合）」と定める場合などは、一般的には本号に該当しないと考えられる。

b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約。
- ③ 消費者契約法に反するような、電気通信事業者に着しく有利で利用者に不利な規定のある契約。

なお、例えば一定期間内に申し込んだ利用者に対して、回線工事費その他の工事費を無料とする場合は、一般的には本号に該当しないと考えられる。

c 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 専事公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務を提供する契約において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約。

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 固定発→携带着通話料金と携帯発→固定着通話料金について、著しい料金格差が存在し、相当期間経過後も当該格差が縮小又は解消しないこと。
- ② 契約回線数その他の利用条件が同一であるにもかかわらず、取引先や子会社等であることを理由として、特定の利用者に対し他の利用者と比較して著しく低い料金を設定すること。
- ③ 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしていること。
- ④ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しないこと。

e 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき

(例)

- 重要通信の確保のために一般通信の規制を行うことが想定される電気通信役務について、その旨の規定を設けていない契約。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ① 競争事業者が存在する業務区域において、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく、他の区域に比べて低い料金、割引料金など当該競争事業者との間に不当な競争を引き起こし利用者利益を阻害するような有利な提供条件を設定すること。

- ② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。
- ③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ⑥ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。
- ⑦ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続（マイラインプラス）の登録者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑧ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑨ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約。
- ⑩ 電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。
- ⑪ 契約において、優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」ではなく、「固定優先接続」の登録をしたものとみなすこと。
- ⑫ 契約において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。
- ⑬ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約。
- ⑭ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約。

なお、例えば、長期契約による割引、ボリュームディスカウント、一定期間の無料キャンペーン、複数のサービスのセット割引等のサービスを提供しており、これによって他の事業者の事業活動が特段困難になっているとは認められないような場合には、一般的には本号に該当しないと考えられる。

(2) セット提供に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないことなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。
- ② 回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。
- ③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、高額な違約金の支払を請求し、又は他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。
- ④ 工事又は機器の取替え等が必要な電気通信役務について、当該工事等の費用を自己又は自己の関係事業者の顧客に係るものに比べて競争事業者の顧客に係るものを不利なものとする事により、競争事業者とその顧客の取引を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような不適切な業務の方法を行っていることにより、利用者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第9号）。

（例）

- ① 利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、又は自己の提供するサービスの契約へ誘導すること。
- ② 利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害すること。
- ③ 天災、事変その他の非常事態発生時における事実上の優遇措置の実施を理由に、利用者等と他の電気通信事業者との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を不当に妨害すること。
- ④ 回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己又は自己の関係事業者との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させるなど不利な取扱いを行い、又はこうした不

利な取扱いを示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。

- ⑤ DSLサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入とDSL利用申込名義が異なるという理由のみで、利用申込者への利用申込みの補正などを求めることなく申込みに応じないこと。
- ⑥ 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること（いわゆるスラミング）。
- ⑦ 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。
- ⑧ 電気通信事業者の固定系端末回線と接続してDSLサービス等を提供する他の電気通信事業者が、利用者からの契約解約の申出があったにもかかわらず、速やかに当該電気通信事業者に対して設備撤去工事等の申込みを行わず、利用者の解約を遅延させること。

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理、その他の業務の受託等（業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し、又は高い料金を設定するなど不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（注48）。

（注48）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (7) 電気通信事業者が以下のような不適切な業務の方法を行っていることにより、利用者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（電気通信事業法第29条第1項第9号）。

（例）

- 自己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること。

- (4) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- ① 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
- ② 自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
- ③ 自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第30条第3項第2号）。



- ④ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、料金回収業務や商品販売業務の受託について、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、特定関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定すること（電気通信事業法第31条第2項第2号）。

(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

事業者がどの事業者に対して卸電気通信役務を提供するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題である。事業者が、料金、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争事業者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 卸電気通信役務に関連する費用を高く設定し（注49）、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、若しくは卸電気通信役務の提供を受けるための手続を遅延させること等、又は費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間等について自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の顧客向け電気通信役務（以下「小売サービス」という。）市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。
- （注49）電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような料金水準である場合には問題とならない。
- ② 小売サービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務の料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。
- ③ 卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、小売サービスを提供する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。
- そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注50）。
- （注50）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (7) 電気通信事業者が以下のような行為を行っていることにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づく業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第11号）。

(例)

- ① 卸電気通信役務の契約において、当事者の責任に関する事項や料金の算出方法等が適正かつ明確に定められていないこと。
- ② 自己の関係事業者等に対する料金に比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定の電気通信事業者を不利に取り扱うこと。
- ③ 卸電気通信役務の料金に関して、利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること。
- ④ 卸電気通信役務の提供の申込みに対して、不要な資料の提出を要求し、若しくは速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延させること。
- ⑤ 卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること。

- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- 卸電気通信役務の提供について、自己の関係事業者に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第30条第3項第2号）。

#### 第4 コンテンツの提供に関連する分野

##### 1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業者は、移動体通信端末又は固定通信端末（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、音楽の配信、タウン情報、銀行との取引等の各種オンラインサービス（以下「コンテンツ」という。）を利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。

簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単なキー操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」という。）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。

簡易端末情報サービスシステムについては、顧客はメニューリストに掲載されていないコンテンツに比べて、メニューリストに掲載されているコンテンツにアクセスする傾向が強いと指摘されており、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツがメニューリストに掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられる。

他方、それぞれの簡易端末情報サービスシステム間に互換性がないため、顧客は他の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載されているコンテンツにはアクセスできない現状を踏まえると、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。

- (2) このような状況の下、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する（注5 1）条件を付けて、当該コンテンツプロバイダーと取引することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注5 2）。

（注5 1）システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠ける場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を制限することとなりやすい。

（注5 2） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

##### 2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

① 競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否（注53）すること（注54）。

（注53） 不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニューリストに掲載すべきコンテンツプロバイダーの選択基準を明確にした上で、公正に実施する場合には問題とならない。

（注54） 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

② 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与する（注55）こと。

（注55） 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。

## 第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

### 1 独占禁止法における考え方

(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、電気通信事業者が、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等を有している場合があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。

(2) このような場合において、例えば、電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者（以下「設備メーカー」という。）に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、又は特許等のライセンス契約を締結している設備メーカーとその取引の相手方との取引その他設備メーカーの事業活動を拘束する条件を付けて当該設備メーカーと取引をすることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注56）。

なお、一般に、特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法における考え方については、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日公正取引委員会）に基づいて判断される。

（注56） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

### 2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注57）ときには、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（注57） ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記④において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。

- ① 設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。
- ② 電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。
- ③ 端末設備（注58）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。  
（注58） 端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。
- ④ 端末設備の販売業者に対して、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させること。

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5までの各分野において、同法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為について当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。

1 制度の趣旨及び概要

電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる①から③までの行為をあらかじめ禁止するとともに（同法第30条第3項）、これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同法第30条第4項）。

（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

- ① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供。
- ② 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与。
- ③ 他の電気通信事業者（注1）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉。

また、市場支配的な電気通信事業者は、内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、会計整理義務及び電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（電気通信事業法第30条第5項）。

（注1） コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景として特定関係事業者（注2）に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

（注2） 「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする親法人、当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第31条第1項）。

削除：会社

削除：会社

そのため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止している（注3）（同法第31条第2項：ファイアウォール規制）。

（注3） 「ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りではない」（電気通信事業法第31条第2項ただし書）とされており、具体的には、以下の理由がある場合には、やむを得ない理由があるものとされる。

- (1) 他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の6）。

(2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社については、当分の間、

① 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第5条第6項の承継計画に記載された同法附則第3条第2項第4号及び第6号に掲げる事項のうち、以下の事項を実施するものであること（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第148号）附則第2項）。

ア 特定関係事業者が提供する音声伝送役務の契約者に係る契約者情報の追加及び更新に係る業務の受託

イ 特定関係事業者の設備の監視及び制御に係る業務の受託

## 2 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号）

○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ①）。

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）

(例)

① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い（第1の3(2)エ②）。

② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第3の3(1)イ(イ)①）。

③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供（第3の3(2)イ）。

④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（第3の3(4)イ(イ)①）。

⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い（第3の3(4)イ(イ)②）。

⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること（第3の3(4)イ③）。

⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い（第3の3(6)イ(イ)）。

⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等（第3の3(1)イ(イ)③）。

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）



(例)

- ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限（第3の3(1)イ(i)②）。
- イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（第4の3①～③）。
- ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（第5の3①～④）。

- (4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

(例)

- ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ③）。
- イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ④）。

- (5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第2号）

(例)

- 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(i)④）。

### Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

#### 1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

市場支配的な電気通信事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用・提供することが禁止されており、このため、自己の接続担当部門と営業部門等や自己の関係事業者との間において、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を遮断しなければならない。

こうした情報を確実に遮断するため、例えば、接続担当部門と営業部門等を別フロアに配置するなど物理的に隔絶するとともに、接続担当部門と営業部門等との間の人事交流に当たって、両部門の情報遮断を確保するための措置を講ずることが望ましい。

また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、その実施状況を外部から検証できるよう、例えば、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。

#### 2 ファイアウォール措置及びその実施状況の公表

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、ファイアウォール（注1）の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第31条第4項）、ファイアウォールの遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

（注1） ここでいう「ファイアウォール」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者とその特定関係事業者との間における、一定の業務においての電気通信事業者を特定関係事業者に比べて不利に取り扱う行為の禁止措置（電気通信事業法第31条第2項）を指す。

#### 3 加入者回線網の開放の徹底

加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。

#### 4 電柱・管路等の貸与関係

##### (1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と自己の営業部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。

##### (2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等

設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する（透明性）等の取組を積極的に推進することが望ましい。

(例)

- ① 貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表（ガイドライン第13条）  
設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。  
ア 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先  
イ 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。））  
ウ 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類  
エ 提供が拒否できる事由  
オ 標準的な設備使用料及びその算出根拠  
カ 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）  
キ 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法  
ク 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間
- ② 情報開示（ガイドライン第12条）  
設備保有者は、電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。
- ③ 資料の提供等（ガイドライン附則第2条）  
ガイドラインは、毎年4月1日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとしているところ、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。

(3) 電柱・管路等の貸与状況の公表

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベースの事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ましい。  
具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい。

5 卸電気通信役務市場の活性化

卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進する観点から、電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条件について、標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。

6 違反防止マニュアルの作成

市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることにより、的確に実施することが望ましい。

また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店においても遵守徹底を図ることが重要である。

#### IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

##### 第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

独占禁止法においては、何人も同法の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会にその事実を報告し、適当な措置を採るべきことを求めることができる旨規定されている（独占禁止法第45条）。

公正取引委員会は、IT 関連分野及び公益事業分野における公正かつ自由な競争を確保するため、同分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うこととしている。

また、公正取引委員会は、法運用の透明性の向上を図るとともに事業者等の自らの行為への法適用に関する予見可能性を高めるとの観点から、事業者等が行おうとする具体的な行為に関し相談に応じており、当該行為が公正取引委員会所管法令の規定に抵触するか否かに関する事業者等からの照会に対し、回答する手続（事業者等の活動に係る事前相談制度）を整備している（注1）。

（注1）事前相談制度は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、下請法及び景品表示法）の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答するものである（「事業者等の活動に係る事前相談制度」平成13年10月1日公正取引委員会を参照）。

電気通信事業法においては、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる旨規定されている（同法第172条）。

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第154条～第159条）。

さらに、電気通信事業分野における公正な競争の確保に関して今後も増加する傾向にある電気通信事業者から寄せられる各種の苦情や意見申出について、総合通信基盤局における処理体制を強化し、対外的な責任窓口を明確化する観点から、総合通信基盤局総務課に公正競争推進室が設置されている。公正競争推進室は、同法172条の規定に基づく電気通信事業者からの意見申出の受付や電気通信事業分野における公正競争の促進に関して電気通信事業者間で発生する各種紛争等に係る相談等の業務を一元的に行っている。

このほか、総務省においても、電気通信事業者等が行おうとする具体的な行為に関し、当該行為が電気通信事業法等の総務省所管法令の規定に抵触するか否かについて、照会を受け、それに対して回答する手続（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度））を整備している（注2）。

（注2）法令適用事前審査確認手続は、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関し、当該行為が総務省所管法令の対象となるかどうかをあらかじめ総務省に確認する手続である（総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年総務省訓令第197号））。

総務省では、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為が、電気通信事業法、電波法等総務省所管法令に基づく申請に対する処分又は届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項で当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの及び不利益処分の根拠を定める条項の適用対象となるか否かの照会に対し、原則として、受け付けた日から30日以内に書面により回答することとしている。

公正取引委員会及び総務省は、上記の独占禁止法及び電気通信事業法の規定を運用していくとともに、本指針に示されている考え方や問題となる行為等に関する相談を受け付けることとしている（窓口については下表参照（略））。

## 第2 公正取引委員会と総務省の連携

独占禁止法と電気通信事業法の運用に当たっては、公正取引委員会及び総務省は、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用され得ることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、下記のような連絡・情報交換を行うこととする。

- 1 公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談及び総務省に寄せられた電気通信事業法第172条に基づく意見申出について、電気通信事業法上問題となる可能性があることと公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性があることと総務省が判断した場合などにおいて、相互に、相談者又は意見申出者の希望を踏まえ、連絡することとする。
- 2 公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法及び電気通信事業法の運用に当たって、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。
- 3 公正取引委員会及び総務省は、1及び2の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置することとする。

## 1 ガイドラインの目的等

### (1) ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきた。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、既存の移動通信事業者(MNO:Mobile Network Operator)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、MVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法（以下「事業法」という。）及び電波法の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

### (2) ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場しつつあり、MVNOと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、MVNOとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、MVNOの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義(working definition)し、用いることとする（今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る）。

なお、次の定義に必ずしも該当しないMVNOであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

#### 1) MVNO

MVNOとは、

- ① MNOの提供する電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、
- ② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）・運用していない者と定義する。

なお、MVNOたる事業者が、当該移動通信サービスの無線ネットワーク以外の部分において、自ら電気通信回線設備を設置し<sup>1</sup>、又は電波法に基づき自ら無線局を開設・運用しても、ここでいうMVNOでなくなるものではないが、本ガイドラインにおいては、既存のMNOの無線ネットワークを活用し、かつ、当該無線ネットワーク以外の部分においても自ら電気通信回線設備を設置せずに当該移動通信サービスを提供するMVNOについて、

<sup>1</sup> その設置する電気通信回線設備が電気通信事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。

MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくても、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

法の適用関係等を記述することとする。

## 2) MNO

MNOとは、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用している者と定義する。

## 3) MVNE

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことにかんがみ、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

- ① MVNOの課金システムの構築・運用、MVNOの代理人として行うMNOとの交渉や端末調達、MVNOに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合
- ② 自ら事業用電気通信設備を運用し、一又は複数のMVNOに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続<sup>1</sup>が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例（イメージ図）】

⇒ 最終ページ図1のとおり。

## 2 電気通信事業法に係る事項

### (1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

MVNOが営む事業は、事業法第16条第1項の届出が必要な事業に該当することから、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）に基づき、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第16条第1項、施行規則第9条第1項）。

### (2) MVNOとMNOとの間の関係

MVNOとMNOとの関係について、MNOからMVNOに対する卸電気通信役務の提供、又はMNOとMVNOとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

#### 1) 卸電気通信役務の提供による場合

MVNOが、MNOから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOは電気通信事業者であることから、MNOがMVNOに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第29条第1項第11号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、当該MNOが他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスの提供まで義務づけられるものではない。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOはあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。いずれの場合であっても事業法上必要となる行政手続はない。

なお、MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある<sup>2</sup>。

## 2) 事業者間接続による場合

MVNOは、その電気通信設備をMNO及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「MNO等」という。）の電気通信回線設備<sup>3</sup>と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、MNO等は、MVNOからその電気通信設備をMNO等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第32条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってMVNOが取得する情報<sup>4</sup>その他の接続条件については、まずはMVNOにおいて提示すべきものであり、MNOはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

<sup>2</sup> 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第11号）。

また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第4項）。

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/pdf/011130\\_6\\_a.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/pdf/011130_6_a.pdf)）を参照。

<sup>3</sup> 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電氣的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

<sup>4</sup> 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

### ① 接続形態の例

- OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）
- MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

### ② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

- 地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報
- 主にHLR（Home Location Register: 端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報
- 主にCDR（Call Detail Record: 通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報
- MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報



- ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）  
（例）
- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
  - ・MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
  - ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等<sup>5</sup>により当該MNOの利用者<sup>6</sup>への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合<sup>7</sup>
- ② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）  
（例）
- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
- ③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、施行規則第23条第1号）
- ④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、施行規則第23条第2号）  
（例）
- ・MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないとして認められる合理的な理由が存在する場合

さらに、第二種指定電気通信設備を設置するMNOは、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表<sup>8</sup>しなければならない（同条第5項）。また、MNOの定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）。

- ① 第二種指定電気通信設備を設置するMNO及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（同項第1号）
- ② MVNOの電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（同項第2号）
- ③ 電気通信役務に係る料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（同項第3号）

<sup>5</sup> 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

<sup>6</sup> 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

<sup>7</sup> 特定基地局の開設計画において、MVNOに周波数を開放する旨を記載したMNOは、当該開設計画の記載に従い、MVNOに対して周波数を利用させることが必要である。

<sup>8</sup> 接続約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない（施行規則第23条の8）。

- ④ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOが取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき（同項第4号）
- ⑤ MVNOに対し不当な条件を付すものであるとき（同項第5号）
- ⑥ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき（同項第6号）

なお、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある<sup>9</sup>。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例（イメージ図）】

⇒ 最終ページ図2のとおり。

### (3) 協議が調わなかった場合の手続

#### 1) 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるMVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該MVNOは、総務大臣による協議の開始・再開の命令を申し立てることができる（事業法第35条第1項及び第39条）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項並びに第39条）。

#### 2) 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、電気通信事業紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第154条）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNO及びMNOは、双方で合意の上で、電気通信事業紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第155条）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信事業紛争処理委員会「IT時代の公正な紛争解決に向けて一円滑な電気通信事業展開のための制度と実務」（<http://www.soumu.go.jp/hunso/index.htm>）を参照。

<sup>9</sup> 総務大臣は、MNOが接続について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第11号）。

また、市場支配的なMNOは、MVNOとの接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第4項）。

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/pdf/011130\\_6\\_a.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/pdf/011130_6_a.pdf)）を参照。

#### (4) MVNOによる端末の調達

MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準<sup>10</sup>を満たす必要がある。

なお、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない（事業法第52条）こととされており、MVNOが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をMNOのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受けることとなる<sup>11</sup>。

#### (5) 電気通信番号（電話番号）管理

現在、移動通信サービスに関する電話番号については、端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として、総務大臣により電気通信回線設備を設置する電気通信事業者ごとに指定されることとされており（電気通信番号規則第9条及び別表第一）、自ら電気通信回線設備を設置しないMVNOに対し、直接電話番号が指定されることはない。

このため、MVNOがMNOの電気通信回線設備に接続される携帯端末等を利用者に提供して役務提供を行う場合であっても、事業法上の電話番号の指定を受ける対象はMNOである。

したがって、MVNOは、電気通信役務の提供元であるMNOに付与された電話番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該MNOとの間において電話番号に関する契約を締結することとなる。なお、当該番号のMNOからMVNOへの受け渡しの形態については、事業法上の規制は存在せず、あくまでMVNOとMNOとの間の契約において定めるべきものである<sup>12</sup>。

#### (6) MVNOと利用者との間の契約関係<sup>13</sup>

MVNOと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、MVNOに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることが

<sup>10</sup> 事業法第69条及び「端末設備等規則」（平成16年総務省令第44号）並びに電波法第3章で定める技術基準。

なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」（[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/tanmatu/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/tanmatu/index.html)）、「無線局機器に関する基準認証制度」（<http://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/tech/index.htm>）を参照。

<sup>11</sup> MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、事前確認試験等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。

なお、そうした事前確認試験等を実施する際に、MNOが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いその他不当な運営に該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第29条第1項第11号）の対象となる場合がある。

<sup>12</sup> MNOが電気通信番号の指定を申請する際には、MVNOの需要の見込みを自らの「電気通信番号を必要とする根拠となる需要の見込み」に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性にかんがみ、必要とする電気通信番号の数がその根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。

このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

<sup>13</sup> 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。

なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

できる（事業法第29条第1項）。

- ① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
- ③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
- ④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
- ⑧ その他業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認める等のとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/manual.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/manual.html)）を参照。

また、MVNOが提供する移動通信サービスの利用者の氏名住所等の契約情報や、課金明細や通信記録等の情報は、個人のプライバシーや通信の秘密に関わる情報であることから、MVNOがこれらの情報を扱う際は個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密を侵害しないようにする必要がある。（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年総務省告示第695号）（[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_syohi/d\\_guide\\_05.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/d_guide_05.html)）（事業法第4条））

この他、MVNO及びMNOは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号）に基づき、契約者に直接音声通話サービスを提供するMVNO又はMNOが、契約者の本人確認や本人確認記録の作成等を行わなければならない。

なお、MVNOとMNOとの間の契約が卸電気通信役務に関するものである場合には、MNOにとっての契約者はMVNOになるが、同役務は同法の対象外とされていることから、MNOは、同法に基づき本人確認等を行う必要はない（「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」（平成17年総務省令第167号）第2条ただし書）。

#### (7) 提供条件の説明及び苦情等の処理

MVNO及び当該MVNOに係る契約の締結の媒介等を業として行う者は、次に掲げる一般消費者向けの移動通信サービスの提供に関する契約の締結等をしようとするときは、その

料金その他の提供条件の概要についてその者に説明しなければならない（事業法第26条）<sup>14</sup>。

- ① 携帯電話又はPHS
- ② 携帯電話、PHS又は無線LAN端末からのインターネットアクセス回線サービス

また、MVNOは、当該電気通信役務の利用者からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第27条）<sup>14</sup>。

なお、総務大臣は、事業法第26条及び第27条の規定に違反したときは、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第2項）<sup>14</sup>。

## (8) その他

MVNOは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

### ① 業務協定の認可の申請

MVNOの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第40条）。

### ② 通信量等の報告

上記①の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークをインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（電気通信事業報告規則第2条第2項及び第3項）。

### ③ 事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名の変更にあつては変更後遅滞なく、業務区域の変更にあつては事前に届け出を要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第16条第2項及び第3項、施行規則第9条及び第10条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第17条、施行規則第11条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第18条第1項）。なお、この場合には、休業の日までに適切な期間を確保して、その旨を利用者に対して周知させなければならない（事業法第18条第3項）<sup>14</sup>。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出の必要がある（事業法第18条第2項）<sup>14</sup>。

<sup>14</sup> 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/manual.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/manual.html))を参照。

### 3 電波法に係る事項

#### (1) 事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局（基地局及び陸上移動局（以下「端末」という。）をいう。以下同じ。）を自ら開設・運用しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

なお、上記の趣旨にかんがみ、MNOが使用する周波数の中からMVNOが専ら使用することとなる周波数を確保して、当該MVNOが自らの役務として通信サービスを提供することは想定されない（専ら自ら使用することとなる周波数を確保して、自らの役務として通信サービスを提供する場合には、MNOとして無線局免許を取得する必要がある）。

#### (2) MVNOとMNOの関係

MNOは、基地局及び端末について、その運用に係る責任を有する<sup>15</sup>。これが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

したがって、もしMVNOの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある<sup>16</sup>。

また、MVNOは、MNOに対して実際に運用する端末台数についての情報も提供する必要がある。

### 4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

#### (1) 国内ローミング

MVNOは、一又は複数のMNOとの間で、卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定を締結する方法を採ることができるが、この他に、MNOが提供する電気通信役務と連携するローミングについて、契約を締結する方法が採られることもある。

#### (2) 国際ローミング

MVNOが外国事業者等との間でローミング契約を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、特段の手続を要しない。

MVNOが外国事業者の端末に対して国内でサービスを提供する場合、当該MVNOにサービスを提供するMNOは、国内で当該端末に係る無線局を運用するための許可を得ることが必要であり、当該許可の条件は以下のとおりである（電波法第103条の5）。

- ① MNOの基地局と通信を行う端末であること。
- ② MNOの基地局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 持ち込まれる端末の技術基準が国内の技術基準に合致していることが証明されていること。

<sup>15</sup> MNOは、MVNOの提供サービスに係る周波数に関し、電波利用に係る責任を負うのであって、電波の利用としては、当該MVNOの使用に係る周波数についても当該MNOの利用として扱われることとなる。

<sup>16</sup> 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

逆に、国内のMVNOがその端末を国外において運用する場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

## 5 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

図 1

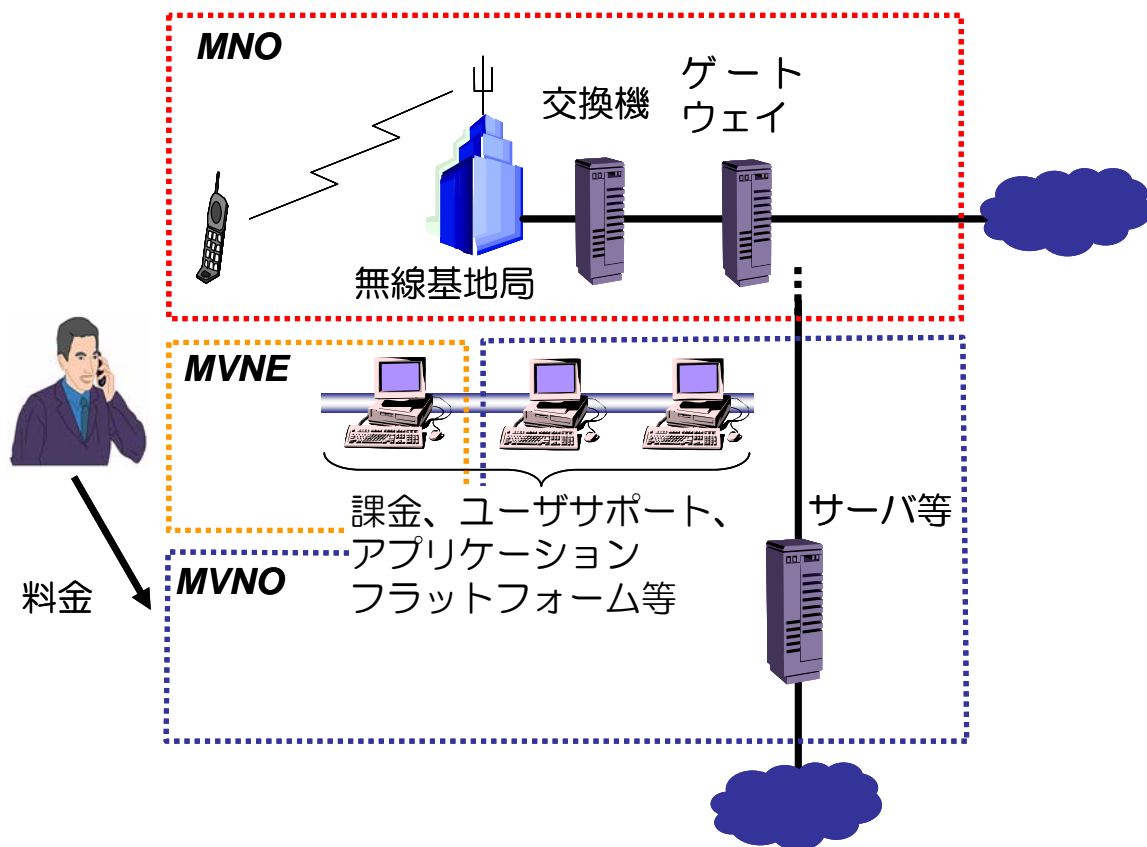
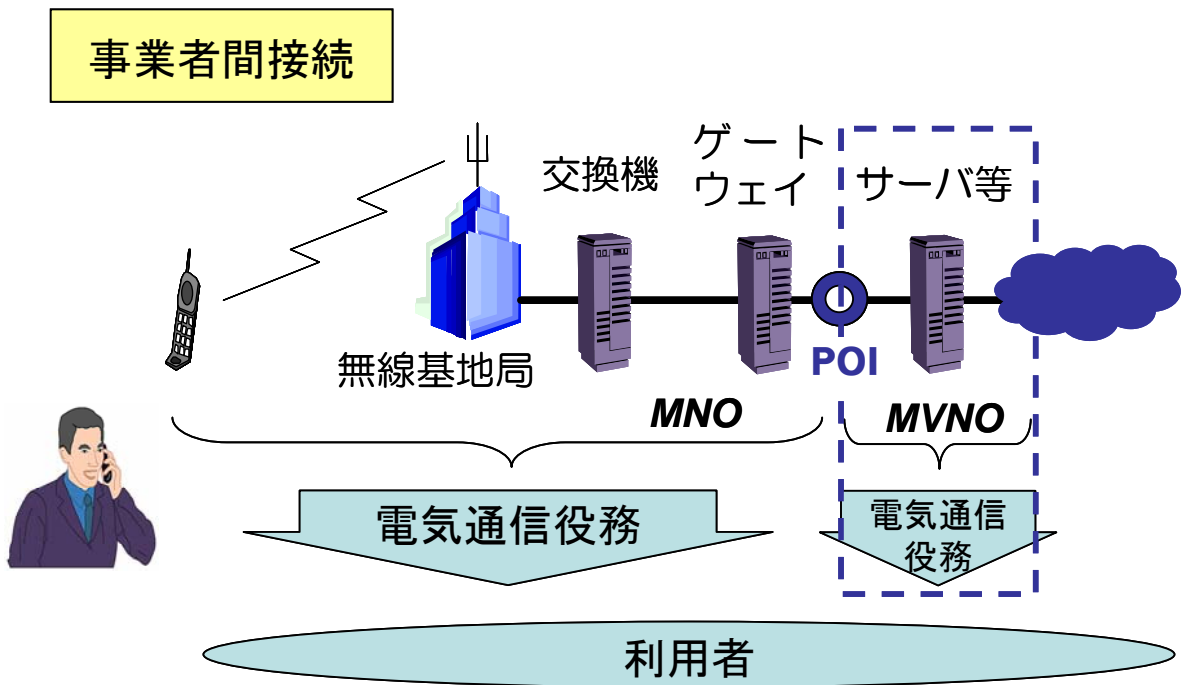
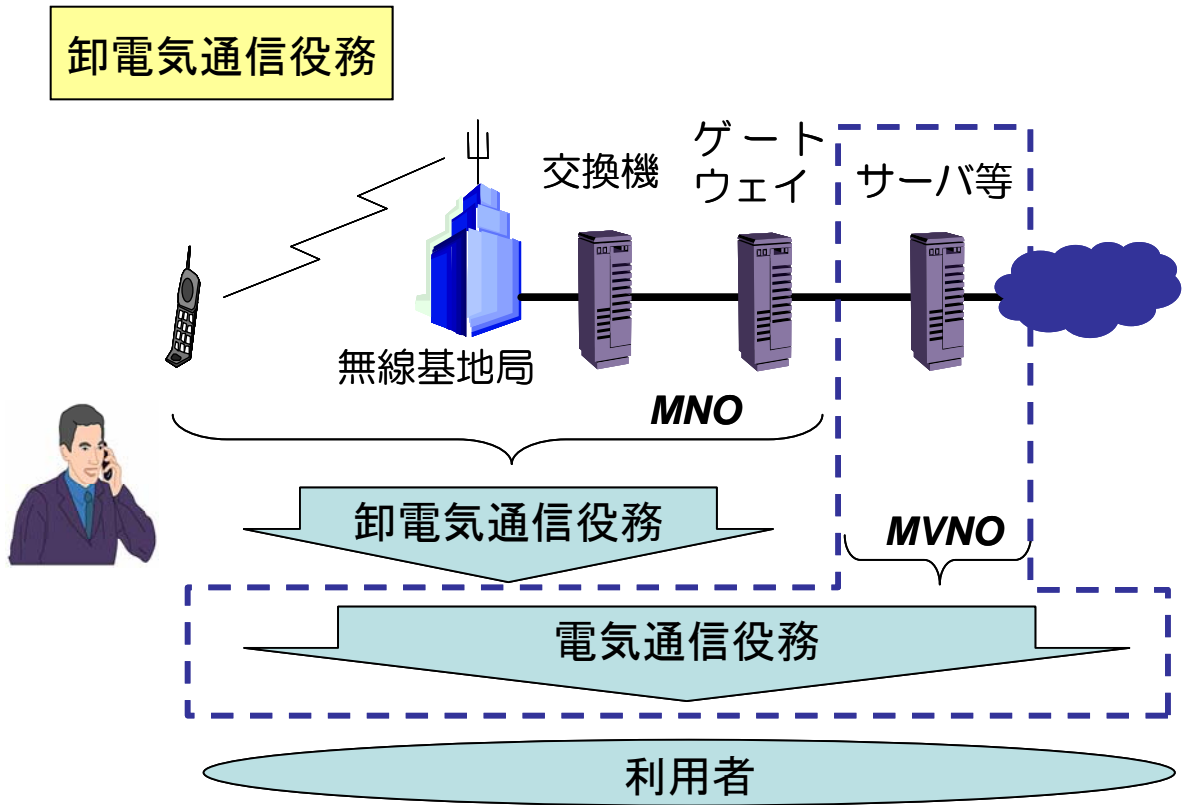


図 2





○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン（平成18年12月22日）

1 本ガイドラインの目的

電気通信事業者が経営破綻等により接続料等の債務を履行することが困難となった場合に、当該事業者と接続等を行っている接続事業者等が当該事業者に対する債権を回収できなくなる事例が発生している。

接続事業者等は、債務の履行が確保されない場合、損失の拡大を防ぐため接続等を停止することが考えられるが、接続事業者等がこうした手段を採った場合、相手先事業者はサービスの提供を継続することが困難となり、利用者の利益が阻害されるおそれがあり、そのため接続事業者等が接続停止等を躊躇すれば、結果として接続事業者等の損失が拡大することとなる。

他方、事業者間で相互接続協定を締結する場合等において、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがあるときは、例えば預託金の提供を受けるなどの債権保全措置を講じることにより当該リスクを回避することが可能であるが、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。

こうした事情を踏まえ、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、本ガイドラインを策定する。

なお、事業者間接続等において債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、当事者間の協議が調わないなど問題が生じた場合には、個々の事案に応じ、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の規定が適用されることとなる。

本ガイドラインは、電気通信事業者が講じる債権保全措置に関連する以下の事業法の規定について、その解釈の参考となるものである。

- ① 電気通信事業者に対する業務の改善命令（事業法第29条第1項関連）
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が申請した接続約款の変更認可（事業法第33条第4項関連）
- ③ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款の変更命令（事業法第34条第3項関連）
- ④ 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は接続条件その他の細目に関する裁定等<sup>1</sup>（事業法第35条関連）
- ⑤ 電気通信事業者間の設備の共用に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は共用の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第38条関連）
- ⑥ 卸電気通信役務の提供に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は提供の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第39条関連）

ちなみに、本ガイドラインは事業者間取引に係るものであり、電気通信役務を利用者に提供する際の指針については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成16年3月）によるものとする。

<sup>1</sup> 総務大臣による裁定のほか、電気通信事業者間の接続協定の締結に関して、一方当事者が協議に応じず、又は両当事者間で協議が調わなかった場合における協議の開始又は再開に係る命令もこれに含まれる（⑤及び⑥も同様）。

## 2 債権保全の具体的施策

債権保全の具体的施策については、以下のとおり、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方を示すこととする。

なお、本ガイドラインにおける便宜上の定義として、預託金とは、債務の履行がなされない場合に債務の弁済に充てることができるよう、あらかじめ担保として供される金銭を指すものとする。

### (1) 債権保全の方式

債権保全の方式としては、預託金のほか、金融機関、関連会社等からの債務保証、前払い、当事者双方の債権を相殺する方式等が考えられる。なお、これらはいくつかの例示であって、同等の合理性を有するその他の方式を排除するものではない。また、どのような方式によるかは、基本的に当事者間の協議に委ねられる。

### (2) 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

- 1) 預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。しかし、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがない場合に預託金の預入れ等を求め、相手先事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって接続等を行わないことは、当該相手先事業者に対する不当な差別的取扱いに該当するおそれがあるものと考えられる（事業法第29条第1項関連）。
- 2) 預託金の預入れ等の要否は、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無により判断することとなるが、その有無については、客観的な指標に基づいて判断することが適当と考えられる。具体的な指標としては次のものが考えられるが、これらはいくつかの例示であって、同等の合理性を有するその他の指標を排除するものではない（カッコ内は、各指標において債務の支払いを怠るおそれがあると判断される場合の一例）。
  - ア 過去の支払実績（過去一定期間において支払遅延があった場合等）
  - イ 信用評価機関、格付け機関等第三者による評価（債務不履行に陥るおそれが極めて高いと評価される場合等）
  - ウ 財務状況（現に債務超過に陥っている場合等）なお、こうした指標は、預託金の預入れ等の根拠となるものであることから、あらかじめ当事者間でその内容を可能な限り明確にしておくことが望ましい。
- 3) 相手先事業者との協議において預託金の預入れ等を求める場合には、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示すことが適当である。また、預託金の預入れ等を求められた事業者は、債務の履行を怠るおそれはなく預託金の預入れ等は不要と考える場合等には、その合理的な根拠を示すなど必要な情報提供を行うものとする。

### (3) 預託金等の水準

預託金等の水準については、競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要なかつ最小限のものとするべきと考えられる。例えば、従量制の接続料の場合であれば、債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額とすることが考えられるが、その内訳は事業者間の取引内容、支払い方法等によって異なるものである。

なお、例えば前払い方式を取り決めている場合や、当事者双方の債権の相殺が可能な場合においては、預託金等の水準を定めるに当たって、当該取決め等も考慮することが望ましい。

#### (4) その他

1) 債権保全措置は債務の履行を確保するために必要最小限のものとするべきと考えられる。このため、一定の事由により債務の支払いを怠るおそれがあると判断し、預託金の提供等を受けた場合において、その後、当該事由が解消されたと判断される時は、提供を受けた預託金等を返還するものとするのが望ましい。

なお、預託金等の返還に関する取決めは、あらかじめ当事者間で明確にしておくことが望ましい。

2) 債権保全の必要性に関する当事者間の協議中における接続、工事の実施等については、個々の事案によって状況が異なることから、一律に考え方を示すことは困難である。しかし、例えば、既に接続等を行っている事業者が新たな機能追加等を申し入れた場合において、当該事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって、現行の接続の停止等を行うことは、不当な差別的取扱いに該当するおそれがあると考えられる（事業法第29条第1項関連）。

### 3 その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記1④～⑥を参照）のほか、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第154条～第157条関連）。

## 関係法令集成

	(頁)
○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）	…法令 1
○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）	…法令 20
○仲裁法（平成15年法律第138号）（抄）	…法令 21
○民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）	…法令 32
○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）	…法令 33
○民法（明治29年法律第89号）（抄）	…法令 37
○民事執行法（昭和54年法律第4号）（抄）	…法令 37
<hr/>	
○電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）（抄）	…法令 38
○電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）	…法令 41
<hr/>	
○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（抄）	…法令 44
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）	…法令 68
○総務省聴聞手続規則（平成12年総理府／郵政省／自治省令第3号）	…法令 72
<hr/>	
○電気通信事業紛争処理委員会運営規程 （平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）	…法令 75
○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則 （平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号）	…法令 80

## ○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規定に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

### （秘密の保護）

- 第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

### （利用の公平）

- 第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

### （基礎的電気通信役務の提供）

- 第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令<sup>※</sup>で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

※ 本法施行規則第十四条

### （重要通信の確保）

- 第八条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に

行うことを要するその他の通信であつて総務省令<sup>(※1)</sup>で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令<sup>(※2)</sup>で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

3 電気通信事業者は、第一項に規定する通信(以下「重要通信」という。)の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令<sup>(※3)</sup>で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

※1 本法施行規則第五十五条

※2 同規則第五十六条

※3 同規則第五十六条の二

#### (電気通信事業の登録)

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令<sup>(※)</sup>で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

※ 本法施行規則第三条

#### (登録の取消)

第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令

若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第九条の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 (略)

#### (電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者(第九条の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令<sup>(※)</sup>で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

※ 本法施行規則第九条第一項

#### (事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令<sup>(※1)</sup>で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令<sup>(※2)</sup>で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

※1 本法施行規則第十三条第一項

※2 同条第二項

(基礎的電気通信役務の契約約款)

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令<sup>※1</sup>で定める事項を除く。)について契約約款を定め、総務省令<sup>※2</sup>で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

3・4 (略)

※1 本法施行規則第十六条

※2 同規則第十五条

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令<sup>※1</sup>で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令<sup>※2</sup>で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令<sup>※3</sup>で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気通信役務であつて、基礎的電気通信役務である電気通信役務については、前項(第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は適用しない。

3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。
- 六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

#### 4 5 6 (略)

※1 本法施行規則第十八条

※2 同規則第十九条の二

※3 同規則第十九条

(特定電気通信役務の料金)

**第二十一条** 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令(※1)で定めるもの(以下「特定電気通信役務」という。)に関する料金について、総務省令(※3)で定める特定電気通信役務の種類ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数(電気通信役務の種類ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。)により定め、

その料金指数(以下「基準料金指数」という。)を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

#### 5 5 7 (略)

※1 本法施行規則第十九条の三

※2 同規則第十九条の四



(提供義務)

第二十五条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における保障契約款に定める料金その他の提供条件による当該指定電気通信役務の提供を拒んではならない。

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令<sup>※1</sup>で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令<sup>※2</sup>で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

※1 同法施行規則第二十二條の二の二第一項

※2 同条第二項及び第三項

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。

第二十九条第二項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。
- 二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。
- 三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。
- 四 電気通信事業者が提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務（保障契約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）を除く。次号から第七号までにおいて同じ。）に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件（料金を除く。次号において同じ。）において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を

阻害しているとき。

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。

九 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

十 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行っていること

により他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したときは当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(禁止行為等)

第三十条 総務大臣は、総務省令(※1)で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令(※2)で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十二条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者(第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に對し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 (略)

※1 本法施行規則第二十二條の三第一項

※2 同條第二項

**第三十一条** 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該電気通信事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）、当該電気通信事業者を子会社とする親会社（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令<sup>※</sup>で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者

に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

4 (略)

※ 本法施行規則第二十二條の六

(電気通信回線設備との接続)

**第三十二条** 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令<sup>※</sup>で定める正当な理由があるとき。

※ 本法施行規則第二十三條

(第一種指定電気通信設備との接続)

**第三十三条** 総務大臣は、総務省令<sup>※1</sup>で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令<sup>※2</sup>で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同

種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令<sup>(※3)</sup>で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令<sup>(※4)</sup>で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできな  
い電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件であつて、その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令<sup>(※5)</sup>で定めるものは、同項の規定にかかわらず、その認可を要しないものとする。

#### 4・5 (略)

6 総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項第二号に規定する原価に照らして不相当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

7 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その設置する

第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件であつて、第三項の総務省令で定めるものについて接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

8 総務大臣は、前項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款で定める接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受け又は第七項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款（以下この条において「認可接続約款等」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

#### 10 (略)

11 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令<sup>(※6)</sup>で定めるところにより、認可接続約款等を公表しなければならない。

#### 12～14 (略)

15 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

#### 16～18 (略)

※1 本法施行規則第二十三条の二第二項

※2 同条第二項

※3 同条第三項

※4 同条第四項

※5 同規則第二十三条の六

※6 同規則第二十三条の八

(第二種指定電気通信設備との接続)

**第三十四条** 総務大臣は、総務省令<sup>※1</sup>で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備(総務省令<sup>※2</sup>で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令<sup>※3</sup>で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令<sup>※4</sup>で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令<sup>※5</sup>で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができ。

一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的條件が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令<sup>※6</sup>で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

6・7 (略)

※1 本法施行規則第二十三条の九の二第一項

※2 同条第二項

※3 同条第三項

※4 同条第四項

※5 同規則第二十三条の九の三

※6 同規則第二十三条の九の四

(電気通信設備の接続に関する命令等)

**第三十五条** 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わなときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わなときは、当事者間の協議が調わなときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画)

**第三十六条** 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能(総務省令<sup>(※1)</sup>で定めるものを除く。)の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令<sup>(※2)</sup>で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日の総務省令<sup>(※3)</sup>で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届

けた計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

※1 本法施行規則第二十四条の五

※2 同規則第二十四条

※3 同規則第二十四条の二第一項

(電気通信設備の共用に関する命令等)

**第三十八条** 総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が電気通信設備の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第一百五十六条第一項において準用する第一百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第一百五十五条第一項」とあるのは「第一百五十六条第一項において準用する第一百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(卸電気通信役務の提供についての準用)

**第三十九条** 第三十五条第三項から第十項まで及び前条第一項の規定は、

卸電気通信役務の提供について準用する。この場合において、第三十五条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、同条第三項及び第四項並びに前条第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十五条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは、「電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、「第一百五十五条第一項」とあるのは「第一百五十六条第二項において準用する第一百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十八条第一項」と、前条第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、「第一百五十六条第一項」とあるのは「第一百五十六条第二項」と読み替えるものとする。

(事業の認定)

**第一百七十七条** 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業者を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る電気通信事業の業務区域

三 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認定の基準)

**第一百九条** 総務大臣は、第一百七十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはな

らない。

- 一 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 二 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 三 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受け、又は第十六条第一項若しくは第三項の届出をしていること。

(事業の開始の義務)

**第二百二十条** 第一百七条第一項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）を開始しなければならない。

2 略

(提供義務)

**第二十一条** 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業の休止及び廃止)

**第二十四条** 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

(認定の取消し)

**第二十六条** 総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第一百八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第二百二十条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。
- 三 前二号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 略

(土地等の使用権)

**第二十八条** 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下この節において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令（※）で定めるもの（第四項において「行政財産等」という。）を除く。以下「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の



権原に基づきその土地等を使用するものがあるときは、その者及び所有者（以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、認定電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用することができる。ただし、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。ただし、同項の協議又は第三百二十二条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めるときは、この限りでない。

4 総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者（その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令（※<sub>2</sub>）で定める者を含む。次項並びに第三百三十条第一項及び第三百三十一条において同じ。）の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第一項の協議が調つた場合には、認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、総務省令（※<sub>3</sub>）で定めるところにより、その協議において定めた事項を総務大臣に届け出るものとする。

7 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、認定電気通

信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

8 認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用権を消滅させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

※1 本法施行令第三条

※2 同第四条

※3 本法施行規則第四十二条

#### （裁定の申請）

第二百二十九条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者は、総務省令（※）で定める手続に従い、その土地等の使用について、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときはこの限りでない。

2 認定電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

※ 本法施行規則第四十三条

#### （裁定）

第三百三十条 総務大臣は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

い。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告しなければならない。

4 (略)

第三百三十一条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる。

第三百三十二条 総務大臣は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4 総務大臣は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめその土地等の所在する都道府県の収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令<sup>（※）</sup>で定める。

5 総務大臣は、第二百二十九条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、そ

の旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、認定電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十五条第八項から第十項までの規定は、第二百二十九条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十五条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「対価の額」と読み替えるものとする。

※ 本法施行令第五条

（土地等の一時使用）

第三百三十三条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の実施に関し、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一〜三 (略)

2〜6 (略)

（土地の立入り）

第三百三十四条 認定電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 (略)

(通行)

**第三百三十五条** 認定電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 (略)

(植物の伐採)

**第三百三十六条** 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、総務大臣の認可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2・3 (略)

(損失補償)

**第三百三十七条** 認定電気通信事業者は、第三百三十三条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第三百三十四条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第三百三十五条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したることによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2・4 (略)

(線路の移転等)

**第三百三十八条** 使用権に基づいて線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所

有者は、認定電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 認定電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者又は土地等の所有者は、総務省令<sup>※</sup>で定める手続に従い、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 第三百三十条、第三百三十一条並びに第三百三十二条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期(前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の所有者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法)を定めなければならない。

7 第四項において準用する第三百三十二条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十五条第八項から第十項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「費用の負担の額」と読み替えるものとする。

※ 本法施行規則第四十七条

(公用水面の使用)

**第四百十条** (略)

(水底線路の保護)

第四百十一条 (略)

第四百十二条～第四百十三条 (略)

(設置及び権限)

第四百十四条 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第四百十五条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員長)

第四百十六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第四百十七条 委員は、電気通信事業に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又

は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認得られないときは、総務大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第四百十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第四百十九条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第五十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を

目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第五十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第五十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第五十三条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令<sup>※</sup>で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会令

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

第五十四条 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適當でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認め

るときを除き、あつせんを行うものとする。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第五十五条 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員

を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百二十八号）の規定を準用する。

（準用）

**第二百五十六条** 前二条の規定は、電気通信設備の共用に関する協定について準用する。この場合において、第五百四十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第五百四十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第五百四十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第五百四十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

（その他の協定等に関するあつせん等）

**第二百五十七条** 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令<sup>※</sup>で定める協定又は契約（第三項において「協定等」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。

2 第五百四十四条第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第五百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

※ 本法施行令第七条

（申請の経由）

**第五十八条** この節の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

**第五十九条** この節に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は政令<sup>※</sup>で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会令

（委員会への諮問）

**第六十条** 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認められたものについては、この限りでない。

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による

卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

第二十九條第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第三項の規定による同条第二項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告又は第二百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

**第六十一条** 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第三項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)(又は第二百二十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条

の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(勧告)

**第六十二条** 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

(報告及び検査)

**第六十六条** 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2(8) (略)

(意見の申出)

**第七十二条** 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則<sup>（※）</sup>の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

※ 人事院規則二一四

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（秘密を守る義務）

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

（政治的行為の制限）

第一百零二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に参与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則<sup>（※）</sup>で定める政治的行為をしてはならない。

- 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
- 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

※ 人事院規則一四一七

（私企業からの隔離）

第一百三十三条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則<sup>（※1）</sup>で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。
- 3 前二項の規定は、人事院規則<sup>（※2）</sup>の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

※1 人事院規則一四一四

※2 人事院規則一四一四、一四一八



○仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（抄）

（趣旨）

第一条 仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。

2 この法律において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。

3 この法律において「主張書面」とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であつて、当該当事者の主張が記載されているものをいう。

（適用範囲）

第三条 次章から第七章まで、第九章及び第十章の規定は、次項及び第八条に定めるものを除き、仲裁地が日本国内にある場合について適用する。

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 第八章の規定は、仲裁地が日本国内にある場合及び仲裁地が日本国外

にある場合に適用する。

（裁判所の関与）

第四条 仲裁手続に関しては、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。

（裁判所の管轄）

第五条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 当事者が合意により定めた地方裁判所

二 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所

三 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

2 この法律の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。

3 裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

（任意的口頭弁論）

第六条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

（裁判に対する不服申立て）

第七条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に對し、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をする

ことができる。

(仲裁地が定まっていな場合における裁判所の関与)

**第八条** 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていな場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍(最後の住所により定まるものを除く。)の所在地が日本国内にあるときも、することができる。この場合においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十六条第三項の申立て 同条

二 第十七条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第十九条第四項の申立て 第十八条及び第十九条

四 第二十条の申立て 同条

2 前項の場合における同項各号に掲げる申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等)

**第九条** この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

**第十条** この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、特別の定め

がある場合を除き、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第十一条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定により裁判所が行う手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(書面によつてする通知)

**第十二条** (略)

2 裁判所は、仲裁手続における書面によつてする通知について、当該書面を名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に配達することが可能であるが、発信人が当該配達の実を証明する資料を得ることが困難である場合において、必要があると認めるときは、発信人の申立てにより、裁判所が当該書面の送達をする旨の決定をすることができる。この場合における送達については、民事訴訟法第四百四条及び第一百十條から第一百三條までの規定は適用しない。

3 前項の規定は、当事者間に同項の送達を行わない旨の合意がある場合には、適用しない。

4 第二項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる裁判所並びに名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 (略)

6 第一項及び前項の規定は、この法律の規定により裁判所が行う手続において通知を行う場合については、適用しない。

(仲裁合意の効力等)

**第十三条** 仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。

2 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報（ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。）その他の書面によってしなければならない。

3 書面によってされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに対して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

6 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。

（仲裁合意と本案訴訟）

**第十四条** 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。

二 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。  
三 当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。

2 仲裁廷は、前項の訴えに係る訴訟が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

（仲裁合意と裁判所の保全処分）

**第十五条** 仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関して、仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げない。

（忌避の原因等）

**第十八条** 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができる。

一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。

二 仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

2 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる。

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。

(忌避の手續)

第十九条 仲裁人の忌避の手續は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第四項に規定するものについては、この限りでない。

2 前項の合意がない場合において、仲裁人の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由とする決定をしなければならない。

4 前三項に規定する忌避の手續において仲裁人の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁人の忌避の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由とする決定をしなければならない。

5 仲裁廷は、前項の忌避の申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手續を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(解任の申立て)

第二十条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁人の解任の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁人にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁人を解任する決定をしなければならない。

一 仲裁人が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなつ

たとき。

二 前号の場合を除くほか、仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

(仲裁人の任務の終了)

第二十一条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

一 仲裁人の死亡

二 仲裁人の辞任

三 当事者の合意による仲裁人の解任

四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續においてされた忌避を理由があるとする決定

五 前条の規定による仲裁人の解任の決定

2 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續又は前条の規定による解任の手續の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる事由があるものと推定してはならない。

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限(仲裁手續における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。)の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手續において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手續の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案についての最初の主張書面の提出の時(口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。)

までに、しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3 当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした場合であっても、前項の主張をすることができる。  
4 仲裁廷は、適法な第二項の主張があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める決定又は仲裁判断により、当該主張に対する判断を示さなければならない。

一 自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合 仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断  
二 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合 仲裁手続の終了決定

5 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自己が仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる。この場合において、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(当事者の平等待遇)

第二十五条 仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われなければならない。

2 仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない。

(仲裁手続の開始及び時効の中断)

第二十九条 (略)

2 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

(言語)

第三十条 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続を定める。

3 第一項の合意又は前項の決定において、定められた言語を使用して行うべき手続についての定めがないときは、その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定(仲裁判断を含む。)又は通知

4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用すべき言語の定めがある場合にあつては、当該言語)による翻訳文を添付することを命ずることができる。

(当事者の陳述の時期的制限)

第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 仲裁被申立人(仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。)

は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

#### (審理の方法)

**第三十二条** 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

3 仲裁廷は、意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。

4 当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

#### (不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

**第三十三条** 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反した

ことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

#### (仲裁廷による鑑定人の選任等)

**第三十四条** 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができない。

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について

て陳述をさせること。

5 前各項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(裁判所により実施する証拠調べ)

**第三十五条** 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができ、ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 当事者が前項の申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない。

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項第二号に掲げる裁判所

二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三 申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(前二号に掲げる裁判所がない場合に限る。)

4 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができ、

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を読誦し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人(民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人という。)に対して質問をすることができ、

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べに

ついて、調書を作成しなければならない。

(仲裁判断において準拠すべき法)

**第三十六条** 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。この場合において、一の国の法令が定められたときは、反対の意思が明示された場合を除き、当該定めは、抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令ではなく、事案に直接適用されるその国の法令を定めたものとみなす。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。

3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。

4 仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従つて判断し、当該民事上の紛争に適用することができ慣習があるときはこれを考慮しなければならない。

(合議体である仲裁廷の議事)

**第三十七条** 合議体である仲裁廷は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならない。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(和解)

第三十八条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。

3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従って決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることの表示をしなければならぬ。

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。

5 (略)

(仲裁判断書)

第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならぬ。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りる。

2 仲裁判断書には、理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

3 仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。

4 仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなす。

5 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。

6 第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。

(仲裁手続の終了)

第四十条 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する。

2 仲裁廷は、第二十三条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一 仲裁申立人がその申立てを取り下げたとき。ただし、仲裁被申立人が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第三十八条第一項の決定があったときを除く)。

四 前三号に掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要があるなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたととき。

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることができる。

(仲裁判断の訂正)

第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。

2 (略)

3 当事者は、第一項の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない。

4 仲裁廷は、第一項の申立ての日から三十日以内に、当該申立てについ



ての決定をしなければならない。

5 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

6 第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

#### 第四十二条 (略)

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第三十九条並びに前条第四項及び第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

(追加仲裁判断)

第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立てのうち仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。この場合においては、第四十一条第五項の規定を準用する。

3 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

第四十四条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、日本の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。

四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。

七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

2 前項の申立ては、仲裁判断書(第四十一条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。)の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期

日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

6 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（同項第一号から第六号までに掲げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）は、仲裁判断を取り消すことができる。

7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。

8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができず。

#### （仲裁判断の承認）

**第四十五条** 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされ

る通知を受けなかったこと。

四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であつたこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであつたこと。

七 仲裁地が属する国（仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあつては、当該国）の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。

八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

3 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。

#### （仲裁判断の執行決定）

**第四十六条** 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作

成されたものを除く。)の日本語による翻訳文を提出しなければならない。

3 第一項の申立てを受けた裁判所は、前条第二項第七号に規定する裁判機関に対して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、第一項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

4 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

6 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 裁判所は、次項又は第九項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

8 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、前条第二項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合(同項第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

9 前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。

10 第四十四条第五項及び第八項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(仲裁費用の分担)

#### 第四十九条 (略)

2 (略)

3 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額を定めることができる。

4 独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有する。

5 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（再審の事由）

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

- 一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。
- 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
- 三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
- 四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
- 五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至つたこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。
- 六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造又は変造されたものであつたこと。
- 七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となつたこと。
- 八 判決の基礎となつた民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
- 九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があつたこと。
- 十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2・3 （略）

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
  - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
  - ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
  - ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
  - ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

2 (略)

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができ。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でのその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

**第十七条** 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

#### （文書等の閲覧）

**第十八条** 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に依じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

#### （聴聞の主宰）

**第十九条** 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令<sup>※</sup>で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

四 前三号に規定する者であつたことのある者

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、

補助人又は補助監督人

六 参加人以外の関係人

※ 行政手続法施行令第二条

#### （聴聞の期日における審理の方式）

**第二十条** 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を發することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは

証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調査及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調査は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調査とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調査及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

**第二十五条** 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

**第二十六条** 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四條第一項の調書内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(不服申立ての制限)

**第二十七条** 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五條第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号(第二十二條第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

**第二十八条** 第十三條第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五條第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべき

こととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分による名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三條第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。



○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（和解）

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

（和解の効力）

第六百九十六条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとす

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（債務名義）

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 六（略）

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七（略）

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（使用権の設定できない土地等）

第三条 法第二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 公共空地（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第一号に規定する公共空地をいう。次条第三号において同じ。）
- 二 道路及び道路予定区域（それぞれ道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路及び同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域をいう。次条第四号において同じ。）
- 三 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（それぞれ都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び同項に規定する予定公園施設をいう。次条第五号において同じ。）
- 四 河川区域及び河川予定地（それぞれ河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域及び同法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川予定地をいう。次条第六号において同じ。）内の土地（同法第七条に規定する河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次条第六号において同じ。）
- 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域
- 六 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であつて、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用さ

せているもの（前各号に該当するものを除く。）

- 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第四項に規定する普通財産であつて、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（第一号から第五号までに該当するものを除く。）

（行政財産等を管理する者等）

第四条 法第二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産（第四号から第六号までに掲げるものを除く。） 当該行政財産を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第八号において同じ。）
- 二 地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産（第四号から第六号までに掲げるものを除く。） 当該行政財産を所有する地方公共団体の長
- 三 公共空地 港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）
- 四 道路及び道路予定区域 道路管理者（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）及びその道路予定区域にあつては国土交通大臣（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路及びその道路予定区域にあつては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）、をいい、高速自動車国道以外の道路及びその道路予定区域にあつては

削除：内閣総理

道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第十二条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道にあつては国土交通大臣、道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社）をいう。

五 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設 公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。）

六 河川区域及び河川予定地内の土地 河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定により、同法第二十四条の規定に基づく権限に属する事務を行い、又はその権限を代わつて行う者があるときは、その者）をいう。）

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域 **防衛大臣**

八 前条第六号に掲げる普通財産 当該普通財産を所管する各省各庁の長

九 前条第七号に掲げる普通財産 当該普通財産を所有する地方公共団体の長

（土地等の使用の対価の額の基準）

第五条 法第百三十二条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第一のとおりとする。

（あつせん等の対象となる協定等）

第七条 法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

一 電気通信回線設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供に関する協定又は契約

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十八条第三項に規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令<sup>※</sup>で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

※ 電気通信事業法施行規則第五十四条の二

別表第一（第五条関係）

一 山林

種類	単位	金額（年額）
裸線又は被覆線	本柱一本ごとに	一、二二〇円
ケーブル	本柱一本ごとに	八七〇円

二 山林以外の土地

種類	単位	金額（年額）				
		田	畑	塩田	宅地	その他
本柱 本柱台柱 又は人形 柱を除く （コン クリート 柱若しく は鉄柱一 本又は鉄 塔の使用 面積一・七 平方メー トルまで に）	本柱一本ごとに	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円	一八〇円
	H柱又は人形柱一本ごとに	三、七四〇円	三、四六〇円	七二〇円	三、〇〇〇円	三六〇円
支線又は支柱一本ごとに		一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円	一八〇円

附属設備

線路保護用柱、水底綫標、支柱又は標石一本ごとに	ハンドホール又はマンホール一個ごとに	使用面積一・七平方メートルまで	その他設備
一、八七〇円	三、七四〇円	一、八七〇円	
一、七三〇円	三、四六〇円	一、七三〇円	
三六〇円	七二〇円	三六〇円	
一、五〇〇円	三、〇〇〇円	一、五〇〇円	
一八〇円	三六〇円	一八〇円	

三 土地に定着する建物その他の工作物  
線路を支持する場所一箇所ごとに

年額一、五〇〇円

○電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十八条の十一及び第八十八条の十七の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別委員）

- 1 第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、電気通信事業に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 特別委員の任期は、二年とする。
- 4 特別委員は、再任されることができる。
- 5 特別委員は、非常勤とする。

（会議）

- 2 第二条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局長）

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第四条の二 委員会の事務局に、参事官一人を置く。  
2 参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第四条の三 前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、総務省令<sup>※</sup>で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則

（あつせんの通知）

第五条 委員会は、当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、総務省令<sup>※</sup>で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

（あつせんをしない場合等の通知）

第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「法」という。）第一百五十四条第二項（法第五十六条第一項及び第二項並びに第五十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令<sup>※</sup>で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(名簿の作成)

**第七条** 委員会は、法第百五十五条第三項（法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならぬ。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令<sup>※</sup>で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第二条

(仲裁委員の選定等)

**第八条** 委員会は、仲裁の申請があったときは、当事者に対して前条第一項の名簿の写しを送付しなければならない。

2 当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、総務省令<sup>※</sup>で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなす。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

**第九条** 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でない認められる法第百五十五条第三項に規定する委員会の委員その他の職員があるときは、総務省令<sup>※</sup>で定めるところにより、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に委員会に対し通知することができる。

2 委員会は、法第百五十五条第三項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、総務

省令<sup>※</sup>で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

**第十条** 委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、総務省令<sup>※</sup>で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(文書及び物件の提出)

**第十一条** 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる。

(仲裁判断の作成)

**第十二条** 仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

(あつせん及び仲裁の手続の非公開)

**第十三条** あつせん委員の行うあつせん及び仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。ただし、あつせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令<sup>※</sup>で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第三条

(あっせん及び仲裁の申請手続)

第十五条 法第百五十四条第一項(法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第百五十七条第一項の規定によるあっせん並びに法第百五十五条第一項(法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第百五十七条第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令<sup>※</sup>で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則

(委員会の運営)

第十六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める<sup>※</sup>。

※ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えないこと。

二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の都道府県の区域を超えないこと。

2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区の区域の変更に  
より、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 様式第三によるネットワーク構成図
- 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

2～7（略）

（事業の休止及び廃止に係る利用者への周知）

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は

削除：簿の謄本



廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止

二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの

三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。

一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからエまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務 アナ

削除: ニ

削除: ロ アナログ電話用設備に係る市内通信 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該端末設備が設置される単位料金区域(電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。)と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

削除: ハ

削除: ニ

ログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

(1) 離島(本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。)のみで構成される単位料金区域(電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、**電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。**)の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。)

ニ 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。)においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。

以下同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

(基礎的電気通信役務の契約款の届出)

第十五条 法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十三の届出書に、契約款(変更の届出の場合は、契約款の新旧対照)を記載した書類を添えて提出しなけ

ればならない。

(基礎的電気通信役務の契約款の届出を要しない提供条件)

第十六条 法第十九条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項以外のものとする。

一 電気通信役務の名称及び内容  
二 電気通信役務に関する料金(手数料その他これに類する料金を除く。)

三 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項

四 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法

五 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

項

六 重要通信の取扱方法

七 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

八 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項

九 有効期間を定めるときは、その期間

(指定電気通信役務の範囲)

第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてそのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの(次の各号に掲げるものを除く。)とする。

一 付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を除く。）

二 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務

三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

四 端末設備の提供に係る電気通信役務

五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務

六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

（保障契約款の届出）

**第十九条** 法第二十条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施前（特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更を含む契約款の設定又は変更の届出にあつては、その実施の日の十四日前（特定電気通信役務に関する料金の変更を含む契約款の変更の届出の場合であつて、料金の変更後の料金指数が基準料金指数以下であることが明らかなる場合にあつては、七日前）まで）に、様式第十四の届出書に、契約款（変更の届出の場合は、契約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（保障契約款の届出を要しない提供条件）

**第十九条の二** 第十六条の規定は、法第二十条第一項の総務省令で定める事項について準用する。

（特定電気通信役務の範囲）

**第十九条の三** 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務

二 データ伝送役務

（特定電気通信役務の種別）

**第十九条の四** 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。

一 音声伝送役務

二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの

三 専用役務

（提供条件の説明）

**第二十二条の二** 法第二十六条の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く）、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。

一 電話（アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

二 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

三 PHS及びPHS端末からのインターネット接続サービス（利用者

の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

四 インターネットへの接続を可能とする役務（前二号に掲げるものを除く。）

五 アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 そのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

七 有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げる役務であるものを除く。）

八 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

九 その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役

## 務

十 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

2 法第二十六条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、電気通信役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 電気通信役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル（以下この号において「申込者ファイル」という。）に記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項

を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。）

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称（電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務の提供に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしている場合を除く。第三号において同じ。）

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「代理等」という。）を業として行う者（以下「契約代理業者」という。）が当該電気通信役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに應じる時間帯（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）

五 提供される電気通信役務の内容（名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、緊急通報そ

の他の当該電気通信役務の利用に係る制限がある場合には、その内容を含む。）

六 その者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金（ただし、電気通信事業者が通話料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、すべての通話料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な通話料金区分の説明によることができる。）

七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて電気通信役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容八 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

九 次に掲げる事項その他の電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を電気通信役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

4〜6（略）

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

第二十二條の三 法第三十條第一項の規定による指定及び同條第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、

総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信設備に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信設備の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信設備の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信設備を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信設備の提供の業務に係る収益の額

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信設備に係る第二十条の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信設備を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二條の六 法第三十一条第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由）

第二十三條 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。

二 電気通信設備の接続に應ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三條の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信設備の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。

3 法第三十三条第一項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

4 法第三十三條第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 符号（電気通信業務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響又は影像の交換若しくは編集又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの  
イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一指定端末系交換等設備」という。）  
ロ 第一指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一指定中継系交換等設備」という。）
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの  
イ 第一指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設備（以下「第一指定市内伝送路設備」という。）  
ロ 第一指定市内交換局と、第一指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一指定中継系伝送路設備」という。）  
三 第一指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信業務に係る情報の管理、電気通信業務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）

第二十三條の六 法第三十三條第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

- 一 付加的な機能の接続料及び接続条件
- 二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項のうち、次の事項  
イ 通信の発信、着信及びその他の経由の分担に係る事項  
ロ 利用者に対する料金の請求及び回収の分担に係る事項
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項のうち、接続料の支払の分担に係る事項
- 四 法第四十一條第一項の技術基準又は法第五十條第一項の電気通信番号の基準を定める総務省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（認可接続約款等の公表）

第二十三條の八 法第三十三條第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（第二種指定電気通信設備の基準等）

第二十三條の九の二 法第三十四條第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十四條第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第七條第九項に規定する携帯無線通信を行う移動する無

線局の無線設備とする。

3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 符号（信号を除く）、音響若しくは映像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの

イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（以下「第二種指定端末系交換設備」という。）

ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（以下「第一種指定中

継系交換設備」という。）

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）

ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備

三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所

二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項



五 接続協定の締結及び解除の手続

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

十一 他事業者との協議が調わないときの法第五十四條第一項若しくは法第五十七條第一項のあつせん又は法第五十五條第一項若しくは法第五十七條第三項の仲裁による解決方法

(届け出た接続約款の公表)

第二十三條の九の四 第二十三條の八の規定は、法第三十四條第五項の規定による同條第二項の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

(接続に係る申立て)

第二十三條の十四 法第三十五條第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申立書を、同條第二項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

(接続に係る裁定の申請)

第二十三條の十五 法第三十五條第三項又は第四項の裁定の申請をしよう

とする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)

第二十四條 法第三十六條第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(変更の届出の場合は、同項の計画(次条及び第二十四條の四において「計画」という。)の新旧対照を記載した書類を添えたもの)を提出しなければならない。

(届出の期限)

第二十四條の二 法第三十六條第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

一 国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した技術的条件であつて総務大臣が別に告示する接続に関する技術的条件に専ら準拠した機能の変更又は追加が行われる場合にあつては、百四十日

二 他の特定の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画の届出の場合であつて当該他の特定の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更等に要する費用を負担することを予定している場合にあつては、四十日

三 法第三十六條第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が同條第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日

2 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四條の五 法第三十六條第一項の総務省令で定める機能は、次のと

おりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するために、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能
- 二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信業務に関する料金を課金する機能及び当該料金を計算する機能（他の電気通信事業者と電気通信業務に関する料金を精算する機能を除く。）
- 四 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能（他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能を除く。）
- 五 公衆電話機により提供される電気通信業務に関する料金を即時に収納するための機能（第一種指定加入者交換機と公衆電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。）
- 六 交換設備及び伝送路設備により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定の業務の部門のみに接続する機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 七 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信業務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いず可能となるもの
- 八 番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 九 ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。）により符号を交換する機能
- 十 デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能

十一 デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能

十二 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能

（共用に係る申立て）

第二十五条の三 法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（共用に係る裁定の申請）

第二十五条の四 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

（卸電気通信業務の提供に係る裁定の申請）

第二十五条の八 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十九の申請書を提出しなければならない。

（卸電気通信業務の提供に係る申立て）

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

（土地等の使用の認可の申請）

第四十一条 認定電気通信事業者は、法第二百二十八条第一項の認可を受けようとするときは、様式第三十九の申請書を、総務大臣に提出しなければ

ばならない。

(協議において定めた事項の届出)

**第四十二条** 認定電気通信事業者及び土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)は、法第二百二十八条第一項の規定による協議が調つた場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調つた日から十日以内に、様式第四十の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(土地等の使用の裁定の申請)

**第四十三条** 認定電気通信事業者は、法第二百二十九条第一項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十一の申請書の正本二通及び副本一通(使用しようとする土地等が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が二以上であるときは、その数と同数)にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあっては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

(線路の移転等の裁定の申請)

**第四十七条** 認定電気通信事業者又は土地等の所有者は、法第三百三十八条第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の申請書の正本一通及び副本一通(線路の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数)を総務大臣に提出しなければならない。

(読替え)

**第四十七条の二** 法第二百二十九条第一項又は第三百三十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在

するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

- 一 特別区のある地 特別区
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区
- 三 全部事務組合のある地 全部事務組合
- 四 役場事務組合のある地 役場事務組合

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

**第五十四条の二** 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)第七條第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(法第十八条第三項に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。)に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二 自家発電設備、クロージャ(伝送路設備をその先端において他の伝送路設備と接続させる設備をいう。)その他の土地等(法第二百二十八条第一項に規定する土地等をいう。)又は電気通信設備に附属して設置される設備

三 専用役務の提供に当たつて用いられ、又は使用契約に基づき提供される設備(前二号に掲げるものを除く。)

(緊急に行うことを要する通信)

**第五十五条** 法第八条第一項の総務省令で定める通信は、次の表の上欄に掲げる事項を内容とする通信であつて、同表の下欄に掲げる機関等にお

いて行われるものとする。

通信の内容	機関等
一 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 予防、救援、復旧等に直接関係がある機関相互間 (2) 上記の事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
二 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 海上保安機関相互間 (3) 警察機関と海上保安機関との間 (4) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関又は海上保安機関との間
三 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
四 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とするもの	新聞社等の機関相互間

五 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急に通報することを要する事項	気象機関相互間
六 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	上記の通信を行う者相互間

(業務の停止)

第五十六条 法第八条第二項の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる機関であつて総務大臣が別に告示により指定するものが重要通信を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。
  - イ 気象機関
  - ロ 水防機関
  - ハ 消防機関
  - ニ 災害救助機関
  - ホ 秩序の維持に直接関係がある機関
  - ヘ 防衛に直接関係がある機関
  - ト 海上の保安に直接関係がある機関
  - チ 輸送の確保に直接関係がある機関
  - リ 通信役務の提供に直接関係がある機関
  - ヌ 電力の供給に直接関係がある機関
  - ル 水道の供給に直接関係がある機関
  - ヲ ガスの供給に直接関係がある機関

ワ 選挙管理機関

カ 新聞社等の機関

コ 金融機関

タ その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

二 前号の場合において、停止又は制限される通信は、重要通信を確保するため必要最小限のものでなければならない。

(重要通信の優先的取扱いについての取り決めるべき事項)

第五十六条の二 電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、当該他の電気通信事業者との間で、次の各号に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 重要通信を確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止すること。

二 電気通信設備の工事又は保守等により相互に接続する電気通信設備の接続点における重要通信の取扱いを一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を通知すること。

三 重要通信を識別することができるよう重要通信に付される信号を識別した場合、当該重要通信を優先的に取り扱うこと。

(総務大臣に対する意見の申出)

第六十四条の二 法第七十二条の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、様式五十二の意見申出書を提出しなければならない。

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行う

ことができる。

一〜八(略)

九 法第三十五条第一項又は第二項の申立て

十 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十一(略)

十二 法第三十八条第一項の申立て

十三 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十四 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て

十六〜二十九(略)

三十 法第四十条第一項の届出

三十一 法第四十条第四項の認可の申請

三十二 法第四十一条第一項の指定の申請

三十三(略)

2(略)

(電磁的方法による提出)

第七十条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に使用する記録媒体により提出する場合

には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

記載した書類を添付しなければならない。

様式第17の5（第23条の14関係）

接続協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。） 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担  
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を  
記載すること。）

電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法第35条第1項の規定により、  
不能

次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17の6 (第23条の14、第25条の3関係)

接続  
共用 協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担  
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載  
すること。)

電気通信設備の接続  
共用 に関する協議が不調  
不能 のため、電気通信事業法 第35条第2項  
第38条第1項 の規定により、

次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) 及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進す るために必要であり、かつ、適切であると 認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17の7（第23条の15、第25条の4関係）

接続  
共用 協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担  
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を  
記載すること。）

電気通信設備の接続  
共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注1）の規定により、次のと  
おり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その 年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第35条第3項
- (2) 第35条第4項
- (3) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項
- (4) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項

2 用紙の大きさは、日本工業規A列4番とすること。



様式第 19 (第25条の 8 関係)

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する  
同法 第 35 条第 3 項 の規定により、次のとおり裁定を申請します。  
第 35 条第 4 項

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
裁定を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
卸電気通信役務の提供に関する命令を経て いる場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第19の2（第25条の9関係）

卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が<sup>不調</sup>不能のため、電気通信事業法第39条において準用する同法

第38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第39 (第41条関係)

土地等 使用 認可申請書  
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記  
載することとし、代表者が氏名を自筆で記入  
したときは、押印を省略できる。 印)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

電気通信事業法第128条第1項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり  
申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者  
及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 3 使用開始の時期
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 土地等の 使用 の認可を申請する理由  
継続使用
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第40（第42条関係）

土地等 使用 継続使用 の協議成立届出書

年 月 日

総務大臣 殿

認定電気通信事業者

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。 印

年 月 日認可があつた土地等の 使用 継続使用 について、下記のとおり、協議が成立したの

で、電気通信事業法第128条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第41（第43条関係）

土地等使用  
継続使用 裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記  
載することとし、代表者が氏名を自筆で記入  
したときは、押印を省略できる。 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。）

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が不調のため、電気通信事業法第  
129条第1項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第45（第47条関係）

線路移転等裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。 印)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が不調のため、電気通信事業法第138条  
不能  
第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 支障の除去を必要とする理由
- 5 支障の除去に必要な措置の概要及び時期
- 6 支障の除去に要する費用及びその内訳
- 7 費用の分担区分に関する意見及びその理由
- 8 協議の不調又は不能の理由
- 9 その他参考となる事項

注1 申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの1人を代表者とし、その旨を記載すること。

2 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第52（第64条の2関係）

意見申出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

電気通信事業法第172条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者等の氏名 又は名称及び住所	
申出の内容	
申出の理由	
その他参考となるべき事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成十三年総務省令第五百十五号)

電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三章の二第二節の規定を実施するため、電気通信事業紛争処理委員会手続規則を次のように定める。

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

**第一条** 電気通信事業紛争処理委員会令(以下「令」という。)第五条、第六条、第八条第二項(令第十条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項(令第十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、及び第二項(令第十条第二項において準用する場合を含む。)、並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。  
2 令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付すものとする。

(名簿の記載事項)

**第二条** 令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

**第三条** 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あつせん及び仲裁の申請件数
- 二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数
- 三 あつせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)の事務に関し重要な事項

(あつせんの申請)

**第四条** 電気通信事業法(以下「法」という。)第五百五十四条第一項(法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、又は第五百五十七条第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。  
2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

(仲裁の申請)

**第五条** 法第五百五十五条第一項(法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、又は第五百五十七条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。  
2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。  
3 紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意を証するものがある場合においては、それを第一項の申請書に添えて提出しなければならない。

(申請の方法)



**第六条** 法第五十四条第一項（法第五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条第一項のあつせん又は（法第五十五条第一項（法第五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長を経由して行うことができる。

（電磁的方法による提出）

**第七条** 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第七十条の規定は、この省令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

様式第1（第4条第1項関係）

あっせん申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が<sup>不調</sup>不能のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定に  
より、次のとおりあっせんで申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の 氏名)及び住所	
あっせんで求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定 又は契約	第157条第1項

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第5条第1項関係）

仲裁申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等  
を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項

- 2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信事業紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○総務省聴聞手続規則（平成十二年十二月二十二日総理府／郵政省／自治省令第三号）

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節の規定を実施するため、総務省聴聞手続規則を次のように定める。

（趣旨）

**第一条** 総務大臣又は総務省に置かれる機関（公害等調整委員会及びこれに置かれる機関を除く。）の長（以下「総務大臣等」という。）が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

**第二条** この省令で使用する用語は、行政手続法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（聴聞の期日等の変更）

**第三条** 総務大臣等が法第十五条第一項の通知をした場合（第三条第三項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、総務大臣等に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 総務大臣等は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 総務大臣等は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時まで法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び第五条に規定する参考人に通知しなければならない。

（関係人の参加許可の手続）

**第四条** 法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、速やかに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（参考人）

**第五条** 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下単に「参考人」という。）に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

（文書等の閲覧の手続）

**第六条** 法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を総務大臣等に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 総務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、総務大臣等は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 総務大臣等は、聴聞の期日における審理の進行に必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該審理において閲覧させることが

できないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二條第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手續）

**第七条** 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までにを行うものとする。

2 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して聴聞を行えない事由により聴聞を行うことができなくなったときは、総務大臣等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手續）

**第八条** 法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第二十二條第二項（法第二十五條後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

**第九条** 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

**第十条** 総務大臣等は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、総務大臣等は、当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出の方法等）

**第十一条** 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

**第十二条** 法第二十四条第一項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）並びに参考人の氏名及び住所並びに総務省の職員の氏名及び職名

五 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人にあつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 当事者等、参考人及び総務省の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 法第二十四条第三項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 意見

二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十三条 法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては総務大臣等に提出してこれを行うものとする。

る。

2 主宰者又は総務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

## ○電気通信事業紛争処理委員会運営規程

平成十三年十一月三十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十四年二月二十六日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十四年六月二十五日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成十五年二月十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十五年十月三日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成十六年三月十五日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十六年十一月三十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

### (目的)

第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の議事の  
手続その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の  
定めるところによる。

### (会議)

第二条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようと  
するときは、委員等（委員及び議事に関する特別委員をいう。以下同  
じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知する。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員等にあらかじめ  
通知した上で、文書による審議を行うことができる。なお、文書による審  
議を行った場合は、委員長はその結果について次の会議に報告しなければ

ならない。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

(指名の欠格)

第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するとき  
その他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法（昭和五  
十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五百五十四条第三項（第百  
五十六条第一項及び第二項並びに第五百五十七条第二項において準用する  
場合を含む。）に規定するあつせん委員又は法第百五十五条第二項（第百  
五十六条第一項及び第二項並びに第五百五十七条第四項において準用する  
場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。

一 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が  
事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該  
親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。

二 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社  
とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親  
等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。

三 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人である  
とき、又はあつたとき。

2 委員会は、既にあつせん委員又は仲裁委員の指名をされた委員又は特別  
委員が前項の特別な関係にあることが分かつたときは、速やかに当該指名  
を解除する。

3 前二項の規定は、仲裁委員を、当事者が合意によつて選定した者につき  
指名する場合には、適用しない。

(回避)

第三条の二 委員及び特別委員は、前条第一項各号に規定する場合のほか自  
己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合  
には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならぬ。

(代理人及び補佐人)

第三条の三 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な  
者を代理人とすることができる。

2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

3 当事者又は代理人は、あつせん委員及び仲裁廷の許可を得て、補佐人と  
ともに出頭することができる。

(手続の分離又は併合)

第三条の四 あつせん委員又は仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あつせん又は仲裁の手續を分離し、又は併合することができる。

(あつせんをしない場合等の通知)

第四条 委員会は、法第五十四條第二項(法第五十六條第一項及び第二項並びに第五十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切つたときも、同様とする。

(あつせんの答弁書の提出期間の指示)

第四条の二 委員会は、電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五條の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

(複数のあつせん委員によるあつせんの審理の指揮)

第四条の三 複数のあつせん委員が指名された場合は、あつせんの審理の指揮を行う者を、あつせん委員の互選により選任する。

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第五十五條第三項(法第五十六條第一項及び第二項並びに第五十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 前項の開示は、電気通信事業紛争処理委員会令第八條の規定による名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う。

第五條 削除

(仲裁手續の準則)

第五條の二 仲裁廷(三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。)は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従つて仲裁手續を行う。

2 仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。

(準備手續)

第六條 仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるときは、

仲裁委員の一人又は二人をして争点若しくは証拠の整理その他の準備手續を行わせることができる。

2 仲裁の審理期日に仲裁委員の一人又は二人が欠席したときは、出席した仲裁委員は、前項の準備手續を任意に行うことができる。

3 前二項の規定により準備手續を行った仲裁委員は、当該準備手續の後に於ける最初の審理期日までに、他の仲裁委員に対しその結果を報告しなければならない。

(和解の勧告)

第七條 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手續のいかなる段階であつても、仲裁を求め事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。

2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の和解の勧告を、仲裁委員の一人又は二人をして行わせることができる。

(仲裁判断)

第八條 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならぬ。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

一 当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所

二 代理人があるときは、その氏名及び住所

三 主文

四 事実

五 理由

六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

2 仲裁廷は、仲裁手續中に仲裁を求め事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあつたときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる。

(証拠資料の閲覧)

第八條の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が電気通信事業紛争処理委員会の事務局において閲覧できるようにする。

(諮問を要しない事項)

第九條 法第六十條ただし書に規定する委員会への諮問を要しない事項



は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとする。

(諮問及び答申並びに勧告)

第十条 委員会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

3 委員長は、委員の中から起草委員を命じ、答申及び勧告の案の起草をさせることができる。

4 答申及び勧告には、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記することができる。

(意見の聴取)

第十一条 委員会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。

2 前項の場合において、委員会は、必要と認めるときは、広く意見を募集することができる。

3 委員会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参考とする。

(聴聞の主宰者の推薦)

第十二条 法第六十一条第二項に規定する聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員長の指名により推薦する。

(不利益処分に関する調査審議)

第十三条 委員会は、不利益処分に関する審議に当たり、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の聴聞の審理の経過を記載した調査の内容及び同条第三項の報告書に記載された聴聞の主宰者の意見を参考とする。

(議事録)

第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開催の年月日及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員及び特別委員の氏名
- 四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名
- 五 出席した関係職員の所属及び氏名
- 六 議題

## 七 調査審議の内容

### 八 議決事項

### 九 その他必要な事項

2 前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委員長の承認を得るものとする。

(議事録等の保存)

第十五条 前条第二項の規定により委員長が承認を得た議事録(以下「会議の議事録」という。)及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。

(会議の公開)

第十六条 会議は、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(会議の議事録の公表)

第十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。

2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。

(会議で使用した資料の閲覧)

第十八条 会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。

2 前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(あつせん又は仲裁の手續に係る資料の非公開)

第十九条 あつせん又は仲裁の手續においてあつせん委員、仲裁委員又は委

員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、公開しない。

2 前項の規定に関わらず、委員会は、あつせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。

(あつせん及び仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表)

第二十条 委員会は、あつせん又は仲裁の手続に関してあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。

- 一 あつせん又は仲裁の申請の受理の年月日
  - 二 あつせん又は仲裁の手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）
  - 三 あつせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要
- 2 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。

- 一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
- 二 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合
- 3 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。

附 則

平成十三年十一月三十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

平成十四年二月二十六日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

1 この決定は、平成十四年二月二十七日から施行する。

2 この決定の施行の際現にされているあつせんの申請に係る審理については、本決定の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則

平成十四年六月二十五日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

平成十五年二月十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十五年二月十二日から施行する。

附 則

平成十五年十月三日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

1 この決定は、平成十五年十月三日から施行する。ただし、第二条の規定については、仲裁法（平成十五年法律第三十八条）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

2 第一条の規定による改正の後の規定は、この決定の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用し、第二条の規定による改正の後の規定は、同条の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用する。

附 則

平成十六年三月十五日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

〔平成十六年十一月三十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号〕

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

## ○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則

平成十五年十月三日

電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

改正 平成十六年十一月三十日

電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

### (適用範囲)

第一条 この決定は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する。

### (書面による通知)

第二条 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所(名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。)に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により發送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであった時に通知がされたものとする。

### (忌避の手続)

第三条 仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

2 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があつたことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

### (暫定措置又は保全措置)

第四条 仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

### (仲裁手続の方法)

第五条 仲裁廷は、この決定の規定に反しない限り、適当と認める方法によつて仲裁手続を実施することができる。この場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

### (異議権の放棄)

第六条 仲裁手続においては、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会の行う仲裁手続に適用される法令、電気通信事業紛争処理委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則(いずれも公の秩序に關しないものに限る。)が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

### (仲裁地)

第七条 仲裁地は、東京都とする。

2 仲裁廷は、前項の規定による仲裁地にもかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

### 一 仲裁廷の評議

二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

三 物又は文書の見分

四 前二号に掲げるもののほか、事実関係につき行う調査

### (仲裁手続の開始)

第八条 仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)が他方の当事者に仲裁の申請があつた旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。

### (仲裁に付することについての回答期間の指示)

第八条の二 委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合(当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。)においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。

### (言語)

第九条 仲裁手続において使用する言語は、日本語とする。その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知（当事者の陳述）

第十条 仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

（口頭審理）

第十一条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

（当事者の守秘）

第十二条 当事者は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」という。）第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

（不熱心な当事者がいる場合の取扱い）

第十三条 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。

2 仲裁廷は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十六号）第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。

（仲裁廷による鑑定人の選任等）

第十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分けることができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

（裁判所により実施する証拠調べ）

第十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。

（仲裁判断の訂正）

第十六条 仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であつて事件に直接適用されるべきものを適用する。

（仲裁廷の議事）

第十七条 仲裁廷の議長は、委員会が仲裁委員の中から指名する。

2 仲裁廷の議長は、仲裁の審理の指揮を行う。

3 仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する。

4 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の議長が決することができる。

（和解勧告の実施の承諾等の方法）

第十八条 運営規程第七条の承諾又はその撤回は、書面で行わなければならない。

（仲裁判断の訂正の申立て期限）

第十九条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りの訂正を申し立てるときは、これを、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内に行なわなければならない。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第二十条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内に行なわなければならない。

(追加仲裁判断)

第二十一条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(仲裁費用の分担)

第二十二条 当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。

#### 附則

平成十五年十月三日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

- 1 この決定は、仲裁法(平成十五年法律第三十八号)の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。ただし、第一条及び第十二条の規定は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(平成十五年電気通信事業紛争処理委員会決定第二号)の施行の日から施行する。
- 2 この決定の施行前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この決定の施行前に提起された仲裁委員忌避の訴えについては、なお従前の例による。

#### 附則

平成十六年十一月三十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。